

令和4年12月

指宿市議会会議録

第4回定例会

指宿市議会会議録目次

令和4年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月29日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
閉会中の継続調査結果報告（総務水道委員長報告，質疑）	6
議案第55号～議案第62号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	9
議案第73号～議案第92号一括上程	30
提案理由説明	30
議案第73号及び議案第74号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	43
議案第75号（質疑，委員会付託省略，表決）	44
議案第76号～議案第92号（質疑，委員会付託）	44
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	45
散 会	45
12月15日	
議事日程	46
本日の会議に付した事件	46
出席議員	46
欠席議員	46
地方自治法第121条の規定による出席者	46
職務のため出席した事務局職員	47
開 議	48
会議録署名議員の指名	48
一般質問	48

高 田 ちよ子 議員	48
1. 安心・安全な生活のために	
2. G I G Aスクール構想について	
田 中 健 一 議員	59
1. 公共施設の転落事故について	
2. 市営住宅について	
3. 農業用資材価格高騰対策について	
松 下 知 恵 議員	66
1. イッシーバス及び乗合タクシーについて	
2. 小中学生の不登校・いじめ・自殺について	
3. 道徳の授業について	
新川床 金 春 議員	78
1. 財政改善計画について	
2. 市営野球場・陸上競技場等について	
3. ヘルシーランド改修計画について	
4. J R路線維持について	
吉 村 重 則 議員	96
1. 国民健康保険について	
2. ヘルシーランド及び山川砂むしについて	
3. インボイス制度について	
4. 空き店舗対策事業について	
延 会	108

12月16日

議事日程	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第121条の規定による出席者	109
職務のため出席した事務局職員	110
開 議	111
会議録署名議員の指名	111
一般質問	111
前之園 正 和 議員	111

1. 自衛隊への名簿提供問題について	
2. 市営住宅家賃の減免について	
3. 子ども医療費助成制度の拡充について	
4. 性的マイノリティーの問題について	
5. 学校給食を完全無料にすることについて	
新宮領 実 議員	126
1. 市長の政策について	
東 勝 義 議員	145
1. 財政再建について	
2. ふるさと納税について	
前 原 五 男 議員	162
1. 地熱について	
2. 令和5年度の予算編成について	
議案第93号上程	170
提案理由説明	170
議案第93号（質疑，委員会付託）	172
散 会	172

12月23日

議事日程	174
本日の会議に付した事件	175
出席議員	175
欠席議員	176
地方自治法第121条の規定による出席者	176
職務のため出席した事務局職員	176
開 議	177
会議録署名議員の指名	177
議案第76号～議案第80号（委員長報告，質疑，討論，表決）	177
議案第81号，議案第82号，議案第85号及び議案第92号（委員長報告，質疑，討論，表決）	179
議案第83号及び議案第84号（委員長報告，質疑，討論，表決）	181
議案第86号（委員長報告，質疑，討論，表決）	183
議案第89号～議案第91号（委員長報告，質疑，討論，表決）	187
議案第87号及び議案第93号（委員長報告，質疑，討論，表決）	188

議案第88号（委員長報告，質疑，討論，表決）	189
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	191
議案第94号～議案第100号一括上程	193
提案理由説明	193
議案第94号～議案第100号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	198
閉会中の継続調査について	200
議員派遣の件	200
閉議及び閉会	200

参考資料

議員派遣書	202
-------	-----

第 4 回 定 例 会

令和 4 年 12 月 議 会

令和4年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 25日間（11月29日～12月23日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月29日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・閉会中の継続調査結果報告（総務水道委員長報告，質疑） ・議案第55号～議案62号 （決算特別委員長報告，質疑，討論，表決） ・議案第73号～議案第92号一括上程（議案説明） ・議案第73号及び議案第74号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第75号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第76号～議案第92号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託）
30日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
12月 1日	木	〃	
2日	金	〃	総務水道委員会（10時開会）
3日	土	〃	
4日	日	〃	
5日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
6日	火	〃	産業建設委員会（10時開会）
7日	水	〃	
8日	木	〃	
9日	金	〃	
10日	土	〃	
11日	日	〃	
12日	月	〃	
13日	火	〃	
14日	水	〃	
15日	木	本会議	・一般質問
16日	金	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第93号上程（議案説明，質疑，委員会付託）
17日	土	休 会	
18日	日	〃	
19日	月	〃	
20日	火	〃	

第 4 回 定 例 会

令和4年11月29日

(第1日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和4年11月29日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 閉会中の継続調査結果報告
- 日程第4 議案第55号 令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第56号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第57号 令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第58号 令和3年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第59号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第60号 令和3年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第10 議案第61号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第62号 令和3年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第73号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の認定を求めることについて
- 日程第13 議案第74号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第76号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第77号 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の全部改正について
- 日程第17 議案第78号 指宿市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例の制定について

- 日程第19 議案第80号 指宿市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第81号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第21 議案第82号 指宿市敬老祝金支給条例の全部改正について
- 日程第22 議案第83号 指宿市ヘルシーランド条例の全部改正について
- 日程第23 議案第84号 指宿市山川砂むし保養施設条例の全部改正について
- 日程第24 議案第85号 指宿市開聞児童館条例の廃止について
- 日程第25 議案第86号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第26 議案第87号 令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第88号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第89号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第90号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第91号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第92号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第32 新たに受理した陳情上程
  - 陳情第15号 来年2月以降，より一層の円安で輸入物価高になることが予測でき，そのため，公的部門の公債発行が困難になるため，ヘルシーランドでの地熱開発や生活必需品の備蓄を求める陳情
  - 陳情第16号 今年12月以降，気温低下に伴い，新型コロナウイルス感染症だけでなく，様々な感染症の流行が予測され，新型コロナウイルスの後遺症が酷くなるため，それらの対策として，イベルメクチンの個人輸入を呼びかけること等を求める陳情

---

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

|         |         |
|---------|---------|
| 1 番 議 員 | 中 村 昭 二 |
|---------|---------|

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |                 |         |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 市 長       | 打 越 明 司 | 副 市 長           | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長         | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長    | 増 永 智 美 | 健康福祉部長          | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長    | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長         | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長   | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長         | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長    | 坂 元 一 博 | 山 川 支 所 長       | 中 島 裕 一 |
| 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一 | 市 長 公 室 長       | 渡 部 徹 也 |
| 総 務 課 長   | 山 下 浩 二 | 経 営 改 善 推 進 室 長 | 木 下 英 城 |
| 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |                 |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 池 水 拓 也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

**○議長（下川床泉）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和4年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（下川床泉）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西森三義議員及び井元伸明議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月23日までの25日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月23日までの25日間と決定いたしました。

**△ 閉会中の継続調査結果報告（総務水道委員長報告、質疑）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

閉会中の継続調査になっておりました総務水道委員会の所管事務調査の結果について、総務水道委員長に報告を求めます。

**○総務水道委員長（東勝義）** 総務水道委員会が実施した所管事務調査、温泉資源を活用した地熱発電等の現状について、調査の経過と結果を御報告申し上げます。

詳細につきましては、皆様方のタブレットに委員会関係として掲載されておりますので、割愛させていただく部分があることを、何とぞ御了承くださいますようお願い申し上げます。

当委員会は、6月17日、指宿温泉に対する現状について、閉会中の継続調査の動議が出され、7月15日の令和4年第2回定例会最終本会議に継続調査の申出を議長に提出することを決定しました。

7月6日の委員会において、継続調査の目的・調査事項について協議し、本市における調和のとれた地熱活用の現状と実態等を詳細に調査し、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例等の改正や見直しなどを補足提言すること、を目的として、温泉資源を活用した地熱発電等の現状について、調査することを決定しました。

さらに、株式会社メディポリスエナジー及びやまとソーラープラント株式会社への現地調査をしたいとの意見を受け、執行部に対する資料請求及び現地調査の日程などについて協議しました。

8月10日の委員会において、企業への質問事項として、①現在の稼働状況及びこれから稼働する予定のものがあれば、その抗井の数や発電の種類、仕組み等について、②温泉資源への影響の有無が確認できるモニタリング状況について、③地域住民への説明について、④雇用状況など、指宿市との関わりについて、の4項目、さらに、上記2社への現地調査を行いたいと議長名で正式に申入れをすること、また、執行部へ平成28年度から令和4年度にかけての地熱活用協議会の議事録や地熱開発をしようとする企業の事業計画及び市からの同意書並びに意見書等について、資料請求することを決定しました。

8月23日の委員会において、株式会社メディポリスエナジー及びやまとソーラープラント株式会社の現地調査を行い、翌24日の委員会において、調査内容をまとめました。

調査内容についてはお目通しください。

また、九州電力山川地熱発電所への現地調査も実施すること、さらに、現地調査終了後に執行部の委員会出席を要請し、説明を求めることなどを決定しました。

9月8日、九州電力株式会社山川発電所へ現地調査を行い、調査内容をまとめました。

調査の内容につきましてはお目通しください。

次に、執行部（市長公室）に条例等の運用に関する説明を求め、質疑を行いました。

指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例第11条の事業計画については、新規掘削、替掘又は増掘を伴うものを対象としており、今ある温泉井戸をそのまま使って発電事業を行うことは、現在の条例の適用対象外である。したがって、市に対して事業計画提出の義務がないし、同意又は不同意の対象にならないということになる。この点については、市の顧問弁護士からも、市が不同意を通知すれば、温泉権の侵害になるとの見解をいただいている。温泉権とは、温泉井戸の所有者が持っている権利で、地上に流出した温泉を利用できる権利のことである。こうした法学的見解については、環境省も県も同意見である。

しかしながら、市としては、やはり周辺泉源への影響や乱開発を未然に防ぎ、持続可能な温泉資源の活用を維持していくため、何らかの形で関与する必要があるとの判断から、今ある温泉井戸をそのまま使う発電事業者については、条例の第4条第3項にある、地熱発電事業者は、事業を進めるためには、機会あるごとに市や地域住民、温泉利用事業者、その他関係各者に対して、事業計画の説明をしなければならない、と規定されているので、この規定を適用し、現在発電事業者には、協議会で事業計画を説明してもらい、計画内容について専門家も交えた質疑応答を通じて、協議会としての意見をまとめていただいている。その後、協議会の意見を踏まえて、必要に応じて事業者に資料の提供や適切な対応をしていただくよう要請をしてきている。実質的には、新規掘削、替掘、増掘を伴う事業計画と同等の審議をし

ていただいております、市としても、基本的な考え方は変えずに対応をしてきているところである、との説明がなされました。

執行部との質疑応答については、お目通しください。

9月21日の委員会において、現地調査並びに執行部の説明を受けて、地熱に関する条例等の改正に対して提言をすることは、法律に関する事項が生じることや執行部の事務スケジュールを勘案すると、限られた時間では困難と思われることから、提言ではなく意見、配慮を求める事項、として報告書に盛り込むことに決定しました。

9月26日の委員会において、これまで協議した事項を整理し、執行部へ提出する報告書として取りまとめるための委員会を開催することを決定しました。

以上の経緯を踏まえ、10月5日に開催した委員会において、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例等の改正に際し、執行部に対する意見として、次の8つの項目に集約しました。

[条例等に盛り込んでほしい事項] 5項目

- ・温泉資源の保護が主たる目的であることを明確にすること。
- ・事業計画の内容説明については、説明範囲について明確にすること。また、合意については、代表者だけではなく住民意思として確認できる内容にすること。
- ・地熱活用協議会は、原則として公開とすること。
- ・条例に違反した場合、各種関係機関と協議して厳罰に処する罰則規定を盛り込むように検討すること。
- ・要綱中の第2条地域住民への説明を求めるときの対象者を、開発しようとする泉源から半径500mないし近接の地区および泉源所有者、とすること。

次に、[制度運用において取り組んでほしい事項] 3項目

- ・事業者に対して、出力・蒸気量・抗井の深さなど、できる限りの情報を提供することを要請する。
- ・国に対して、温泉法とは別に地熱発電に関する法律の整備をするように要請する。
- ・事業計画の変更に伴う届出及び同意を得ることを厳格に運用する。

以上のとおりであります。

11月18日の委員会において、地熱発電等の現状について各視察事業所から受けた説明内容も含め、これまでの延べ9回の委員会における協議の経過及び内容を確認し、総務水道委員会所管事務調査報告書とすることを決定しました。

最後に、本市の基幹産業である観光業には、温泉資源の保護は欠かせないものであり、守っていかなくてはならない。本市の貴重な資源である温泉を、未来永劫にわたって保護するためにも、本市独自の指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例に基づいて、厳格に運用していただきたいと強く要望する。

以上、継続調査となっておりました総務水道委員会の温泉資源を活用した地熱発電等の現状について、所管事務調査が終了したことを御報告申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分  
再開 午前10時11分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、閉会中の継続調査結果報告は終了いたしました。

#### △ 議案第55号～議案第62号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第4、議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第11、議案第62号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（西森三義） おはようございます。これから、令和3年度の決算について御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました、議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第62号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定について、までの8議案について、10月12日から14日及び18日と19日の延べ5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与したかどうかなどの観点から審査を行い、また、今和泉小学校体育館大規模改造工事、市宮野球場本部棟等改修工事など、4か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第56号及び議案第59号から議案第62号までの5議案については、いずれも全員一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第60号及び議案第61号のうち、剰余金処分については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。



なお、議案第55号については、反対討論として、令和3年度は予算段階において、定住促進条例の廃止を盛り込んであったが、議会が否決したことにより、制度としては継続されている。山川バイナリー発電の余剰熱の活用を前提にした予算でありながら、九州電力側とは口頭での約束があるとしながらも、文書による協議や確認は一切ないなど、妥当性に欠くもので問題があり、ヘルシーランドの第1泉源の替掘の問題では、その必要性に不透明な部分があり、結果としても思うような湯量や温度など確保できずに、いわゆる失敗をしており、それらに使われた費用はざっと7,000万円とのことで、最初から替掘ありきではなく、十分な検討をしておれば回避できた損失と思われる。その他、幾つかの問題を挙げて予算のときに反対をしていたが、予算に基づく執行がなされておりますので、同じ理由にて反対する、というものと、観光施設管理課が行ったヘルシーランドの替掘について、計画性、正当性に乏しいものがあり、多額の費用を掛けて全然出なかったということ踏まえれば、断じて許されるような状況ではないと思うので反対する、というものがあり、賛成討論として、ヘルシーランドの替掘の件に関しては、失敗をしたということで断じて許されることではないが、その行った過程としては、不当なものではなかったと考える。結果を重く受け止めていただき、また次へつながるような反省をしていただきながら取り組んでいただきたいという部分も含め、この決算に関しては認定をしたい、というものがあり、起立採決の結果、起立少数により不認定とすべきものと決しました。

また、議案第57号については、反対討論として、後期高齢者医療制度は、75歳という年齢を区切って、国保や健保から追い出し、高齢者を別枠の医療保険制度に囲い込み、高い負担を押し付け、医療報酬も別建てにすることで安上がりの差別医療を押し付けるものであるとの批判もある。さらに、令和3年度は1割から2割負担と倍になった年でもある。この制度の廃止を求める立場からも反対する、というものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

また、議案第58号については、反対討論として、介護保険料の見直しの名によって、保険料が値上げされての予算執行である。よって、市民負担が増えていることもあって反対をする、というものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました決算に関する主な質疑・意見について、議案ごとに申し上げます。

まず、議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について申し上げます。

コロナの関係で、ころばん体操や健幸運動教室などあまり開催できなかったと思うが、予算額に対して決算額があまり変わっていない。参加人数に変化はなかったのか、との質疑に対し、健幸運動教室は、令和3年度は、102回実施、中止が18回、参加者が2,276人、令和2年

度は、73回実施、中止が28回、参加者が1,656人であった。ころばん体操は、令和3年度は、67会場、146地区で1,251人の参加、令和2年度は、69会場、148地区で1,396人の参加であり、145人ぐらい減っている。コロナ禍ではあったが、感染症対策をしっかりと、実施できるように取り組んだ、との答弁でした。

自治会の加入状況はどうなっているか、また、自治会支援事業で、自治会の加入促進事業をやった結果をどのように考えているか、との質疑に対し、自治会加入率は、令和4年1月1日時点で77.94%であり、令和3年1月1日時点は78.49%、令和2年4月1日時点は80.5%であったことから、年々低くなりつつあるところであるが、自治公民館長等とも連携を取りながら、何か手立てはないか、今、模索をしている、との答弁でした。

地区によっては、公民館長の成り手がいないという問題もあると聞くが、どのような支援を行っているか、との質疑に対し、地区役員の成り手がいないという問題が現実として上がってきている。健幸・協働のまちづくり課や集落支援員と協力しながら話し合い活動等を進め、対策を講じていこうとしている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について申し上げます。

定住促進対策事業のお試し滞在サポート事業と新築・中古住宅購入補助は、それぞれ何件分で、応募状況はどうだったのか、との質疑に対し、お試し滞在サポートは、旅費の補助が延べ34人に対して56万5千円を補助している。このお試し滞在サポートを利用して、実際に移住して来られる方への定住準備金を4世帯8名に40万円支給している。また、定住促進助成金75万円は、2世帯2人に支給している、との答弁でした。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象は何世帯で、そのうち何世帯が申請したのか、との質疑に対し、6,770世帯が対象で、令和4年10月11日現在、6,728世帯が申請している、との答弁でした。

JR九州等へ要望活動を行っているが、成果としてどういうことがあったのか、との質疑に対し、昨今、JR、バスも含めて非常に利用者が少なくなり、厳しい状況である。市内の高校、観光協会、商工会議所等にも要望や意向を聴き、取りまとめてJRの鹿児島支社と九州本社に要望を上げている。現実的に非常に厳しいと思われるが、今後も活動していきたいと思う、との答弁でした。

定住促進条例は、一度も指宿市に住民票を置いたことのない人が対象ということでUターンは除外されていたが、Uターンについても検討していくと聞いている。具体的にいつ頃改正するのか、との質疑に対し、以前、市長も答弁しましたように、移住者に対して、住む場所、仕事、子育てなどをワンパッケージ化して対応できるようにしなくてはならないと思っている。これに危険空き家の問題も出てくるが、それぞれ、担当が縦割りになっているので、そこをトータル的に考えていく中で、Uターンや今の補助金制度も併せて検討してい

く。そのための組織体制も整えていきたいと考えている、との答弁でした。

主な意見として、JR九州への要望活動として、指宿駅に時間制限ができたり、新聞紙上でいろいろなものが出てくると、指宿枕崎線が非常に危うい状況なのかなという思いをされている市民の方が結構いるので、存続の活動をきっちりとやっていただきたい、というものと、住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金が対象となる全世帯に支給できるようにしていただきたい、というものがありました。

次に、経営改善推進室所管分について申し上げます。

平成29年に策定した公共施設等総合管理計画の見直しが必要になったということだが、その理由は何か、との質疑に対し、令和2年度に策定した指宿市学校施設長寿命化計画やそれぞれの施設の個別施設計画等のほか、平成29年度以降に建設、除却、大規模改修等を行った施設の情報を加える内容の改定が必要であった、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

防犯灯の電球交換について、業者が交換をした後、換えたことの確認をしているのか、との質疑に対し、業者に依頼をした後は、請求書が出されるので、そこで確認しているが、実際に交換した後の現場を職員が確認するところまでは至っていないので、今後、調査に行くようにしたい、との答弁でした。

防犯灯はどのような場所に設置するのか、との質疑に対し、防犯灯に関しては設置基準を作っており、主に幹線道路の地区間及び通学路に設置することを基本としている。道路照明灯などの光源からおおむね70mから100mにわたり照明がない場所のほか、設置間隔が基準を満たしていなくても、曲がり角や建物の陰などの暗い箇所は実態を調査し、設置するか否かを判断して、との答弁でした。

主な意見として、防犯灯について、交換を業者に頼む際に期限を設けたり、交換後の確認を業者にしていきたい、というものと、防犯灯の設置は、防犯上必要なので、要望等が出たら速やかに対応していただくようお願いしたい、というものがありました。

次に、財政課所管分について申し上げます。

環境省と土地の等価交換を行っているが、市にメリットがあるのか、との質疑に対し、これまで、環境省から市が借りていたテニスコートの土地と、市が環境省に貸していた土地の単価に価格差があったので、環境省に対し、価格差の解消をお願いする要望書をずっと出していた。しかしながら、全国的に低廉な価格で借り上げている実態から、指宿市のみを特別とすることは困難であり、解消するには、土地の等価交換しかないということで交換を実施した、との答弁でした。

池田湖売店トイレの解体工事について、まだ使えるしっかりした建物であったトイレを先に壊して、イッシー公園やえぶろんはうす、旧売店の裏側のトイレを使ってくださいという

ようなことをやっていたが、なぜそういうことになったのか、との質疑に対し、池田湖売店トイレは、最終的には解体したが、県のトイレができるまでの間はなかったことから、財政課で所有しているトイレを観光客も利用するという一方で、観光課から使わせてほしいとの要請があった。そういった事情で県のトイレの整備の進捗に合わせた形で、財政課が所有しているトイレを使えるようにしたということである、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について申し上げます。

職員に対し、人権啓発研修を行っているが、どういった内容なのか、との質疑に対し、同和問題、コロナ、女性、インターネットでの差別問題にということタイトルとして、県の人権同和対策課、人権研修推進員に職員向けの研修をしていただいたものである、との答弁でした。

メンタルヘルスのカウンセリングを38名受けているが、どういう内容の相談が多いのか、との質疑に対し、メンタルヘルスについては、ストレスチェックを職員に対して行っているほか、本人が希望する場合や新規採用職員、育児休業から復帰した者等にカウンセリングを行っている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について申し上げます。

子どものサポート体制整備事業について、スクールソーシャルワーカー2名は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格や経験がある方なのか、との質疑に対し、2人とも精神保健福祉士の資格を取っており、そのうち1名は保育士、あるいは幼稚園免許等も持っている、との答弁でした。

発達障害は、言葉からしてマイナスイメージが強いが、ときとして、特別な能力を持っている人が相当いるということで、その子の持っている特別な能力を伸ばしてやることも大事だと思うが、そういった視点での取組はやられているのか、との質疑に対し、発達障害という言葉は、実際の学校現場ではあまり使わない。個性、あるいは特性として、その子が持っている秀でたものを伸ばしていくためにはどういった支援が必要かということで、幼稚園、保育園から高校までつなげていく支援計画を作り、一人ひとりにできるだけ寄り添った形で、その特性を生かすということに取り組んでいる、との答弁でした。

主な意見として、子どものサポート体制整備事業について、カウンセリングの申込みが増えているということなので、スクールカウンセラーや定期カウンセリングの数を増やす検討をしていただきたい、というものと、発達障害については、個性という答弁がされた。ここ4・5年は、そういうことが一生懸命やられているという話でしたので、しっかりとやっていただきたい、というものがありました。

次に、教育総務課所管分について申し上げます。

基金運用状況について、新小田奨学資金基金だけが取り崩されて利用されていることになっているが、ほかの三つの基金はどのような状況か、との質疑に対し、四つ基金があり、新小田奨学資金と今村光雄奨学資金は貸付ではなく、給付型の奨学資金である。新小田奨学資金は、月5千円で12月の10人分ということで、利子と合わせて60万円に足りない分を取り崩している。大重・岩崎奨学資金は、貸付型の奨学資金で、基金の中で貸付をして償還をしてもらっていることから、取崩しではなく、相殺という形になっている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について申し上げます。

池田小学校の廊下が非常に危ないという指摘があり、7・8年ぐらい前からそういう状況だということだが、補修等の要望は来っていないのか、との質疑に対し、池田小学校の廊下がぼこぼこしているのは確認している。学校からの要望もあるようなので、緊急性等を勘案しながら、ほかの学校と合わせて修繕する方向で考えたい、との答弁でした。

開聞小学校保健室のシャワー室設置工事は新設なのか。また、設置の目的は何で、全ての小中学校に設置されているのか、との質疑に対し、保健室内の一角を使い新設している。おもらしをした子を洗ったりするときなどに利用しており、池田小学校と川尻小学校以外は全て設置している、との答弁でした。

主な意見として、小学校の廊下等が傷んでいるが、早急な改修ができるよう検討をさせていただいて、子供たちの安心・安全を守っていただきたい、というものと、川尻小学校と池田小学校のシャワー室については、公平を期するためにも早急に対応していただきたい、というものがありました。

次に、歴史文化課所管分について申し上げます。

時遊館COCCOはしむれの空調設備が老朽化して替えたということだが、何年経っていたのか、との質疑に対し、平成8年に時遊館COCCOはしむれが建設されたので、25年経過していた、との答弁でした。

郷土芸能について、披露する場がなくて廃れていくと思われるが、歴史文化課として披露する場を考えているか、との質疑に対し、令和3年度はコロナ禍もあり、思うような活動ができていない団体が多かったが、令和4年度は、伝統文化フェスティバルを年明けに計画しており、3年掛けて全ての団体が披露できるようなイベントにしていく予定で準備を進めている、との答弁でした。

主な意見として、郷土芸能保存会の活動は、現状では、ほとんど自分たちでお金を負担しながら継承している。2万円の助成があるが、あまりにも少額なので、できるだけ増額していただきたい、というものがありました。

次に、学校給食センター所管分について申し上げます。

地産地消の推進ということで、給食にソラマメ、オクラなどの地元食材を使ったとのこと

だが、全体的にどれぐらい購入したのか、との質疑に対し、令和3年度の地元食材の購入割合は、市内業者からの購入が38.5%、市外業者からの購入が61.5%で、そのうち、県学校給食会からの購入が36.7%である、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿商業高校所管分について申し上げます。

空調機の電気代は、当初PTAが負担していたが、現在はどのようになっているか、との質疑に対し、令和3年度から、全額市で負担している、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について申し上げます。

マイナンバーカードの申請は何件で、交付率は何%になったのか、との質疑に対し、令和3年度において、総申請件数は1万6,648件、総交付件数は1万4,516件で、指宿市の交付率は36.51%である、との答弁でした。

今和泉と池田の分室で3名が仕事をされているが、それぞれの取扱件数と金額はどうなっているか、との質疑に対し、令和3年度の窓口事務取扱件数は、今和泉分室が783件、池田分室が903件、公金の取扱金額は、今和泉分室が234万5千円、池田分室が471万9千円になる、との答弁でした。

主な意見として、マイナンバーカードは国策であるので、もっとその優位性を広く説きながら、推進を精力的に行っていただきたい、というものがありました。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

鰻池の水質改善対策事業で、平成29年8月のカビ臭発生のおきから継続してアクアファインを使用しているが、水質の状況は維持され、効果が出ているのか、との質疑に対し、令和3年度も鰻池で9回の水質調査を行い、結果は良好で水質は保たれていると考えている、との答弁でした。

ごみステーションへのごみの出し方について、なかなかルールが守られていないが、どういった状態で、令和3年度については、どういったものが多いのか、との質疑に対し、ごみステーションには出せないようにしているカセットボンベなどを不燃ごみで出す方がいる。ごみステーションではなく地区の立会収集か持ち込みでお願いしますといった形に変更して周知をしているが、混載しているものがある、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

令和3年度において、差押えや強制執行されたのは何件で幾らか、との質疑に対し、差押えは、69人に対して69件、金額で5,222万1,451円となっており、内訳は、給与が27件の688万2,444円、預貯金が19件の736万6,057円、生命保険が8件の635万6,800円、動産が1件の214万4,856円であった。また、競売事件等への交付要求が10件の2,855万5,694円などとなって

いる、との答弁でした。

差押え等を行った故に、生活困窮を強いるような結果になったというようなことはないか、との質疑に対し、差押え等を行う場合は、その世帯をみて、例えば給与、年金を差し押さえる場合は、1人世帯であれば10万円以上の部分だけを差し押さえる。また、2人世帯ということであれば、14万5千円を超える部分のみを差し押さえているので、生活困窮を強いるようなケースはないと認識している、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について申し上げます。

訪問給食サービスについて、65歳未満の身体障害者等ということで、年度末利用者が11人、5,121食と、非常に少ないがなぜか、との質疑に対し、一般会計で支出している分は、65歳未満の方と身体障害者等で、介護特会のほうで別途、65歳以上が315人となっている、との答弁でした。

シルバー人材センターで活動されている方々への保険や補償はあるか、との質疑に対し、仕事中に発生した事故については、シルバー人材センターで傷害保険や熱中症保険などの労災保険などに加入しているようである、との答弁でした。

主な意見として、シルバー人材センターの登録者の方々ができるだけ働きやすい環境づくりというものを構築していただきたい、というものがありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

不妊治療助成について、国・県から助成があるが、市の助成は、実費に対して足りない分を助成するのか、との質疑に対し、鹿児島県の不妊治療助成費に準ずるような形で補助しており、県は30万円が上限で、指宿市はそれにプラスして10万円を上限に補助している、との答弁でした。

主な意見として、不妊治療ですごく困っている方がいると聞く。治療費がすごく掛かるといふことで、助成金を上乗せするよう検討していただきたい、というものがありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

国の保育士等処遇改善臨時交付金について、月額9千円程度引き上げるといふことだが、これは臨時職員も入っているのか。また、9千円程度引き上げられたことを確認はされたのか、との質疑に対し、臨時職員も対象になっており、実績報告をいただいて確認している、との答弁でした。

保育所について、待機児童という規定に関わらず、希望するところに入れずに待機している人はどれぐらいいるのか、との質疑に対し、令和4年4月現在で、0歳児が4名、1歳児が1名、合計5名である、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について申し上げます。

体育施設の管理運営について、指宿市に体育施設が幾つあって、令和3年度に使用されなかった施設があるのか、との質疑に対し、市内には、直営のいぶすきフットボールパークも含めて23施設あり、うち22施設は指定管理者にお願いしている。令和3年度に利用がなかった施設は、現在休止中のB & GのプールとB & Gの艇庫である、との答弁でした。

おいでよ！スポーツでいぶ好き元気プロジェクト事業において、幾らぐらいの経済効果があると見込んでいるのか、との質疑に対し、スポーツコミッションいぶすきで、合宿する方々に対してスポーツ・芸術・文化合宿奨励金を出しており、1億3,100万円程度の経済効果があると見込んでいる、との答弁でした。

いぶすきフットボールパークについて、芝の管理に幾ら掛かっているのか、との質疑に対し、令和3年度分のいぶすきフットボールパークの維持管理経費は、約2,160万円で、ここに職員の人件費400万円を加えると、当初想定していた2,500万円程度になる、との答弁でした。

成果説明に、いぶすきフットボールパークや市営野球場への誘致、受入支援を重点的に行ったとあるが、その効果がどの程度あったのか、との質疑に対し、スポーツ等の合宿の奨励金の支給は、令和2年度が29団体、令和3年度が47団体で、人数も令和2年度は836人、延べ宿泊人数では3,193人だったが、令和3年度は、実人数が1,629人、延べ宿泊人数が6,656人と約2倍という形で、徐々に上がってきている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

イッシーバスは30人ぐらいは乗れると思うが、たくさん乗っているのを見たことがなく、毎回、2、3人ぐらいしかいないような気がするが、小さめの車を考えたことはないか、との質疑に対し、現在、運用しているバスは小型バスで、それよりも小さいバスとなると、10人から15人乗りの車両になるが、今後、地域の方々や利用者にルートや利便性などについてアンケートを採りながら、車両等の運用についても検討していきたい、との答弁でした。

主な意見として、イッシーバスについて、利用に応じて柔軟に考えて、バスの小型化を検討していただきたい、というものがありました。

次に、ふるさと納税室所管分について申し上げます。

ふるさと納税の令和3年度実績は、令和2年度に比べてほとんど変化がないようだが、これについてどういう分析をされているか、との質疑に対し、ふるさと納税は、全国的に令和3年度は令和2年度に比べると23%ほど伸びているが、鹿児島県内に限っては0.5%の伸びで、ほぼ横ばいとなっている。これは鹿児島県内は、早くから取り組んでいた関係で、全国のニーズの中では、ある程度の需要を満たしているためだと考えている、との答弁でした。

令和3年度に返礼品の見直しというのは図ったのか、との質疑に対し、令和3年度は、前年と比べると事業者の登録は21社多く、返礼品も294品の追加をした。商品の見直しと新規登



録は、随時促しながら進めているところである、との答弁でした。

主な意見として、ふるさと納税は、市の大きな財源であるので、関連団体の協力をいただきながら、官民一体となって取り組んでいただきたい、というものがありました。

次に、観光課所管分について申し上げます。

稼げる地域づくり推進事業で、いぶすき観光デザインに負担金を出しているが、どのような実績があるか、との質疑に対し、いぶすき今だけ直割キャンペーンを実施したり、観光庁の事業を活用して、既存観光の拠点再生や高付加価値化事業ということで、エージェントと一緒に商品を作るようなことを実施したようである。また、いぶすき観光デザインの大元の目的であるDMOの候補法人の申請を早い段階で取り、現在本申請に向けて作業を進めている。そのほか、中央大学と一緒に、指宿の入込状況等々のデータを分析してもらったり、コロナでなかなか出張できなかった中、合間を見てセールスに行くなどしていただいた、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について申し上げます。

ヘルシーランド露天風呂第1泉源掘削・廃坑工事の設計業務をした会社は、地熱開発の専門業者だと説明を受けたが、なぜこういう業者に高い設計委託料まで払って設計業務を委託したのか、との質疑に対し、蒸気を伴う泉源の廃坑工事並びに掘削工事に関することだったので、当時、競争入札参加資格者名簿、土木設計に搭載された九州管内の84社に対し、計画策定、工事設計、施工監理の実績を有するか、また、国内において、地熱資源調査実績があり、地熱資源の賦存状況等について知見を有するかについて照会を行ったところ、両項目とも有すると回答のあった業者は1社だけであった、との答弁でした。

元々、第1泉源を掘ったのは地元業者と聞いているが、その業者に当初、相談したことがあるのか。また、相談しなかったとすれば、その理由は何か、との質疑に対し、平成12年に泉源を掘削した業者は、廃業していたため相談していない、との答弁でした。

ヘルシーランド露天風呂第1泉源掘削・廃坑工事は、結果的に失敗だったというわけだが、設計と工事に幾ら掛かったのか、との質疑に対し、設計業務委託は、露天風呂の第1泉源と塩田跡地の観光用泉源の廃坑、掘削工事の設計を行ったもので、562万6,800円。監理業務委託は、548万9千円。第1泉源の掘削、替掘、廃坑工事は、5,689万7千円で、総額6,801万2,800円になる。このうち、令和3年度に実施したものは、6,238万6千円である、との答弁でした。

主な意見として、温泉掘削事業は非常に難しいものがある。単に専門業者だけに依頼するのではなく、地元企業は温泉鉱脈など熟知しているので、これからの事業においては、これまで関わってきた方々や地元企業の意見を求めることをお願いしておきます、というものがありました。

次に、土木課所管分について申し上げます。

橋梁の長寿命化修繕事業については、点検だけでなく、補修まで含めてやるのか、との質疑に対し、5年に一度の点検をしながら、その状況を把握して、交付金事業により工事も行っている。損傷度の高いところから、随時、行っている、との答弁でした。

認定外道路については材料支給等を行っているが、高齢化により労力もなかなか地元では出せないということで、問題を抱えたままになっている所もあると思われるが、どのように対応しているか、との質疑に対し、里道等については、地域に根差した、地域の受益者の方々での管理をお願いしているが、高齢化などでなかなか作業に参加できる人がいないということもあって、管理が難しいところもある。市では認定外道路整備要綱があり、その基準が満たされれば、材料支給、また、50%の補助金を支給して、なんとか地区の負担を少しでも軽くできるのではないかとということで対応している、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について申し上げます。

指宿港海岸整備事業の進捗はどのようになっているか。また、完成見込みはいつか、との質疑に対し、令和3年度末の事業費ベースで進捗率53.2%となっている。国の事業評価監視委員会で事業が見直され、令和9年度の完成で事業費も60億円増額されて180億円となっている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

市営住宅の修繕・改修について、年間を通してどれぐらいの要望があり、どの程度応えられたのか、との質疑に対して、令和3年度は、シルバー人材センターに委託した28件も合わせて、合計で497件、1,855万6,408円の修繕補修を行った。要望があり、市が行う分の修繕については応えられたと考えている、との答弁でした。

住宅使用料の未納金については、何人分なのか。また、未納している人は、たまには払うことがあるのか、それともずっと払っていないのか、との質疑に対し、令和3年度以前で53名の方が滞納しており、なかには納められない方もいる。また、1月分納められない方は分納という形をお願いしたり、誓約書を貰ったりという形で指導をしながら徴収している、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について申し上げます。

山地生産基盤パワーアップ事業で、集出荷貯蔵施設の整備を行ったということだが、主にどのような作物を重点的にやろうとしているのか、との質疑に対し、キャベツ農家がグローバルGAPを取得しており、施設を造る前から輸出に取り組みされていたが、予冷施設を設けてキャベツを新鮮な状態で輸出したいということで、計画を立てて補助金を活用した施設を建

設した、との答弁でした。

山川高校と連携しパッションフルーツ栽培の取組を行ったとあるが、本市におけるパッションフルーツの生産量や生産者はどのようになっているか、との質疑に対し、パッションフルーツを専業でやられる方は、片手ぐらいしかおらず、農協や業者を通じての販売活動はそれほどされていないが、オクラに代わる高収益作物、高齢者向けの作物として展開できないかというような希望もある。専業的にはなかなか厳しいとは思いますが、興味のある方々が少しずつ取組を広げていただければ、新たな特産品になるのではないかと考えている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農産技術課所管分について申し上げます。

鳥獣被害が年々増えているが、前年度と比較してどういう状況か。また、猟友会の会員も高齢化して、少なくなっているような話も聞くが、状況的にはどうか、との質疑に対し、有害鳥獣の捕獲頭数について、イノシシは令和2年が410頭、令和3年が381頭と若干減っているが、高い数で推移している状況である。ほかにもヒヨドリやアナグマ、タヌキなど、年によっては増減するが、同じような形で推移をしている。ヒヨドリについては、渡りをする年は増えて、それ以外の年はそこまでは来っていない状況で、令和3年は632羽だったが、令和2年は2千羽近く獲れている。捕獲隊員の方々は高齢化が進んでいるが、毎年、罠の試験を受ける方がいて、猟友会に加入される方もいるということで、ここ数年は60名前後で推移をしている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

老朽化した給水栓の取替更新事業を行っているが、令和3年度時点で進捗率は何%か。また、何年度までの計画か、との質疑に対し、畑地帯総合整備事業については、令和3年度末時点の進捗率は、事業費ベースで71.9%となっている。事業は令和6年度までとなっているが、事業費自体が大分増額され、事業計画の変更もできない状態なため、令和7年度から新たに事業をするという計画で、何年度に終わるかというのは、まだ分からない、との答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、デジタル戦略課、選挙管理委員会事務局、会計課、監査委員事務局、議会事務局、社会教育課、農業委員会事務局、国保介護課、建設監理課の各所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

次は、議案第56号、令和3年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

健康推進員活動事業について、特定健康診査の受診率を上げるということで健幸推進員

256名が活動していますが、どのような活動をしているのか、との質疑に対し、各地区で行われる集会や催し物等に出向いて、特定健診や人間ドック等の受診勧奨をしていただいている、との答弁でした。

令和3年度は、法定外繰入を1億2,000万円しているが、県の指導は法定外繰入をなくすようにということのようである。法定外繰入は、国保税を少しでも安くとどめるために必要と思うがどうか、との質疑に対し、国保税の負担緩和という意味合いで法定外繰入をしているが、本市だけではなく、県内全体の課題でもある。県内全体で、各自治体が健全化計画を策定して、令和5年度の法定外繰入をゼロにするよう進めているところであり、本市も平成30年度に立てた計画に基づいて遂行したいと考えている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第57号、令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

フレイル予防の普及啓発について、令和3年度に60会場で790人に体力測定をしているが、どのような集め方・周知をしたのか、との質疑に対し、ころばん体操の会場に出向いて体力測定を行っている。また、以前ころばん体操に参加していただいた方で最近来なくなった方々をピックアップして電話を掛けて調子を聞いたり、話を聞く中で問題がありそうな方は訪問したりしている、との答弁でした。

重複・頻回受診者に対し保健指導を行っているが、通院が重複・頻回になる原因にはどういったものがあるか、との質疑に対し、訪問をする中では、やはり不安があって専門医にかかりたいということで重複になる方が多い。また、頻回については、治療の中で医師から週に何回ぐらいの治療をしたほうが良いという指示をもらっている方や、自分で調子が悪いから数回行くという方もいる、との答弁でした。

主な意見として、高齢者で栄養失調の方々が多くて、認知症の原因になるということから、フレイル予防の啓発運動が始まったと思うが、やはりころばん体操に来る方だけでなく、このような活動をやっているということを広く周知し、できるだけ多くの方々が社会参加できるよう啓発していただきたい、というものがありました。

次は、議案第58号、令和3年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーターを設置しているが、この方々を通して、地域に住みなれた方々が地域で活動するために十分な成果があったのか、との質疑に対し、実績としては、仮屋地区において、令和3年度から仮屋お助け隊として地域の方々のちょっとした困り事に手を差し伸べられるように有償ボランティアの組織体制づくりの準備をして、今回、整備をしている。また、地域のどこに誰が住んでいるかを地域の方が把握をしてマップを作り、どの方を地域でどう支えていくという支えあいマップ作りも進めてい

るところである、との答弁でした。

令和3年度は保険料改定が行われたが、収入済額が増になった以上に実質収支がプラスになっているということから言えば、値上げをしなくてもやっていけたということになるのではないかと、との質疑に対し、令和3年度はコロナの影響で施設に入りたがらず、在宅という方がいたこともあり、結果、介護給付費が抑えられたという面もある。歳出が計画よりも大分下がったことが、決算剰余金が膨らんでいる要因となっている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第59号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

総務管理費の使用料及び賃借料の開闢土地改良区への使用料について、108万7,500円を支払って、不用額が329万8,748円とある。これはコロナ禍で収入が減少したことによる不用額とのことであるが、通常営業の場合は400万円を超える使用料になると理解してよいか、との質疑に対し、開闢土地改良区への使用料は、令和3年度も令和2年度に引き続き、免除の申入れを行った。土地改良区から令和4年2月10日付けで、326万2,500円の支払いを免除するという回答があり、残りの108万7,500円を支出した。使用料は、現在、土地改良区と協議をしているが、なかなか協議が整っていないところである、との答弁でした。

主な意見として、開闢土地改良区への水源地の施設使用料については、もう長い年月で多くの経費を支払っているようであるので、昔契約したからそれでということではなく、検討する余地があれば、少しでも軽減できるように、前向きに努力していただきたい、というものがありました。

次は、議案第60号、令和3年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、申し上げます。

貸借対照表の未収金の中の貸倒引当金について、どういう条件で引き当てているのか、との質疑に対し、貸倒引当金は、基本的には1年分、翌年に不納欠損として落ちるであろう予定額を繰り入れていくようにしているが、明確な取り決めはしていない。令和3年度は、それ以前に貸倒引当金として引き当てた分の金額が高額になっていたため繰入れをせず、引き当てである分から令和3年度末に不納欠損として落とした分を差し引いた残りを計上してある、との答弁でした。

主な意見として、公営企業ですので、一般企業と一緒にと思えば、貸倒引当金については、関係機関と協議し、ある程度取り決めを作らないと、決算書の不備に当たると思うので、きちんとした取り決めをして、職員の異動があっても、きちっと引き継いでいくようにしてほしい、というものがありました。

次は、議案第61号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、申し上げます。

公共下水道事業は、当初の計画からすると、現時点で何%の工事が残っているのか、との質疑に対し、昭和53年に事業認可を受け、平成30年度に事業計画の変更を行い、全体計画区域を906haから545haへ変更している。現時点においては、整備済みの面積が471.81ha、未整備面積が73.19haとなっている。未整備区域については、十町区画整理地内や五郎ヶ岡の信号の辺りなどであり、十町区画整理事業の進捗に合わせての整備になるが、令和8年度を終了目標として事業を進めている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第62号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定について、申し上げます。

令和3年度の決算はマイナスになっていますが、何か供給に関して工事があったのか、との質疑に対し、マイナスの主たる要因は、元湯泉源の井戸の浚渫、土砂などを取り除く業務委託、元湯泉源の水中ポンプの取替修繕、湯之里地区の配湯管修繕の合計796万1,800円で、令和2年度と比べて、修繕に係る費用が増大したことによってマイナスとなった、との答弁でした。

前年と比べて、給湯戸数は9戸減ということで、毎年減っているようだが、もう温泉は必要ないということなのか。また、個人の配湯業者と比べて、1戸当たりの温泉代はどうか、との質疑に対し、給湯戸数の減は、人口減少等によるものが原因と思われる。温泉料金については、職員が個人的に聞いたところでは、民間の配湯業者のほうが若干高いように思われたが、実際に実態調査はしていない、との答弁でした。

主な意見として、配湯事業が赤字で経営が成り立たないのであれば、個人配湯業者と温泉料金の価格を一緒にするなど、温泉料金の値上げもやむを得ないのではないか、というものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時28分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○14番議員（新川床金春） 議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、令和4年10月10日、スポーツ振興課の審査の中で、市営野球場の大規模改修費総額が8億1,000万掛かったということが分かりました。

1番目に、昨年大規模改修した市営野球場の1塁側の市道側に注意喚起のファウルボール注

意看板が3個設置されています。決算特別委員会では、莫大な予算で大規模改修した施設でありながら、1塁側にファウルボール用の防球ネットがないことを委員会は指摘されました。大規模改修前のファウルボールの防球ネットの高さはどれだけあり、大規模改修後のファウルボール用のネットの高さはどれだけなのか、そして、安全対策はどのようになっているのか伺います。

2番目に、看板を設置しているということは、担当課はファウルボールによる危険を予知しているということになります。利用者は使用料を支払っているので安全な公の施設と思っています。ファウルボールが市道に落下し、市民等の生命財産に損害を与えた場合、利用者が責任を負うのか、市が責任を負うのか、誰が責任を負うのか、どのような審議がされたのか質疑します。

以上2点、よろしく申し上げます。

**○決算特別委員長（西森三義）** まず、防球ネットについてですが、防球ネットはバックネット裏から3塁側のレフト側に向かって設置しており、ファースト側にかけては設置していません。当時、その防球ネットを設置した段階では、1塁側の危険性が低かったため設置しなかったという答弁でした。高さについては、この委員会のときでは質疑をされておられません。また、事故等が発生したときに責任問題については、その契約によって、あるいは指定管理者が負うものなのか、あるいは主催者側が負うものなのかということでもあります。また、万一事故等が発生したときにおいては、どのように対応するのかという審査をしましたところ、保険に入っておりますので、その保険での対応だという答弁をいただいております。

**○14番議員（新川床金春）** 2回目に入ります。1番目に、大規模改修した野球場からファウルボールが場外に出ることを予見し、場外の市道にいて、ファウルボール注意喚起が先ほども言いました、あります。そこに、特別委員会は視察に行っているんですね、現地視察に行っているんですよ。そのことが、今回の委員長報告にもないし、なぜ8億1,000万掛けた施設が防球ネットがなく、人に危害を与えるような施設なのか、これを私は設備に瑕疵があると思います。担当課は、市営野球場のファウルボールネットが1塁側にないということ、瑕疵があるということをつまっていたのか、つまえていなかったのか伺います。

2番目に、ファウルボールが市道に飛んで、車の運転手がボールとの衝突を回避しようとして運転操作を誤り、対向車との正面衝突や道路脇のフェンスとの衝突で重大な事故が発生した場合、行政処分や刑事処分及び民事処分があると思いますが、市としてこの交通事故をどのように捉え、現地を見た委員会としてどのように執行部に提言したのか、そういうのがあるのか、2点について質疑します。

**○決算特別委員長（西森三義）** まず、その現地視察をしたときに、どういうことを委員の皆さんは質疑したのかということですが、いろいろそこで説明もいただきました。また、ファースト側の防球ネットの設置がないということも指摘しております。その中で、防球ネットに

については、今、執行部のほうでもできるだけ早急に対応したいというふうなことは聞いております。また万一、事故があったり、例えばサード側であっても、あの高さは15mかそこらだったと思うんですが、それも越えるのではないかというような話もしました。その中で、万一があった場合には、本当にどうなのかといった場合は、もし、その防球ネットを設置した、その中にまた穴が空いていて、そこからボールが出た場合には市の負担になるであろうから、市のほうでそれは補償しないとイケない。あるいは、それ以外であれば、主催者側、あるいは指定管理者が保険に入っておりますので、その保険対応となるであろうと。ただ、その都度その都度の事故の内容によって対応は異なるだろうということで説明を受けました。

**○14番議員（新川床金春）** 現地調査をして委員といろいろ話をしたということですが、やっぱり現地調査をした後に担当課を呼んでですよ、委員会として、これはしたほうがいいよねという要請はしたのか。ただ行って、現地で話ただけで、何もしなかったのか、質疑します。

**○決算特別委員長（西森三義）** 確かにファースト側の防球ネットが設置されない部分については、執行部側には再三要請しております。また、そのときも委員の皆さん方からも危ないよねと、ここに車を止めないだけではいけないよねと、やっぱり設置があったほうがいいのかという形で、担当部署のほうには要請しておりますので、その旨を担当部署のほうは十分理解していただいているというふうに思いますので、早急に対応を取られるのではないかとこのように思っております。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による質疑は終了しました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西田義哲議員。

**○6番議員（西田義哲）** 議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定の立場から討論をいたします。

先ほどの委員長報告にもありましたが、ヘルシーランドの泉源の替堀につきましては、多額の税金を投じたにも関わらずうまくいかなかったこと、これは真摯に反省し、次に向けて対策を講じなければならないのは明確であります。また、このことに関しましては、本年第1回定例会の一般質問において、市長も市民からお預かりしている税金であるから、残念ながら出なかったということでは多くの方が誠にもったいないことをしたという思いがあるのは間違いないだろうし、また、そういう結果に終わらないように最大限の努力をしなければ



ならないと思うと答弁されております。今回、この事業を実施するにあたり、不当な行為が行われたものではないということは認識しております。今後もこの事業に限らず、先ほど球場の質疑もありましたけれども、P D C Aサイクルというものを十分に生かしながら、再び同じようなことが起こることがないように取り組んでいただけるとの期待も込めまして、認定の討論とさせていただきます。

**○議長（下川床泉）** 次に、新宮領實議員。

**○7番議員（新宮領實）** 議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、のうち、ヘルシーランド露天風呂第1泉源掘削廃坑事業費決算額6,238万6千円を認定できないものとの立場から、反対討論を行います。

掘削深度340mのこの工事は、当市職員に専門的知識を有する技術者がいない中、独自調査することなく、半ば業者任せで計画が進められたもので、計画そのものがずさんであり、稚拙であるとしか言いようがありません。また、地熱発電を推進する前市長への付度も排除できません。この事業は、令和3年度の3月議会で修正案を出したにも関わらず、僅差で否決された結果、6,238万6千円という大金が水泡に帰したのである。温泉掘削は得てしてこういうものであるとか、前市長のときのことだから仕方がない、代替わりしたから不問にするでは、市民に負託をいただくものとして到底納得、承服できるものではありません。当時、修正案に反対された議員の方々も、冷静に判断されてみてはいかがだろうか。この事業費のほかに、この件に従事した職員の延べ人数と浪費した時間を考えるに、これに要した経費は計り知れないものがある。これも市民の血税である。これらを鑑み、行政に対し猛烈に反省を促すものである。よって、不認定とすべきとし、反対します。

**○議長（下川床泉）** 次に、東勝義議員。

**○5番議員（東勝義）** 決算特別委員会において、ヘルシーランド第1泉源替掘を含む予算案に反対した立場であり、その替掘費用が含まれている議案第55号については、不認定とさせていただきます。しかしながら、冷静に熟慮し、視点を変えた場合、結果、認定という立場で討論させていただきます。

ヘルシーランド第1替掘予算については、温泉掘削等に詳しい同僚議員が、ヘルシーランド第1泉源掘削及び市内一円の温泉掘削に携わった掘削専門家並びに当時第1泉源を担当した方々と意見交換した結論として、温泉としての温度、噴出量、継続性等期待できない場所であること。また、蒸気井を期待して6,000万円強の掘削費を掛けることは考えがたいこと。そして、現在使用している泉源の湯量、温度等に問題がなければ、予備泉源としての掘削は専門家を交えた協議会等を開催して、掘削場所を検討し直してからでも遅くはないことなどの理由から反対するという意見に私は賛同し、予算案に反対の立場を取らせていただきました。今回、本会議において認定という立場を取らせていただく理由として、一つは、賛成、反対が拮抗していたとはいえ、多数決でヘルシーランド第1泉源替掘を含む予算原案が可決

され、指宿市議会としては承認された予算であり、その予算の範囲内で今回の替掘は執行されておりますので、当然、市議会としては認定すべき議案であることが理解できること。一つは、ヘルシーランド第1泉源の替掘は、同僚議員が指摘したとおり、蒸気井どころか泉源としても機能していないことが分かり、替掘予算案に対して反対の立場を取った私自身の判断に間違いがなかったこと。これが令和3年度決算によって証明されたこと。この2点であります。よって、議案第55号について認定という立場を取ることにいたします。

最後に、1人でも多くの方が同僚議員の意見に耳を傾けていただき、議論し合っていたのならば、6,000万円強の損失を防げたのではないかと悔しい気持ちであります。指宿の豊かな温泉資源の保護及び利活用のためにも、専門的な知識を持つ人材の採用、もしくは職員の育成を早急に行うべきだと強く要望し、賛成討論といたします。

**○議長（下川床泉）** 次に、前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 私は、議案第55号、57号、58号にそれぞれ反対の討論を行います。

まず、55号についてです。令和3年度は予算段階において定住促進条例の廃止を盛り込んでおりましたが、これは議会が否決したことにより制度としては継続されております。しかし、予算議会において指摘しましたように、幾つかの問題を含んだ予算でありますので、我々は反対をいたしました。山川バイナリー発電の余剰熱の活用を前提とした予算でありながら、九州電力側とは口頭での約束はあるとしながらも、文書による協議や確認は一切ないなど、妥当性に欠く問題があり、ヘルシーランドの第1泉源の替掘の問題では、その必要性に不透明な部分があり、結果としても思うような湯量や温度など確保できずに、いわゆる失敗をしております。それに使われた費用はざっと7,000万円とのことであります。最初から替掘ありきではなく、十分な検討をしておれば回避できた損失と思われる。ここで議会が決算認定において不認定とした場合の効力について、ちょっと触れたいと思いますが、議会が不認定としても予算執行した効力には影響を及ぼさないと考えております。また一方で、不認定とされたならば、執行部は政治的責任を問われることになるというふうになっております。賛成討論の中で、いろいろ問題はあったけれども、今後に生かすべきことだというようなものもありましたけれども、正に政治的責任を問われる事案であります。よって、議会は不認定とすべきだと考えるわけであります。

その他いくつかの問題を挙げて予算のときに反対をしておりますが、予算に基づく執行がなされておりますので、同様の理由にて不認定とすべきとして、反対をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

東伸行議員。

**○11番議員（東伸行）** 私は、議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて、不認定の立場で討論いたします。

ヘルシーランドの泉源替掘について、決算審査時の執行部の回答に納得のいく答弁がなかった。この件については、予算設定時に議員一部の中から修正案が出され、再度検討すべきとの意見が出されましたが、採決により修正案は否決されました。しかし、先ほど委員長報告にもありましたように、結果的には良好な泉源ではなかったとの回答で、結果として総額7,000万弱の金額が何も残らなかった、無駄になったというような結果でございます。当然、全てがうまくいくわけではありませんが、この件については計画段階で疑問があるとの意見が出され、先ほど申し上げましたように修正案が出された状況でありました。決算委員会での答弁にも納得いく回答がなかったことをもって、私は認定に反対する不認定ということで、決算委員としても態度をそういうふうにしました。すでに執行されたことであり、認定すべきではないか、なぜ反対するのかとの意見があるようですが、それでは何のために決算特別委員会を設置して、5日間もの間、決算委員の議員が出て審議をするのか。その中に、少しでもやっぱり疑問があったり、異論があったりすれば、その委員会としては不認定という決定をするべきであると。そうじゃないと、決算特別委員会の意味がないのではないか。全て認定、結果的には認定すればいいということであれば、決算書を全議員にお配りして、意見があればどうぞというようなことで済ませることもできるのではないか。先ほど同僚議員のほうから不認定になったときの状況というのが説明がありましたけれども、やはり決算特別委員会ということを設置して、それで審議を、本当、皆さん、真剣な審議をされました。その中で、納得いかない、異論があるということで、不認定であるということをしたわけですので、それは非常に重要なことだろうと、私は思います。ですから、私は決算委員の一人として不認定とした状況の中で、今回の採決についても不認定ということにしたいと思います。以上です。

○17番議員（前之園正和） 議事進行の動議を提出します。休憩をお願いします。

○議長（下川床泉） 賛成者がおりませんので、動議は成立いたしません。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

まず、議案第56号、議案第59号及び議案第62号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、認定であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号、議案第59号及び議案第62号の3議案は、認定することに決定いたし

ました。

次に、議案第57号、令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第57号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号、令和3年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第58号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号、令和3年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号のうち、剰余金処分について、は原案のとおり可決されました。

(井元伸明議員退場)

○議長(下川床泉) 次に、議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不認定でありますので、原案について起立により採決いたします。

本案は、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(下川床泉) 起立多数であります。

よって、議案第55号は、認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時07分

(井元伸明議員入場)

○議長(下川床泉) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第77号～議案第92号一括上程

○議長(下川床泉) 次は、日程第12、議案第73号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第31、議案第92号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、までの20議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(打越明司) 今次、第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、人事に関する案件1件、条例に関する案件11件、補正予算に

関する案件6件の計20件であります。

提案理由の説明の前に、先の定例会以降に実施されました主な行事等につきまして、報告させていただきます。

まずは、8月27日と28日の2日間にわたりまして、実に3年振りとなるいぶすきフラフェスティバルを開催することができました。

今年は、オープンしたばかりの新指宿市民会館で開催をし、市内外から236チームという、大変多くの方々に御参加をいただきました。27日夕方には、新しく整備されたばかりの指宿港海岸で街角フラが行われ、夕日や砂浜が華やかな衣装と美しくマッチし、アロハのまち指宿にふさわしいイベントとなりました。

9月24日と25日の2日間は、こちらも3年振りとなる指宿温泉祭のハンヤ踊りが開催されました。温泉の恵みに感謝する指宿温泉祭、今年は、姉妹都市である北海道千歳市や熊本県人吉市、友好都市である新潟県十日町市の皆さんが駆けつけ、市民と一緒に、賑やかなハンヤ踊りが駅前を練り歩きました。

また、秋の夜空を彩る花火大会は、第75回を記念して大玉75連発と2尺玉を打ち上げ、歴史ある祭りのフィナーレを飾ることができました。

10月7日には、県と一緒に整備を進めてきました池田湖観光施設公園 IKEDAKO PAXがグランドオープンとなり、セレモニーを開催しました。このIKEDAKO PAXには、指定管理者でもある株式会社dankenが運営するdanken COFFEEが出店されており、池田湖や開聞岳などの景色を楽しみながら滞在することができますので、多くの観光客が訪れる南薩の観光拠点となるのではないかと期待をしているところであります。

また、例年JR西大山駅で実施しておりました菜の花植栽セレモニーを、今年は、IKEDAKO PAXで10月21日に実施しました。この菜の花植栽セレモニーは、一足早い南国の春を観光客に感じてもらおうという思いで毎年実施しておりますが、今年は、新しくできたIKEDAKO PAXを多くの人に知ってもらいたいということもあり、この地での開催となったところです。

この菜の花は、来年1月8日に3年振りに現地開催を予定しております、いぶすき菜の花マラソンで満開を迎える予定であり、多くの参加者に一足早い春をお届けし、訪れるランナーや観光客を楽しませてくれるものと考えております。

10月23日には、素晴らしい秋晴れのもと、3年振りに指宿市民体育祭を開催いたしました。まだ新型コロナウイルス感染症が収束していない状況でしたので、半日の開催とし、種目も絞った開催とはなりましたが、多くの選手が真剣に競い合い、また、懸命に応援する市民の方々の姿が印象に残る1日となりました。

11月3日、本市と包括連携協定を締結している社会人野球クラブチーム鹿児島ドリームウ

ウェブ連携イベントの第2弾として、指宿商業高校硬式野球部と鹿児島ドリームウェブとの交流試合を開催いたしました。高校生にとって、普段対戦することができない高いレベルの社会人チームと試合ができたことは、今後につながる良い経験ができたのではないかと考えております。

先の定例会以降、様々なイベントを開催することができましたが、これからも、12月3日には、ふれあいプラザはなのほな館において2日間にわたっていぶすき産業まつりが開催されます。また、来る12月2日と3日には、藤井聡太竜王と広瀬章人八段による竜王戦7番勝負の第6局がこの指宿市で展開されることとなります。年が明けて、1月8日にはいぶすき菜の花マラソンをリアル開催する方向で、着々と現在準備を進めているところであります。

国内の新型コロナウイルス感染症の陽性者数は、比較的落ち着いておりましたが、最近、全国的に増加の傾向にあり、第8波は予断を許さない状況になりつつあります。今後予定しておりますイベント等は、可能な限りの感染防止対策を行いながら開催をし、まちの元気を取り戻す取組を推進していきたいと考えていますので、皆様方の御協力をよろしくお願いたします。

それでは、本日提出いたしました20の議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第73号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、ですが、この補正予算の主なものは、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯あたり5万円の給付を行う、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業に係る予算3億9,880万8千円や、9月17日から19日にかけて本市に接近し通過した台風14号による市道・農道・各公共施設等の災害復旧に係る予算7,289万円などを専決処分させていただきましたので、何とぞ、御承認くださいますようお願いいたします。

次に、議案第75号、教育委員会委員の任命について、ですが、本案は、教育委員会委員福富早央里氏が、令和5年2月22日をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日につきましては、お示しのとおりであります。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第76号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、先般、報道等で報じられ、議会にも報告をいたしました。9月29日、本市の会計年度任用職員を懲戒処分いたしましたことから、その引責として、私と副市長の給料月額を減額するものであります。

次に、議案第82号、指宿市敬老祝金支給条例の全部改正について、であります。

本案は、新たなお祝い制度で、本市の高齢者の長寿を祝福し、敬愛の意を表するために改正するもので、改正の主な内容といたしましては、長寿のお祝いを本人の希望に沿って、現金や記念品を選択できる制度に変更するとともに、対象者を88歳、95歳、100歳、105歳及び男女の最高齢者とするものであります。

次に、議案第86号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の主なものについて、御説明いたします。

まず一つは、燃料費の高騰などによって電気料金が上昇したことに伴う光熱水費の増額であります。もう一つは、現在実施しております、いぶすき直割キャンペーン事業であります。この事業は、宿泊施設へ直接予約することで割引が受けられる事業であり、県民割などが中断していた期間にも実施され、中間マージンがないことなどから、利用者にも事業者にも大変好評の事業でありました。この事業が本年12月までとなっておりましたが、年末年始や年度末までの誘客を図りたいという思いから、本年度末までの事業延長を行うための事業費を計上したところであります。

この他の議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第73号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和4年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第11号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,204万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を282億3,068万4千円にしたものであります。

第2条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と限度額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますが、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これは、鹿児島県地域別最低賃金の改定に伴い、本市の会計年度任用職員報酬単価表を改訂したことによる報酬及び期末手当を増額したものであります。

なお、各目の人件費につきましては、21ページの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

16ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬79万円のうち78万1千円及び節3職員手当等232万6千円から節19扶助費3億9,000万円までの合計3億9,880万8千円の補正につ



きましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯あたり5万円の給付を行う電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業に係る扶助費等を計上したものであります。

19ページをお開きください。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費から20ページの同じく項5その他公共施設災害復旧費の補正額の合計7,289万円の補正につきましては、9月17日から19日にかけて本市に接近し通過した台風14号による市道・農道・各公共施設等の災害復旧に係る補正であります。

詳細につきましては、別冊の災害復旧費に関する参考資料に記載しておりますのでお目通しください。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金，項2国庫補助金3億9,883万9千円の補正につきましては、説明欄にお示しの補助金であります。

同じく項3委託金2万5千円の補正につきましては、説明欄にお示しの委託金であります。

款19繰入金6,118万3千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款22市債1,200万円の補正につきましては、説明欄にお示しの災害復旧に係る市債であります。

次は、提出議案の6ページを御覧ください。

議案第76号，指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、会計年度任用職員の懲戒処分に伴い、引責として市長及び副市長の給料月額を減額するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、7ページを御覧ください。

会計年度任用職員が、公金の横領により令和4年9月29日付けで懲戒免職処分を受けたことに伴い、附則において、市長の給料月額を10%、副市長の給料月額を5%、それぞれ令和5年1月分の給料から減額して支給するよう改正するものであります。

なお、施行日は、令和5年1月1日としております。

次は、提出議案の8ページを御覧ください。

議案第77号，指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の全部改正について、であります。

本案は、温泉資源を利用した発電事業の実施に関する手続の見直しに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、9ページを御覧ください。

まず、条例の名称を、指宿市温泉資源の保護及び地熱発電に関する条例に改めます。

11ページから12ページに掲載してある第8条を御覧ください。

事業計画の同意につきまして、これまで発電事業者が資源量調査を行う前まで又は温泉法第3条若しくは第11条の規定による申請を行う前までに事業計画を市に提出し、あらかじめ同意を得るものとしていましたが、改正に伴い、事業計画の提出を温泉資源賦存調査等を行う場合や発電事業関連工事に着手する場合、発電設備の設置を行う場合など、段階に応じて提出することとし、あらかじめ市長の同意を得ることとするものであります。

また、これまで設置しておりました、指宿市調和のとれた地熱活用協議会につきましては、第8条第3項にありますとおり、指宿市地熱発電に関する審議会に改めるところであります。

次は、提出議案の18ページを御覧ください。

議案第78号、指宿市職員の定年等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、定年の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等の制度について整備するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、19ページを御覧ください。

第2章第3条に定める定年年齢を60歳から65歳に改めます。

20ページを御覧ください。

新たに第3章、第4章及び第5章を追加し、21ページの第3章第7条において、管理職手当の支給対象となっている職の役職定年年齢について管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定するものです。

第9条において、60歳を超えて管理監督職を占めたまま勤務させることができる事由を規定します。

23ページを御覧ください。

第4章第12条においては、60歳に達した日以降定年前に退職した職員について、65歳になる年度までは、本人の希望により、定年前再任用短時間勤務の職に採用することができるよう規定します。

24ページを御覧ください。

附則において、定年に関する経過措置として、定年年齢を令和5年度から令和12年度にかけて、2年に1歳ずつ段階的に引上げることを規定するものです。

同じく附則において、任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、その職員に対して60歳以降の任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、60歳以降の勤務の意思確認に努めるよう規定します。

次は、提出議案の33ページを御覧ください。

議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定について、であります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の定年引上げ等に係る関係条例の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

主な内容につきまして御説明申し上げますので、34ページを御覧ください。

第1条では、指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正として、引用条項の改正と60歳を超えた職員に対する経過措置の規定を追加します。

第2条では、指宿市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正として、懲戒処分期間中に60歳を超えることとなった職員に対する規定を追加します。

第3条では、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正として、定年前再任用職員の派遣に係る規定を追加します。

35ページを御覧ください。

第4条では、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正として、引用条項の改正と文言の整理を行います。

第5条では、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正として、引用条項の改正と文言の整理等を行います。

36ページを御覧ください。

第6条では、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正として、引用条項の改正と文言の整理及び60歳を超えた職員に対しては、定年前に支給されていた給料月額のうち7割を支給する規定を追加します。

39ページを御覧ください。

第7条では、指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正として、引用条項の改正と文言の整理を行います。

第8条では、指宿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正として、引用条項を改正します。

第9条では、指宿市職員の定年に関する条例の改正に伴い、指宿市職員の再任用に関する条例を廃止します。

なお、附則につきましては、条例の施行期日、用語の定義及び各条例の経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の43ページを御覧ください。

議案第80号、指宿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、自治会等がポツダム政令前から保有してきた財産のうち、ポツダム政令発令時等に手続が行われず、所有権の登記がされていない財産について、当時の集落・自治会の後身団体である認可地縁団体への譲渡による返還手続きができるようにするため、この条例の所

要の改正をしようとするものであります。

次のページを御覧ください。

改正の内容といたしましては、第3条第1項各号で規定している、普通財産を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる該当案件に、第5号として、昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令第2条第2項の規定により、本市に帰属した財産のうち、当該政令の施行前から引き続き自治会等が管理しているものを当該自治会の代表者又は当該自治会に譲渡するときを追加するものであります。

なお、附則において、この条例は、公布日から施行することとしております。

次は、提出議案の64ページを御覧ください。

議案第86号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,927万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を283億4,995万6千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表繰越明許費補正でお示しの事項について、繰越明許費の追加をするものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの、第4表地方債補正でお示しのとおり、起債の追加及び起債額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から主なものについて御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や10月1日付けで行いました人事異動による予算の整理及び10月1日付けで新規採用した職員の給与等を計上するものであります。

なお、各目の人件費につきましては、59ページの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、このほかの補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要13ページから16ページに記載しておりますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（増永智美）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の45ページを御覧ください。

議案第81号、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

本案は、本市において、令和5年3月から予定しているコンビニ交付の開始に伴い、個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、46ページを御覧ください。

印鑑登録証明書については、申請者が窓口で印鑑登録証を提示することにより交付を行ってきましたが、個人番号カードの個人認証機能を利用することで、申請者が店舗の端末機を自ら操作し、印鑑登録証明書を取得できるようにするため、指宿市印鑑条例第10条の次に第10条の2として多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に関する1条を追加するものであります。

なお、附則において、この条例は、令和5年3月1日に施行することとしております。

次に、提出議案（その2）の1ページを御覧ください。

議案第92号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿広域市町村圏組合が、ごみ処理施設の手数料に係る重量区分を細分化したことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものです。

指宿広域市町村圏組合のごみ処理施設は、名称が指宿広域クリーンセンターとなっておりますので、以降の説明においてクリーンセンターと申し上げます。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

市の指宿ごみ処理場の手数料は、徴収業務を指宿広域市町村圏組合へ委託し、クリーンセンターで料金を徴収しているところですが、このたび、指宿広域市町村圏組合が、クリーンセンターに搬入される可燃ごみなどのごみ処理手数料について、重量区分を細分化し、ごみの搬入量に応じた負担となるよう改正しております。

これに伴いまして、市の指宿ごみ処理場の手数料につきましても、重量区分を細分化し、ごみの搬入量に応じた負担となるよう改正しようとするものであります。

改正の内容は、これまでごみの重量が350kg以下は510円、350kgを超え1t以下は1,020円、これを超えるときは1t増すごとに1,020円を加算するという区分で手数料を決定しておりましたが、これを、70kgの区分ごとに、税込み110円とするものであります。このことにより、現在、350kg以内のごみを搬入した場合、それが10kg、30kg、であっても510円の手数料が掛かっておりますが、改正後は、70kgまでであれば110円、140kgまでは220円と、比較的軽量のごみを搬入する場合は、負担が軽減されることとなります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであ

ります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山元成之）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の47ページを御覧ください。

議案第82号、指宿市敬老祝金支給条例の全部改正について、であります。

本案は、新たなお祝い制度で高齢者の長寿を祝福し、敬愛の意を表するため、この条例の所要の改正しようとするものであります。

本市の現在の敬老祝金は、80歳を超える節目年齢の方を対象に8段階で支給しておりますが、今回、支給対象者について見直しをさせていただき、5段階とするものであります。

条例の主な内容につきまして御説明申し上げますので、48ページを御覧ください。

まず、条例の名称について、指宿市長寿お祝い条例に改めます。

第1条に、目的を定めております。

第2条は、支給対象者及び区分を定めるものであります。

第1号では、毎年9月1日現在において、満88歳及び満95歳の者に長寿祝品を、満105歳の者に長寿祝金を、満101歳以上の者で、男性及び女性のそれぞれの最高年齢の者に最高齢祝金を支給するものとして定めております。

第2号では、満100歳に達した者に特別長寿祝金を支給するものとしております。

第3条は、長寿祝品等の内容を定めるものであります。長寿祝品を1万円相当の品又は1万円に、長寿祝金を3万円に、最高齢祝金を3万円に、特別長寿祝金を8万円に定めております。なお、最高齢祝金につきましては、同一の支給対象者に対する支給を1回限りとしております。

第4条は、委任について定めるものであります。

なお、附則につきましては、条例の施行期日及び経過措置について規定しております。

条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行するものとしており、併せて、経過措置についても定めております。

次に、65ページを御覧ください。

議案第87号、令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算の35ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万円を追加して、歳入歳出予算の総額を60億6,645万3千円にしようとするものであります。

今回の補正は、介護予防事業の実施に係る会計年度任用職員報酬の増額であります。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要17ページに記載しておりますので、御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の50ページを御覧ください。

議案第83号、指宿市ヘルシーランド条例の全部改正について、であります。

本案は、ヘルシーランドを市が直接運営するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、51ページを御覧ください。

これまでの指宿市ヘルシーランド条例は、ヘルシーランドの管理について、指定管理者に行わせることを前提に制定されていたため、市が直接運営し、併せて、指定管理者に管理を行わせることができるように改めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の57ページを御覧ください。

議案第84号、指宿市山川砂むし保養施設条例の全部改正について、であります。

本案は、山川砂むし保養施設を市が直接運営するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、58ページを御覧ください。

これまでの指宿市山川砂むし保養施設条例は、山川砂むし保養施設の管理について、指定管理者に行わせることを前提に制定されていたため、市が直接運営し、併せて、指定管理者に管理を行わせることができるように改めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（山下秀一）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の62ページを御覧ください。

議案第85号、指宿市立開聞児童館条例の廃止について、であります。

本案は、利用者数が減少し、今後も利用者数の増加が見込めないことから、指宿市立開聞児童館を閉館するため、この条例を廃止しようとするものであります。

なお、指宿市立開聞児童館につきましては、平成29年度以降、登録児童がおらず、一時利用の児童も減少しており、今後も利用者数の増加が見込めないことから、令和4年度第2回指

宿市立開聞児童館運営協議会において令和4年度末の事業廃止の意見が出されましたことから、令和4年度末をもって指宿市立開聞児童館を閉館するものであります。

なお、附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の66ページを御覧ください。

議案第88号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の49ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ580万6千円を増額して、歳入歳出予算の総額を2億1,643万5千円にしようとするものであります。

今回の補正は、利用客の増に伴う消耗品の追加購入や電気料等に不足が見込まれることによる需用費の増額、及び原材料の追加購入や原材料価格高騰に伴う原材料費の増額が主なものであります。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要17ページに記載しておりますので、御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、歳入について御説明申し上げますので、57ページを御覧ください。

款1事業収入、項1営業収入、目1飲食料収入2,173万6千円の補正につきましては、利用客の増に伴い、当初予算額を上回る収入見込みとなることから、増額するものであります。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金1,593万円の減額補正につきましては、今回の補正の財源といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

議案第74号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書のうち、指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業費用を154万円増額し7億8,959万8千円に、第1項営業費用を7億3,488万4千円にしたものであります。

支出の内訳につきましては、汚泥処理施設である指宿市浄水苑の汚水ポンプ1基が故障し



たことに伴い、汚水ポンプの分解修理に係る修繕費を計上したものであります。

なお、7ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の67ページを御覧ください。

議案第89号、令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益の第2項営業外収益を752万9千円増額し、水道事業収益を7億2,405万5千円に、営業外収益を3,022万6千円に、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を1,188万1千円増額し、第2項営業外費用を102万2千円増額し、水道事業費用を6億8,974万5千円に、営業費用を6億3,778万9千円に、営業外費用を5,052万円にしようとするものであります。

内訳につきましては、収入が物価高騰の影響により、水道施設に係る電気料が上昇したことに伴う緊急的な措置としての一般会計からの繰入金増額、支出は価格高騰に伴う各施設の電気料不足による動力費及び光熱水費752万9千円の増額、漏水等に伴う公道上の配水管の修繕費400万円の増額、企業債利息において償還利息の不足に係る102万2千円などであります。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を23万9千円増額し、1億2,239万9千円にしようとするものであります。

支出の内訳につきましては、人事異動等に伴う扶養手当の増及び会計年度任用職員の報酬単価改定に伴うものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の68ページを御覧ください。

議案第90号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書の19ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出で、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費を90万円増額し、第2項企業債償還金を552万6千円増額し、公共下水道事業資本的支出を5億4,731万9千円に、建設改良費を1億5,469万7千円に、企業債償還金を3億9,162万2千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、新築家屋等に係る取付管布設の委託料90万円の増額及び企業債償還金の元金償還金不足に伴う552万6千円の増額であります。

第6条におきまして、令和5年4月からの下水道の汚泥処理を行うにあたり、事前に運搬業

者の入札を行う必要があることから、汚泥運搬及び処分業務委託1,800万円の債務負担行為を設定するものであります。

なお、23ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の69ページを御覧ください。

議案第91号、令和4年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書の33ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、支出に係る第1款温泉供給事業費用の第1項営業費用を65万円増額し、温泉供給事業費用を3,040万4千円に、営業費用を2,974万3千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、価格高騰に伴う各施設の電気料不足による動力費65万円の増額であります。

なお、37ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時00分 |
| 再開 | 午後 | 2時08分 |

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第73号及び議案第74号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

まず、議案第73号及び議案第74号の2議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第73号及び議案第74号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号及び議案第74号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第73号及び議案第74号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号及び議案第74号の2議案は、承認することに決定いたしました。

#### **△ 議案第75号(質疑, 委員会付託省略, 表決)**

**○議長(下川床泉)** 次に、議案第75号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております。議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案75号は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第76号～議案第92号(質疑, 委員会付託)**

**○議長(下川床泉)** 次に、議案第76号から議案第92号までの17議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第86号を除く16議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第86号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（下川床泉） 次は、日程第32、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情2件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 西 森 三 義

議 員 井 元 伸 明

# 第 4 回 定 例 会

令和4年12月15日

(第2日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和4年12月15日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちよ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	増 永 智 美	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	星 倉 淳 一	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
水道事業部長	坂 元 一 博	山 川 支 所 長	中 島 裕 一

開聞支所長	山下 秀一	市長公室長	渡部 徹也
総務課長	山下 浩二	経営改善推進室長	木下 英城
財政課長	東 忠孝	税務課長	橋口 裕一
国保介護課長	湯ノ口 繁生	健康増進課長	廣 森 政宏
商工水産課長	宮地 主税	観光課長	上川床 聡
観光施設管理課長	岩林 茂樹	スポーツ振興課長	和田 哲郎
農産技術課長	前 菌 洋一	建築課長	中 吉 竜治
学校教育課長	山下 信久		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川 富男	次長兼議事係長	池水 拓也
主幹兼調査管理係長	川畑 裕二	議事係主査	古川 浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。サッカーベスト16、すごかったですね。コロナ禍で大変な状況になっているときに飛び込んできたうれしい話題。日本中の方が、感動したのではないのでしょうか。本当におめでとうございました。

去る11月8日、公明党では、子育て応援トータルプランを発表しました。主な内容として、出産育児一時金の増額、専業主婦家庭も利用できる保育制度の創設、児童手当を18歳まで拡大、子ども医療費無償化を高校3年生まで拡大、高等教育無償化を中間所得層に拡大など、それぞれのライフステージのニーズに応じた数多くの政策が盛り込まれています。子供や若者世代に対する未来への投資は、人口減少を食い止めると同時に、社会保障の担い手を増やすことにつながるとの認識を国民の皆様と共有し、子育て応援トータルプランの実現に全力で取り組んでいくということでした。また、12月1日からは、7年ぶりに全国規模で冬の節電が始まりました。こまめにスイッチオフ、適切な温度調節を、不要なコンセントは抜いておくなど、御家庭やオフィスにおける取組が地球環境を守ることに繋がります。皆で声を掛け合って節電に取り組んでまいりましょう。本年も早いもので残すところあと16日となりました。コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行も心配されています。これからも健康には十分留意し、指宿市発展のために頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まずはじめに、安心・安全な生活のために、低出生体重児や早産児及びその家族への支援について伺います。私の友人も早産だったということで急きょ東京へ行かれました。無事に退院され、1か月ぐらいして帰ってきましたが、本当に心配だったと言っていました。11月16日から11月20日まで、小さく生まれた赤ちゃん成長の記録という写真展が鹿児

島で行われました。私も友人と一緒に見に行きました。小さく生まれた赤ちゃんの写真、中には300g代のこんなちっちゃな赤ちゃんの写真的成長の記録もありました。衝撃でした。さらに家族の方々のコメントで、最初は小さく産んでごめんね、ごめんねという言葉しか言えなかった。でも今では、生まれてきてくれてありがとうと感謝の言葉を言えるようになりましたと書いてありました。写真展を見ながら感動で涙があふれてきました。命の尊さを改めて感じさせられました。

それでははじめに、低出生体重児の定義についてお伺いいたします。低出生体重児とは、何gからの赤ちゃんのことをいうのでしょうか。

次に、GIGAスクール構想についてお伺いいたします。今、学校では、全国的にオンライン授業が行われているところが多くなってきているようです。本市でもオンライン授業が行われているのではないかと思います。オンライン授業についての実施状況についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） おはようございます。この冬一番寒い朝になりましたけれども、どうぞよろしくお伺いいたします。今、高田チヨ子議員から、低出生体重児についてのお尋ねがありましたけれども、国内の出生数が、今年初めてどうやら80万人を下回るというニュースが流れたのは、つい先日のことでありました。子供の出生率が年々低下し、少子化が進行している中で、子供は御家族だけではなく、地域全体で育てていくべき大切な宝であると考えております。実は、私と同じ年に生まれた子供たちと今年生まれる子供たちは、ちょうど半分になっているということで、同じ歳の仲間が、どんどんどん毎年少なくなっていっているんだなと思うところでもあります。低出生体重児の定義につきましても、予定より早く生まれることなどにより、出生体重が軽い赤ちゃんがおられますが、そのうち、出生体重2,500g未満で生まれてきた赤ちゃんが低出生体重児として世界保健機関において定義をされているところでもあります。低出生体重児の保護者の方には、子育てについて大きな不安を感じている方が多くおられます。市といたしましても、低出生体重児の支援も子供子育て支援の重要な要であると捉えて、保護者等の支援に力を入れているところであります。

残余の質問については、教育長から答えさせますので、よろしくお伺いいたします。

○教育長（吉元鈴代） オンライン授業の実施の状況でございますが、オンライン授業については、複数の学校で先行し取り組んでいる事例があります。新型コロナウイルス感染症等により欠席した児童生徒が、体調に問題がない場合において、家庭でタブレットを使い学校の授業に参加しております。また、教室に入ることには困難を感じているが、それ以外の別室であれば登校できる児童生徒を対象に、保健室や相談室等でタブレットを使い、児童生徒が授業に参加できるように取り組んでいる学校もございます。さらに、岐阜県や台湾にある学校の児童生徒と相互に意見を交換しながら活動するオンライン授業を実施している学校もござ

います。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、2回目の質問に入ります。

本市の令和3年度の低出生体重児の数は、どれくらいいるんでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 指宿市の令和3年度の出生数は242名でありました。そのうち、2,500g未満の低出生体重児は、29名となっております。

○16番議員（高田チヨ子） 29名いたということですね。その保護者の方たちへの心理的、経済的な支援については、どうなっているんでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 予定日より早く生まれると、低出生体重児となる可能性が高くなります。低出生体重児は、入院が必要になったり、成長や運動機能の発達が予定日近くで生まれた赤ちゃんと比べて遅れることが多く、御家族などの心理的、経済的な負担が大きいようでございます。市では、保護者への支援として、入院されている早期の段階で地区担当保健師と保護者、病院関係者などにおいて面談を行い、退院後円滑に家庭での子育てができるよう保護者との関係づくりに努めているほか、退院後は、担当保健師が随時家庭訪問を行い、保護者に寄り添う支援を行っております。

なお、経済的な支援としまして、養育のために入院が必要な低出生体重児に対しまして、その入院に必要な費用を支給しており、令和3年度の実績は10名で、1人当たり平均27万5千円、総額は275万7,978円となっているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 私は、令和3年12月議会でもこのリトルベビー、低出生体重児についての質問をさせていただきました。そのときに、ハンドブックについて質問をさせていただいたんですが、このリトルベビーハンドブックの作成は、県で行う予定になっているという答弁でしたね。その後の進捗状況は、どうなっているんでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 今月12月6日の県議会の一般質問で、県知事が、リトルベビーハンドブックを令和5年2月頃に配布開始することを目指していると明らかにしました。自治体のほか、新生児集中治療室のある鹿児島大学病院、鹿児島市立病院、そして、いまきいれ総合病院に配布し、医療機関から対象となる保護者の方へ配布予定となっております。また、県のホームページでの閲覧も可能になるとのことでございました。県が作成する過程で、議員から紹介のありました低出生体重児の保護者が運営されているリトルベビーサークルゆるりの意見を取り入れて、低出生体重児の保護者等の心理的不安に寄り添った内容となっているようでございますので、市としましても、県のリトルベビーハンドブックを積極的に活用したいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。このリトルベビーハンドブックは、普通の赤ちゃんとして生まれた場合は、普通の母子手帳に記帳ができるけれども、それよりもち

っちゃん生まれた赤ちゃんは、記録すらできないというのが悩みでございました。そういうお母様方たちを助けるためのリトルベビーハンドブックです。これを県がするということで、指宿市でもその県に倣ってするということですので、本当にありがたいなってそういうふうに思いました。どうぞよろしく願いいたします。

次に、医療用ウィッグ及び乳房補正具の助成についてお伺いいたします。鹿児島県では、令和4年度から医療用ウィッグの購入費用を助成する市町村に対し、経費の助成を行っています。本市では、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費用に対する助成は行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 医療用ウィッグとは、がん患者が、手術、化学療法又は放射線治療に伴う脱毛による精神的負担を軽減するために使用するかつらのこととございます。また、乳房補正具とは、乳房の切除を伴う治療をされた方の胸部を補正する補正下着や人口乳房などのこととございます。議員御案内のとおり、鹿児島県では、令和4年度からがん患者の経済的負担を軽減し、治療と就労など両方を支援することを目的として、医療用ウィッグの購入費用の助成を行う市町村に対しまして、経費の一部助成を行っております。一方、乳房補正具の購入費用に係る助成につきましては、現在のところ、鹿児島県をはじめ、県内他市で実施しているところはありません。本市におきましては、現在のところ、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費用に係る助成は行っていないところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 乳房補正具は、県でもまだ助成されているところはないということでした。それでは、医療用ウィッグについては、県内でも助成するところが増えてきていると思いますが、他市の助成の状況は、どうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 令和4年11月末時点での県内他市における医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費用の助成につきましては、医療用ウィッグは、18市中11市が助成を行っており、近隣市では、枕崎市、南さつま市、南九州市が実施しております。なお、乳房補正具につきましては、県内他市で購入費用の助成を実施しているところはありません。

○16番議員（高田チヨ子） 乳房補正具は、助成しているところはないということですが、医療用ウィッグは、18市中11市が助成をしているということでした。指宿市は、まだ助成されていないということです。少しでも助成されれば買いやすいと思います。せめて医療用ウィッグの購入費用だけでも助成するお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 医療用ウィッグ及び乳房補正具は、がんの治療に伴う外見の変化に起因するがん患者の精神的苦痛を軽減し、治療を継続しながら日常生活を送ったり、就労を続けたりするために重要な役割を持つと理解はしております。しかしながら、本市におきましては、現在、財政再建に取り組んでいるところでありますので、県内他市の取組等を調査研究してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 今の答弁を聞いてとても残念に思いました。本市においては、現

在財政再建に取り組んでいるので、他市の取組を調査研究していくということです。もちろん財政再建をすることも大事だとは思いますが、でも、それ以上に命の方が大事ではないでしょうか。がん患者が、抗がん剤治療をすると髪の毛が抜けていくんです。その抜けてしまった髪の毛を見たときの気持ちは、何とも言いようがないものがあるのではないのでしょうか。そこでお伺いいたします。このウィッグってお幾らぐらいするんでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 製品により価格に幅があるようですが、一般的なオーダー品ですと、約4万円程度から購入できると聞いております。

○**16番議員（高田チヨ子）** 値段は様々あるとお聞きしてはいるんですけども、4万円ぐらいからあるという答弁でした。それでは、県と市と併せて両方1万円ずつ2万円助成していただけると買いやすくなるんじゃないでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 先ほどお答えいたしました、医療用ウィッグは、がん患者の精神的苦痛を軽減したり、治療を続けながら日常生活を送ったり、就労を続けたりするために大変重要な役割を持つということは十分理解しております。しかしながら、本市におきましては、現在、財政再建に取り組んでおりますので、現時点では、県内他市の取組等を調査研究してまいりたいと考えております。

○**16番議員（高田チヨ子）** 他市もどんだんこの医療用ウィッグの助成は進めている、そういうふうには私は思っております。市長、どうでしょうか。これだけの1人1万円、市から出すのは1万円、それを助成することはできないんでしょうか。がん患者を助けてあげてほしいと思いますが、市長の前向きな答弁をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○**市長（打越明司）** 今年2回目の医療用ウィッグについての質問ですけども、前回は答弁しましたが、私も知り合い、友人の中に、そういう医療用のウィッグを作った方もおられて、議員の今質問している思いや趣旨はよく分かりますし、市民の中にも支援があればなど考えておられる方は、間違いなくいるだろうというふうには思います。財政再建というお話が答弁の中に出てきましたけれども、来年度の予算編成について着手をいたしました。私がかねがね市民の皆さんに、市の仕事は市の収入の範囲の中で賄いたいということを言っていました。借金をしてそれをやっていくのは、ほどほどにしないと大変なことになるだろうということでは言ってきましたが、現在、来年度の予算編成です、やっぱり相当な事業費が足りないという状況でありまして、正に今、もう1回どの事業が本当に必要なのか、どの事業が役割を終えてきたのか、それをしっかり判断する目を持たないと、来年度の予算編成は、とても困難だという状況に今あります。その中で今、新しい事業、例えばこのウィッグもそうですけれども何かを始めようというときには、やっぱりその同じ金額の何かを終えていくという、いわゆるスクラップアンドビルドと言われるそういうことを指宿市もきちんとやっていかないと、スクラップをせずに、やっぱりこれ大事だよねということですと各分野で増えていった結果、非常に支出が増えている。そして、支出をもっとした方がいいとい

う声や圧力が大きくなっています。そういった中で、今、経営改善推進室を設けて、新しい事業を始めるときにはその金額と同じようなもので、役割を終えているものはないのかと、だんだん要望が実は少なくなってきたといったものはないのかということとを照らし合わせながら、これを始めるときには、これを諦めよう、この諦める勇気や説得がこれまで足りなかったもので、もう増えることばかりが続いていたと。そうになってしまうと、どうしてもしたいことが、だんだんできなくなってくる。新しいものに取り組みなくなってくるという残念な状況になると思います。改めて申し上げますが、高田議員が話をしていることは、とてもよく分かります。そして、その金額は、大変大きな金額が掛かるということではありません。ですけれども、今年始めれば、10年後もやっている可能性がある。20年後もやっている可能性がある。今年10万円で済んだとしても来年、再来年と続けていけば、それは100万円になり200万円になっていきます。そのことも含めて、やっぱりほかの事業との比較をしながら判断をしていく必要があると。そのために経営改善推進室を設けて、新しい事業については、公益性はどうであるか、必要性はどうであるか、緊急性がどうであるか、その費用の効果はどうであるか、有効性はどうか、いろんなことを検討させていただいて、やろうということになったら既存事業を縮小していくということをさせていただいている。ですから、南薩4市では、3市とも、既にこの9月の補正から県が今年始めた事業ですので、大体どの市町村も9月の議会からスタートをしているというところが多いんですけれども、大体県内の半分ぐらいの市が、それなりに取り組んでいるということも十分承知しています。その中で慎重に検討していきたいなど、今の段階では、やっぱりヨッシャというふうに言いたいですけれども、なかなかヨッシャヨッシャがですね、大変なことになってしまうことがありますので、よく検討させてください。

○16番議員（高田チヨ子） ヨッシャって言ってほしかったんですけど、本当に市民の方の悩みに本当に寄り添ってあげてほしいなって、市長が、財政再建を第一に考えているのは、よく分かります。だけれども私たちは、指宿市民の方のためにここにいます。だから市民の方が、喜んでくださることをしてあげてほしいというふうに思います。それをするのも市長の力ではないでしょうか。そういうふうに思います。もう一步深く考えて、もちろん財政再建も大事です。それを抜きには考えられないかもしれないけれども、10万、100万と掛かるかもしれないけれども、だけど、それをする事で市民の皆様が喜んでいただけるのであれば、それをしてほしいと思います。どうかまた御再考をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、3点目に子宮頸がんワクチンの接種についてお伺ひいたします。このことについては、これまでも何回も質問をしてきました。どんどん状況が変わってきています。そこで今の現状についてお伺ひいたします。今年度から子宮頸がん予防の積極的勧奨を再開するということでしたが、その後の対応はどうなっているのでしょうか、お伺ひいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、国によりまして現在は、HPVワクチンとの名称で呼ばれておりますので、答弁の方はHPVワクチンで答えさせていただきます。HPVワクチンにつきましては、平成25年度から国の方針によりまして積極的勧奨を控えておりました。国においては、ワクチンの安全性につきまして特段の懸念がないことが確認され、ワクチン接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和3年11月26日付けで基本的に令和4年度から個別の勧奨を順次実施するとの方針が示されました。本市におきましても、広報いぶすき5月号及びホームページで広く周知を図っているほか、6月末には、定期接種対象者のうち、国が示す標準的な接種年齢である中学1年生から高校1年生相当の女子に対し、予診票及び厚生労働省作成のリーフレットを送付しております。さらに、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応としまして、令和4年度から3年間キャッチアップ接種を行うことから、対象となる平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子にも個別の案内とリーフレットを送付したところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、積極的勧奨を始めてから接種率の状況ってどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） HPVワクチンの接種率につきましては、積極的勧奨を控えておりました期間のうち、平成27年度から令和元年度の期間につきましては、接種者はおられませんでした。令和4年9月末時点では、定期接種をされた方が延べ31名、接種率は3.9%、キャッチアップ接種をされた方が延べ33名、接種率は2.8%となっているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 接種率が非常に低いように思うんですけども、その理由は何故なのでしょう、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） HPVワクチンにつきましては、平成25年度に予防接種法に基づく国の定期接種となりましたが、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が報告されたことから、同年6月から国の方針によりまして積極的勧奨を控えていた経緯がございます。その後、国の専門家の会議におきまして、HPVワクチンの安全性について特段の懸念がないことが確認され、ワクチン接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、本市でも令和4年4月から積極的勧奨を再開し、ワクチン接種の有効性やリスクなどを十分理解していただいた上で、接種について御検討いただくよう丁寧な説明に努めております。しかしながら、HPVワクチンの副反応のリスクを恐れて接種に消極的になっている方が多くいるものと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） このHPVワクチンを打つようになって最初のうちに副反応が出た方がいらっしゃいました。本当にお気の毒なことだと思います。でも、その後、積極的勧奨を開始してから、本市において副反応が起きた事例があるのでしょうか、お伺いいたしま

す。

- 健康福祉部長（山元成之）** 令和4年4月に積極的勧奨を再開してから、本市におきましては、副反応の起きた事例の報告、相談はございません。
- 16番議員（高田チヨ子）** 安心をいたしました。それでは、最近になって9価ワクチンということを目にしました。HPVワクチンのうち、この9価ワクチンというのは、どのようなものをいうのでしょうか、お伺いいたします。
- 健康福祉部長（山元成之）** 子宮頸がんなど多くの病気の発生に関わるヒトパピローマウイルス、これは200種類以上あるようです。現在、定期接種で接種できるHPVワクチンは、このうちの二つの型のウイルスを対象とした2価ワクチンと、四つの型を対象とした4価ワクチンの2種類があります。一方、9価ワクチンとは、子宮頸がんの発生に関連するヒトパピローマウイルスのうち、現在定期接種で使用されている2価ワクチンと4価ワクチンよりも多くの9種類の型を対象としております。この9種類の型が、子宮頸がんの発生に関連するヒトパピローマウイルスのうちの約8割から9割に当たることから、正常な組織が、がんを発生しやすい状態になる前がん病変の罹患率の減少と、子宮頸がんを原因とする死亡率の減少が期待されているところでございます。
- 16番議員（高田チヨ子）** ウイルスの種類が200種類もある。驚きですよ。そのうちの2価ワクチン、4価ワクチン、そして今度、9価ワクチンっていうのが出てきたところですけども、厚生労働省において、この9価ワクチンを令和5年の4月から定期接種で使用するよう検討しているようですが、把握しているのでしょうか、お伺いいたします。
- 健康福祉部長（山元成之）** 9価ワクチンにつきましては、現在、定期接種の対象とされておりませんが、令和4年11月18日に開催されました厚生労働省の専門家会議で、定期接種において使用可能とする方針が了承されました。なお、9価ワクチンの定期接種開始時期は、今後、必要な法令改正等を経まして、令和5年4月からとなる見込みであります。
- 16番議員（高田チヨ子）** それでは、この9価ワクチンの接種について、市としては、どのように取り組むつもりなのでしょうか、お伺いいたします。
- 健康福祉部長（山元成之）** 定期接種での9価ワクチンの使用につきましては、現在、厚生労働省におきまして、詳細な検討が行われているところでございまして、12月中に自治体説明会が開催される予定となっております。市としましては、指宿医師会と調整の上、国の方針にのっとり令和5年4月からの接種に向けまして準備を進めてまいりたいと考えております。
- 16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。担当者の皆様は、一生懸命取り組んでくださっていることが分かりました。本当にうれしく思いました。ありがとうございます。このことで子宮頸がんを命を落とす人がいなくなるといいなってそんなふうに思います。
- それでは次に、GIGAスクール構想についてお伺いいたします。不登校の児童生徒に対

するタブレットを使ったオンライン授業はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 不登校の児童生徒に対するオンライン授業についてでございますが、現在、不登校の児童生徒を対象にして社会的自立への支援を行う適応指導教室、なのはな教室、ツマベニ教室におけるW i - F i 環境につきまして、令和5年2月に整備される予定でございます。整備完了後は、適応指導教室に出席した児童生徒に対して、在籍している学校からオンラインで授業に参加することができるようになると考えております。

また、不登校児童生徒の自宅におけるオンライン授業につきましては、国・県の動向を確認していくとともに、家庭とのオンラインによる連絡や学習指導を行うためのI C T環境の課題等の解決に向け検討を進めてまいります。

○16番議員（高田チヨ子） なのはな教室やツマベニ教室などW i - F i 環境も令和5年2月には整備されるということをお聞きして、本当によかったなと思っております。これでオンライン授業が進んでいく、そういうふうにお思っております。それでは、タブレットの持ち帰りについて、以前質問をしたときに日常的な持ち帰りは想定していないという答弁でした。その後、現状は、どのようなふうになったのでしょうか。今でも持ち帰りはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 現在、全小中学校でタブレットを持ち帰る取組を実施しております。各学校で工夫している具体的な取組として、タブレットに入っている問題集や学校で作成したプリントをタブレットに入れ込み、家庭学習で活用しております。また、持ち帰ることで児童生徒の心身の健康が損なわれることがないように、児童生徒の適切な利活用に向けての情報モラル教育の充実やタブレット使用のルールの設定など、安心・安全に活用できる環境づくりを目指し、学校には継続して指導、助言をしております。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。今、持ち帰りできるようになっているということをお聞きしました。本当にありがとうございます。それでは、このG I G Aスクール構想というのは、1人1台タブレットなどを利用して、子供たち一人ひとりに合った学習に取り組んだり、友だち同士で学び合ったり、タブレットなどを使っているいろいろなことを調べたりする。また、学校や家庭で日常的にタブレットを使いこなして、色々な新しいことに挑戦できる、そのようなものだと思っております。その中で、平常時から1人1台タブレットなどを持ち帰って学習するということは、子供たちがタブレットなどを使いこなしていくことや、万が一の臨時休業のような非常のときに備えるということからも有効であると考えますが、1人1台タブレットの持ち帰りについて、今後の方向性をお聞かせいただきたいと思っております。

○教育部長（紺屋聖一） 仕事や家庭など、社会のあらゆる場所でI C Tの活用が日常のものとなっている現代社会において、児童生徒が生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる学習用具の一つとして、タブレットの活用は必須となっております。そのような社会環境の中

で、今後、教育委員会として、先行して実践している学校の事例を管理職研修会等で紹介、共有し、市内全学校でも同様の対応ができるよう指導、支援を行ってまいります。その中で、オンラインでの授業参加につきましては、家庭における通信環境の違いへの対応についても調査、検討してまいります。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。市内全学校でも同様の対応ができるようになるということですね。本当に素晴らしいことだと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、不登校対策についてお伺いいたします。現在の指宿市内の小中学校における過去3年間の不登校、並びに不登校傾向の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 不登校傾向の現状についてでございますが、令和元年度は小学生14人、中学生20人、計34人。令和2年度は小学生27人、中学生32人、計59人。令和3年度は小学生20人、中学生40人、計60人。令和4年度は10月末現在で小学生9人、中学生40人、計49人となっております。昨年度の10月末時点と比較いたしますと、小学校の不登校児童数は減少しておりますが、中学校の不登校生徒数は若干増加傾向にあります。不登校傾向の児童生徒につきましては、適応指導教室に登校したり、教室以外の別室に登校したりといった様子が見られます。また、欠席が続いている児童生徒の中でも、体育大会や運動会、文化祭や修学旅行などをきっかけに登校できたケースもあるなど、個々に改善の傾向も見られるところであります。

○16番議員（高田チヨ子） 小学生の方では少なくなっていますが、その分、中学生が増えたということになってきているようです。指宿市では、不登校対策について、どのような取組を行っているのでしょうか。学校、教育委員会の取組をお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 教育委員会では、不登校改善の取組として、管理職研修会や生徒指導主任等研修会及び養護教諭等研修会において、まずは児童生徒が課題に対して本音で表現し合い、それをお互いに認め合う仲間づくりや居場所づくりを行い、不登校児童生徒が生じないような魅力ある学校づくりを心掛けるよう教職員へ指導しております。

そのほか、不登校の児童生徒それぞれに個別の支援計画を作成し、学級担任だけでなく、チームで対応する組織的、計画的な支援をするように指導しております。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員が、児童生徒及び保護者、学校職員と積極的に関わり、登校に向けた取組を継続できるようにしております。

さらに、適応指導教室なのはな教室に加えて、今年度から新たに山川地域にツマベニ教室を開設し、適応指導教室2か所体制でより利用しやすい体制を整えました。今後とも通級を促し、不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援を継続してまいります。

各学校においては、不登校の要因や背景を的確に把握するために、複数のメンバーで家庭環境や個々の状況に関する分析を行い、それを踏まえた支援計画を関係者で共有したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教室相談員、適応指導教室と連携した相談や家庭訪問等の働きかけを行ったりしております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、この不登校等に対応するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員の人数についてお伺いいたします。私は、以前より少なくなったんじゃないかなって感じがしているんですけども、この増減については、どうなのでしょう、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 教育委員会では、令和元年度において、スクールカウンセラー1人、スクールソーシャルワーカー2人、教育相談員5人を任用しております。ただし、そのうちスクールソーシャルワーカーと教育相談員の兼務をしている方がいましたので、任用している総人数としては6人でございます。その後、スクールカウンセラー1人、スクールソーシャルワーカー2人、教育相談員4人を任用いたしました。この際、スクールソーシャルワーカーと教育相談員の役割分担を明らかにして、効果的な活用を図るため兼務を解き、スクールソーシャルワーカーを選任といたしましたので、総人数といたしましては7人となり、1人増となったところでございます。そのほか、県教育委員会派遣のスクールカウンセラーの活用を行うなど、児童生徒支援の充実を図るようにしていきたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 兼務を解いて、本当にそのスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員それぞれが、本当に一生懸命取り組めるようにしているということ、今答弁をいただきました。そして、減ったのではなく、1人増えたということでした。ありがたいことだと思えました。このメンバーで児童生徒に対応するということ。本当に学校も教育委員会も一生懸命取り組んでいるんだってことを今改めて知ることができました。その上で私は思うんですけども、このメンバーだけが一生懸命頑張るのではなく、学校や家庭及び友達、地域の方たちなども一丸となって、みんなで子育てをするといった昔あったような取組も大事なのではないかな、そういうふうに思います。不登校の生徒が、これから安心して暮らしていけるように、みんなが寄り添っていくことが大事ではないでしょうか。少しでも学校に行けるようになり、不登校の生徒が少なくなるとういって思います。頑張っていたきたいなと思います。

今、私が毎日見ている言葉の中にこういうのがあります。言葉の不思議な力。人は一つの言葉で笑い、一つの言葉で泣く。人は一つの言葉で喜び、一つの言葉で怒る。人は一つの言葉で愛し、一つの言葉で憎む。人は一つの言葉で踊り出し、一つの言葉で打ち沈む。人は一つの言葉で生き返り、一つの言葉で絶望する。この不思議な力を持つことは、宝にもなり刀にもなる。ならば宝だけを集め小箱にしまい、ときには出して胸に飾り、人にも掛けてあげよう。すばらしいなと思って毎日見ているんですけども、本当に言葉って大切なんだなっ

ていうことを改めて感じているところです。

最後に、空気が乾燥し火災が発生しやすい時期でもあります。交通事故や詐欺などにも注意して、2023年を清々しい気分で迎えらるるようになりたい。そういうふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

○9番議員（田中健一） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、今回3点について質問をさせていただきます。

1点目について、公共施設等の転落事故について、ニュース等でタワーマンションから幼児が不幸にも死亡する事故が耳に届いておりますが、これまで120名以上の子供たちが亡くなっているようであります。亡くなられたお子様の御冥福をお祈りしたいと思います。この指宿にも高い建築物がありますが、これまで転落事故等があったのか、なかったのか。管理される施設、校舎、観光施設、市営住宅等でお答えいただければと思います。

2点目について、市営住宅の入居状況についてお聞きいたします。市営住宅で新しいところ、古いところ様々であると思いますが、民営住宅に、負担が重い方々が数年間待機されていらっしやる方も存在していることがあると思います。細かくは聞きません。どのような状態なのか、よろしくお願ひいたします。

3点目に、農業用資材価格高騰対策について、農家に対しコスト削減をどのように促していくのか。ある農家の方が、悲痛な声で私の方に投げかけてきたことがあります。未来に希望を持ってない、不安が大きすぎる、という切実なる声をいただきました。高騰分を農作物へ転嫁できたらよいのですが、現状、生活、経済負担等の全てのものが高騰しております。このような状況の中、生産コスト削減に向けた取組が重要であると思う。耕種農家、畜産農家含み、コスト削減に向けた推進をやっていかなければならないと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 田中議員から、農業用の資材価格等の高騰対策について、どのような削減策、コスト削減を促していくかという質問がございましたけれども、確かにおっしゃるとおり、様々な農業関係の資材、あるいは飼肥料、本当に高騰している状況は、私にもずいぶん声が届いているところであります。耕種農家につきましては、堆肥や有機質肥料の活用による科学肥料の削減、土壌診断に基づく適正な施肥設計による肥料の使用量の削減、農薬だけに頼らない病害虫管理技術であるIPM技術の更なる推進による農薬使用量の削減、畜産農家につきましては、飼料の自給率向上による飼料代削減等を推進していく必要があると考え

ています。市といたしましては、今年度、土壌診断を要件とした堆肥や有機質肥料、緑肥種子購入費用の一部助成を行うほか、指宿市農業環境負荷低減対策プロジェクト会議を設置し、IPM技術の向上や、取組件数及び面積拡大を推進しているところであります。

残余の質問については、関係部長から答弁をさせます。

○産業振興部長（野元伸浩） 市内の公共施設における転落事故の有無についてでございますが、私どもからは、観光施設について答弁させていただきますけれども、市内の観光施設におきまして、転落事故の発生というのは確認されていないところでございます。

○建設部長（星倉淳一） 市営住宅の転落事故の有無について御説明します。市営住宅においては、これまで転落事故や大きな事故などはございません。

○教育部長（紺屋聖一） 本市の公共施設における転落事故の有無についての御質問でございますが、学校施設におきましては、児童生徒や教員も含めて、校舎等から転落したとの報告は受けておらず、また、そのような事故もないものと認識しております。

○建設部長（星倉淳一） 市営住宅の入居状況について御説明します。令和4年11月30日現在で、全743戸のうち666戸入居しており、入居率は89.6%です。市営住宅の待機者については、令和4年11月30日現在で141名が待機をしている状況です。

○9番議員（田中健一） これより2回目の質問に移ります。今、転落事故等、指宿市ではゼロという安心をできるような数字ではないかなと思っております。ですが、本当に幼児はどのような行動をするか分かりません。丹波小学校の校舎は4階建てだったですね。やはりああいうところから落ちたら、命に関わることであります。また、観光施設等もやはり、いろいろな災いが、観光拒否につながっていくものだと私は思っておりますので、しっかりと転落防止、又は事故等の発生をさせない取組を行っているのか、お伺いをいたします。

○産業振興部長（野元伸浩） 市内の観光施設でございますが、2階以上のフロアを持つ市内の観光施設には、砂むし会館砂楽、ヘルシーランド温泉保養館、ふれあい公園管理棟の3施設があるところでございます。ヘルシーランド温泉保養館につきましては、トレーニングルームとして室内にあり、ふれあい公園管理棟の2階につきましては、一般の入室をお断りしている状況でございます。砂むし会館砂楽におきましては、屋上への出入りが可能でございますが、周囲には防護柵を設置しているところでございます。転落防止のための注意喚起の看板等も設置しているところでございます。

○建設部長（星倉淳一） 市営住宅の事故防止の取組について御説明します。市営住宅については、半数以上の団地が2階建て以上のため、全入居者に対してベランダや窓際にプランター、椅子、テーブルなど、足掛かりになるものは置かないようになどの注意喚起を促す文書の配布を行ったところ です。

○教育部長（紺屋聖一） 教育委員会では、各学校に対し、窓際に柵やオルガン、机や椅子など、児童生徒が上るようなものを置かないよう指導しております。窓の開閉につきまして

も、換気をする際には全てを開放するのではなく、人が抜けられない程度に解放するよう指導を行っております。児童生徒に対しましても、窓の近くで遊んだり、ふざけたりしないよう注意喚起を行っているところでございます。

○9番議員（田中健一） 何を隠そう、私も転落者の1人であります。小学校3年のときに2階より落ちて皿を割った経験があります。子供は、幼児も含めてどういう行動をとるか分かりません。また、同級生で中学校時に体育館の2階から落ちた奴もおりました。そいつも破天荒な奴だったので、しっかりと危ないだけじゃなくて、今、隙間をきめられる留め具等もあるようでありますので、そういうところも含めて関係者にはお伝えし、安全に対して強く要望をしていただきたいと思います。将来この日本を背負っていただける1人でも多くの子供たちにとって、安心安全な地域であっていただきたいということで、次に移ります。

市営住宅の入居状況は、141名が待機。空きも多いですが、そこについては古い建屋だということを知っておりますので、そこについてはもう求めませんが、指宿市内にも県営住宅もあります。その待機等は、どうなっていますか。

○建設部長（星倉淳一） 県営住宅の入居状況について御説明します。県に聞き取りを行ったところ、令和4年11月30日現在で、全272戸のうち230戸入居しており、入居率は84.6%です。待機者については、令和4年11月30日現在で、11名が待機をしている状況です。

○9番議員（田中健一） 県営においても11名が待機であります。空き部屋もやはり市営住宅と一緒にないかと想像の域ですが、そう思っております。併せて150名くらいの待機者がおります。やはり市民の方々が安心して枕に頭を付けられる環境を整えていくべきだと思います。早々に対策が、私は必要だと思います。決して派手な市営住宅を造って下さいとは言いません。市内の中には、もったいない住宅が存在をしております。国・県の職員宿舎、私が開聞の方から来れば、医療センターの大きな交差点の左手に、まだ使えるんじゃないかなって思っておりますが、あんな大きなところに8戸しか入っていないという。私が以前聞いたときには、3戸しか電気が点いていなかったというのを市民の方から聞いておりましたので、いろんな垣根はあるでしょうが、この職員宿舎、有効活用はできないものか、お伺いをいたします。

○建設部長（星倉淳一） 県・国の職員宿舎の有効活用について御説明します。国立病院前交差点近くにある国家公務員合同宿舎指宿住宅を管理している鹿児島財務事務所に確認をしたところ、行政目的に建てられた行政財産の施設であるため、一般入居は目的外使用になるため難しいとのことでした。また、県職員住宅については、県管財課に確認したところ、国の住宅と同様に行政財産の施設であるため、一般の方の入居は目的外使用となるため難しいとのことでした。また、現時点では、国及び県ともに現在使用している宿舎については、売却や用途廃止などをする計画はないとのことでした。なお、災害等の有事の際には、避難者受入などを目的とした特別な場合の入居は可能とのことでした。

○9番議員（田中健一） 想像どおりの答弁でありましたが、150名の方々は、私の背中を押しますので、市長、国・県に対して、いろいろな状況は、貸せない、入れない理由はあるかと思いますが、これこそ税金の無駄遣いに見えるんです、市民の方々は。これはあまり言いたくなかったんですが。国・県に対して要請、要望を今後働き掛けていただける気持ちはないでしょうか。

○市長（打越明司） 質問の御趣旨よく分かります。市民から、その話をいろいろ聞くことができます。国とか県の行政財産だけではなくて、教育関係の住宅でありますとか、使えそうな空き家があっても使えないということについては、なるほど、もったいないという感覚で言えば、そのとおりだろうというふうに思いますけれども、やはりそれぞれ用途指定が付けてあるものは、なかなか取り扱いについては難しいということは議員御存じのとおりだと思いますけれども、有効活用についてできることがあればですね、我々も具体的に要請すべきものがあつたら要請をしまっているように心掛けていきたいというふうに思います。

○9番議員（田中健一） ありがとうございます。市長の今の答弁を胸に、私も一生懸命この150名ともったいない建屋の活用に、一緒になって努力していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、3点目の農業用資材高騰に関し、様々な支援を行っていただいておりますことには、市民の農家の皆さんの声もありがたいという声をいただいております。ですが、農業の経営コストが上昇する中、農業者が自らの経営状況を把握し経営改善を図ることは大切なことなんです。経営改善に対する農家の自らの経営診断、経営を見直し、営農設計を立て、そういうことをしていかなければ、社会の中でこの言葉をよく言われるんです。生き残り、生き残りじゃないんです。今、勝ち残らなければ、私は駄目だと思っております。だって指宿は、国の食糧基地という名を使っているんです。農家の経営改善についてどのような支援を行っていくのか、お聞きをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 農家の農業経営に関する改善に対する支援策であります。肥料等の農業用資材や配合飼料、燃料代が高騰し、農業の経営コストが上昇する中、農業者が自らの経営状況を把握し経営改善を図ることは、大切なことであるというふうに考えております。経営改善に対する支援策といたしましては、鹿児島県担い手・地域営農対策協議会が、かごしま農業経営相談所を開設して農業経営の困りごとに対応しております。また、県南薩地域振興局指宿駐在においては、経営診断ができるほか、パソコンを用いた複式簿記の研修も行っており、これにより詳細な経営分析が可能となっているところでございます。市としましても関係機関と協力をし、農業経営改善計画の作成支援を行っていくとともに、経営診断の基本となるほか、収入保険制度の加入要件ともなっている青色申告及び複式簿記への取組をさらに推進していきたいと考えているところでございます。

○9番議員（田中健一） 様々な支援策があることは承知をしておりますが、資材高騰価格に対

する国等の更なる支援というか、価格が高止まったら何も出ない今のいろんな支援策なんです。高騰分に対して7割というのが、今年度の大きな支援策だったのではないのでしょうか。ある農家は、福岡から肥料を購入をいたしておりました。去年は、20kg1,600円で買えたそうです。今年はなんと3,400円だそうです。1,800円の上昇。1,600円が2倍以上なんです。農家はどうすればいいのって、農家はそのまま、っていう悲痛な思いの中で経営をやっております。これは本当に日本全体の農業の問題、国の問題であろうと思いますが、市としてできることはないのでしょうか、お伺いをいたします。

○農政部長（寺田昭宏） 我が国の経済を取り巻く環境は、海外の経済動向やウクライナ情勢、資源価格、新型コロナウイルス感染症の動向など不確実性が高く、今後、資材物価が高騰したまま高止まりすることが心配されているところでございます。これは農業だけではなく、様々な産業や住民生活など全体に及ぶ問題であり、国による物価高騰に対する継続的な支援については、今のところ不透明な状況にあるというふうに思っておるところでございます。

市としましては、先ほどもお答えしましたように、肥料代や農薬代等の経費削減のため、環境負荷低減型の農業をより一層推進していくほか、県の経営診断を活用した農業経営改善の取組や収入保険、配合飼料価格安定対策などのセーフティネットへの加入を推進するとともに、状況に応じて国に対し、支援対策の拡充等の要望を県や市長会等を通じて行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○9番議員（田中健一） よろしくお願いたします。一緒に悲痛な声も届けてください。

次に、コントラクターの普及促進について、飼料の自給率向上がコスト削減につながるものであると思います。これまでも飼料については、畜産農家が自ら栽培をしているものの畜産飼養に関わる労力も大きく天候にも左右され、飼料の栽培規模拡大が困難な状況もございます。飼料作物の生産や収穫作業等を受託するコントラクター組織があれば、これから先、大きく解決できるものではないかと考えますが、普及促進をする考えはございませんか。

○農政部長（寺田昭宏） コスト削減につながるコントラクターの普及促進についてであります。飼料作物の播種や収穫作業を畜産農家から受託するコントラクターの仕組みを導入すれば飼料生産作業の効率化や畜産農家の作業負担軽減が図られ、粗飼料の自給率向上によるコスト削減が期待できるというふうに思っております。このことから、コントラクターの普及推進は、畜産農家へのメリットが高いと考えられますが、コントラクターをどこが担い、利用者がどの程度見込めるのか。また、部分的に作業受託するのか、は種から収穫まで全てを受託するかなど、進める方向性について地域の農家や生産者部会の実態に応じ、JA等の意向も聞きながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（田中健一） よろしくお願いすると言うしかもうございませぬ。次に、TMRの普及促進について、飼料作物栽培を受託するコントラクターと混合飼料を大規模に生産するTMRセンターについて、県内や南薩地域における組織の数や活動事例について把握をされて

いれば、お伺いをいたしたいと思います。

○農政部長（寺田昭宏） TMRの普及についてであります。県内におけるコントラクターの状況について県に確認したところ、令和2年度で37組織が活動しているようでございます。そのうち、南薩地域におきましては、南九州市川辺町と穎娃町において2組織が活動しており、12戸の畜産農家における飼料作物の収穫作業を受託しており、労力削減が図られているようでございます。

また、TMRセンターにつきましては、県内で4か所が設置され、南薩地域では、南さつま市で畜産業を営んでいる株式会社1社がTMRセンターを運営しており、契約農家が栽培した飼料作物や稲わら、焼酎かす、でんぷんかすなどをTMRセンターで混合し、家畜の餌として活用しているようでございます。

○9番議員（田中健一） 県内でも様々な取組がなされているようでありますが、私も十数年前以前に熊本のTMRセンターを研修をさせていただく機会がありました。本当にこの人たちは、何をやっているんだろうって思うぐらい、基盤整備もされていないような地域で大きな収穫機を高速道路いっぱいになるような機械でしたが、すごいなということも思う次第でありました。また、私が長野県松本で畜産農家の研修をしていた40数年前、あそこは高冷地野菜ですごく先進的な農業をされておりました。今やっとこの南薩地域にも大型トラクターを何台も所有していらっしゃる方々もおります。ですが、大消費地に近い有利販売をできる長野は、あの時点で私が近くの農家さんを把握をしているのは、大型トラクター3台、100馬力ぐらいだったのかもしれませんが。ブルドーザーも1台、あそこは10年に1回、土も全部土木業者に任せて入れ替えるぐらいの大規模な先進的な農業をやっておりました。ですが、まだまだこの南薩地域はそこまでいっておりません。というのが、やはり我々の地域は、温暖な気候で一年中作れるから、畑を空かせる時間がないのではないかと思っております。そういうことを言ってもいたしかたないかと思えます。畜産農家だけでなく、やはり畜産農家がしっかり経営をできて、安価な堆肥を耕種農家に分けていただいている。この循環型農業は、しっかりと私は守っていかなければならないものだと思っております。このコントラクターとともにTMRセンターを整備をすれば、栄養価の高い餌を多く作れ、個々の畜産農家が飼料を混ぜ合わせる手間が省ける上にまとめて餌を作れることから、飼料代の節約にもなり、頭数の増も見込め、管理を徹底してできるものではないかと思っております。そこも含めて、今、長々と言いましたが、コントラクター、TMRセンター、これを普及促進又は導入を考えていけないか悩んでおります。お答えいただきたいと思えます。

○農政部長（寺田昭宏） 先ほどから、コントラクターとTMRセンターの整備についてどう考えているかという御質問ですが、TMRは完全飼料と呼ばれ、家畜の栄養を考えながら粗飼料と濃厚飼料を混ぜ合わせて牛に餌を与える方法であり、牛がえり好みをせずに必要な栄養を無駄なく食べさせることができ、資源の少ない日本で焼酎かすやでんぷんかすなどの未利

用資源が有効に活用できるといったメリットがあります。

食品製造における副産物につきましては、排出量が多いことから、個々の農家で活用するには量が多過ぎるなど、使いにくい場面がありますが、TMRセンターであれば無駄のない活用が可能になると考えております。

一方、コントラクターと同様にTMRセンターをどこが担い、どの程度の利用者が見込まれるのか。また、原料調達に関して、コントラクターと一体的に整備していくのか。さらに、農家の要望ごとに飼料の配合割合が変えられるかなどといった課題も多く、整備については慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。今後、コントラクターやTMRセンターの整備については、畜産農家の要望をまず伺いまして、JAとも検討しながら導入効果を検証し、普及促進について慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（田中健一） よろしくお願いたします。ここに飼料会社の先物のデータがございます。ちょっとお知らせも含めて状況を報告をしたいと思いますが、大麦に関して、日本への輸入価格は、今しばらく高止まりだそうであります。小麦、これはもう言わずともお分かりでしょうが、ウクライナの影響がすごく大きくて、長期的な相場は依然強いという見込みであります。戦争が終わってもたぶんウクライナは、農地の整備であったり、早々には、この日本には、食糧は入ってこないというところであります。トウモロコシは、バイオマスであったり、ラニーニャの影響もあるんですが、ここも高止まり、もう米国以外の状況についてもどこも引き手だらけでありますので、下がることはちょっと見込めない状況であります。大豆かす、これが本当、食卓になくってはならないいろいろな大豆油とか豆腐だったり、いろんなところで目にしますが、これはさらにまた難しい状況が続いていくだろうという見込みです。こういうところで世界頼りの農業を私が言うのもなんですが、うちの牛さんたちも100%輸入物だらけです。強く国内自給を高め、以前宮崎の口蹄疫があったときに、中国の輸入わらは危ないからもう使えない。自国のわらを収穫したやつを倉庫に運んで梱包をして配送をしていた団体もありましたが、今はもう皆無です。何故かと言えば、もうあの頃は、中国が来なかったからそれしかなかったんです。中国から安いものが輸入されだしたら、もう廃業するしかないような状況でありました。でありますから、今回このような状況もありますので、そういう二度の失敗をしないような国・県の仕組み、市の支援というものにしていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時01分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） 皆さん、こんにちは。2番、幸福実現党、松下知恵です。お昼御飯を食べてお腹がいっぱいなので、きっと眠たいと思います。寝かさないように頑張りますので、よろしく願いいたします。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問です。イッシーバス、乗合タクシーについては、第1回の定例会で同僚議員も一般質問されていたのですが、現在、いまだ交通手段がなく困っている方や、これから運転免許証を自主返納した後の不安を抱えていらっしゃる方の声を多数聞いております。そういう声を少しでも届け、今後の地域の交通手段を見直しする際の何かお役に立てればと思い、今回質問させていただきます。まず、1回目の質問といたしまして、イッシーバス、乗合タクシーの令和4年度の現在までの利用状況を昨年度と比較して、それぞれの期間合計で答えていただきたいと思います。

二つ目の質問は、午前中の同僚議員の質問とちょっと重なる部分もあるんですけども、お答えしていただきたいと思います。小中学生の不登校、いじめ、自殺についてです。新聞報道等によると、全国的に不登校やいじめが増えてきています。令和元年度から指宿市のそれぞれの現状とこれまでの推移についてお伺いいたします。

三つ目の質問は、不登校にしても、いじめにしても、自殺にしても、今一番子供たちに必要なのは、心の教育なのではと考えております。そこで、道徳の授業についてお伺いいたします。まず、道徳の授業時間数についてお聞きいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 松下議員の御質問にお答えさせていただきます。本市のイッシーバスと乗合タクシーについての利用状況の変遷であります。現在、本市のイッシーバス、乗合タクシーは、令和元年度に策定しました指宿市地域公共交通基本計画に基づいて、令和2年度から各地域で運行しております。コミュニティーバスの利用者数につきましては、昨年度は10月末現在で全路線合計3,184人でした。今年度は10月末現在で全路線3,038人で、昨年度と比べて146人の減、昨年度比の95%となっているところであります。1便当たりの利用者数は、昨年度は2.2人でしたが、今年度は2.5人で0.3人の増となっているところであります。

また、予約型の乗合タクシーの利用者につきましては、昨年度は10月末現在で全路線合計915人でした。今年度は10月末現在で全路線合計966人、昨年度と比べて51人の増、比率では105%ということになっております。1便当たりの利用者数は、昨年度は1.6人でしたが、今年度は1.5人で0.1人の減となっているところであります。

残余の質問については、教育長及び関係部長がお答えします。

○教育長（吉元鈴代） まず、道徳科についてでございますが、児童生徒が、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、道徳的な判断力・心情・実践力を育てることを目標に、小学

校では平成30年度から、中学校では平成31年度から特別の教科道徳となり、一つの教科となりました。この道徳科の授業では、新たに検定教科書が導入され、答えが一つではない道徳的な課題に対して自分のこととして捉え、深く自分で考える道徳、みんなで議論する道徳の授業を行うとともに、通知表では5段階評価は行わず、授業における学習状況や一人ひとりの成長を文章で記述することで、教師も指導の改善に生かすことになっております。

次に、道徳の授業時数でございますけれども、道徳の授業時数につきましては、小学1年生が34時間、小学2年生から中学3年生までが35時間と定めております。

○教育部長（紺屋聖一） 不登校といじめの現状と推移についてでございますが、小中学校の不登校児童生徒数について、令和元年度は小学生14人、中学生20人、計34人。令和2年度は小学生27人、中学生32人、計59人。令和3年度は小学生20人、中学生40人、計60人。令和4年度は10月末現在小学生9人、中学生40人、計49人となっております。昨年度の10月末時点と比較すると、小学生の不登校児童数は減少しておりますが、中学校の不登校生徒数は、若干増加傾向にあります。

次に、小中学校のいじめ認知件数は、令和元年度は小学校45件、中学校17件、計62件。令和2年度は小学校80件、中学校36件、計116件。令和3年度は小学校57件、中学校29件、計86件。令和4年度は10月末現在小学校38件、中学校20件、計58件となっております。

最後に、自殺については0件でございます。

○2番議員（松下知恵） まず、イッシーバス、乗合タクシーの利用状況を教えていただきありがとうございます。丁寧に詳しく答弁していただきありがとうございます。お聞きしたところ、さほど増減はないと思われました。その中でも増加したところ、減少したところはあるようですので、その増加原因と減少原因についてお聞きいたします。

○産業振興部長（野元伸浩） 利用者の増減の要因でございますが、イッシーバス、乗合タクシーとも、今年度の状況は、昨年度と比べて大きな増減は見受けられない状況であると考えているところです。イッシーバスや乗合タクシーの利用者は、車の免許証を持っていなかったり、返納したりした方で、外出する意欲のある方などであり、特定の方が利用する傾向が高いと考えております。そのため、イッシーバスや乗合タクシーの運行体系の見直しや、頻繁に利用する方の入退院や転入転出等によって、利用状況が大きく変動するものと考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ただいまの答弁からもうかがえるように、イッシーバス、乗合タクシーとも利用される方というのは、大体決まっているとのことのようですね。もったいないと思います。私も2回イッシーバスを利用したことがあります。安い料金で行きたい場所へスムーズに移動でき、本当に便利だと思いました。でも残念なことに、1回目は私のほかに1人、2回目は私だけの乗車でした。今も時々、誰も乗っていないイッシーバスを見かけることがあります。何故だろうと思ったとき、イッシーバス、乗合タクシーに関する市の取組を

知らない方が多いのではないかと感じます。そこで、利用促進に関する市の取組についてお聞きいたします。

○産業振興部長（野元伸浩） 市では、市内の公共交通を網羅した指宿市のりものガイドを令和3年に作成し、全世帯に配布しているところでございます。あわせて、市の窓口での配布や医療機関等への提供も行っております。また、指宿市ホームページへの情報掲載や各地区での出前講座等を実施したり、イッシーバスの時刻表に変更があった際には広報紙への時刻表の掲載を実施したり、乗換案内サイトへの情報提供をしたりしているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。市としても多くの困っている方へ利用していただきたいと努力工夫していらっしゃることはよく伺えます。しかし、それが市民へ伝わらなければ意味がないのではと思われま。私は以前、営業の仕事をしていました。そのときに、一番に心掛けていたのは、お客様が何を必要とされているのか。マーケティングです。そして次が、伝わるように伝える。どんなに良い商品でも、その良さがお客様に伝わり、御利用いただかなければ意味がありません。御利用いただいてどうだったか。どこが良かったか。悪かったか。そういうお客様の声がさらに良い商品へとつながっていくものです。市が、市民のためにといろいろ考えてくださっている取組がどうしたら市民へ伝わるのか。伝わるように伝える努力をしていただければと思います。

次に、市民の方々が何を必要としているのか。これがマーケティングです。住民ニーズの把握についてお聞きいたします。第1回の定例会でも答弁いただいておりますが、もう一度お聞きいたします。住民ニーズをどうやって把握していらっしゃいますか。

○産業振興部長（野元伸浩） 住民ニーズの把握についてでございますが、指宿市地域公共交通基本計画を令和元年度に策定した際には、市民3千人からアンケートを行ったり、民生委員や自治会長との意見交換を行ったりして住民ニーズの把握をしまりました。昨年度は、この計画の中間年であったことから、どのような効果があったのか状況を把握するため、1,500人を無作為抽出したアンケートを実施しております。また、バスやタクシーを運行している交通事業者と定期的に連携を取っており、利用者からの声をすぐに把握できる体制を取っているほか、交通事業者に加え、住民代表、学識経験者等からなる指宿市地域公共交通活性化協議会においても、本市の公共交通体系に関する様々な情報交換を行うなどして、住民の方々の移動ニーズの把握に努めているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。でも、実際問題として、本当に困っている方は、地域の集会に参加したり外出したりしない方もいらっしゃり、自治会長も把握できていない方が大勢いるのではと思われま。本当に必要な人に聞いてニーズを把握していらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○産業振興部長（野元伸浩） イッシーバスや乗合タクシーを利用しそうな地域住民の声をなるべく多く聞くために、各地区で実施されているころばん体操の機会を活用した説明会や意見

交換会を開催したり、路線バスやイッシーバスへの乗り込みによる聞き取り調査を実施したり、窓口に来訪される市民や電話による問い合わせ等を通じて、ニーズの把握に努めております。今後は、地域の実情を知っている民生委員や福祉関係者の方々へも、この制度を知ってもらう機会を作りたいというふうに思っております。そうすることで、イッシーバスや乗合タクシーを紹介してもらったり、場合によっては、移動手段がなくお困りの方の意見を担当課につないでもらうような体制ができないか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。民生委員さんたちの力も借りながら、是非、より多くの方の声を吸い上げていってくださったらと思います。よろしく願いいたします。

次に、新たな移動手段の取組は考えられないのかと思ひまして、質問させていただきます。まず、山川小学校のスクールバスの利用状況についてお聞きいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 山川小学校のスクールバスにつきましては、山川小学校児童の通学のほか、他校も含めた校外学習や宿泊学習等でも使用されております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。山川小学校のスクールバスを登下校時間帯以外、また、使用していない時間帯で、市民の移動手段として活用できないのでしょうか、お聞きいたします。

○教育部長（紺屋聖一） スクールバスの運行につきましては、台風等の悪天候をはじめとする非常時などにおいて、通常の登下校の時刻を急きょ変更しなければならない場合もあるほか、学校行事によって短縮授業となる日もあり、イッシーバス等としての定期的な運行に活用するのは、難しいのではないかと考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） 現時点では、スクールバスを時間外活用するのは難しいということはいくぶん分かりました。しかし、他の自治体においては、スクールバスを移動手段に活用されているところもあるようなので、指宿市においても将来的にはということで、是非、御検討くださればと思います。よろしく願いします。

ここで一つ、他の自治体の取組を紹介させていただきます。富山県朝日町のノッカルあさひまちという住民を巻き込んだ共助型の交通サービスです。簡単に言うと、ついでにお年寄りや乗せる仕組みです。地方は車社会であり、若い人も含めて1人1台に近い自家用車を所有しています。通勤や買い物のために1人で乗ることが多く、助手席や後部座席は空いています。これを公共交通の隙間を埋める取組に生かせないだろうかという発想のもと始まったノッカルあさひまちだそうです。自治体が運営主体となり、安全性も担保にした上で新たな公共サービスとして実現しているそうです。これまで、自治体から一方的にサービスを提供するばかりでしたが、住民を巻き込んでの共助型サービスの基盤を提供することが、これからの自治体の役割なのではと朝日町では考えているそうです。この指宿市にも、運転は得意

だ、定年退職したがまだまだお役に立ちたい、若い方でもお休みの日に何かをやりたい、という方がたくさんいらっしゃいます。そういう地域のために何かという奉仕の心を持った方々の協力をもらいながら、行政にも参加していただけるような仕組みを考えていただければと思います。是非指宿市でもですね、こういう検討をしていただけないでしょうか。

○産業振興部長（野元伸浩） 現在、本市においては、路線バス事業者1社とタクシー事業者が5社おりますが、どの事業者においても乗務員の高齢化が進んだ結果、乗務員不足の問題が既に発生しているところでございます。そのため近い将来、現在の公共交通体系を維持できなくなることも考えられ、バスやタクシーに代わる新たな地域公共交通の担い手や交通手段が求められることが予想されます。ただいま、議員から御提案のございましたノッカルあさひまちにつきましては、新たな地域公共交通の担い手として地域住民を活用した先進的な共助の取組であると認識しております。市としましては、持続可能な地域公共交通体系を維持していくために、全国における様々な先進地事例を継続的に調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。第1回の定例会でも、今後の計画について答弁いただいておりますが、イッシーバスや乗合タクシー以外の交通手段を導入するなどの公共交通に関する見直しを行う場合、今後どのようなスケジュール計画となるか、お伺いいたします。

○産業振興部長（野元伸浩） 現在のイッシーバスや乗合タクシーなどは、令和元年度に策定しました指宿市地域公共交通基本計画の中の取組として運行しております。この計画については、令和5年度までが計画期間となっているところでございます。令和6年度以降の次期計画の策定に向けましては、来年度、交通事業者と地域住民代表、学識経験者等からなる指宿市地域公共交通活性化協議会において協議をしてみたいと考えているところでございます。その際には、公共交通機関を利用される方々をはじめ、市民の皆様や運行事業者等の意見を伺い、課題を整理し、イッシーバスや乗合タクシーの運行方法の在り方のみならず、本市の地域公共交通体系がより良い仕組みとなるよう、新たな交通手段の導入も含め、検討をしてみたいと考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。過疎化が進む地方では、多くの自治体がこの地域の交通サービスは大きな課題だと考えます。イッシーバスも始めた頃は、きっと便利だといって喜んでいただけたことでしょう。でも、だんだん利用者が減り、乗合タクシーに変更してもそれも利用者がいなくなる。利用者がいないから減便していくと、今度は本当に必要とする方々が困ってしまう。私も今は自分で車を運転してどこへでも行けますが、10年後、20年後どうでしょう。まちは生き物と同じで、1日たりとも同じ日はなく、常に変動しています。そんな中での今の現状を知り、何が最善なのかを考えて、何もかも行政側がやるのではなく、是非、市民も巻き込んで、常に新しい方法を模索していただきたいと思

います。是非、市民に喜んでいただけるような、かゆいところに手が届くような、そんな交通サービスを提供していただけるようお願いして、一つ目の質問を終わります。

続きまして、本市における不登校、いじめ、自殺の現状と推移について詳しく答弁していただきありがとうございます。新聞報道等では、不登校が増えた原因は、コロナで意欲が低下したのではとか、コロナによる欠席容認が拍車を掛けたのではなど、コロナのせいにしたような報道を多く見受けられました。本当にそうなのでしょうか。本市における不登校児童生徒の要因について教えていただきたいと思えます。

○教育部長（紺屋聖一） 不登校の主な要因でございますが、小学生は、無気力、不安、親子の関わり方、生活リズムの乱れ、遊びとなっております。中学生は、無気力、不安、生活リズムの乱れ、遊び、学業不振等となっております。小学生と比べてみますと、発達段階による若干の差異があると捉えております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。小学生も中学生も一番の要因が、無気力、不安だということが分かりました。では、いじめにはどのようなものがあるのでしょうか、お聞きいたします。

○教育部長（紺屋聖一） いじめの要因でございますが、小学生は、冷やかしやからかい、悪口、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたくとなっております。中学生は、冷やかしやからかい、悪口、仲間はずれにされているような気がするとなっております。

○2番議員（松下知恵） ありがたいことに本市においては、まだ深刻ないじめというのがないので、未然に対応してくださっている教員の皆様の御努力だと思われま。

それでは次に、学校での対策と家庭への働き掛けについてお伺いいたします。学校が、不登校児童生徒やその保護者に対して、どのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 各学校では、不登校未然防止の取組として、学校行事、特別活動などにおける体験活動や学級活動を通して、きずなづくり、仲間づくりを行うとともに、授業では、問題が解けたときの喜びを実感できるように努め、不登校が生じないような魅力ある学校づくりに心掛けであり、保護者に対しても学校便りやブログ等で常にお知らせをしております。

不登校支援としては、学級担任1人ではなく、管理職を含めたチームによる継続的かつ定期的な家庭訪問の実施、不登校対策会議での情報共有、保健室や相談室など別室での安心できる居場所づくり、学習支援を行っております。

また、不登校児童生徒個々の支援計画をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、地域福祉課、家庭相談員等と共有し、連携を図りながら相談や家庭訪問も行ったりしております。これらの取組で不登校が少しずつ改善され、登校日数が増えた事例もございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。次に、いじめについてどのような対応をして

いるのか、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 教育委員会では、管理職研修会や生徒指導研修会など、機会を捉えていじめの定義を再確認し、各学校において、いじめに関するアンケートを年5回以上実施するなど、積極的な認知によるいじめの積極的未然防止、早期発見を行うように指導しております。

各学校では、いじめは軽微と思われることでも把握し、1件でも多く発見し、それらを解消するという基本認識のもと、児童生徒に対して適切な対応を取るよう周知徹底していると同時に、その後の再発防止に向けた見守り活動を行っております。

いじめ対応においては、担任1人に任せず、管理職を含めたチームで役割を分担して事案に対応するよう指導しております。その際、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員と連携し、カウンセリングや相談を行って心のケアに取り組んでおります。

また、年2回いじめ問題を考える週間を各学校が設定し、いじめは絶対に許されない行為であること、教師はいじめられた子供を守ること、絶対に自ら命を絶ってはならないことを伝えるなど、具体的な指導を行うと同時に、全児童生徒を対象とした教育相談も行って、いじめの未然防止に努めております。

○2番議員（松下知恵） 不登校、いじめのどちらも担任1人に任せず、管理職を含めたチームで対応されているんですね。実際、夏休みの登校日に知り合いを訪ねていったとき、その家の子供さんが学校を休んでいました。そこへ教頭先生が、わざわざ来てくださり、その子といろいろ話をして、次は必ず学校に来てねと約束をしていました。きっとこれも担任との連携プレーなのでしょう。児童生徒それぞれに合わせた対応で、学校に行きづらくなるのを未然に防ぐことにもつながっていくのだなと思わせるような体験でした。

このように教員の方々が一生懸命向き合っても、学校に出てこれない児童生徒がいるのも現実です。そういう児童生徒の支援としてのなのはな教室及びツマベニ教室についてお聞きいたします。適応指導教室はいつ出来たのでしょうか。また、その教室での活動内容は、どのようなものなのでしょうか、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 適応指導教室につきましては、平成14年度から開設しております。指宿地域にはなのはな教室がございますが、本年度から山川地域にツマベニ教室を開設し、2か所で不登校児童生徒に対し社会的自立に向けた支援を行っております。11月末現在の通級申請者は、小学生4人、中学生12人、計16人となっており、その中で常時通級している児童生徒数は小学生3人、中学生9人、計12人となっております。

また、適応指導教室に通級した日数は、在籍する学校で出席扱いとなるところであります。適応指導教室では、指導員とともに学習活動や体験活動、軽い運動を行っておりますが、児童生徒や保護者の悩み事や心配事の相談にも対応できるようにしております。なお、

来年2月には、W i - F i 環境が整備され、タブレット端末を利用して学習ができるようになる予定でございます。

○2番議員（松下知恵） 実は私は勉強不足で、今回初めてこのような適応指導教室があるということを知りました。私のように子育てが終わった世代の方は、知らない方も多いのではと思います。他県、他市で孫が、甥っ子、姪っ子が不登校で学校へ行けない。そういうとき指宿市へ住民票を移し、おじいちゃんおばあちゃんのお家から、おじさんおばさんの家から通えるということも可能だとお聞きし、そんな不登校生のまた新しい選択肢も増えるのではと思いました。ぜひ多くの方に知っていただくようにしてほしいと思います。ただ、懸念されるのが、ただの一時的な避難的な場所になっていないかということです。でも先ほど答弁にもあったように、いずれは社会人としてしっかりと自分の足で立ち、自立できるような支援を本当にこれからもよろしく願いいたします。

次に、自殺対策事業についてお伺いいたします。他県においては、いじめを苦に自殺とか、不登校でうつ状態になり、リストカットを繰り返すなど胸が苦しくなるような事件を耳にします。幸いなことに本市においては、児童生徒の自殺はゼロということで胸をなで下ろしましたが、自殺を未然に防ぐための取組として、児童生徒や保護者向けにどのようなことを行っているのでしょうか。

○教育部長（紺屋聖一） 教育委員会といたしましては、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには、助けを求めてもよいということを学ぶ教育、SOSの出し方に関する教育を年1回以上実施するよう指導しております。

本年度においては、困難やストレスに直面したとき、信頼できる人に助けの声を上げられるスキルを身に付けさせることを目的として、スクールカウンセラーや鹿児島地方方法務局の人権擁護委員による、SOSの出し方に関する教育を実施した学校もあります。また、同地方方法務局が実施している、子供のSOSミニレター事業のチラシを全児童生徒に配布し、子供自らが学校だけでなく、法務局や人権擁護委員にも手紙や電話、メールなどでいつでも相談ができるようにしております。

今後においても、校長による登校指導時の観察、学級担任による朝の健康観察、様々なアンケート、教育相談の充実、毎日の日記などから、児童生徒が抱えている苦しみや悩みに気付いて、迅速かつ丁寧に寄り添い、関わることを大切であると考えております。

○2番議員（松下知恵） それでは、自殺対策事業でゲートキーパー養成講座を実施しているようですが、その内容についてお伺いいたします。

○健康福祉部長（山元成之） 市では、誰も自殺に追い込まれることのない世界の実現を基本理念とした、指宿市自殺対策行動計画を平成31年3月に策定し、総合的な自殺対策に取り組んでいるところでございます。計画の五つの基本方針の一つに、児童生徒のSOSの出し方に

関する教育を位置付け、教育委員会などに協力をいただきながら、教職員向けに自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応ができる人を養成するためのゲートキーパー養成講座を、また、小中学校等の児童生徒向けに、SOSの出し方や命の大切さについての講話を行っているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。自殺対策事業で、ゲートキーパー養成講座の学校での実績について伺います。

○健康福祉部長（山元成之） 命の門番とも位置付けられる、ゲートキーパーの養成講座の学校での実績でございますが、専門家の臨床心理士等の講師を派遣し、令和4年年度は教職員向けに4校、生徒向けに2校実施し、この年明けの2月には、生徒向けに1校実施予定となっております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。日本では毎年、大人も子供も合わせ、2万人以上の方が自殺で亡くなっています。これは毎年、大きな戦争や災害が起きているのと同じことです。SOSの出し方を分からない。そもそもSOSを出してよいのか分からない、という児童生徒も多いのではと思われます。まずは気付いてあげること。周囲の家族、友達、先生が関心を持ってあげることだと思います。そして、話を聞いて死なないでと言葉を掛けてあげることだと思います。これからも指宿の児童生徒の自殺者ゼロで在り続けることを願っています。

次に、道徳の授業についての2回目の質問をいたします。道徳とは、道の徳と書きますが、人間として生きる道を説いているものであろうし、その道にのっとって生きていけば徳が生じるというような考えでもあると思います。心の教育を叫ばれている今、児童生徒にどう道徳を伝えていくかという意味で、大人や親、教員というのは、大切な立場に立っていると思います。そこで、道徳の授業に対する教員の取組について伺います。道徳の授業に対して、教員はどのような取組、研修を行っているのでしょうか、お聞きいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 各学校におきましては、道徳教育の全体計画及び各学年ごとの年間指導計画を基に、全職員が共通理解した上で、道徳科の授業を実践しております。また、校内での研究授業や校外での研修を通して、以前の道徳的価値を押し付ける授業から、現在は、答えが一つではない道徳的な課題に対して、みんなで考え議論する道徳への転換を図るための道徳科授業の工夫、改善を図っているところでございます。さらに、授業の終わりでは、児童生徒が、何を学んだか、これからどのようにしていきたいかなどを文章で記述するとともに、教師は一人ひとりの学習状況や成長を文章で記述し、そのノート等を児童生徒に返すことで、次の授業への意欲を高める工夫を行っております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。学校には、いろいろな個性を持った子供がいるという前提があるとしても、相手を理解できない心が悪の原因になります。道徳科となり、今は試行錯誤の段階ではあると思われませんが、相手を理解する心というものを、是非、

児童生徒に伝えていただきたいです。答弁にもありました考え、議論する道徳は、素晴らしいと思います。人間としてこういう場合にどう考えるべきか。どう考えるのが正しいのかということについて、考える材料なりヒントなり与えるのが、道徳教育の在り方だと私も考えます。しかし、教員の方々の価値観や子供たちの自由ということを考えると、善悪をどのように道徳に取り込んでいくかということで教員の方々も悩まれているのではと考えますが、先ほど、不登校、いじめの答弁にもありました、担任1人に任せるのではなくチームワークだと。現場の教員への行政の支援についてお伺いいたします。現場の教員に対して、行政、市教育委員会や県教育委員会は、どのような支援を行っているのでしょうか、お聞きいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 教育委員会の取組といたしましては、道徳科授業の工夫、改善を図るために、各学校の道徳科研究授業に指導主事を派遣し、学校の実態に応じて、全ての先生方に道徳科授業の在り方について指導、助言を行っているところでございます。また、鹿児島県教育委員会では、年1回、道徳教育パワーアップ研究協議会を開催し、各市町村教育委員会の担当指導主事や各学校の道徳教育推進教師を対象に、基本的な考え方や最新の指導法改善、評価について理解を深め、その成果を各学校等の研修の場で還元しております。さらに、地区道徳教育研修会では、市内各小中学校から1人以上参加し、研究授業や研修協議を通して知識を深めるとともに、実践的な指導力の向上に努めております。

○2番議員（松下知恵） 今後も、現場の教員の方々への支援をよろしくお願いたします。

では、最後の質問になります。学問の学、学ぶという字は、まねぶからきていると言われるように、真似をしてよいものを繰り返し覚えては理解することが、人間の生きる道をつくっていくそうです。そこで、本市においても多方面で活躍しておられる方々がたくさんいらっしゃいます。先ほど不登校の一番の要因が、無気力、不安とありましたが、児童生徒に目標を持ってやる気を持ってもらうためにも、この指宿で指宿を愛し、発展させていこうと工夫、努力していらっしゃる方々からまねぶのも大事かと思います。そこで、この指宿で多方面で活躍している人を招いた授業をできないのでしょうか。地域人材等や多方面で活躍している人を招いた授業を実施しているのでしょうか、お伺いいたします。

○教育部長（紺屋聖一） 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、各学校では、総合的な学習の時間や特別活動の時間と関連させながら、地域の企業や事業主、先輩等を招き、その先人から生き方や命の大切さについて学ぶ授業を行っております。本市での具体的実践例といたしましては、地域の方を講師として招き、平和や郷土料理、昔遊び等について学ぶ学習や漁業協同組合の方から漁業の魅力について学ぶ学習、各分野の専門の方を招き、人権や命の大切さについて学ぶ学習など、各学校では積極的に地域人材を活用した取組を行っております。

学習指導要領においても、地域の人々や社会で活躍する人々に授業実施への協力を得るこ

とも効果的であるとなっております。外部人材を授業の講師として招き、実体験を語ってもらう時間を設けるとともに、質問したり考えを伝えたり話し合ったりするなどの一定の時間を確保することで、より充実した授業になると考えられます。今後も、道徳科の授業だけではなく、他の教科及び様々な活動と関連させながら外部人材を活用することで、道徳教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。児童生徒には、指宿市で活躍している先輩方が全てが順風満帆で今があるのではなく、何度もくじけそうになりながらも、歯を食いしばり努力したからこそ今があること。いまだ努力の途中であることを是非学んでほしいと思います。置かれている立場は、それぞれ違います。それは仕方のないことではあるけれども、自分は、置かれている立場からどこまで茎を伸ばして花を咲かせたかというところが大事です。他人との競争ではなく、自分との競争だと。自分との競争には終わらないけど負けありません。田舎も都会も関係なく、どんな環境でもチャンスは平等なんだということをこの指宿で活躍している方々から学んでほしいと願っております。こんなカッコいい人が、自分達の身近にいて、自分もあんなふうに指宿で頑張りたいなと夢を持ってもらえるようなそんな大人を私も目指していきます。

市長、市長も是非、市内の小中学校で、御自身の人生論をお話してくださいませ。僕も私も市長になりたいという頼もしい児童生徒が増えることだと思います。ここで突然ですが、市長にお伺いいたします。市長は心の教育をどのようにお考えですか。そして、今日は深く踏み込めなかったのですが、やはり何と言っても子供たちを育てていくには、家庭での教育、しつけが一番大切だと思いますが、市長はどのようにお考えかを是非お聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○市長（打越明司） 誠に難しい質問を頂戴いたしました。心の学習と僕が言うと、どの口が言っているんだと言われそうな気がします。あんまり大きなことは言えませんが、私も実は、今いろんなところで、この道徳を含めて、自分の体験で言えば、中学、高校が、私学だったものですから、この間の道徳、倫理の先生は、6年間外国人でした。やっぱり外国人の先生から違う文化、違う考え方の中で、いろんなことを教わったことが、今の僕に非常に大きな影響を与えているだろうというふうに思います。1年間に34時間又は35時間という限られた時間を使いながら、本当に子供たちに何を伝えるかという工夫は、現場でも本当に一生懸命されているというふうに理解しますけれども、伝え方というのはいろんな種類があって、ちょうど、この13日火曜日に、山川小学校で子供たちに健幸アンバサダーになってもらおうという養成講座を健幸・協働のまちづくり課でやりました。これはメダルを取ったオリンピック、あるいはパラリンピアンの方々が来られて、その健康づくりに向けてのいろいろな講座をしてくれるということで、私も非常に興味を持っていたんですが、ほかの地域での取組を見てもですね、むしろこのパラリンピアンの方々が、その健康、スポーツの大切

さを教えながら、例えば、義足をつけている者、あるいは腕がないそういうパラリンピアンが、子供たちに、人と人は、違うことから始まると。あなたたちには腕があるけど私にはなかった。でも、それが仲良く競い合いながら生きていくというようなことを教えるような学習というのはですね、やっぱり子供たちには、非常にある意味衝撃的で、いろんなことを学ぶということを各地で開催している方々からも聞いて、やっぱり伝え方というのは本当に様々にあるなど。しかし、子供たちは、確実にやっぱりそれを受け止めて、何かを得ていくということを非常に感じます。心を育てるというのは、学校だけではできないことであろうと思いますけれども、本来の教育というのは、teachとは呼ばずにeducateというふうに言いますけれども、educateというのは、人が持つ力、人が持つ可能性をどうやって育て引き出していくかという意味だそうですね、そういう中で、やっぱり心を大きく育てていく、心の力をつけていくということについては、これからも指宿市としても、熱心に研究をし、伝える方法、学んでいける方向を追及し続けなければならないのかなというふうな今の議論を聞いていて考えることでありました。これからも私も設置者の一人として、一緒に考えていきたいというふうに思います。

○2番議員（松下知恵） 突然の質問にも丁寧に、そして分かりやすくお答えいただきありがとうございました。これからも子供たちのことよろしく願いいたします。私は、教育に一本精神的支柱が必要だと思います。精神的な支柱がないので、何が正しくて何が間違っているのか分からず、クラゲのように漂流しているように見えます。私たちが子供の頃は、嘘をついたらエンマ様に舌を抜かれるよ。悪いことをしたら地獄に行くよ。誰も見ていないと思ってもお日様がちゃんと見ているからねなどと、幼心に目に見えないものを信じていました。それが、ここまではという抑止力になっていたのではと思います。今、ある宗教団体が、大変な問題になっています。でも仏教は2600年前から、キリスト教は2000年前から連続と続いています。日本には18万という宗教団体があるのだそうです。なので、たった1つの宗教団体が問題を起こしたからといって、十把一からげにして宗教は全て悪だと言ってしまってよいのでしょうか。この科学万能の世の中に、神とか仏とか原始時代のようなことを言ってんじゃないよとおっしゃるかもしれませんが、お盆やお彼岸に御先祖様に手を合わせたり、お正月に神社に参拝したり、クリスマスをお祝いするのも、どれもりっぱな宗教行為です。日本人は、元々信仰心を持っています。神仏を信じ、私は神仏に愛され生かされている存在なんだ。私と同じように周りの人たちもみんなそうなんだと信じるだけで世界が変わってきます。あの世があって、死んだら、生きていた間に悪いことをしたり、悪いことをずっと思っているような人は、本当にエンマ様にお仕置きされるんだと、日本昔ばなしに出てくるようなことではあると思いますが、それを一つ信じるだけで生き方は変わってきます。目に見えないものを信じるということは大切なことだと思います。道徳、心の教育というのは、とても難しく、1+1=2とすっきり答えが出るものではありませんが、人が人として生きるために

は、最も大切だと思いますので、指宿の子供たちの心も体も健やかな成長のために、私たち大人がチームワークで取り組んでまいりましょう。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時04分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○14番議員（新川床金春） こんにちは。14番、新川床、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、財政改善計画について。令和4年度の財政改善計画について、市長は選挙公報で、財政再建について、指宿の台所は火の車です。弱り切った財政を収支と支出の面から改革し、一刻も早く体力を取り戻しますと市民に公約しています。財政改革が必要と感じた多くの市民が、市長選挙で打越市長を支援し、大差で市長に当選しました。市長になり既に10か月が経過しましたが、多くの市民から、財政改革が市民に何も伝わってこないという苦情をいただいております。市長、公約は市民への口約束ではありません。火の車である市の財政を立て直すために、市長自らすぐできることがあります。財政改革のため、市長の給料を2割削減し、無駄な事業や今必要としない事業について厳しいチェックを入れ、財政改革に努めていただきたいと思います。改めて伺いますが、市長の給与を削減する考えはないか、答弁を求めます。

2番目の市営野球場、陸上競技場等について。(1)市営野球場の施設について、市営野球場は、昨年8億1,000万掛けて大規模改修されました。決算委員会を傍聴し、ファウルボールが場外に出ないようにする防球ネットが、1塁側に整備されていないということでした。8億1,000万という多額な整備を掛けた施設で、利用者が安心して野球をプレーすることができないと思いました。1塁側にファウルボール対策用の防球ネットがないということを委員会で何回も言っていました。何故ファウルボール用防球ネットが整備できなかったのか、答弁を求めます。

ヘルシーランド改修計画について。(1)レジオネラ属菌の検証と水道配管の現状回復について、ヘルシーランド温泉保養館施設内でレジオネラ属菌が3回発生しています。レジオネラ属菌の発生の検証について、1回目、2回目、3回目、どのような検証結果が出たのか、答弁を求めます。また、再度レジオネラ属菌を発生させないため、どのような対策をし、指定管理者にどのような指導を実施したのか、答弁を求めます。

4番目のJR路線維持について。(1)JR指宿枕崎線の存続への活動状況について、指宿枕崎線存続の期成会があり、4市で活動していると伺っています。期成会のメンバー構成と

J R指宿の存続について、これまでどのような活動を実施してきたのか、答弁を求めます。

以上で、1回目を終わります。

○市長（打越明司） 新川床議員から、財政改革についての質問がありました。極めて簡単で分かりやすい提案もいただきました。今年取り組んできたことについて、いろんなところで意見交換をしながら、お伝えを続ける努力をしてきたつもりでありますけれども、伝わっていないところがあるのかもしれませんが、御案内のとおり、最初のとっかかりは、まず当初予算を、少しでも無駄を見直していこうかということで、ゼロベースでいろいろ各課各係総出でやっていただいて、約7,000万円余りの予算について見直しをさせていただいたということではありますが、併せて補助金の在り方、各団体との補助金のやり取り、あるいは、現在行っている様々な事務事業について、一つひとつ精査をしていく。あるいは、公共施設でもって非常に多大の運営赤字が出ている施設もずいぶんありますので、そういったことについての見直しについて着手を始めている。例えば、開聞のそうめん流しの運営についての経営改善の検討委員会を既に立ち上げ、専門家も入っていただいている意見をいろいろと伺っている最中でありまして、かいもん山麓ふれあい公園、単純に考えますと、5,000万円を超えるずっと赤字の経営になっているわけですが、こういったものについても、今どのような形で活性化をしていくかといったような検討委員会を開かせていただいているという最中でもあります。あるいは、レジャーセンターについては、営業時間を少し縮小しまして、削減額は約300万円弱ということでもありますけれども、できるところについては少しずつそういったものにも取り組んでいるところでもあります。今後、この公共施設の運営の在り方というのは、例えば、砂楽の運営でありますとか、そういったほかにも直営でやっているもの、ヘルシーランドでありますとか、こういったところもどうやって効率的な運営を目指していくか。あるいは、もうちょっとその集客を集めていくためには、どういう努力をすればいいか。そういった公共施設に関しての取組というのは、非常に大事だということで、これを今進めているところであります。ちょうど来年から2年間改修にかかるということもあって、様々な角度で3施設、砂湯里とたまたま箱温泉と保養館とありますけれども、それぞれを真剣に議論しているところでもあります。そういった中で今、給与の在り方についても提案がありましたけれども、私が給料を2割カットしようが、5割カットしようが、10割カットしようがですね、あまり大きな財政改革に結びつくものでは実はありません。そのことで改革ができるんだったら本当に楽なもんだなと思いますけれども、やっぱり様々な角度で検討をしていきますと、順調に、安定的な状況にいくためには、やっぱり数年がかりで取りかかなければならない分野がたくさんあります。例えば、一つひとつの組織の在り方、本当に指宿にとって今の指宿市全体の仕事と人間の数、組織の在り方というのに本当にベストな答えを出すためにも、いろんな角度で研究検討し、そして、3か年で済めば3か年、5か年掛かるなら5か年、10年掛かるような改革であれば10か年の計画をつくって、この計画を一つひと

つ実行していきながらですね、出来上がりましたら皆さんにも御説明をし、皆さんにも協力をしてもらわなければならないと思いますが、そういう形でこの1年目については、今、取りかかれるものから取り組んでスタートをしておりますけれども、やっぱり、この10か月間、48か月いただいた任期の中で、今48分の10か月使ってしまったが、この中でやっぱり計画が、しっかりとした計画が必要だなと思うものはたくさんあります。一体、この指宿市の現在の仕事量に対して、本当は何人の正職員、何人の会計年度任用職員、臨時的職員や任用職員は、いろんな任用の職員がおりますが、本当はどれくらいが一番望ましいのか。どのくらいがコストと事業量と働き方と様々な面から見て妥当なのかと。この答えを出すためにもですね、相当な研究と時間が必要だなと、他市で取り組んでいる様々な取組についても、場合によっては研修に行かなければならないでしょうし、あるいは、いろんなモデルを使って、今はAIでそれを求めるような時代にもなっていますけれども、AIが全部答えを書いてくれるんだったら、それは本当に楽なことですけども、それぞれの地域には、それぞれの独特の事情や課題がいろいろあるわけですから、こういったものについても、やっぱり時間が掛かるだろうなということが実感であります。そこで、財政あるいは組織、定員、定数そういったことについても、各種の事業や補助金の在り方についても、それぞれきちんとした計画をですね、来年はつくっていかないといけないなど、そして、それを皆さんにお示しをし、そして、市民の方々にも理解と了解をいただき、その中で必要であれば職員の給与、あるいは自らの給与もという位置付けをして答えを出していく、目標をつくっていくということが、必要ではないかなというふうに思っているところであります。何かこのシンボリックにしないではないときはあるかもしれませんが、今、そのパフォーマンス的なものを一つやったから何かが変わっていくということは、なかなかそうにない。手強いぞと。今日の午前中の高田議員の質問にも少し触れましたけれども、今現在でも来年度入ってくる収入予定と、来年これだけ使いたいという予算要求の金額は、ものすごい開きがあります。この金額を埋めるだけでも、もう夜寝ている暇はないぐらいに頭を悩ませながら、覚悟を持って来年度も、しかし、それでもしっかりと市民の負託に応えられるような予算をつくっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、簡単な道のりではないですけども、是非、議員の皆さんの御協力も御理解もお願いしたいところであります。

○産業振興部長（野元伸浩） 市営野球場の大規模改修工事につきましては、令和2年度から着手し、約1年間の改修期間を経て、令和3年12月19日に供用開始をいたしました。これまでに小学生から社会人まで幅広く御利用をいただいております。防球ネットにつきましては、平成21年度に、3塁側に面する県道の交通量が年々増加し、競技中のファウルボールによって車両の損傷や事故が懸念され、県道側を最優先に対策を講じる必要があったことから、現在の本部棟裏から県道側となる3塁側、レフト方面にかけて建設をしており、昨年の大規模改修時は、ネットの張り替えのみを行っていたところでございます。しかしながら、1塁側に

は防球ネットがありませんので、何らかの対策を行う必要があると思っております。どのような方法であれば第三者へのリスクを最小限に抑えられるのか、指定管理者や関係課、業者からも知恵をいただきながら、研究をしているところでございます。

次に、ヘルシーランドのレジオネラ属菌検出の原因でございますが、過去3回の検出事案のうち、1回目は、平成27年12月に露天風呂の浴槽で検出されており、消毒をする前に採水したものを検査させていたことが原因でありました。2回目は、平成29年11月に温泉保養館の白湯タンクで検出され、工事に伴う長期臨時休館後の清掃作業で、白湯タンクに接続してある配管内の洗浄が不十分であったことが原因でありました。3回目は、令和3年3月に温泉保養館の洋風風呂のかかり湯とシャワー、露天風呂の浴槽で検出され、給水・給湯配管内部及びシャワー・カラン内部の消毒や浴槽内の清掃が不十分であったことが原因でありました。いずれも消毒や清掃が不十分であったことが原因であったところです。これを受けまして指定管理者とは、毎月の連絡調整会や年2回のモニタリングにおいて、適正な衛生管理が行われているか、確認・指導を行っているところでございます。

○総務部長（下吹越寿） JR指宿枕崎線における期成会の構成と活動についてでございます。

JR指宿枕崎線の存続につきましては、鹿児島市、南九州市、枕崎市、そして本市で構成されている指宿枕崎線輸送強化促進期成会におきまして、まず一つ目に指宿枕崎線の安心安全な運行の継続、二つ目に観光特急列車いぶたまの魅力拡充、三つ目にダイヤ編成及び輸送力の強化、四つ目に鉄道利用環境の整備の項目について要望活動を行っております。期成会では、市内の高校や商工会議所、観光協会等に毎年照会をかけ、各団体の意見を取りまとめて要望事項としておりますので、本市の場合であればオール指宿、全体ではオール沿線市として要望活動をしているところです。なお、オブザーバーとして、この期成会には、南薩地域振興局にも参加いただいておりますので、県との情報共有もできているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 2回目の質問に入ります。先ほど市長が、いつでもしてもいいよというような話でしたけれども、私はですね、財政改革を実現するために、市長自らまず身を削り、そして、やっていただきたいなと思います。給与カットする考えはないのか、答弁を求めます。

○市長（打越明司） 今、話をしたとおり、きちんとした計画に基づいて、その中でそれぞれが役割を分担をしていくということが、一番あるべき姿、望ましい姿だというふうに思います。

○14番議員（新川床金春） 分かりました。新型コロナ対策を十分しながら、人口減少社会における適正な財政改革や歳入策及び歳出抑制策について調査をしてきました。調査の中で、職員給与のわたり問題が全国的に取り上げられた時期に、指宿市は係長以上の幹部職員を中心に給与別アップしたと伺っていますが、間違いはないか、総務部長に答弁を求めます。

○**総務部長（下吹越寿）** 職員給与につきましては、職務級でございますので、その役職に応じて給与が確定するというふうな形になっておりますので、そのわたりを解消したときに、その職員がどの役職を命ぜられるかで、その級は決まっていたという経過でございます。

○**14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。言いにくいと思いますがお願いします。係長以上の職員給与表、手当等の見直しや残業の削減によって人件費の圧縮が必要です。職員給与の適正化を求めることで、私の研修と色々な調べた結果で、数億円調整ができるような話を聞いてきました。適正に今後、取り組むことをできるかどうか、答弁を求めます。

○**総務部長（下吹越寿）** 先ほども市長が言いましたように、ある程度、財政全般におけることの中に人件費も含まれるんですけども、その中では、その短期的に取り込めるもの、中期的なもの、長期的にやらなければならないこと、それぞれに計画策定ができないと、なかなか難しいのではないかなと感じているところでございます。人件費につきましても、平成27年度までは、集中改革プランというのがありまして、その中に職員適正化計画というのがありましたので、合併後、職員数についても削減をしてきたところですので、今後のその業務量に応じた適正な職員の数、会計年度を含めてですが、それと事務事業の峻別ですね、そこらあたりを進めながら、適正な職員構成をしていかなければならないと。その中で人件費の抑制をできるようにしていきたいと考えております。

○**14番議員（新川床金春）** 以前、県内の19市の中で市長の給与を最低にしないといけないなということを聞いていましたが、まだされてません。いつされるのか。再三になりますが答弁を求めます。

○**総務部長（下吹越寿）** 市長を含めて、議員も含めて、特別職の給与につきましては、それが適正なのかどうかというのは、特別職の報酬審議会というのがございますので、その中で検討されていくものと考えております。

○**14番議員（新川床金春）** 答弁がなければ仕方ないですね。私は、そのような話を聞いたことがありますので、今後また検証します。令和4年2月以降、事務事業の見直しはできないか、聞き取りを進めてまいりました。各課で会計処理をする担当者を2名程度に集約することで事務の効率化が図れると市長に提案があったと聞いています。私が聞いてから既に9か月経過していますが、市長から事務事業の効率化についてどのような指示があったのか、総務部長に答弁を求めます。

○**総務部長（下吹越寿）** 庶務事務の一元化につきましては、農政部において令和2年度から検討、試行を行ってきたところでございます。複数の課でそれぞれ行っている共通の庶務事務ですね、それをその部内で統合し、専属職員を配置することで、書類の不備が減少し、結果、市全体の事務軽減につながるものと思われまます。また、様々な事務事業を持ちながら庶務事務を担っている職員が、本来の事務遂行に専念できるようになることもメリットではな

いかと考えられます。ただし一方では、その庶務事務を行う専属の課や係を設置することとなりますと、新たな職員や会計年度任用職員の配置が必要になることも想定されるところであります。現在、国では、内部事務の効率化に向けて、デジタルを活用した自治体DXも推進しております。事務の軽減や財政改善に当たりましては、どのような方法が効果的なのか、国や県、他自治体の動向を注視しながら、今後も調査研究してまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 6月議会で、SIMふくおか2030の財政シミュレーションゲームに基づいて、財政再建に向けて取り組んでいくということを市長は答弁しています。財政改革は、待ったなしの状態です。SIMふくおか2030財政シミュレーションゲームの実施について、どのようなになっているのか、市長に答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 以前、議員からも御紹介がありましたSIMふくおか2030につきましては、座学だけではなく体験や参加者同士の対話を通して理解を求めるといったような内容になっています。参加者が一体となって課題に取り組むツールとしてとても有効なものであると思われ、実施に向け検討してまいりましたところ、自治体経営シミュレーションゲームを研修内容とした鹿児島県主催の研修会が今年の10月にあり、財政課職員を含め、本市から計4名の職員を参加させたところでございます。その研修会において、福岡市役所から派遣された講師の方でしたので、是非本市で開催してほしいという旨の打診をいたしましたところ、快く引き受けていただきました。業務や先方の都合等もあり、来年度での開催としておりますが、議員の皆様にも御案内申し上げますので、是非御参加を御検討いただければと思います。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。来年度ということでした。10年後20年後を見据えた財政改革の必要性を、多くの市民に丁寧に説明することが肝要で、財政改善を先送りする時間はありません。職員や議員及び市民を対象に、SIMふくおか2030、向こうの都合もありますけど、来年しっかりとやっていただきたいと思いますが、よろしく願います。

それでは次に、令和7年の財政改善計画について、令和3年度末、市債残高320億あり、近隣の市と比べて莫大な借金を抱えています。市の将来を担う子供や孫の代まで320億円の借金を先送りしないため、令和7年までにどのような財政改善を実施するのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 本市の地方債残高につきましては、議員もおっしゃいましたように、令和3年度末で314億8,674万円となっております。令和2年度末の地方債残高303億6,858万円については、類似団体において令和2年度末地方債残高は261億6,826万円となっておりますので、比較しますと、42億円ほど上回っているのが現状でございます。したがって、後年度の負担を軽減するためにも、本市の地方債残高の圧縮については、力を注がなければな

らないと考えております。地方債残高を抑制するためには、返済する元金の範囲内での借入を掲げております。今後、そういう借入をその元金の範囲内ですとすることで地方債残高の圧縮に努めていきたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 借金である起債残高を4年間で幾ら削減する計画なのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 議員のお尋ねの、4年後の目標としての具体的な数値はお示しはできませんが、先ほども言いましたように、返済する元金の範囲内の借入という基本的な考え方を継続することで、市債残高の抑制につながっていくものと考えております。

○14番議員（新川床金春） 公債を越えない起債をするということですけど、それでは全然減らないんですよ。起債残高が。だから目標は立てているのかなと思っていましたので、目標って立ててないんですか、答弁を求めます。

○財政課長（東忠孝） 現在、具体的な4年後の目標数値というものは、立てておりませんが、先ほど来、申し上げております元金の、公債費ではなくて元金の範囲内でございますので、そこについては確実に地方債残高、起債残高は、減少していくものと考えております。

○14番議員（新川床金春） 次に3番目の、10年20年後の財政シミュレーションについて、市の人口は、国立社会保障人口問題研究所の推計値で令和12年の人口は3万4,383人で、令和22年の人口は2万9,635人になり、合併時と比べると約4割減少します。財政課として10年後の財政シミュレーションをどのように予測しているのか。対策としてどのようなことを計画しているのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 10年後20年後の財政シミュレーションは作成しておりませんが、財政上における理想の絵姿としては、将来負担比率がゼロであるべきと認識しております。財政負担もツケを先送りすることなく、しっかりとした財政基盤を確立しなければなりません。将来負担比率は、将来負担する借金の残高などから、貯金や見込まれる収入を除いた額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合があるかを示した数値となります。この将来負担比率をゼロに近づけるために、歳入の範囲内での歳出、償還元金の範囲内での借入、この2本を基本方針に沿った財政運営を行い、負債を極力削減しながら、基金の増強に努めてまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 次に、（4）指宿市公共施設等総合管理計画と進捗状況について、指宿市公共施設等総合管理計画について、市長の指摘を受け、事業内容に変化があったと伺っています。市の公共施設等総合管理計画の報告が平成29年3月にあり、既に5年経過しています。これまでどのような事業を実施し、4年間でどのような事業が申請し、4年間でどのような事業が実施され、進捗状況はどうか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 進捗状況につきましては、計画策定後の平成29年度からこれまでの普通建設事業費の年平均額は、約56億7,000万円となっております。計画を見直したあとの

試算額である年平均額約37億3,000万円を上回っている状況でございます。この理由につきましては、元利償還金の70%が、地方交付税で措置される合併特例債等の有利な起債や国・県の補助事業を活用し、将来を見据えた公共施設の新規整備や改修等を積極的に行った結果でございます。取組の主なものを申し上げますと、旧川尻公民館、池田湖売店、指宿市清掃センター、開聞屋内運動場の除却等を行っております。そのほか、改修工事等につきましても、指宿庁舎耐震補強及び大規模改修工事、敷領団地建替工事、新生山川小学校統合校舎大規模改造工事、山川庁舎移転工事、指宿市宮野球場改修工事などを行っております。今後は、旧市民会館の除却なども予定しており、更新費用の縮減を図ってまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 国の公共施設等管理推進事業には、多数なメニューがあります。市としてどのような事業に取り組んでいるのか、答弁を求めます。この事業について、データを渡してありますので、コピー渡してありますので、答弁をお願いします。

○経営改善推進室長（木下英城） 議員お尋ねの、いわゆるその脱炭素化事業の取組に関するものだと思いますけれども、当該事業につきましては、地球温暖化対策計画における太陽光発電の導入、それから省エネルギーの改修、LED照明の導入などの費用に対する、いわゆる充当率があるものでございます。こういうもので有利な起債事業の一つというふうに理解をしているところでございます。

施設の整備等に関しましては、多額の費用が必要となる場合が多く、一般財源のみでは財政負担が大きいと、なるべく有利な起債を活用することとしており、これまで合併特例債などを活用してきております。合併特例債につきましては、充当率95%、交付税率70%となっております。脱炭素化事業と比較すると有利な起債となっているところでございます。しかしながら、合併特例債の財源にも限りがございますので、今後の施設の整備等を続けていく際はですね、先ほど議員から御紹介いただきました起債等の活用についても、検討してまいりたいというふうに考えております。

○14番議員（新川床金春） 総務省が令和3年10月に改正した地球温暖化対策において、公共施設等適正管理推進事業の対象として、今、室長が言いました脱炭素事業が加わっております。事業費は1,000億です。先ほど説明いたしましたように、太陽光発電とかいろんな事業があります。その中で指宿の電気使用量高くなっております。ですので、毎年の歳出を抑制するため、市はどのようなことをしているのかなと思って聞いたんです。電氣量が平成元年から比べるとだいぶ上がっていますよね。ですから、こういう事業は取り入れられないのかなと思いますが、どう考えていますか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 脱炭素社会の実現に向けた公共施設等への取組につきましては、令和4年3月に公共施設等総合管理計画を見直し、2050年脱炭素社会の実現に向けて、公共施設等の維持管理や更新を行う際は、太陽光発電の導入やLED照明化など、省エネルギーの設備

や自然再生エネルギーの採用を積極的に検討していくと方針に追加したところがございます。既に、太陽光発電につきましては、指宿庁舎、開聞総合体育館などに導入しております。また、LED照明につきましては、指宿図書館や新生山川小学校などに導入しており、歳出の抑制に努めております。今後も県・国の補助事業や有利な起債を活用を視野に入れ、脱炭素社会の実現に向けて整備を進めてまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 各地の財政力に応じて、この脱炭素事業は、交付税措置が決まっております。指宿市の財政状況で交付税の割合はどのようになるのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 本市の財政力指数の場合は、交付税率が50%になるだろうと考えております。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。令和元年度から令和4年10月までの市の電気使用量の歳出状況を10区分に分けました。指宿本庁舎、山川支所及び開聞支所、なのはな館、農業支援センター、小学校、中学校、商業高校、COCCOはしむれ、体育施設のデータです。10ブロックの年間電気量を全て合わせると、平成元年は8,000万円でした。令和4年度末には1億円を超える見込みですが、今年度の電気量を幾らと予測しているのか、答弁を求めます。

○財政課長（東忠孝） 今回の12月補正におきましても光熱水費の増加、燃料高騰に伴う電気代の高騰というものが見込まれて、所要の額を措置しております。その額が約3,600万円あったかと思しますので、議員のグラフからいきますと、約3,600万円増える計算になるのではないだろうかというふうに考えております。

○14番議員（新川床金春） 私が計算したら、今年度、1億2,300万程度になるんじゃないかなと思いますが、間違いないか、答弁を求めます。

○財政課長（東忠孝） あくまでも見込みでございまして、決算数値ではございませんが、その所要の額を7,000万円強補正しておりますので、例年よりその程度の増加が見込まれるものと考えております。

○14番議員（新川床金春） 1億円の基金に対して、利息は10万円ぐらいだと聞いています。脱炭素事業で基金を1億活用し、庁舎をはじめ、支所などの屋上に太陽光パネルと蓄電池を設置し、地方財政措置されると50%あるということです。今年度1億2,000万ぐらいの電気料の5割が賄えるのは、設備を設置し、そして、国から50%の交付税措置がされると市の財政に寄与すると思いますが、この事業を取り入れる考えはないのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 今、議員の方からも公共施設等の適正化管理推進事業債のことで、脱炭素に向けた取組の中で、交付税率がうちの財政規模でいうと50%と、その事業の導入も含めて、合併特例債などのさらに有利な起債等もございます。ただし、やっぱり歳出抑制につきましては、今、提案のあった事業の活用も視野に入れながら、検討をしながらですね、計画を立てて、ある程度イニシャルコストが掛かったとしても、ランニングコストが下がると

というような、トータル的に見たときに歳出抑制につながるのであれば、そういうことも視野に考えなければならないと考えております。

○14番議員（新川床金春） 今は、電気を売る時代ではなく、太陽光パネル発電した電気を蓄電池にため、夜間や早朝に蓄電した電気を利用し、電気料金を大幅に賄うことが望まれております。購入される金額が30円。売る金額は10円なんです。それを考えると、発電した電気で庁舎内の電気を賄うことが財政改革につながると思います。仮に、5割削減できたとすれば、年間5,000万。10年間で5億。20年間で10億という莫大な歳出抑制ができます。市民にいろんなことができます。基金を使って、各庁舎、体育施設など、いろんなところに設置し、先ほど合併特例債とか言われましたけど、ないときには、この国の脱炭素事業を使ってですね、徹底的に歳出抑制をするべきだと考えますが、市長、取り組む考えはないのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 議員の歳出抑制の一つとしての提案だろうと受け止めさせていただきました。繰り返しになりますけれども、今年度経営改善推進室を設置し、今、補助金や事務事業の見直しをしながら歳出抑制を掛けているところでございます。議員がおっしゃいましたように、公共施設について、太陽光発電だとかLED化の話につきましても、公共施設等の総合管理計画における個別計画に基づき、施設の維持管理、更新などを行う際は、やはり、先ほど言われましたように、太陽光発電の導入やLEDの照明化など、省エネルギーの設備、自然再生エネルギーの導入を積極的に図ってまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 国が地球温暖化のために脱炭素事業化ということで取り組んでいるんです。カーボンニュートラルを進めるためにこの事業を進めていると私は思っています。実際、電気料が1億2,000万からあるのに、それを5割削減できるような事業があるのに取り組まなくて財政改革ができますか。どこで財政改革をするのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 先ほどから答弁していると思っているんですけれども、事務事業の見直し、補助事業も含めた形での事務事業の見直し、冒頭申しましたように、人員の適正化等組織についての見直し等も、ただ、それにつきましても、やはり計画等を立ててやるということになりますし、今、議員から提案のありましたように、その光熱水費電気料の見直しにつきましても、やはり歳出抑制の一つだろうと思いますので、先ほど答弁したように、そういう有利な国の脱炭素の事業、補助事業等に乗っかりながらやるのも一つの方法だろうと考えております。

○14番議員（新川床金春） 私が何故こう言っているかと、財政は火の車なんです。今、手をつけないといけないので、国は5年間の時限でやっております。ですから、合併特例債は別なことに使えるので、この事業は脱炭素事業でやって、歳出抑制する気があるのかって聞いているんです。早くしなければ、その予算はないですよ。自治省に電話したら早くしないとないですよということでした。蓄電池も対応できるので、いろんなことができるよって

いうことを聞いています。国策にのって少しでも財政赤字を解消するため、将来の子や孫にツケを回さないためにやっていただきたいと思いますが、検討したいなということですが、やるってことは言えないのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 私の答弁の意気込みが、なかなか伝わらないのかもしれませんが、やはり、その計画を立てて、どの補助事業だとか地方債起債ですね、そういうのが使えるのか、国のどの事業を使っていくのかというのは、検討がやはり必要だろうと思いますので、これにつきましては、もう議員のおっしゃるとおりだろうと思います。支出から考えれば、さっき言いましたように一時金を資本投入すれば今年度負担が減っていくと。トータル的に歳出が抑制されるのであれば、それも一つの手だろうと思いますので、繰り返しになりますけど、これも含めて提案いただいたことについては、検討していきたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。よろしくお願いします。

2番目の市営野球場、陸上競技場について、市営野球場の設備について、市営野球場の大規模改修事業が足りず、1塁側ファウルボールネットの整備ができなかったと伺いました。当初予算は幾らで、補正予算は幾らで、予算総額は幾らになったのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 改修工事等に掛かる予算といたしましては、令和2年度と令和3年度にまたがっておりますけれども、合計で約8億4,000万円。工事費の執行額につきましては、約7億7,000万円というふうになっております。改修工事に設計業務委託や工事監理業務等、全て含めると約8億1,000万円となっているところでございます。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。市営野球場の1塁側の防球ネットがないところです。ファウルボールに注意なさいという看板があります。公の施設で人命と財産をないがしろにする施設がどこかにありますか。決算特別委員会の現地調査がありましたが、ファウルボールネット整備について委員の質問が、多々あったと伺っています。どのような説明をしたのか、答弁を求めます。

○スポーツ振興課長（和田哲郎） 決算特別委員会の現地説明として説明を行いましたけれども、令和3年度の決算特別委員会の報告といたしまして、改修に関わった工事についての説明を行ったところであります。

○14番議員（新川床金春） 1塁側のファウルボールネットについての質問しましたと委員から聞いているんですけど、どうだったのか、答弁を求めます。

○スポーツ振興課長（和田哲郎） バックネットの設置についての質問等は、なかったというふうに私は思っております。

○14番議員（新川床金春） 市は、社会人野球チーム鹿児島ドリームウェーブと連携協定を結びました。社会人チームが想定外の打球を打ち、ボールが場外に飛び出ることが想定できませんが、現状のままで今後も使用する考えなのか、答弁を求めます。

- 産業振興部長（野元伸浩）** 防球ネットの設置につきましては、今、1塁側への場外飛球等が見受けられているところでもございます。そういったことも踏まえまして、今後における対応を研究してまいりたいというふうに思っております。
- 14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。1塁側だけではなく、3塁側もファウルボール避けの防球ネットが低いということで、以前、同僚議員も指摘しています。1塁側と3塁側の防球ネットの高さを確保し、事故を未然に防ぐことはできないのか、答弁を求めます。
- 産業振興部長（野元伸浩）** 防球ネットに関しましては、3塁側が、今設置をしておるところでございます。高いところで15mというような形になっているところです。こちらについては、県道側に面していましたので、早急に対策を練るということで設置をしたところですが、1塁側に関しましては、現在場外飛球が見受けられますので、そういったことを踏まえまして、今後その対応について、研究してまいりたいというふうに思っております。
- 14番議員（新川床金春）** 県内の県営・市営野球場で、ナイター設備がない球場が何箇所あるのか、答弁を求めます。
- スポーツ振興課長（和田哲郎）** 県内のナイター照明施設を持たない施設についての質問でありますけれども、逆に持っている球場を申し上げたいと思います。19市の中で3市、合計4球場が設置をしているという状況を確認しております。
- 14番議員（新川床金春）** 指宿市は以前、ナイター設備がありました。社会人チームがキャンプに来たとき夜間の練習はできません。夕方の練習ができませんので、ナイター設備を設置する考えはないか、答弁を求めます。
- 産業振興部長（野元伸浩）** ナイター設備に関しまして、内野・外野の全体的な練習や試合を行うというふうになりますと、球場内全体を照らすナイター設備が不可欠であります。そうなりますと、約8億円の費用が必要でございますけれども、この8億円という金額が平成30年度時点での見積額でございます。現在の物価上昇等を考慮しますと、それ以上の費用が掛かるものと推察されるところでございます。費用対効果を考えますと、新設については難しいというふうに思っているところでございます。
- 14番議員（新川床金春）** 次に、(2)の市営陸上競技場施設関連について、陸上競技場は第4種公認施設に指定されています。施設は59年にクラブハウスや魚見岳側及び弓道側のトイレを整備し、今年で38年経過しています。今年の市民体育祭のときに、市民からトイレが男女に分かれていないので改修できないか要望を受けています。担当課や指定管理者に要望はきていないのか、答弁を求めます。
- 産業振興部長（野元伸浩）** 要望に関しましては、特段、担当課にはきていないところでございます。
- 14番議員（新川床金春）** 陸上競技場は、多くの利用者が来ます。トイレは男女の仕切り壁

がなく、また、12月1日時点では、女性用の印がついたトイレは1個だけでした。昨日、陸上競技場のトイレを確認に行ったら、女性用の印がついたのが3つありましたが、全て和式で洋式はありませんでした。2か所あるトイレを男女別に専用で改修することはできないか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 市営陸上競技場内のトイレにつきましては、クラブハウス内、魚見岳側、弓道場側、体育館側にございますが、魚見岳側と弓道場側は男女兼用となっております。男女兼用トイレの差別化につきましては、時代のニーズに合わせた対応も必要と思いますので、指定管理者や業者等からも知恵をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

○14番議員（新川床金春） よろしくお願ひします。陸上競技場の夜間の明りが足りないと同僚議員が第3回定例会の一般質問でしましたので現地を調査しました。フットボールパークの明りと比べると雲泥の差で、同じ市の公共施設とは思えない暗さです。市長はどのように捉えたか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 体育施設の照明設備に関しましては、LED化する方向で検討をしているところでありますが、そういったところを踏まえまして、今後、施設の状況を見極めながら計画的に改修できればというふうに思っているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 多くの市民が、健康増進や陸上競技及びサッカーの練習を夕方しています。総合体育館や陸上競技場及びサンシティホール等の体育施設に脱炭素事業を取り入れて照明器具を増設しても電気料金を気にせず使用できますが、検討することはできないのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 体育施設におきましても、既に照明のLED化を導入している施設もございませう。歳出抑制に努めているところでもございませう。今後も機会あるごとにLED化の導入に向け検討を行い、電気使用料の抑制に努めてまいりたいというふうに考えているところでございませう。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時17分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番議員（新川床金春） 陸上競技場とオーストラリアの森の間の駐車場は、観光施設管理課の所管ですので、答弁は担当課でお願いします。モニターをお願いします。オーストラリアの森の駐車場入り口が、分かりにくいという声を聞きます。駐車場入口に案内標識の設置はできないか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 陸上競技場とオーストラリアの森の間にある駐車場には、駐車場出入口が2か所と、そのすぐ横に歩行者及び公園管理用通路の出入口が併設されておしま

す。駐車場入口と間違っ歩行者及び公園管理用通路へ侵入する車両が見受けられるため、出入口付近には、駐車場入口との区別が分かるように、看板を設置できればというふうに思っております。

○14番議員（新川床金春） オーストラリアの森の駐車場の白線が消えかけています。区画線を引き直すことができないか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） オーストラリアの森の駐車場の白線ラインについては、見えにくくなっていたため、利用者からの要望等により駐車スペースの区分が分かるように、簡易的ではありますが、駐車スペースの四つの角のみを塗り直したところがございます。

○14番議員（新川床金春） それに分かりにくいので、きれいにしてくださいと市民の要望です。どうでしょうか。

○産業振興部長（野元伸浩） 先ほど申し上げましたとおり、簡易的ではありますが、四つの角を塗り直したところですが、駐車場には、120台分の駐車スペースがあるところがございます。全体を引き直すとなると、多額の費用が必要となりますので、引き直しについては、どのような手法があるか、検討してまいりたいというふうに思っております。

○14番議員（新川床金春） 駐車場がとても暗く、街灯整備はできないかという声を聞いていますが、そのような声は聞いていませんか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 駐車場の明りにつきましては、通常、公園の利用者については、昼間の利用が多いというふうに思っているところです。しかし、オーストラリアの森の駐車場については、陸上競技場と隣接しているため、陸上競技場を利用される方が、夜間にも駐車場を利用するということがございます。そのことから、陸上競技場とオーストラリアの森の間にある駐車場につきましては、現在、夜間照明を2か所設置したところがございます。

○14番議員（新川床金春） 次に、3番目のヘルシーランド改修計画について、先ほどレジオネラ菌を3回出したということで、平成27年、29年、3回あります。レジオネラ属菌の再発を未然に防ぐため、温泉保養館やプール及び露天風呂たまたま箱温泉には、地下水の使用を停止すべきと思います。地下水の配管を撤去し、市の水道管、水道を利用するため、水道管の改修工事を実施すると、どれだけの費用が掛かるのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 現在のその配管の設備については、バルブの操作の切替えによりまして、上水道と井戸水のどちらでも使えるようになっておりますので、工事費用については発生しないというふうに考えているところです。

○14番議員（新川床金春） 水道と井戸水が混在しているので、混在したところを全てやり直さないとレジオネラ属菌が発生する恐れがあるので、それを替えたなら幾らなのかと聞いていますので、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） レジオネラ属菌については、塩素消毒を行っておりますので、そ

ういったところから加世田保健所にも確認をして問題はないというふうに聞いているところです。先ほど答弁いたしましたとおり、その井戸水と水道水については、切替えができる状態になっておりますので、費用については、発生しないというふうに考えているところです。

○14番議員（新川床金春） 時間がないので次にいきます。(2)の温泉保養館の大規模改修について、ヘルシーランドは今後大規模改修を行うため、今後2年間は直接市が運営するというのを聞いています。施設の運営は、専門的見識を有した業者が担うべきと考えます。事前に指定管理者を決めておけば、指定管理者と協議しながら施設の構築や改修等も行うことができます。施設の整備は誰が中心になって整備するのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 施設の整備につきましては、9月の議会でも承認していただきましたとおり、設計の予算を計上させていただきました。それに基づいて、市の方で検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 指定管理者制度もいいですが、金を掛けてものをつくる時代は終わりました。PFIやPPP及びGPO方式がありますが、このような事業を導入することを検討したことがあるのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 現在、ヘルシーランドにつきましては、指定管理者制度に基づいて運営を行っているところでございます。今後の改修につきましては、現段階では、そのPFIの活用、そういったものについては、検討はしていないところでございます。

○14番議員（新川床金春） レストラン事業について、山川地区にきた観光客等の食事場所として道の駅活お海道や民間の食堂等があります。温泉保養館にきた市民や観光客の憩いの場として地熱の里もありますが、これを閉館する計画ですが、ヘルシーランド温泉保養館や露天風呂たまたま箱温泉にきた観光客などの食事場所はどこになるのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） ヘルシーランドについては、保養館とあと露天風呂とございますけれども、保養館につきましては、地域住民の利用が大半であろうというふうに思っているところです。それと比べて露天風呂につきましては、観光客が主に利用していただいているというふうに認識しているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 開聞跡地の利活用計画の中に、開聞地区から宴会場の施設整備が地域から要望がありました。山川地区の交流拠点としてヘルシーランド保養館のレストランの大広間の方など、山川地区のアンケートを取ってですね、必要かどうか、取る考えはないか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） ヘルシーランドにつきましては、その大広間で宴会ができる場所というものがございます。今までも会合や宴席の場として、多くの方々に利用されてきているということは、承知しているところでございます。しかしながら、建物を維持していくためには費用が伴うのが当然でございます、施設の老朽化も進む中、維持管理についても建

物の改修や厨房機器の更新など、多額の費用が見込まれるところでございます。温泉保養館については地域住民の利用が主でありますので、地域住民の方々の意見、声を聞きたいというふうに思っているところでございます。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

4番目のJR路線維持について、(1) JR指宿枕崎線存続への活動状況について、現在の期成会に先ほど小学校やいろんな方の声も聞いているということでしたが、沿線の県議を含めた全ての人が出てくる協議会というのはできないのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 先ほど答弁したことにつきましては、指宿枕崎線の沿線で作る期成会について答弁しましたけれども、この期成会のほか、鹿児島県、13の市と1町、それと3つの経済団体、2つの鉄道事業者の官民合わせて20の団体で構成される、県交通政策課が事務局になっている鹿児島県鉄道整備促進協議会という組織におきまして、県内の鉄道沿線の自治体から、それぞれ代表が参加して、JR指宿枕崎線に関することを含め、JR九州鹿児島支社に対して要望活動も行っているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 2番目の市民や観光客からの要望や苦情について、JR九州が県内の赤字路線の状況を発表しましたが、市民から存続について、どのような要望や苦情があったのか、答弁を求めます。

○市長公室長（渡部徹也） 市民の皆様からの苦情というのは特に寄せられておりません。要望につきましては、先ほど部長が答弁をいたしました期成会において、高校、それから商工会議所、観光協会等に御意見の照会をかけておりますので、その中で、もう少し利便性のあるダイヤの改正ですとか、駅周辺の環境整備ですとか、駅舎の改修ですとか、そういったものをいただいているところです。

○14番議員（新川床金春） 鹿児島中央駅では、電子マネーで入場した方に、逐次放送でチケットを買い替えてくださいと放送しています。それでも間違えて乗車する方がいるようです。指宿市で電子マネー決済ができなかった方は、どのような処理をすることになっているのか、答弁を求めます。

○市長公室長（渡部徹也） JR九州にお尋ねしましたところ、交通系ICカードを御利用のお客様が指宿駅で下車される場合は、駅員がいらっしゃる場合は、現金で精算をいただきまして、精算証明書を発行をしているそうです。その後、交通系ICカードの精算処理機が設置してある最寄りの駅、指宿駅から一番近いところは、喜入駅になりますが、その精算機があるところで入場取り消しの処理を行ってくださいという案内をしているということでございます。

○14番議員（新川床金春） 3番目のJR指宿枕崎線存続の意義と今後の取組について、指宿枕崎線は、市内の高校生をはじめ多くの方が通学通勤に利用しています。今後も少子高齢化でJR利用者が減少しますが、JR指宿枕崎線を存続する意義について、市長に答弁を求め

ます。

○市長（打越明司） JR指宿枕崎線は、昭和38年10月31日全線開業して以来、南薩地域の産業振興と地域活性化に貢献をし、更には地域住民の通勤通学など日常の生活路線として、なくてはならない路線であると認識しているところであります。一方で、指宿枕崎線の1日当たりの平均乗客数は、1987年度において942名、2021年度においては240名、34年間の間に74%利用が減少してきたということであります。先だってJR九州が発表いたしました、昨年度の線区別の収支によりますと、指宿枕崎間においては4億9,400万円の赤字、喜入指宿間においては1億8,500万の赤字という大変厳しい状況にあることが発表されたところであります。こうした状況を受けて、令和元年からJR九州、九州運輸局、鹿児島県、そして、指宿枕崎線輸送強化促進期成会で構成される指宿枕崎線活用に関する検討会が発足して以来、年に4回JR九州も一緒になって、効果的な利用促進策についての検討と実施を行っているところであります。おかげさまで今回、1日一般質問の時間が空きましたので、来週の月曜日にはですね、日帰りになりますけれども、JR九州本社に行って、またいろいろな御相談をお願いしていこうというふうに思っているところでありますし、とりあえず今は、こちらからもいろいろな要望事項はありますけれども、身近なところでいえば、できる限りやはり、その子供たちの利用だけではなくて、大人たちがですね、真剣にこの路線を守るという意識からもやっぱり活利用していくということは大事だろうと思います。特に、旧山川町時代はですね、町長も相当はっぱをかけて、もう職員も全員山川駅を使うことということについては、相当意識を強く持っておったようでありますけれども、現在私がですね、少なくとも市長になりましてからは、車で行くもの、列車で行くもの、いろいろとこう散見をしているところでありまして、可能な限りは、言うほど不便でない限りは、列車を利用しようねということで、私も何回もですね、列車利用させていただきました。また今、様々な指宿の魅力を発信するために、この旅行商品をつくっていますけれども、鹿児島中央駅から指宿に来るという形ではなくて、今は、枕崎で乗車をして、枕崎から指宿に向かうというような観光コースも造成をして、モニターツアーをしようとしているところでありまして、この指宿枕崎間については、とりわけ指宿市内でも入野駅まで幾つも駅がありますから、とにもかくにもできることから協力していこうと、そしてまた、各駅では、もう駅長さんがいなくなりましたけれども、指宿駅も3時以降いないと、こういうことについてもできる限り市の方で可能ならばですね、代わりの駅長でも出して、いろんな形で指宿の受入口、指宿の顔として十分な役割を果たせるように努力をしていけないかなということで、現在、検討もしているところでありまして、この路線がなくなりますと、正に、この指宿地区にとっては、今日、松下さんからね、地域公共交通についての質問がありましたが、根底から地域の交通の在り方を考え直さなければならぬ。恐らくは、地方自治体においては、大変なやっぱり負担を強いられながらですね、作り直していくということになってまいりますので、今あるこの指宿枕崎線

という大事な資源を、我々はこれからもですね、将来の方々に残せるように努力をしていく必要があるなど改めて感じているところであります。

○14番議員（新川床金春） 4番目の電子マネー決済端末設置と活用方法について、指宿枕崎線の前之浜から枕崎まで、電子マネー決済端末機がないです。電子マネー決済端末機を各駅に設置することはできないか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 電子マネー決済の端末につきましては、JR九州鹿児島支社からは、指宿駅までの場合、機械を設置した場合に数千万円と、別途配線関係等の整備を含めまして数億円のコストが掛かると聞いております。したがって、今、そういう状況で電子マネー決済の端末については、そういう要望をしているというところでございます。

○14番議員（新川床金春） 仮に、JRが止まってですね、バス事業によって子供たちの通学などの支援をした場合、どのくらい掛かると試算したことがあるのか。答弁を求めます。

○市長公室長（渡部徹也） 代替交通手段に掛かる経費も含めまして、そうしたシミュレーションはしていないところです。しかしながら、様々なケースを想定して議論をしていくということは大切なことかと思っておりますので、まずは市内高校生の通学方法等の詳細や実態、公立高校でスクールバスを導入している事例が他都道府県にあるかどうか。あるいはまた、登下校時に関わる民間バス事業者との連携、そういう事例があるか。そういったところをですね、今後、調査研究をまずしていきたいというふうに考えております。

○14番議員（新川床金春） 先ほど、市長はJRに何が貢献できるかということでした。JR九州発行の電子マネー決済カードで切符や買い物をすることでJRへの支援はできると思います。設置費が数億円掛かるかもしれませんが単年度です。バス運行の事業を支援していくのであれば、毎年その費用は掛かります。いろんなことを考えてJRの存続のために努力していただきたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 先ほどの電子マネー決済機の設置も含めでございますけれども、JR九州への要望活動とも含めまして、本市の公共交通機関には、鉄道、バス、フェリー、タクシー等があります。それぞれ厳しい状況におかれているのも現状でございます。そうした中で、現時点において本市の財政状況も考慮しながら、支援することが妥当であるのか、あるいは妥当でないのか。妥当であるとすれば、どのような支援が望ましくそれができるのか、あるいはできないのか。そういったことも全て含めて十分な議論と調査が必要ではないかと考えております。

○14番議員（新川床金春） JRがなくなってしまうのは何もできません。しっかりと協議していただきたいと思っております。

一般質問を終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時50分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問をいたします。

国民健康保険について質問いたします。国民健康保険税が高くて払えないと多くの市民から声が寄せられておりますが、これまでは国民健康保険税を値上げをしないために、一般会計から国民健康保険特別会計に法定外繰入として、多いときには2億円相当、令和3年度は1億2,000万、令和4年度は3,000万円の繰入をいただいておりますが、来年度からは繰入を中止すると告げられています。現在の標準世帯の国民健康保険税は幾らか、お尋ねいたします。

次に、ヘルシーランド及び山川砂むしについて質問いたします。温泉に上水道が使われていたのに、地下水に変更したためにレジオネラ菌が3回も検出されたり、施設の管理が不十分であり、利用者から不満の声が多く寄せられているのが現実ではないでしょうか。指定管理の経理を担当する元職員が、内部告発が行われたにも関わらず、市の会計監査担当職員のチェック、指定管理の公認会計士の監査でも異状はなかったとして良しとしているが、この問題についてはNHKでも放送されており、内部告発をした経理を担当する元職員の聞き取りをこれからでもする必要があります。内部告発したときの資料は、市は受け取っているかどうか、質問いたします。

次に、インボイス制度について質問いたします。2019年10月から消費税が10%に引き上げられましたが、この増税に伴って、増税から4年後の2023年10月にインボイス制度が導入されることになっています。しかし、インボイス導入されれば、これまで消費税を納税しなくてもよかった小規模の事業者や農家などに新たな税負担がのし掛かるようになります。このことにより大きな影響が生じてまいります。市内の業者や農家への影響をどのように捉えているのか、質問いたします。

次に、空き店舗対策事業について、11月16、17日に所管事務調査で熊本県山鹿市に研修に行きました。山鹿市では平成9年から取り組み、過去10年間の継続率は70%を超えておりました。補助要件として、昼間の賑わいを創出する業種であり、月の半分以上かつ3時間以上営業し、空き店舗を活用し、3年以上継続して営業するなどの要件で、しかも市外の方も補助が受けられる制度で支援を拡充しておりました。指宿市の取組はどうなっているのか質問し、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 吉村議員から、熊本県山鹿市への視察等を引用しながら、指宿市の空き店舗対策についての質問がありました。空き店舗対策に関するのこれまでの取組といたしまし

ては、市内の飲食業等に対し、店舗等の改装費を補助する店舗等リフォーム助成事業、商店街で空き店舗等を使い営業を開始する事業者に対し、駐車場代込みの店舗賃借料を補助する空き店舗等活用促進事業を実施してまいりました。また、地域おこし協力隊制度を活用し、空き店舗対策などにも取り組んでまいったところでもあります。現在は、これらの事業等を整理見直しを行い、市内の建築事業者を利用して店舗の新築、空き店舗等の改修を行った事業者に対し、経費相当額の10%まで、50万円を限度に補助するコア店舗出店支援事業を実施しているところでもあります。

残余の質問については、各部長から答弁させます。

○市民生活部長（増永智美） 国民健康保険について、保険税の現状をどのように捉えているかとの御質問でございました。本市に限らず国民健康保険は、被用者保険などの他保険制度と比較すると中高年齢者が多く加入していることから年齢構成が高く、1人当たり医療費が増加する一方、被保険者の所得が低く、保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱えていることは認識しているところでございます。本市の国保税額でございますが、世帯構成が40歳以上の夫婦と子供2人の4人家族で、所得が本市国保加入世帯の平均所得である115万円のモデルケースで申し上げますと、国保税は、年間17万9,200円になるところでございます。

次に、インボイス制度についてでございます。市内の業者への影響をどのように捉えているかとの御質問でございました。一般的な話で申し上げますと、課税売上高が1,000万円以下の免税事業者がインボイス発行事業者の登録をした場合、課税事業者となるため、消費税の申告・納税の義務が発生し、適格請求書発行などの経理事務が増えることが想定されます。一方、インボイス発行事業者の登録をしなかった場合は、引き続き免税事業者となるため、消費税の納税義務が免除されますが、取引業者が税額控除できないため、取引価格の値引き交渉や取引が減少することなどが想定されるところでございます。

○産業振興部長（野元伸浩） ヘルシーランドの報道があった件でございますが、このヘルシーランドに指定管理として勤務していた元社員からの資料提供であります。直接は受け取ってはいないところでございます。しかしながら、元この社員が保持してあったと思われる資料を基に確認をしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 国保税からお尋ねしますけど、現状で40歳2人子供、平均で所得が115万と、これで17万9,000、まあ10%、15%近くが、所得の15%ぐらいになるわけですよ。今、農家とか自営業者にとっては、ウクライナ問題とか円安問題なんかの中で、物価はどんどん上がってきているわけですよ。それと、農作物でいえば、ここにきてもうレタス、キャベツ、もう出荷ができないと、出荷すれば箱代も出ない、赤字をどんどん膨らませてしまうと、資材そのものはすごく高いわけですよ。午前中も同僚議員が質問する中で、肥料にしても2倍以上に上がっているということが言われているわけですよ。農家の場合は、本当資材もかなり投資している中で、これからどうしたら農業経営を続けていけるのか。す

ごい状態になっているわけですよ。そういう中で、平均世帯で40代で2人世帯で115万の所得で18万ぐらいと、本当これではやり繰りはできないわけですよ。そういう中で法定外繰入を来年から中止されるという計画があるわけですけど、この場合、例えば標準世帯で、115万で17万9千円となった場合に、来年度はどのぐらいになる計算になっているんですか。

○**税務課長（橋口裕一）** 来年度の標準保険料率、仮の数値でございますが、それで試算をしましたところ、同じ家族4人の所得世帯構成で資産割がゼロの場合で試算をしますと、21万3,800円になるところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 21万からとなれば、もう本当言って生活ができない状態だと、子供2人を抱えているわけですので、この法定外繰入を止める理由ですよ、これはどこにあるんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 法定外繰入でのことですが、平成30年度の国保制度の改正に伴いまして、鹿児島県が財政運営の責任主体となり、同時に県内の統一的な国保運営方針としまして鹿児島県国民健康保険運営方針が策定されました。その計画の中で、法定外繰入金を行っている保険者につきましては、単年度での解消が困難な場合、令和5年度を目標として解消するよう財政健全化計画を策定することになり、本市におきましても、平成30年3月に同計画書を策定し、令和5年度の法定外繰入金解消を達成できるよう、現在取り組んでいるところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 自営業者含めて、農家も含めて、暮らしが成り立っていかないんだとなった場合、もしその法定外繰入を続けるとした場合に、どういう問題が起こってくるんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 国民健康保険制度は、非常に厳しい状況であります。6月議会、9月議会の議員懇談会におきましても、この厳しい状況を御説明させていただきました。先ほど申しましたように、法定外につきましては、計画を立てて年次削減してきております。令和5年度の法定外繰入金解消を達成するよう現在取り組んでいるところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 法定外繰入を続けた場合にどういう問題があるんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 法定外繰入を続けると、一般会計からの持ち出しが増えるということが想定されます。

○**10番議員（吉村重則）** 令和4年度にしても、3,000万は繰入をしたわけですよ。そのほかには何か問題があるんですか。例えば、国とか県からのペナルティとか、そういう問題は生じないんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 現時点では、県や国からのペナルティは発生しておりません。

○**10番議員（吉村重則）** そしたら、市としてやろうと思えば、一般会計からの法定外繰入はできるということになるんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 現時点では、ペナルティの額等は示されておりませんが、今後ペ

ナルティが発生する可能性があるというふうには聞いております。そのため、計画的に法定外繰入は削減し、令和5年度からは入れないというふうに計画でしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） やろうと思えばできるという捉え方でよろしいんですね。

○健康福祉部長（山元成之） 法的には努力目標であります。ペナルティが発生しますので、現時点では法定外繰入はしないというふうに計画しているところでございます。

○10番議員（吉村重則） やろうと思えばできるという、ただペナルティについては、今後の問題でどのくらい出るかは分からないけど、できないことはないということだと思います。

次に、国保改正の件の基金そのものは72億からあって、基準が10%以上上がらなければこの取り崩しはできないという基準があったわけですけど、この見直しが行われているということなんですけど、その辺はどうなっていますか。

○健康福祉部長（山元成之） 県の国保財政安定化基金のことだろうと思っています。県の国保財政安定化基金とは、県内市町村より納付金として積み立てている基金で、現在の残額は約72億円、うち財政調整を目的とした基金活用可能額は約38億円と聞いております。

当初、県が保有する国保財政安定化基金の活用方針案としまして、1人当たり納付金が前年度比で10%を超えた場合に基金を活用する案が示されましたが、平成30年度の制度改正以降、本県においては令和2年度の9.76%増が最大であり、10%を超えたことがないことから、実効性に疑問が生じるものであるという意見が本市をはじめ多くの市町村から出されているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 見直しは行われていないんですか。

○健康福祉部長（山元成之） 現在、市町村をはじめ多くの市町村と県と協議を進めているところでございます。

○10番議員（吉村重則） この基金の切り崩しができる方向で、是非県の方に要望を上げていただきたいと思います。

次に、子供の均等割の減免について。本当、4人家族で115万で、18億ぐらいのものが、どうなるのかははっきりとした金額はなくても21万からなると、なった場合には、もう暮らしている状態じゃないわけですよ。そのためにも子供の均等割について、減免する考えはないのかどうか。減免する場合に高校生以下、中学校以下、就学前となった場合にどのくらいの予算が必要なのか。

○市民生活部長（増永智美） 子供の均等割の減免については、18歳以下の国保加入者の均等割を減免した場合、11月末現在の対象者は1,135人で、40歳未満の均等割3万2千円を乗じますと3,632万円となりますが、公費負担を除いた額は2,290万円になるところです。また、中学生以下を対象とした場合、被保険者は920人で、公費負担を除いた額は約1,810万円に、小学生以下が対象の場合、被保険者は680人で1,270万円に、未就学児が対象の場合、被保険者は

285人で約340万円になるところでございます。

○10番議員（吉村重則） 本当、自営業者も含めて、国保会計に加入している世帯にとっては、子育てにとっては、すごい負担になっているわけですよ、均等割が。そういう意味では、この県の財政安定化基金ですか、これを切り崩しによって、本当に子供の減免制度をつくるように県の方にも要望をすべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように捉えていますか。

○健康福祉部長（山元成之） 本市を含む県内の市町村では、1人当たり納付金が前年度比10%を超過した場合に限らず、社会情勢等を鑑みて、柔軟な活用方法が必要と考えております。県に対しましては、国保運営連携会議等でこのような考えを示し、また、国民健康保険鹿児島都市協議会等におきましても、要望書の提出を行うなどしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 本当、子育て、少子高齢化で子供はどんどん減少しているわけですよ。自営業者も自分の経営守るために一生懸命になっているけど、このコロナの影響、円安の影響、物価高の影響で非常に苦しい状態になっています。そういう意味では、是非、減免制度を検討していただくよう要望しておきます。

次に、インボイス制度について、先に質問いたします。インボイスについては、消費税、国税になるわけで、市としてはそこまで掴まれてないというような状況なんですけど、1回申請をすれば、2年は消費税を収めていかなきゃならないとか、今度申請をしたら、その請求書に対していろんな記述が出てきたり、大変な状況になっていくわけですよ。そうなった場合に市との取引という面では、唐船峡とか特会とか、いろんなところで消費税を収めるわけですよ、非課税業者がこれまでも受注取引をしていると思うんですけど、インボイスが導入されたことによって、非課税者は排除するとか、そういうことはないですよ。

○総務部長（下吹越寿） 一般会計については、消費税の申告義務がありませんが、水道事業会計等については、消費税の納税義務者となっております。水道事業会計等における適格請求書が発行できないインボイス未登録業者への発注については、その業者に支払う消費税分が控除できず、市の負担が増えることも想定されますが、総務省の通知における助言も踏まえ、市の全ての入札や契約において、適格請求書が発行できないインボイス未登録業者を排除する予定は、今のところございません。

○10番議員（吉村重則） 次に、空き店舗対策事業について。これまで指宿市でも取り組んできているわけなんですけど、山鹿市では、平成9年度からこれまで1億6,000万からの補助金を出して、賑わいのために支援がなされているわけです。そういう意味では、やっぱり指宿市の中で観光地として、やっぱり商店街の潤いをするために、今後拡充させていくべきだと思うんですけど、その辺はどのように捉えていますか。

○産業振興部長（野元伸浩） 空き店舗につきましては、コア店舗出店支援事業というものがございまして、令和2年度から中心市街地や周辺地域での消費拡大や空き店舗対策等につなが

る小売店や飲食店を公募し、補助事業を実施しており、商工会議所等と連携しながら、魅力ある店舗を増やす取組を行っているところであります。今後につきましても、国や県の経済対策の状況を勘案した上で、これまでの支援策の効果を見極めながら、どのような取組が効果を高めていけるのか、適切な取組を検討してまいりたいと考えております。

○10番議員（吉村重則） 空き店舗、まちの潤いを活性化させるためにも、今後充実させていただきますよう要望しておきます。

次に、ヘルシーランドの問題について、ヘルシーランド及び山川砂むしについてお尋ねいたします。副市長は当時総務部長でもあったわけですね。こういう内部告発がされたときに、会計監査とかそういうのは関係なしで、こういうこと自身に対して、執行部の方で何か議論とかそういうことはされたんですか。

○副市長（有留茂人） ヘルシーランドのその件につきましては、市の監査委員による財政の援助団体との監査ということで監査を実施をしております。市の監査については、公認会計士からの意見も参考に、その監査を実施しているというふうなことでございます。また、その業者におきましてもですね、公認会計士に独自に調査を依頼しているというふうなことであったかと思えます。ですので、その市の監査委員との意見を踏まえて、問題なかったというふうに認識をしております。

○10番議員（吉村重則） あたしが聞いているのは、そういう資料も来ているわけですね。それを含めて、会計監査とか関係なしで、指宿市が指定管理としてお願いしているところがそういう問題があるよということが、市の方に来た時点で、会計監査とかそういうのは関係なしで、何か審議をしたのかどうか。その資料については、副市長は見ておられるんですか。

○副市長（有留茂人） その資料につきましてはですね、元その社員から資料の提供があったという第三者からのですね、内容の文書を私は見させていただいております。

○10番議員（吉村重則） その資料を見た時点で、執行部として総務部長ですから責任ある位置にあったわけですね。指宿市がお願いしている指定管理の中で、その数字がいいか悪いか私も分かりません。だけど、それだけのものが来たことに対して、指宿市として何らかの対応をすべきだという、そういう議論がされたのかどうか。

○副市長（有留茂人） そういう情報がありましたので、それについては対応をしたというふうに認識をしております。

○10番議員（吉村重則） そのときには、その資料については一応届いていて見ていると。その資料自身について、元職員が自分でつくった数字だということも言われているわけですよ。だけど、それが正しいかどうか分からないんだけど、何故、事情聴取とかそういうことなしで、公認会計士がやったから大丈夫だという判断をどこでされたんですか。

○副市長（有留茂人） その財政援助団体との監査ということで監査をしておりますので、そこ

で問題ないということを確認しております。

○10番議員（吉村重則） 9月議会でも私はこの問題を取り上げて、その後、指宿市がその告発した人に回答書を送っていますよね。これで23年から27年も異状がなくて、28年、29年度も異状ありませんでしたという回答書を送って、これは私も見せてもらいました。こういう回答書を送ってますけど、その23年から27年については、その資料に基づいて職員がチェックをしたという捉え方でよろしいんですか。資料に基づいた中で異状はありませんでしたということなんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 今年になってですね、元社員へこちらから回答をしておりますけれども、その元社員が提供していただいた、持っていたであろうと思われるその書類に基づいて、調査を行っているところです。

○10番議員（吉村重則） 私もその書類の中ですごく気なる部分があるんですけど、修繕料なんかはどのようになっているのか。その資料の中でちゃんとチェックをしているわけだから、答弁ができないということはないですよ。修繕料の時点でどうなっているのか、答弁をしてください。

○産業振興部長（野元伸浩） 修繕料につきましては、その指定管理者が行っている修繕でありますので、その修繕料については、その資料の中で出てきたものを調査をしているということですので、修繕がどうのこうのということではなくて、当然そのヘルシーランドがかなり年数が経って老朽化しておりますので、あらゆるところで不具合が出ているというふうに思っております。それに対して、指定管理者が修繕を行ったということであると思えます。

○10番議員（吉村重則） 私が質問しているのは、施設の修繕じゃなくして、資料の上での社内向けと行政向けの資料があるわけでしょう。その修繕料の違いというのはどうなっているのか、聞いているんですよ。その資料の中でチェックをしているんだから、答弁ができないということはないと思うんですよ。全部確認した中で異状ありませんでしたと言っているわけだから、だからちゃんと資料を見た中で異状ありませんということだから、社内向けと行政向けのその資料はどうなっているのということを聞いているんです。

○産業振興部長（野元伸浩） 修繕に関わらずですね、その資料等を調査した結果、数字の改ざんとかですね、そういったものはなかったということを認識しているところです。

○10番議員（吉村重則） 改ざんはなかったって誰が判断するの。作った人がだよ、元職員が私が作りましたと、これは正確かどうかは言えないです。だけど、本人が社内向けと行政向けの書類を二つ作っているんですよ。それをなんであなた問題ありませんでしたって、本人から聞き取りも何にもしていないんですよ。その資料についての、なんであなたはそこまで言えるんですか。それは間違いだったら間違いであると思えます。だけど、本人から確認をした中で決めるべきもので、本人は全然調査もせずに、自分たちだけで身内だけでした

結果、異状ありませんでしたって、こういうことはあり得るんですか。だから資料があるんでしょう。資料の中で答弁してくださいよ、私の質問に対して。

○産業振興部長（野元伸浩） 調査においてはですね、指定管理者から提出された管理業務に関する決算書、それと、元社員が保持してあったと思われる資料ですね、それと照らし合わせながら調査を行っておりますので、その結果、問題はなかったというふうなことでございます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時46分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○観光施設管理課長（岩林茂樹） 調査においては、指定管理者から提出された管理の業務に関する決算書と元社員が、保持してあったと思われる資料を照らし合わせて調査を行い、事業概要書や組織図、予算書、決算書、事業報告書、関係帳簿、領収書綴り、預金通帳の写しなどの関係書類を確認しております。23年度から29年度分のいずれにおいても数字の改ざんは認められませんでした。元社員が保持してあったと思われる資料につきましては、先ほど議員が修繕料で説明をしてくれと言われましたけれども、上の段の数字が指定管理の修繕料で、下の段の数字は本社の数字だということを確認しております。

○10番議員（吉村重則） 本社の数字だと、何のためのこういう書類が出たのか分からないわけですよ。本社全体の書類となるのか、指定管理に対する本社向けと行政向けと、このあれで言えば、ヘルシーランドの指定管理をする中で、経理として本社向けと行政向け作っているということだと思うんですよ。それだったら、なんであなたたちは聞く必要はなかったの。作った本人がだよ、それは間違った報告をしているかもしれないですよ。それを確認するために、なんでそれだったら、この資料に対する説明を受けなかったんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） この件に関しては、先ほど来から話しているとおり、監査委員、公認会計士、そういった専門の方々が調査をして支障がないと、異状はないということを受けておりますので、我々としては、それを認識しているところです。

○10番議員（吉村重則） なんでちゃんとした説明を受けなかったの。これが間違いかもしれないですよ、しれないんだけど、こういう内部告発、元職員がしたことに対して、おかしいと思うかもしれないんだけど、その真意だけは聞く必要があるんじゃないですか。なんでなの、そこを答弁してください。

○産業振興部長（野元伸浩） 元社員に聞くということよりも、現にその書類等がありますので、その書類を見てですね、各それぞれの公認会計士とかそういった専門の方々が見て、問題はなかったということでございますので、それを我々としては受け取ったところでございます。

○10番議員（吉村重則） この修繕料で言えば、行政向けが2011年度は475万、2012年が596万、2013年が548万、2014年度が836万、2015年度が956万、社内向けの中では、2011年度がゼロ、修繕をしてませんと、それと、2012年度が6,300円、2013年度がゼロ、2014年度が44万5千、2015年が31万、こんだけの差がどうして生じているの。ここを説明してください。

○市長（打越明司） 同じところで議論が堂々巡りをしておりますけれども、これはもう私が承知をしていることでありますが、個別のことについて職員がですね、一つひとつその正しいか間違っているかを判断する力は持ち合せていないというふうに思います。ですから、プロの方々あるいはその会計の在り方に詳しい方々をお願いをして、独立委員会である監査委員の皆さん、これには議会のメンバーも入っているわけですが、議選メンバーも含めた方々で監査をしていただいて、そしてまた、正式文書による指宿市への報告書によれば、指定管理者からの報告によれば、その当指定管理者とは利害関係を持たない第三者の公認会計士、また後には、税務署、そういった正に独立的な方々もその項目をきちんと照らし合わせながら、トータルとして遺漏がないのか、間違った処理の方法をしていないのか、そういったことを全部照らし合わせた結果、監査委員の方々からも、また、税務署や公認会計士の方々からも適正であった、概ね適正に処理されているというふうな報告をいただいたものというふうに思っております、その担当の係で、その中身について、それは正しいか正しくないかという議論ではなくて、それをお願いをした。そして、報道された中身、あるいは、おかしいのではないかと指摘されているところを中心に全て見ていったわけですから、そして、トータルとして、きちっとこれはできているよということでもありますので、その個別の項目について、これは正しいか正しくないかという議論は、ここではすることは、僕はあまりなじまない。そしてまた、そのことに職員として答えることは、たぶんどきなだろうというふうに思うところであります。しかしながら、少し答弁がですね、自信なさげであったり、しどろもどろであったりしたという点については、私の方からもお詫びを申し上げて、今後そのような、何と言うんですかね、このいろんな疑いが起こり得るような事態が起きないように、様々な面できちんと努力をしてまいりたいということを申し上げておきたいと思えます。

○議長（下川床泉） お知らせいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○10番議員（吉村重則） 今、市長の方から公認会計専門がした中で問題がなかったという答弁だと思んですけど、不信を感じるのは、社内向けの決算書の中で、経費に当たる修繕料がゼロとか、30万くらい。だったら900万とか1,000万近くなつた場合には、所得税が掛かるわけですよ。法人税が掛かってくるわけですよ。誰がそんなバカなことをすると思いませんか。だから、それだったら税申告上、本社の社内にする決算書については、法人税を払うために当たり前の申告をすると思うんですよ。それを行政向けに1,000万も修繕料を上げてい

るのに、なんで社内上については、30万40万くらいで、900万以上のそういう経費を削らなければならなかったのか。ここは説明できるんですか。

○市長（打越明司） 今、申し上げておりますように、個別の会計の処理について、今ここで僕が、それは正しいか正しくないかを断言することはできません。できませんが、そのことを判断する方々が監査をし、そういうことを判断できる会計処理の方法について理解している方々が、ちゃんとみてくれた結果、概ね適正であるというふうに報告をしてきているわけですから、我々は、その報告に対して、いいや、間違っているよということを言う立場にはないというふうに私は理解しております。

○10番議員（吉村重則） そうであれば、この修繕料について、例えば、2015年については、行政向けの中で1,000万近くの修繕料をしているんですよ、それはどの箇所をしたか。モニタリングを年に2回はするわけですので、そこはちゃんと掴んでいるんですか。

○観光施設管理課長（岩林茂樹） 修繕については、確認しております。

○10番議員（吉村重則） 確認をしているんだったら、その資料を提出することはできるんですか。

○議長（下川床泉） 資料の提出の質問ですか。資料のあるなしの答弁でよろしいですか。

○10番議員（吉村重則） 今、質問の中で資料の提出をということを言いましたけど、資料そのものはあるのかどうか。

○観光施設管理課長（岩林茂樹） 文書保存期限以内の資料でしたら確認はできます。

○10番議員（吉村重則） 今、ヘルシーランドでは、故障だらけと入浴者から不満がすごいですよね。カランにしても温度調整が効かずに、調整しているのに荒湯が出てきたりとか、タイルが剥がれたりとか、そういうことが、苦情がかなり上がっているんですよ。5年間で3,000万以上の修繕がされているようになっていっているんですよ。なんでそういうことが起こるのか。3,000万以上も修繕を掛けているのに、何でそれが起こるのか、説明してください。

○産業振興部長（野元伸浩） ヘルシーランドにつきましては、建築から23年が経過しております。施設の老朽化によって、修繕箇所は年間100件以上発生しているところがございます。指定管理者においては、営業に支障が出ないように修繕箇所について、早急に処理をしているところです。50万円未満の修繕については、指定管理者側の負担で行われて毎月の連絡調整会で報告されております。令和3年度につきましては、年間149件の修繕が行われ、修繕費用は約720万円となっているところです。

○10番議員（吉村重則） この5年間だけでも3,500万からのヘルシーランドだけでそれだけの修繕ですよ。ほかのところも入れれば相当な額になっているんですよ。行政向けにすれば5,000万以上になっていると思います。砂むしから露天風呂から全部入れれば。年に2回はモニタリングが行われているわけでしょう。指定管理の立場じゃなくして、入浴者の立場に立つべきじゃないんですか。入浴者にとっては、本当に困っているんですよ。そういう中で、

なんで指定管理の立場に立たれているんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 指定管理者の立場に立ってということではございませんで、施設が老朽化していることによって、それに伴う修繕というのは当然していかなければならないというふうに思っているところです。そういった意味もありまして、今回ヘルシーランド保養館につきまして、大規模的な改修を実施させていただきたいということを考えているところです。

○10番議員（吉村重則） 老朽化，老朽化と言いますけど，毎年ヘルシーランドだけでも500万から1,000万の修繕がされるんだったら，そこまで傷まないんですよ。タイルは傷んでしまう，カーンについてはもうどうにもできない状態だと。こういうことはあり得ないんですよ。毎年5・600万から1,000万が投資される。全体的には，やっぱり1,000万からになるんじゃないですか。砂むしも全部含めれば。本当に老朽化だから全部修繕も常にやっていて，こういう状態が起こるとい立場なんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 施設については，やはり新しいものであればそうないかもしれないですけども，やはり，経年が経って劣化してくる設備等も劣化してくるというふうに考えております。ですので，そういったこの施設については，23年経過しておりますので，そういった部分で経年劣化が進んできていると。それに対する修繕を常日頃というか，やっていっているということを考えているところです。

○10番議員（吉村重則） 確かに老朽化によって故障は出てくると思います。だけど，日頃の管理，手入れ，修繕をしていけば，こんなに今の時点で入浴者のそういう不満とか，そういうことはあり得ないと思うんですよ。だから，そういう意味では，指定管理と年に2回はモニタリングをするというんだったら，市が責任を持って，それ以上のものについては市が修繕料を出していくんだというようなやり方も，やっぱり入浴者の立場に立つべきだと思うんですよ。ですから，やっぱり，この内部告発の資料について，本当言って社内向けについては，ほかの施設についてもゼロ円とか，多くても30万ぐらいの修繕料しか社内向けのやつには出てこないんですよ。行政向けについては，400万とか500万とか，多いところで1,000万という額は出てきているわけですよ。ですからそういう意味では，もう1回改めて真意を聴くだけでも必要だと思うんです。この前，回答書を出しているわけですよ，令和4年10月17日に回答書を出しているわけですよ。そうであれば，真意を確かめるという立場でも，もう1回やるべきじゃないんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 修繕については，50万円未満については指定管理者が行うと，それ以上については市で対応を取ってきたところがございます。元社員のこういった部分については，先ほど来から話をしているとおり，監査委員，公認会計士，そういった専門の方々からも特に問題はないということを受けておりますので，市としてはこの公認会計士等からいただいた部分を受け取っているところです。

○10番議員（吉村重則） 回答書として平成30年に回答を1回していますよね。今回、なぜそれだったら回答をしたんですか。もうちゃんと回答は終わっているわけだから、何故10月にそういう回答書を送ったんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 回答につきましては、その元社員の方から文書によって回答をいただきたいという依頼がありましたので、その依頼に基づいて回答をさせていただいたところでは。

○10番議員（吉村重則） 1回目は出しているんですよ、回答書を。1回目出しているんだから全然調査をする気持ちもないんだったら、出す必要ないんじゃないですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 確かに1回出しているんですけども、その後、元社員の方から再度依頼がございましたので、その依頼の内容に基づきまして、市として誠意な回答をさせていただいたところでは。

○10番議員（吉村重則） 市長、もう最後になるんですけど、前市長の時代の問題です。やっぱり内容的に言ったときに、社内向けの修繕料はゼロ円なのに、行政向けについては4・500万から1,000万という修繕料の掛かった資料があるわけですよ。正しいかどうかじゃなくて真意を聴くために、もう1回調査する気持ちはないのかどうか。

○市長（打越明司） 正式にですね、改めて調査をするに足るいろんな材料があるとは思っておりませんが、いろいろこう聞いていて、僕も承知していないことも幾つかあったりしてですね、修繕の中身についても、僕もヘルシーランドの愛好者としてね、しょっちゅう行っているんです。吉村さんともたまにはヘルシーランドでお会いをして、いろいろ語りたねと思っているんですが、吉村さんはほかのところの温泉をよく使っていると聞くんだけど、いろんな愛好者の皆さんからもですね、普段からずっと聞いています。どこが不便だとか、どこを取り掛かりがスピーディーではなかったとかね。過去のものを見ますと、指定管理者からも、こことこことこことについては早急な修繕が必要だと、これは50万円以内ではできそうにないということで、いろんなこう要望も来ているようですけど、それに常に市の方で全面的に答えてきたかという、そうでもない。ちょっと出しきらないところは、出しきらなかったという部分もあると思いますので、基本的にこの議論というのは、一番大事なことは、保養館を含めたね、ヘルシーランドの運用をやっぱりできるだけ適切にしていきたい。そしてまた、そこを利用している方々にとって、より良い施設になってほしいということが一番だろうと思いますので、それはもう僕は、愛好者としてね、心の底からそうしたいと、そうなってほしいと思っていますし、ただ、あんまりやり過ぎると、市長は自分が行っているから良いふうにしたというふう、あんまり怒られないようにしないといけないと思いますけれどもね、そういう意味で適切な運用を心掛けたいと思いますし、今、議論されたことについて、幾つかやっぱり確認をしたり、必要なものを見せていただいたりということについては、ちょっと今後努力をしたいと思います。

○10番議員（吉村重則） 本当，これからまた指定管理の計画もあるわけで，これを検証していかなければ同じ繰り返しをしてしまうと，それと，もう1回真意について，確認する気持ちはないのかどうか。

○市長（打越明司） 市長として，直接真意を問いただすというのが適切かどうかも含めて，ちょっと熟慮させていただきたいというふうに思います。

△ 延 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ，延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，本日は，これにて延会することに決定いたしました。

なお，残余の質問は，16日に行いたいと思います。

本日は，これにて延会いたします。

延会 午後 5時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 新川床 金 春

議 員 福 永 徳 郎

第 4 回 定 例 会

令和4年12月16日

(第3日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和4年12月16日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第93号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長  | 増 永 智 美 | 健康福祉部長  | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長 | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長 | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |

|               |       |            |       |
|---------------|-------|------------|-------|
| 水道事業部長        | 坂元一博  | 山川支所長      | 中島裕一  |
| 開聞支所長         | 山下秀一  | 市長公室長      | 渡部徹也  |
| 総務課長          | 山下浩二  | 経営改善推進室長   | 木下英城  |
| 健康・協働のまちづくり課長 | 嶺元和仁  | 危機管理課長     | 竹山修一  |
| 財政課長          | 東忠孝   | 国保介護課長     | 湯ノ口繁生 |
| 長寿支援課長        | 大岩本幸司 | 地域福祉課長     | 内村喜代志 |
| 商工水産課長        | 宮地主税  | ふるさと納税室    | 上田和成  |
| 観光課長          | 上川床聡  | 観光施設管理課長   | 岩林茂樹  |
| 土木課長          | 東恵一   | 建築課長       | 中吉竜治  |
| 学校教育課長        | 山下信久  | 学校給食センター所長 | 小吉健治  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 鮎川富男 | 次長兼議事係長 | 池水拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑裕二 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び前之園正和議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

15日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

まず、自衛隊への名簿提供問題についてであります。現在、自衛隊側からの要請に応える形で、高校卒業と大学卒業に相当する年齢、18歳と22歳について、基本4情報、氏名、性別、住所、生年月日であります。4情報を紙ベースで提供しています。本人及び保護者の同意もなければ、報告もありません。鹿児島市では、これまで閲覧だったものを紙ベースでの提供に変える意向を示したことで、大きな問題になっています。市民アンケートでも反対や危惧を訴える声が多くあったと報道されています。そこで、改めて伺います。紙ベースで4情報を提供している根拠は何か。また、直近5年間における名簿提供数は、18歳、22歳それぞれ何名分になるのか。また、いつから提供しているのかを示していただきたいと思えます。

次に、市営住宅家賃の減免について。市営住宅管理条例において、収入が著しく低額であるときは、家賃の減免ができるようになってはいますが、実際には収入の基準となる指標も示されてなく、収入が著しく低額であることによる減免の実績はないとのことあります。県と同様の基準があれば、年間2,830万円程度の減免があった計算であることも、これまでの答弁で明らかにされております。そこで、改めて伺います。減免の基準を定める要綱制定について、基本的な考え方を伺います。また、要綱制定について、進捗はどのようになっているか。そして、施行予定日を具体的なものとして設定しているかどうか、伺います。

次に、子ども医療費助成制度の拡充についてです。子ども医療費助成制度の拡充は、私がこれまで一貫して取り上げてきたテーマの一つです。初期の段階では、その名も乳幼児医療



費助成制度となっており、小学校就学前までが対象となっており、しかも3千円までは自己負担となっていたかと思えます。市民の強い願いと、これに応じてきた執行部の努力はもちろん認めるところですが、何回かの制度の拡充を行い、現在は所得制限なしで中学校を卒業するまでを対象として助成がなされています。支給方法は、現物給付の要望が強い中で、現在は自動償還払いにとどまっております。今回、改めて市長のお考えを伺います。一つは、18歳になる年度の年度末までを対象にできないか、伺います。二つ目には、現物給付に向けての取組は、県への要請を含めてどうなっているか、伺います。

次に、性的マイノリティの問題についてです。日本共産党は、綱領に性的思考と性自認を理由とする差別をなくすと掲げ、2021年の総選挙政策、ジェンダー平等の日本へ、いまこそ政治の転換を、中でも、同性婚の実現やLGBT平等法の制定を盛り込みました。性的マイノリティという呼び方も、LGBTにとどまらず、最近では多様性の意味を込めてLGBTQと言ったり、性的マイノリティの人も異性愛者の人も、全ての人は多様な性的指向、性自認を認め合うという意味で、セクシャルオリエンテーションとジェンダーアイデンティティの頭文字からつくられたSOGI、ソジという言葉が使われたりします。指宿市においては、この問題について県内でもいち早く取り組み、トイレマークの表記や市職員への講習会、あるいはパートナーシップ宣誓制度も含め、県内で一番早く導入しました。しかし、この問題は継続的に基本理念として考えるべきものであります。そこで二つの点について伺います。パートナーシップ宣誓制度の都市間連携協定について動きがあったようですが、その詳細について伺います。もう1点は、教育現場において、継続的課題としているかどうか、現状の取組と併せて伺います。

学校給食を完全無料にすることについてです。学校給食を完全無料にと通告してありますが、正しくは学校給食を完全無償ですので、読み替えていただきたいと思います。憲法第26条は、第1項で、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。第2項で、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とするとしています。義務教育は、これを無償とするであります。一方で、食育は教育の一環として位置付けられています。そこで伺いますが、学校給食の無償化について、基本的にどのように考えているか。また、無償にする自治体が増える傾向にあると思いますが、そのことについてどのように考えるか伺って、1回目といたします。

**○市長（辻越明司）** おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

前之園議員から幾つかのお尋ねありましたが、私はこの性的マイノリティの問題について、お答えをしたいと思います。本市では、婚姻関係になく、お互いを人生のパートナーとして認め合うことを市に申し出た方々に対し、市が公に証明するパートナーシップ宣誓制度を令和3年4月1日に県内で初めて導入しているところであり、本年8月31日に、パートナ

ーシップ宣誓制度を導入する全ての自治体と連携を目指す茨城県から、自治体間連携についての照会があり、連携について前向きな回答を行った本市及び岡山県笠岡市に対し、連携の提案がありました。茨城県では、県内44市町村全てでパートナーシップ宣誓制度が適用されています。本市と茨城県、笠岡市との3自治体での協議を経て、11月25日付けで3自治体で連携協定を締結したところでもあります。なお、本市の自治体間連携協定については、県内2番目として、今年の1月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入した鹿児島市からの提案により、2月1日付けで同市と締結しているところでもあります。

残余の質問については、関係部長等から答弁いたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 教育現場での性的マイノリティの理解の取組でございます。各学校では、児童生徒の発達段階に応じて、性的マイノリティへの理解を深め、多様性を認め合い、互いに尊重することの大切さを理解する学習を行っております。具体的には、鹿児島県教育委員会が全校に配布した人権教育指導資料、仲間づくり、を活用しながら、小学校では色や服装、遊びの種類と性別の思い込みをさせないような指導や、自分らしさの意識化を図る学習を行っております。中学校や高等学校では、性的マイノリティを取り巻く課題から、互いの違いを認め合い尊重し合いながら共に生きていこうとする意欲を高める学習を行っております。また、性的マイノリティへの配慮として、児童生徒の目に触れる名簿の作成に当たっては、男女混合名簿を導入するよう各学校に指導し、令和4年度から市内全小中学校で導入を行っております。さらに、教育委員会では、学校に対して、服装、トイレ、更衣室等の考えられる課題について、本人や保護者の心情に寄り添い、学校で対応できる配慮について、取り組むよう指導を行っております。

**○総務部長（下吹越寿）** 自衛隊への名簿提供問題について、その提供の根拠について答弁させていただきます。自衛隊法第97条に、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛隊及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う、とされております。また、市町村の事務として、地方自治法第2条に、法定受託事務について定められており、自衛隊法施行令第119条の広報宣伝及び第120条の報告又は資料の提出については、地方自治法施行令別表に掲げる第1号法定受託事務と定められております。本市では、指宿市組織及び事務分掌等に関する規則、別表に、安全安心対策事務における自衛隊に関すること、を定めております。これらの法令及び条例に基づき、市が行う事務として名簿を提供しているところでございます。

続きまして、名簿提供について、18歳、12歳、直近5年間でお答えさせていただきます。平成29年度の提供件数は22歳が284名、18歳が386名、計670名。平成30年度は22歳が206名、18歳が319名の525名。令和元年度は22歳258名、18歳319名、合計で577名。令和2年度は22歳が214名、18歳が356名の570名。令和3年度は22歳が323名、18歳が319名の642名となっているところでございます。

それから、情報提供が行われたのはいつぐらいからかという御質問もありましたので、市がいつから提供しているのか、記録はないため分かりませんが、自衛隊鹿児島地方協力本部に確認しましたところ、昭和33年頃から市町村へ依頼しているのではないかとこのことでございましたが、先ほども申しましたように、提供の時期については把握していないところでございます。

**○建設部長（星倉淳一）** 市営住宅家賃の減免について、御説明します。市営住宅の家賃減免の基本的な考え方は、県を基準に作成をしているところです。進捗状況につきましては、入居者に対して、来年1月下旬頃に新年度の家賃決定通知書と制度の概要を送付したいと考えております。また、施行予定日につきましては、令和5年4月1日を予定しているところです。

**○健康福祉部長（山元成之）** 子ども医療費助成制度を18歳まで対象にできないかについて、お答えいたします。子ども医療費の助成につきましては、現在、県の子ども医療費助成事業に基づき、住民税非課税世帯は、令和3年4月から18歳の年度末まで無料化としております。支給の方法としましては、医療機関での支払いが不要の現物給付対応としております。一方、住民税課税世帯につきましては、県の子ども医療費助成事業では、未就学児までが補助対象となっておりますが、本市では、子育て支援の観点から、無料化の対象者を中学校卒業年度末までに拡充しており、支給方式は自動償還払いの給付を行っております。御質問のありました、住民税課税世帯における18歳年度末までの医療費無料化の拡充につきましては、財政的な問題もございまして、引き続き慎重に検討しなければならないと考えております。

続きまして、現物給付に向けての取組について、お答えいたします。子ども医療費に係る医療機関での窓口支払いにつきましては、現在、県内全市町村で住民税非課税世帯の18歳年度末まで窓口負担なしの現物給付方式が導入されております。一方、住民税課税世帯の子ども医療費の現物給付方式につきましては、県内全ての市町村で導入していないところでございます。なお、本市では、住民税課税世帯の中学校卒業年度末までの子供の医療費の支払いにつきましては、一旦、窓口で医療費の自己負担分を支払っていただき、後日、登録した口座に窓口で支払った自己負担分が支払われる自動償還払いとなっております。県への要望についてでございますが、窓口負担のない利便性の高い現物給付方式への移行につきましては、県市長会を通じて県へ要望しております。今後も引き続き、要望してまいりたいと考えております。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費を完全無償化することについての本市の考え方でございますが、本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施し、令和4年度は月額1,100円、年額で1万2,100円を補助しているところでございます。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を生み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識しておりますが、一方で、継続的な予算の確保が課題となるところであります。当面は保護者の皆様に学

校給食費の一定負担をお願いしたいと考えておりますが、今後、学校給食費の完全無償化につきましても、慎重に検討をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、完全無償化する自治体が増える傾向にあると思うが、どう考えるかとの御質問でございますが、県内で学校給食費の完全無償化を実施している市町村は、令和3年度末で5市町村でありましたが、令和4年度から新たに4町村が実施し、合計で9市町村となっております。各市町村の学校給食費につきましても、完全無償化、一部補助、補助なしなど、継続的な財源確保などの問題によって対策が異なっているものと考えております。

○17番議員（前之園正和） 自衛隊の名簿提供について伺いますが、5年間については示していただきましたが、自衛隊の方からは昭和33年頃から依頼をしているということで、市としてはよく分からないということですが、調べのつく範囲で少なくとも何年度頃からということになりますか。

○危機管理課長（竹山修一） 依頼文の保存期間が3年となっていることから、正確な答えはできませんけれども、ここ近年は提供しているところであります。

○17番議員（前之園正和） 保存期間の関係があるので、正式に、公式にというのでは、こういう状況だということで、感覚としては、もう以前から提供しているということによろしいんでしょうか。

○危機管理課長（竹山修一） そのとおりであります。

○17番議員（前之園正和） 根拠の一つに、自衛隊法の第97条第1項を答弁いただいたんですが、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うということで、国庫負担による募集事務ということになっております。これを根拠にして、紙ベースでの4情報提供となっているわけですが、これは自衛官の募集要項、募集に関する事務というのは、国庫をいただいて、自衛官募集の、例えばポスターを作って貼るとか、そういうことを意味していると思うんですが、4情報提供の根拠になり得るんですか。

○総務部長（下吹越寿） 先ほども答弁させていただきましたが、自衛隊法、市の条例等に基づき、市が行う事務として提供しているということになります。

○17番議員（前之園正和） 自衛隊法97条は、募集に関する事務を行うということになっていますが、それは財源としては国庫負担による募集というふうになっていると思うんですが、相違ないですか。

○総務部長（下吹越寿） 自衛隊法第97条3項において、市町村が行う事務に係る経費については国庫の負担とすることが規定されております。

○17番議員（前之園正和） できるとしても、その財源は国庫負担ということですが、紙ベースでの4情報提供ということは、紙代をいただいているんですか。市の経費ですか。

○総務部長（下吹越寿） 自衛隊の募集事務費に係るものについては、国庫支出金による歳入を

募集事務費に充てているところがございますが、名簿の印刷の紙代とか、そういう費用につきましては、指宿市手数料条例第5条第1項の規定により免除としているところがございます。

**○17番議員（前之園正和）** 国庫負担によるべきということからしてもおかしいと思うんですね。免除手続をすればいいということではないというふうに思うんです。そういう意味からも、法的根拠はないんじゃないかなというふうに思います。

それから、住民基本台帳11条1項は、国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧というふうになっていますが、ですから、住民基本台帳の一部の写しの閲覧することの定めであって、紙ベースでの提供、ましては紙代免除ということはおかしいと思うんですが、その点はどうですか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 先ほども答弁しましたけれども、自衛隊法97条第1項及び同法施行令120条の規定により、防衛大臣が市町村の長に対し、提出を求めることができることとされており、当該資料の提出はこれらの法令に基づく適正な事務であると考えているところであります。

**○17番議員（前之園正和）** 今、伺っているのは、住民基本台帳の11条は、住民基本台帳の写しの一部の閲覧の規定であって、紙ベースの提供はそれに含まれないんじゃないかということ伺っております。

**○危機管理課長（竹山修一）** 120条の規定によって、防衛大臣は提出を求めることができるに對しまして、本市といたしましては提出をしているところであります。

**○17番議員（前之園正和）** ですから、できるとしても閲覧じゃないかと。紙ベースの提供は含まれていないんじゃないかということ伺っているんです。

**○危機管理課長（竹山修一）** 情報の提供につきましては、先ほどから何回も答弁はしておりますが、施行令第120条の規定によりできるという判断の下、提出している、情報を提供しているところであります。

**○17番議員（前之園正和）** 自衛隊側から要請できるということであって、閲覧ってなっている、できるに答えるにしても閲覧ができるという規定じゃないかということです。紙ベースの提供は、それを受け入れるとしても閲覧の規定であって、紙ベースの提供は含まれないんじゃないかと聞いているんです。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員から閲覧と提供とは違うものということの捉え方だろうと思えますけれども、我々としては、先ほども課長から答弁させていただいておりますけれども、要請に基づいて提供できるということなので、名簿を提供して、それをまたお返しいただくというような手続を取っているところがございます。

**○17番議員（前之園正和）** 閲覧と紙ベースの提供は同じことだということを言いたいわけですかね。

○**危機管理課長（竹山修一）** 昨年、防衛省、総務省の連名により、自衛官募集事務について、住民基本台帳の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段、問題を生ずることはないとの解釈も示されていることもありますので、提供することは特に問題ないと考えているところでもあります。

○**17番議員（前之園正和）** 関連をしますので、答えられれば答えていただきたいと思うんですが、総務部長に。我々、選挙に出るときに、選挙人名簿の閲覧ができます。閲覧じゃなくて紙ベースの提供を、例えば求めれば、同じような判断で提供していただけるというふうにも聞こえるんですが、それとの関係はどうなりますか。

○**総務部長（下吹越寿）** 選挙によっては、その法律の取扱いが違いますので、一概にそれが同一のものか、違うものなのかということについては、判断しかねるところでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 閲覧と紙ベースの提供が同じだという判断をこちらでするわけでしょう。同じ判断ではどうなるんだと。こちらはできて、こちらは分かりませんというのはおかしい話です。そこは主眼じゃないです、それについてはもう言いませんが。

それから、何回となく、自衛隊募集については、自衛隊側から要請できるというふうになっているということは言われておりますが、それは要請できるということであって、自治体側がそれを受ける義務、自治体側が提供をしなきゃいけない義務というのはあるんですか、ないんですか。

○**総務部長（下吹越寿）** 自衛隊からの情報の提供の要請が来たときに、自治体の長の立場として提供しなければならないのかということでございますけれども、提供できるになっておりますけれども、それは義務なのかということなのかということだろうと思っておりますけれども、我々としては法定受託事務ということで、法律、法令、条例等に基づき、事務処理が義務化されていることを踏まえすと、提供については市町村の義務と解釈しているところがございます。

○**17番議員（前之園正和）** 私はこれまで、この問題については何回かやってきましたが、今までの回答は自治体側に義務はないということを明確に答弁しているんです。自衛隊側から要請ができる。そこまでは言ってきました、一貫して。それは、いろいろ受け入れる根拠らしきものは答えてきましたけれども、自治体側に提供義務があるかないかということについては、義務はないと、定めはないということ、何度も答えてきたんです。今、完全に矛盾しているんですね。今までのことと、おかしいんですが、本当に義務があるのであれば、どこで定められているんですか。義務を負うということを示していただきたいと思います。

○**総務部長（下吹越寿）** 私が言ったのは、冒頭、答弁しましたように、法令、事務、条例に基づいて、法定受託事務ということで提供できるということになっていきますので、市町村、自治体とすれば義務というような認識に基づいて、一応、提供しているということでございます。

- 17番議員（前之園正和） 提供できると、そこはいいんですよ。僕は否定しません。提供できる、イコール、義務ということは完全な矛盾です。本当に間違いないですか。法解釈として責任を持って答弁できますか。提供できるということが義務ということで、イコールと言っているんです。
- 危機管理課長（竹山修一） 法定受託事務というのは、法律、政令による事務処理が義務付けられているということで、事務処理が義務付けられているところを踏まえまして、情報提供を行っているというところであります。
- 17番議員（前之園正和） ですから、できるに基づいてやっているというのはいいいんですよ。でも、できるということは、義務ということに、イコールということは完全におかしいんじゃないですか、市長。
- 総務部長（下吹越寿） 自衛官の、今、義務、できるの規定により、義務ではないかと。ただ、自治体とすれば、法、条例に基づいた義務と解釈はしておりますけれども、あわせて、令和3年2月5日に防衛省より通知がありました、必要な資料ですね、その募集に関する必要な事項、資料については、住民基本台帳の一部を用いることについて、住民基本台帳法上、特段、問題を生じることはないということでありますので、これにより提供はしているということになります。
- 17番議員（前之園正和） だから、自衛官側が要請できると、これははっきりしています。それを、こういうことで受け入れているというの、そういう判断ですから、いいとしてですね、提供ができるということ、提供義務があると解釈することが問題だと思うんです。そのことについて、法体系の解釈としてもですね、逸脱しているというふうに思うんですが、このことを市長に伺いたいんですが、よろしいでしょうか。
- 市長（打越明司） 幾つかの法令が絡んでいますが、防衛大臣はそのことを要求をすることができるということの中でしてございまして、それをまた、指宿市の方は、それを提供することはできるという形になっておりますので、マストであるのかキャンであるのかという判断で言えば、そのこれまでの指宿市はできるという範囲の中で、適切な処理の中で提供してきたということであろうというふうに私は思います。その提供、できるの中で、提供することもできるわけですから、その判断に至って、これまでは、その受託事務としてはマストとしてやらなければならないという受け止め方と、そのできる範囲の中でいわゆる選択肢として、情報の提供を選んでいると、名簿の提出を選んできたというのが、歴代の事務的な処理であったというふうに認識をしております。
- 17番議員（前之園正和） このことばかりやっているわけにいかないんですが、とにかくできるということなので、その判断に基づいてやっているという、そこまではいいんですよ、判断ですから。でも、できるということが、義務と受け取る場所がおかしいということを行っているんです。これまでは何回か質問したの中で、自衛官側が、防衛庁側が要請は

できるけれども、自治体側に義務、こういう判断でやっているというというのは示されましたけれども、義務としてはないということを明確に答弁してきたんです。それを、これまでの答弁を否定するんですか。どうなんです。言い逃れの、今、言っているんですか。私が決めているので、どうなんだということですよ。以前は義務ではないというふうに答えてきたんです。今日は義務だというふうに言っているんですから。その矛盾はどう解決するんですか。

○総務部長（下吹越寿） 私はその義務というのは、義務という解釈をしていると、提供につきましてはですね。確かに、その提供できることなの、それが義務なのかということだろうけれども、これまでの経緯を踏まえて、ずっと提供してきているので、義務的なものとして事務処理をしているということでございます。

○17番議員（前之園正和） 重大な部分でありますので、過去の議会でどのような答弁をしてきたか。義務を定めたものはない、義務ではないというふうに答えてきたんです。これを、そうだったんですかということでことを進めていけない。議長にお願いしたいんですが、その過去の議事録の確認を含めてですね、必要なら一定時間を割いて、確認してから、以下の答弁を、質問を続けたいと思うんですが、いかがでしょうか、議長。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時47分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（下吹越寿） 先ほど私が答弁した内容につきまして、表現に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。法定事務については義務ということになりますが、名簿の提供につきましては、できるということですので、しなければならないということになりませんので、できるという判断の下で、解釈の下で、我々は提供しているということになります。

○17番議員（前之園正和） 4情報の名簿提供については、義務はあるかないかと問われれば、提供義務はないということによろしいわけですね。

○総務部長（下吹越寿） はい、そのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） 義務があるということについて、取り消したとは言えですね、そういう解釈の下でできるをですね、義務という判断をしたということについては、大きな間違いだと思うんです。基本的な間違いだと思うんです。それについては、この場で訂正をして、簡単に、だったんですかということでは、なかなか済まないと思うんですね。その責任重大な部分については、どのように判断しますか。

○総務部長（下吹越寿） 先ほど申しましたように、私の表現が誤解を招いたということについては、深くお詫び申し上げます。訂正させていただきたいと思います。

○17番議員（前之園正和） 表現が悪かった、誤解を招いたというふうですが、私が誤解した



んじゃないですよ、そちらが答えたんですよ。誤解じゃないでしょう、はっきりしてください。

○総務部長（下吹越寿） 申し訳ございません。表現の間違いでございました。

○17番議員（前之園正和） できるを義務と捉えたのは、表現の間違いなんですか。根本的な間違いでしょう。表現が間違っているんじゃないんじゃないですか、大事な問題ですよ。

○総務部長（下吹越寿） はい、さっき言いましたように、法定事務は義務だということの、その解釈を、私自身が間違っておりました。お詫び申し上げます。

○17番議員（前之園正和） つまり、間違っていたんでしょう。解釈の間違いじゃないでしょう。こちらの判断と、こちらの判断が混在したということをお願いいんでしょうけれども、こっちの判断としては、名簿提供については義務があるということは間違いだったということでしょう、はっきりしてくださいよ。

○総務部長（下吹越寿） 確かに、名簿提供については義務ではないということでございます。

○17番議員（前之園正和） 名簿提供について聞いているわけですから、義務はないという、これまでの答弁に戻ったということではありますが、次に行きますが、防衛省及び総務省からの通知というのはどういうものかということですが、地方自治法の245条の4第1項に基づく技術的な助言だとされております。防衛省とか総務省からの通知はですね。これに応じないとしても、市区町村には不利益な扱いがされないというふうに、地方自治法の247条3項になっております。ですから、名簿提供をできるという判断に基づいて提供しているということですが、名簿提供しなかったとしても、なんら不利益は生じないというのが、防衛省や総務省からの通知の内容だというふうに思うんですが、名簿提供しなかったとしても、何ら自治体として不利益な扱いを受けないということは確認してよろしいでしょうか。

○危機管理課長（竹山修一） 本市においては、自衛官にあっては大規模な災害が発生した際の救助活動や国土の防衛活動など、国及び国民の生命、市民の生命、財産を守るという崇高な任務をもって活動していると考えておりますので、本市においては、情報の提供につきましては、その自衛隊法の施行令第120条の規定により、できるという判断の下に情報の提供を行っているところであります。

○17番議員（前之園正和） 受け入れなくても、何ら不利益な扱い受けないんでしょうということを知っているんです。自衛隊が何しているか、どのように貢献しているかは聞いていません。受け入れなくても、不利益を受けないんでしょうということを知っているんです。

○総務部長（下吹越寿） 技術的な助言ですので、今、議員が言われるような解釈のとおりで、我々もそう解釈しています。要するに、ペナルティはないということだろうと思います。

○17番議員（前之園正和） それから、除外申請があれば、どのように対処するつもりですか。

○総務部長（下吹越寿） 本市では、これまで自衛隊の名簿提供に対する苦情、拒否等の申出は

ございませんが、他県においては、事前に自衛隊への情報提供を希望しない方からの申出書を提出していただき、申出書を受理した方の情報は提供していないところでございます。また、鹿児島市では、今後、自衛隊への情報提供を希望しない方を受け付ける除外申請の導入を検討するという報道もございましたので、本市においても、これらの事例を参考に検討してまいりたいと思います。

○17番議員（前之園正和） 除外申請はないけれども、あれば外す方向だというふうに解釈するんですが、そういうことですね。

○総務部長（下吹越寿） はい、そのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） それから、個人情報本来守られるべきものです。そういうことからすれば、除外申請じゃなくて、人の個人情報ですよ。第三者が勝手に公開すべきでない、本来は守られるべきということからすれば、除外申請ではなくて、同意した人のみ公開するというのが本筋じゃないですか。

○総務部長（下吹越寿） 個人情報につきましては、市個人情報保護条例第8条第1項の規定にて、個人情報の利用を制限しておりますが、法令又は条例に基づく場合は、自ら利用できる旨を定めているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 相当時間をくったんですが、この問題はですね、自治体問題研究所というサイトがあるんですが、そこで紹介されている前田定孝三重大学准教授によれば、自衛隊員の募集のために住民基本台帳の一部の写し、これを自衛隊に提供することは、そのために法令の根拠を見出すことはできない、根拠はないというわけですからね、そういうことですよ。個人情報保護条例の解釈としても、法令上は根拠はなく、公益性の必要があるとも解することはできない。従って、4情報の提供は二重に、これは違法というほかはないと結論づけております。直ちに情報提供を止めるように要求しておきます。

市営住宅の家賃減免についてですが、県の基準並みにすることを計画しているということですが、具体的にはどういう基準になるのでしょうか。

○建設部長（星倉淳一） 基準について御説明します。市営住宅の家賃減免の収入基準額は、県と同額であり、減免額は収入月額が2万5千円以下の場合は2分の1を、2万5,001円から5万円以下の場合は4分の1を考えているところです。

○17番議員（前之園正和） 見込まれる減免額はこれまで2,830万だったですかね、ぐらいという答弁をいただいておりますが、大体そういうことでよろしいでしょうか。

○建設部長（星倉淳一） 減免額について、もう一度御説明いたします。令和4年11月30日現在の入居者数に県の基準額を適用した場合、374名が対象となり、減免額は約2,750万円となります。

○17番議員（前之園正和） 入居者に対する制度の周知については、どのように考えていますでしょうか。

○建設部長（星倉淳一） 周知方法について御説明します。入居者に対して、来年1月下旬頃に、来年度の家賃決定通知書と減免制度の概要を送付します。また、ホームページなどでも周知をしていきたいと考えているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 令和5年の4月1日からということを考えているようですが、これまでも条例では収入が著しく低額であるときは、家賃の減免ができるようになっていたわけです。その基準が示されなくて、いわば申請の機会がなかったわけです。ですから、該当する世帯には一定期間の遡及をしてもいいんじゃないかという考え方もあるかと思うんですが、そのことについてはどうでしょうか。

○建設部長（星倉淳一） 現時点では、遡及の話について、まだ、検討しておりません。

○17番議員（前之園正和） 検討していないということですが、検討はする必要があるかと思うんですが、結論はともかくとしてですね。そのことについてはどうでしょう。

○建設部長（星倉淳一） それについては、今後の課題として研究してまいりたいと思っております。

○17番議員（前之園正和） それから、子ども医療費の問題に行きますが、対象年齢の拡大は、これまでも指宿市もやってきたわけですが、今や18歳になる年度の年度末というのが、全国的にも目指す方向となっております。対象年齢の拡大は、いわば時代の流れ、時代の要請だと思いますが、このことについてはどう考えますでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 住民税課税世帯への小学生から中学校卒業年度末までの子ども医療費助成につきましては、現在、全額市が負担しております。さらに対象者を広げるということにつきましては、財政的な問題もありますので、引き続き慎重に検討したいと思っております。

○17番議員（前之園正和） 慎重に検討するということですが、対象年齢を18歳になる年度の年度末にした場合、市としての必要経費はどれぐらいになるのでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 住民税課税世帯の16歳から18歳までを医療費無料化の対象とした場合、市の増額は約1,500万円と想定されているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 1,500万ということであればですね、18歳までにすることの市民の喜びと比べたら、そういう意味で比べたら大したことないと思うんですが、是非、実現をさせていただきたいと思えます。

それから、性的マイノリティの問題ですが、都市間連携協定についてはですね、鹿児島市と、それからまた、茨城と笠岡市ですかね、ということですが、いずれも受動的に、受動的と言ったら言葉は悪いかもしらんけど、一応、持ち掛けられて応えたということですが、指宿市から積極的に連携協定について考えるということはないんでしょうか。

○総務部長（下吹越寿） 11月30日現在で、本市において宣誓の実績がまだないことから、本市から他自治体に対して連携協定を能動的に呼び掛けることは行っておりませんが、性

的マイノリティの方々の方が前向きに制度を利用することができるよう、今後も連携協定を進めてまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 学校給食の問題に行きますが、教育は無償という憲法上の規定、そして、給食は食育として、教育の一環だという位置付け、それらを合わせ見ると、学校給食を無償にすべきというふうに思いますが、このことについての考えはどうでしょうか。教育は無償にすべき。給食は食育として教育の一環だということからすればですね、いわば、給食費の無償化というのは、当然、あるべきだというふうに思うんですが、そのことについてはどうでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無償化につきましては、子供を生み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識しているところでございますが、一方で、継続的な予算の確保が課題となるところでございます。今後、学校給食費の完全無償化につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 現在、一部補助ということですが、私が言っているように完全無償にすれば、現時点での、あるいは来年の見込みでもですね、必要な経費はあとどれぐらいということになりましようか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 本市におきまして、学校給食費を完全無償化するとしますと、令和4年5月1日時点の児童生徒数2,864名で試算いたしますと、約1億3,250万円の費用が必要になるところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 現在は一部補助ということで、1万1千円の11か月だったですかね、いうことになっているんですが、完全無償にいかなくても、これ以上、一部補助をやっていることからすればですね、これ以上、物価の高騰などがあれば吸収していくと。これ以上上げないということとの関係では、どのようなふうに基本的に考えてますでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 現在におきまして、学校給食、食材費等の高騰によって、今年度におきましては学校給食費が不足することが予想されたことから、学校給食費の不足分につきましては、保護者からの負担は求めず、12月補正予算において、国からの臨時交付金を財源として補助金を計上しているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 補正で組んで、保護者負担がないようにしていくということですが、今後も基本的にはそういう考えだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 今後の学校給食費につきましては、児童生徒の栄養素を満たすことはもちろんのことでございますが、現在の食材費等の状況、今後の食材費高騰の状況を踏まえ、学校給食センター運営委員会に諮って、教育委員会が決定することになります。あわせて、学校給食費等補助金の額につきましても、今後、検討してまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 学校給食費については、完全無償を求める立場でいるわけですが

が、一方で、可能であれば安く仕入れるということも一つかと思うんですが、その地産地消との関係も併せてですね、地元にはいい食材もあるし、それから、販売ルートに乗らない、いわゆるB品というのも活用の余地があるというように思うんですがね。そのB品と言われる地元の物を使って、安くあげられるんだったら、そちらの方面からも検討するというのも必要かと思うんですが、それについてはどのように考えられますでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 地産地消の推進につきましては、現在においても毎月19日の食育の日に合わせて、指宿旬野菜の日を設けており、ソラマメ、オクラ、サツマイモ、徳光スイカなど、地元の旬の食材を使った給食を提供しております。また、指宿産黒毛和牛の日、黒豚肉の日、いい節の日などを設定して、地元の食材をふんだんに使ったおいしい給食を提供していきたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 答弁いただいたんですが、ちょっと確認しますが、完全無償にしてほしいということについては、財源、財政の問題があるからなかなかだということでした。これ以上、保護者負担が増えないような努力を継続するということについては、そういう考えだということを確認してよろしいですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 今後の保護者負担の在り方につきましても、今後、検討してまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 今後のことは今後で考えるということですが、基本的にはこれ以上、できるもんなら上げたくないという心はあると、心というか、気持ちはあるというふうに理解してよろしいかということなんです。

**○教育部長（紺屋聖一）** 現在のところ、来年度の給食費が幾らになるのか、保護者分が幾らになるのか、分からない状況でございます。

（発言する者あり）

**○17番議員（前之園正和）** 残り時間もありますので、その辺はいいです。

それから、先ほど答弁いただいたんですが、令和3年度で5自治体、令和4年度は4自治体増えて9自治体が無償になっているということですが、方向としてはそういうふうになってきているという。それから、子ども医療費の方は、県との絡みがあって、制度上、県が一括でしなきゃできないというものもあるかもしれないけれども、この学校給食の無償については、自治体で独自でやろうとすれば、一斉にしなきゃならないという縛りはないんですよ。そういう意味からも、その自治体が増えているという下で、この学校給食を完全無償にということは、そのそういうふうに進んでいくのがすう勢だというふうに思うんですが、それとの関係では、やっぱりできるだけ検討します、検討しますという言葉ではなくて、文字通り、前に向かっての検討ということが大事だなと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 各市町村の給食費につきましては、完全無償化、一部補助、補助なし

など、継続的な財源確保の問題などによりまして、対策が異なっているものと考えております。本市の学校給食費の完全無償化につきましては、先ほども申しましたが、今後とも慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 市長に最後に伺いたいんですが、今の言葉に、答弁にはありましたように、慎重に検討しますという言葉、何回か、この一般質問の中でも出てきました。何でもそうですが、財源の問題があるからということで、すぐやりますというのはなかなかない、ここまでは分かるんですが、慎重に検討しますという言葉は幾つも出てきたんですが、これについての真意と言いましょかね、どのように受け取ればいいのか。財政が問題があるからということで、理由付けは言ったと。慎重に検討するというのは、財政的なことが問題だよ、課題だよと言いながら、言葉は検討ってなっているけれども、できないというふうに聞こえるんですね。ですから、この慎重に検討するというのは、どういうふうに理解をすればいいのか。これは基本的な考え方ですので、市長にお答えいただきたいと思えます。

**○市長（打越明司）** 慎重にというのは、いろんな面から検討を加えながら、よくよく熟慮して判断をするということでありましてけれども、この子供たちの給食費を少しでも少なくというのは、言い換えれば、保護者の負担をできるだけ軽くして、この町では暮らしやすい、子供が育てやすい、あるいは子供たちの出産や子育てが歓迎をされている、そういう町の姿であるというふうに私も理解しますし、そのような町を目指すことは、これは執行部に座っているメンバーもですね、ほぼ共通の思いは持っていると思います。しかし、なかなか、この、今、すう勢というのをおっしゃいましたけれども、今、そういう思い以上に、非常に給食費の高騰の圧力というのは大きいです。今回は、何とか1円も値上げをせずに、この下半期は乗り切るということを、この議会に補正として提案をしておりますが、これもそのような実情を受けた形で、国の方からも支援をしようという、そういった臨時の交付金という財源があったから、やっぱり決断をして、今年中は保護者への負担は求めないという形になりましたけれども、今、県下で完全無償化は大体2割の自治体の実現をできて、8割の自治体はまだそれができていない。しかし、補助を全くしないのではなくて、どこまで助けられるかということで、今、指宿市も、先ほど申し上げたように、実質的には1億3,000万円余り掛かるのかなという中の3,500万円弱をですね、今、市が負担をしているという状況であります。給食費を誰が負担するのかという問題は、財政の問題だけではないと僕は実は思っておりまして、やはり子供たちの食費というのを、全て自治体が持つというのは、本当に正しいのか、正しくないのかも含めてですね、できるだけ負担を軽くして育てやすいまちにしたいという願いはありますし、私も来年度のこの予算編成を見ながら、恐らく今年上がっているものを、来年の工夫の中だけで吸収することは難しそうだなと。ですから、必ず負担は全体的には上がるでしょうから、それを保護者にもやっぱり負担を求めていくということも考えざる

を得ないのかな、そんなことも、今、考えながら予算編成をやっているところですけども、あくまでもこの指宿市の財政の中で、しっかりとみんなで節約をして、出てきた財源の中で新たな事業を行うんですよという話を昨日もさせていただきましたけれども、やっぱり100万円を使うときには、100万円を今まで使っていた中から節約をして、そちらに使っていくということを着実に実行しながら、思いは共通の願いがあると思いますから、子供たちを産み育てられる、そうしやすいまち、住みやすいまちを目指していきたいという願いは一緒であるということをお話をして、慎重にというのは、本当にいろんな面から検討を加えていきたいな、そういう意味であるというふうに受け止めていただきたいと思います。

**○17番議員（前之園正和）** 私が聞き間違えたのか分かりませんので、ちょっと確認をしたいと思うんですが、学校給食の完全無償にしているところは、市長は2割だというふうにおっしゃったかと思います。先ほど、部長の方では、令和4年度は9自治体というふうにお答えいただいたんじゃないかと思うんですが、9自治体というのは。そのところがちょっと、市だけで考えるとおかしかったもんですから、ちょっと正確にしていきたいと思います。市だけだったら幾らになるかを含めて、ちょっと正確にしていきたいと思います。私の聞き間違えも一部含まれていると思うんです。

**○市長（打越明司）** 市だけで見ますと、19市中、南さつま市1市が実施していると。19分の1、実施をしているということであります。43市町村の中でいうと9市町村。やはり子供数が比較的少ない町村からスタートしているように、傾向としては思われます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

**○7番議員（新宮領實）** 皆さん、おはようございます。本日は、傍聴の皆さんも数名お見えになりました。ありがとうございます。私の声が届いていらっしゃるでしょうか。ありがとうございます。ちょっと心配になっておりました。ありがとうございます。

本年も残すところ2週間余りです。皆さんにとりまして、この1年、どんな年でありましたでしょうか。私の一番の出来事は、なんと申しまして2月の選挙です。寒さもさることながら、厳しい選挙をさせていただきました。何しろ市長選で支援したのは、しがらみを捨て、たもとを断ってでも、地元の先輩の現職市長ではなく、対立候補の市長、あなたでした。その反発はすさまじく、批判やお叱りを随分お受けしました。大きなリスクを冒してまでも、打越市政誕生に賭けたのは、ひとえに指宿市の行く末を案じ、10年後、いや、20年後の指宿市の飛躍と繁栄を大きな期待をもって託したからにほかなりません。ただし、議会にあっては、是々非々で臨むことを申し上げておきます。大差で勝利したかには見えますが、選

拳は水物です。次回が保証されているわけではありません。もう残すところ3年か。いや、まだ3年もある。さて、あなたはどちらでしょうか。時間が足りなかったというのは理由にならないのです。選挙というのは、怖いもので、昨日の友は今日の敵となってしまいます。今回の選挙で痛いほど感じました。八方美人、風見鶏でいけばいいものを、あえて火中の栗を拾いに行く馬鹿がいる。それが私ですが、おごることなく、こびることなく、手柄ぶることなく、ただひたすらまっすぐに、全て、全ては市民のために、議員として信念を貫くことにゆるぎなく、一点の迷いもありません。私は常に市民の側にいる人間でありたいと思っています。人生を終えたとき、亡き両親に胸を張って会いたいものです。先の6月議会におきまして、私が女優になる日のオーディションの件で、市長をはじめ、一部職員の皆さんには多大な御協力をいただきました。グランプリを取ることは叶いませんでしたが、いつの日か日々努力の積み重ねの中で、国民的アイドルになっていただくことを願うばかりです。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日は、市長に就任して10か月余り、市長として指宿市発展のために、あなたの目指す改革や政策をお聞かせください。今回は五つの項目についてお聞きしてまいります。

一つ目は、行政改革について。二つ目は、土木政策について。三つ目に、介護政策について。四つ目に、自治会について。五つ目に、観光政策について。それぞれどうお考えになっているか、関連質問を交えながらお尋ねします。

以上、1回目としますが、質問が多岐にわたります。駆け足になるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

**○議長（下川床泉）** すいません、新宮領議員、項目しか言ってないと、答弁はどこがしているか分からないので何を聞くかをそれぞれ言ってもらわないと、答弁のしようがないと思いますよ。例えば、1番の1番だけを言うとか、人員削減だけについてだけをとか。

**○7番議員（新宮領實）** 御指摘がございましたので、市長、行政改革をこれからどういうふうにお進めになっていくお考えでしょうか。お願いいたします。もう頭のいい方々ばっかしですから、それぐらい趣旨はお分かりになっていただけたらと思っています。失礼しました。申し訳ございません。

**○市長（打越明司）** 新宮領議員からお尋ねいただきましたが、冒頭のお話の中では、この10か月間、どういう思いで取り組んできたか。これからどういうことを目標にして頑張っていくかということをトータルで問われたというふうに理解をしているところです。そういう中で、自分なりに答えさせていただきたいと思いますが、私もこの2月の初めての市長選挙に臨んでの思いは、何回もそのいろんな広報でもお話をさせていただきましたが、やっぱりこの町が本当にいい町になっていくためには、一番基本にあるのは、やっぱりワンチームをつくり上げることだろうというふうに思います。今、来年度の予算編成に向けて、つくづく思うのは、やはりこのワンチームをつくるためには、議会とのコミュニケーションもそうです



けれども、市民との、様々な地域の対話とか、あるいは何よりも最も大事なものは、市の職員との、本当に末端まで、今の指宿の現状、指宿の将来に向けて、同じ思いを共有していくと、同じ目標を共有していくことに、本当に努力をする必要があるなということ、つくづくと感じているところであります。今年、まだ今年は終わっていませんけれども、約10か月間の間に、可能な限り、様々な地域や団体、業界、折々に意見交換をずっとさせていただいてまいりました。明日、明後日、土曜日、日曜日、また、それぞれの校区での意見交換会を予定しておりますけれども、昼も夜も、そういうことを通じながら、まずは指宿の将来に対する思いとか、現状を、このままではやっぱり、いろんな面で厳しいということ、みんなが共有することが大事だということについて、今一番、まだまだ努力が足りないなというふうを感じているところであります。その中で、財政をしっかりと軌道に戻していくこと。そのために必要な方法というものを、しっかり計画化していくこと。昨日も少し話が出ましたけれども、今、指宿市内にある公営で経営をしている、あるいは公営で運用している様々な施設や様々な集客施設の、もっともっと魅力化を図っていく、あるいは収益の改善を図っていく。そういったこと、様々な、多岐にですね、この行政、財政についての、やらなくちゃいけないことはたくさんあるなということを感じています。さらには、住みやすい町をつくる、そして、いろんな方々が指宿に来たい、住みたいと感じる町。10年後、20年後を目指して、今日から取り掛からなければならない課題というの、いろいろとチャレンジをしてまいりました。その中で、特に来年度から、これまでいろんな情報収集や勉強をさせていただきましたけれども、やっぱり、今、地方が抱えている、本当に直面している問題というのは、やっぱり人がどんどん減っていくという問題。これを少しでも乗り越えていくために、いろんな方法を使わないといけないなということで、できるだけたくさんの人たちが結婚してもらえるように、あるいは機会があったらどんだん指宿に来て、指宿の人たちと交わってもらい、場合によっては指宿に住んでもらう。あるいは指宿の中で、仕事が上手にはまっていない方々には仕事をマッチングして、足りないところへ、余っているところは足りないところへ、いろんな紹介業もしていく。空き家を活用しながら、そこを民泊の施設に変えていったり、住める間にできるだけいろんな方々に移り住んでいただける努力をする。人というものを、この指宿の中で少しでも増やしていく、あるいは定着していくということ、あるいは、様々な交流、様々な消費、様々なこの関係を持つ方々を増やしていく。そのことにも努力をしてきたところではありますが、来年度以降はこれを組織的にも明らかな形で進めていかなければいけないなというふう考えているところであります。歳入、このお金が入ってくるということに対する計画についても、新宮領議員からもいろいろ質問をいただいて、これまで来ましたけれども、特にふるさと納税に一生懸命、力を注いできたということは、御存じのとおりであります。今日の朝、ふるさと納税の金額が11億円を超えました。まだまだだと思えます。公共クラウドファンディングという新たな分野に挑戦をして、砂湯里

の近くのがけ崩れ、これを復旧するために、様々な方に呼び掛けをして、応援をしてくれ、寄附をしてくれということで、これが3,000万円の目標で10月からスタートしましたけれども、今朝の段階で7,000万円近くまできて、目標の2倍ちょっとまで達していますけれども、そういったものにも挑戦をしていきながら、歳入の方の努力目標も続けているというようなことであります。歳出の抑制についても、今、いろいろ頑張っておりますけれども、組織の在り方や人員の在り方、本当に答えを出すのが難しい分野が多いですので、できる限りいろんな情報を集めながら、指宿型のいい答えを探して、計画化していきたいなというふうに思っているところであります。残り3年であろうが、残り1日であろうが、全力を尽くすことには変わりはないですので、本当に一分一秒を大事にしながら頑張っていきたい、そう思います。

**○7番議員（新宮領實）** 質問に入る前に、市長、市長の存念をですね、もう1回お聞きしたいんですけども、市長、この10か月余りですね、私は見させていただいてまいりました。取り巻くスタッフが旧態依然のままでね、いろんな方々から、前市長、そのまま継承されているのかというようなですね、ものの言い方をされてきております。あなたのそういう中でね、あなたの目指す改革が本当にできるんでしょうか。やはり改革を進めていくためには、御自身の本当のブレーンというのはですね、必要じゃないのかなと思うんですけども、この、前市政のままの状態の中で、果たしてあなたの目指す、何て言うんですかね、改革というのができるのかというのから、ちょこっと、最初にそのお考えを、少しお聞きしてよろしいでしょうか。

**○市長（打越明司）** その議論はこの議場でしたかね、一度はしたことがあるような気がしますけれども、目標とか、ワンチームをつくっていくことが最優先であって、その人による様々なものという変化は、僕はそんなに大したことはないと思っています。やっぱり、まず頭の中を切り替えていく。これまでとは違う方法、違う考え方で前に進めていこうというふうに、みんなでいつも議論をしながらやっていくということは大事だろうと思います。さらに、人事については、やはり人の能力なり、人の適性なり、そういったものを十分に把握をするためには、そのすぐさま着手をしてですね、どんどんどんどん交代させるというのは、私は自分のやり方ではないと思っています。この1年間、管理職といえば、約50何名おりますけれども、その50何人の管理職、あるいは、420名余りの市の職員の様々な発言や活動、仕事ぶりを見ながら、来年に向けて、どのような形で配置をしていくことが、一番、目標に向かって頑張りやすい体制になっていくのか。今、それを本当に考えているというところでありまして、この1年間はそういったものの、やっぱりしっかりと見て、人から聞いたこと、人から伝え聞いたことではなくて、自らの目で見ながら、それぞれを評価をさせていただいているということでもあります。

**○7番議員（新宮領實）** それでは、さっそく質問に入らせていただきます。直近5年の職員数

の推移を見て、ほとんど変化が見られませんが、人員削減に取り組んでこなかったということでもよろしいのでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 本市における職員の定員適正化、定員管理の適正化については、第二次集中改革プラン及びその改定版の中で、定員適正化計画において目標を定めております。平成21年4月現在が、職員数が474名から、平成28年4月までの7年間で69名の削減を行い、目標を達成しているところでございます。なお、28年度以降は職場状況ヒアリングを実施しております。その中で、各職場の事務事業量や次年度における新規事業等を把握し、効率的で適切な人員配置に努めているところであり、29年度以降は目標を達成した職員数が増減するものの、適正な職員数を維持しているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** いろんな資料を見させていただきましてもね、ほとんど人員削減にはほとんどできていないというふうに思っているところです。人件費削減のためにコンピューター導入、いろんなシステム化がされてですね、IT化されているのに、職員が全く削減されていないというのはどういうことなんでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 日々の業務や行政手続がIT化され、業務量は軽減する一方で、高齢化に伴う行政ニーズの高まり、地方創生等への対応、人口減少の下においても道路、社会資本の維持管理が求められていることなどから、コンピューター化された、IT化されたことで、現在の業務量に必要な職員数を維持できているところでございます。今後はデジタル庁が進めております、地方公共団体情報システムを標準化、共通化、システムのオンライン化を進めながら、市民の皆様のオンラインの利用等を進めることにより、利便性の向上や事務の効率化を図ってまいりたいと思います。また、自治体DXの方も進めているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 正しく、職員の業務を軽減したわけではないですか。企業で言えばリストラシなくちゃならないところを、経費だけが増えていっている。職員がそのままでは本当に、普通の会社は潰れてしまうんじゃないかなと私は思うんですよね。この5年でね、2,500人もね、人口も減少した。そこのところ、全く考えていないんじゃないですか。それで、なおかつ職員が減らない。これっておかしくありませんか、どうですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 職員の増減につきましては、合併当時、599人、600人弱いたと思いますが、それが150名ほど削減してきていると。直近、さっき言ったのは、その期間での削減を言ったところでございますが、先ほども申しましたように、その業務量がそれぞれ複雑化、多岐に及んでおりますので、そういう要請に基づいて、市が職員として果たすべき、行政として果たすべき業務に適正な配置をしている形で、今、整えているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 部長、そうおっしゃいますけれども、市民サービスがそんなに向上したわけじゃないでしょう。人間ばかり増えてね、市民サービスというのはほとんど向上し

てないはずです。市民の方々がね、そう感じているというのはね、あまりないんじゃないかな。あなたの答弁しかないんでしょうけれども、この答弁はね。だけれども、市民はそう感じてはいないと思います、実際。

この16年間でね、150名削減したとか何とかおっしゃっているようなんだけど、いただいた資料なんかを見るとね、それは再任用が始まる前までの純然たる定年退職した分だけが減ってきたんじゃないですか、どうなんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 27年度までは、先ほど申しましたように職員の定員管理の適正化計画に基づいて削減してきたわけでございますけれども、そのときにはいろんな制度を導入して、指定管理者制度だとか、そういう民間委託を進めるということ等を含めながら人員削減を図ったところですけども、人員の増減とその再任用の配置、採用が直結しているか、関係しているかということについては、直接は関係していないものと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** ちょっとこれからの質問に、ちょっと必要なものですから、少しお尋ねします。定年退職者というのは、この5年間で何人ぐらいいらっしたんですか。

**○総務課長（山下浩二）** 直近5年間の退職者は103名となっております。

**○7番議員（新宮領實）** 課長ね、声は大きく。聞こえない、今のは。ちょっと大きくしてください。水道事業部長みたいにですね、でかい声でですね、答弁してください。あの人の声は聞いていると思うんだけど、あの人の声とかね、教育課長はいない、そういう大きな声でね、答弁してもらわなければ、せっかく何て言うのかな、傍聴に来ている人もね、聞こえない。なんいうとつかやって。私だって聞こえないぐらいですもん。僕が耳が遠いのかしらんけれども。是非、答弁される方は大きな声で御発言ください、お願いします。

**○総務課長（山下浩二）** はい、申し訳ございませんでした。直近5年間の退職者の総数は103名となっております。

**○7番議員（新宮領實）** 資料をいただいた中で、直近5年間の中途採用がですね、47名だと。直近5年間の正規採用は112名となっているようですけれども、こんなにね、職員が減らないのであればね、今後5年間、中途採用を止めて、正規採用も2分の1ぐらいにとどめていきませんか。

**○総務部長（下吹越寿）** 中途採用というのは、社会人枠での経験者の採用ということで答弁させていただきます。中途採用の採用につきましては、適正な定員管理であることについて、人事、組織、財政等の問題の意識を共有しながら、そういう中途採用ですね、社会人枠での採用、新規職員の平準化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 私、平準化をね、聞いているわけではございませんでね、この47名と言ったのは、市長になってからはせいぜい1人か2人ぐらいしかいないと思うんですよね。前市長のときに何名ぐらい、前の4年間というのは何名ぐらいいらっしたんですか、中途採用。

○総務部長（下吹越寿） 年度で採用していますので、それで申しますと、令和4年度が16名、令和3年度が5名、令和2年度が9名、平成31年度が8名、平成30年度7名となっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） はい、令和4年度ということは、市長になってから10何名増えたということなんですけれども、市長ね、財政改革というのでいけばね、どうしても人件費抑制というのが一番必要じゃないんですか。必要だったんですか、16名って。どうなんでしょう、市長、市長が関わっているんですか、この16名。16名って言いましたっけ。令和4年度。

○市長（打越明司） 4月1日採用、16名につきましては、私が来たときにはもう既に決定しておりました。中途という言い方はよくないんですが、社会人の方々に挑戦をしていただいた皆さんは、10月1日、13名というふうには私は思っておりますけれども、私がそれまでの状況を確認したところ、昨年度末の退職者数というのが、予想の倍近く、いわゆる定年退職者のみならず、若い方々も含めて、職を去る方々がちょっと予想外に多かったということがあって、その16人は採用が決まっておりますが、その後、様々な検討をした結果、特にその技術を持っている者や資格を持っている者を中心に、業務が、ここはなかなか充てられない、そういうところはもう、臨時的職員という形で、ほぼ同じ、正職員と同じ待遇で、臨時的に充てている部署がいくつもありましたので、そういったことを含めて、経験を持つ者をという、その13名の採用についてはですね、私も十分理解した上で、10月には採用させてもらったという状況です。

○7番議員（新宮領實） 今後、中途採用するときにもですね、是非、そのところをお考えになって進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

議会もですね、2名という大きな、皆さん方にとれば、とって足らぬ削減かもしれませんけれども、2名削減したということは何、非常に市民からの声がね、非常に届きにくくなったということで、私自身は余り賛成じゃなかったんですけれども。そこまで削減してね、やはり議会としても身を切る改革、そういうことをやってきたんですけれども、行政においてはですね、身を切る改革というのはいないですよ。

○総務部長（下吹越寿） 多様化、複雑化する住民サービスの維持向上や地方創生事業、地方活性化事業、コロナウイルス対策事業など、様々な住民サービスに 대응するため、最低限かつ必要な職員数を維持しつつ、一方で、働き方改革も推進し、男性の育児休業など、多様な働き方を実現していくためには、それに見合った数の職員数を確保することも必要であると考えております。昨日も答弁させていただいたんですけれども、やはりこういう歳出抑制につながるような人件費等は、採用の在り方、職員の数だとか、給与の在り方だとか、組織の職階については、やはり短期的な計画、中期的な計画、長期的な計画というのをプランニングしていく必要があると思います。そのようなことも併せながら、引き続き、今やっている事務事業の見直し、組織の再編等についても併せてやりながら、短期でできることにつきまして

は人件費の抑制を検討してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** このところ、今からの分はなんか耳の痛い話かもしれませんが、このあとの質問にちょっと左右しますんでお尋ねしますけれども、職員の年収、会計年度任用職員の年収、部長の年収、退職金、課長の年収、退職金、再任用の部長、課長の年収は、大体幾らぐらいになるんでしょうか。ざっくりでいいのです。

**○総務部長（下吹越寿）** ざっくりとということでしたが、職員の平均年収については、広報等でお知らせしておりますけれども、平均年収が約650万円ほどとなっております。それと、会計年度の平均年収でございますけれども、会計年度というのは時間が短時間だったりしますので、一概にはこう言えないんですけれども、常勤で働く方で、一番最初に採用したということで理解していただければ、約160万円ほどと。部課長の年収につきましては、それぞれ手当によって違いますので、あくまでも、これ、もう推計になりますが、部長級が約810万円ほど、課長級が740万円程度であると思われるところです。以上です。

**○7番議員（新宮領實）** ここからは部長廃止についてお尋ねしていきたいと思っております。部長制の廃止又は導入していない自治体はあるか。部長職の人数はどうなっているんでしょうか、現在。

**○総務部長（下吹越寿）** 部長制の自治体の状況について申し上げます。県内で部制を廃止した市は把握できておりませんが、現在、部制を導入している市は、本市を含めて19市中10市でございます。

**○7番議員（新宮領實）** この件について御質問したのは、現在の部長を降格し、即廃止ということで申し上げたわけではございません。当該部長が退職した時点で部が廃止と御理解をいただきたいと思っております、私の質問はですね。そう思ってください。組織のフラット化を進める自治体があります。導入すれば意思決定のスピードアップにつながるが、市長の判断はどうでしょうか。また、経費削減にもなり、一石二鳥になるが、見直さないでしょうか。部長が必ずしも下位の課長より能力があるとは限らないのではないのでしょうか。課長がいい案を出しても、部長が握りつぶしては何もならない。以上、これらについてお答えいただきたい。

**○総務部長（下吹越寿）** 課長がいい案を出しても、部長が握り潰すようなことはしていないつもりでございますので、申し添えておきます。議員の方からフラット制というのは、現在、いろいろこう呼ばれています。チーム制だとか、グループ制と呼ばれているということで、それぞれメリットもあればデメリットもあるということで、答弁させていただきたいと思っております。議員が言ったフラット制につきましては、現場の係員の意見をダイレクトに管理職に伝えるということで、意思決定のスピード化が図られる組織体制の一つとして、こちらも認識しているところでございます。現在、財政再建を掲げ、事務事業や補助金等の見直しなど、歳出削減について取り組んでおり、組織の見直しや定員適正化を図ることで、より効果

的で効率的な行政運営ができると考えております。現在の部制については、導入当時とする  
と人口も著しく減少している状況でございます。その在り方を検証するとともに、フラット  
化、組織の在り方についても調査研究してまいりたいと思います。重ねての答弁になります  
けれども、やはり今言われたような相対的に考えますと、やはりその組織の在り方、部制の  
在り方も含めて、短期、中期、長期というような、27年度までは集中改革プランにおける職  
員適正化計画というのがございましたけれども、それに代わるといふか、それを基にした何  
らかの計画策定を急がねばならないと感じているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** これは市長、経費削減だけじゃなくてですね、課長を市長のね、直轄  
に置くことで、下位とのね、意思疎通もね、図られ、能力をいかんなく発揮できるのではな  
いかって私は思うんですが、市長の考えはどうでしょうか。

**○市長（打越明司）** 新宮領議員の意見は、非常に私は共感をできます。少ない時間で、2月に  
就任をして、4月1日を迎えましたので、人事については適正配置をできるかどうかは自信が  
ありませんでしたが、少なくとも、できるだけコンパクトな組織、コンパクトな階級と言  
いますか、職制と言いますか、そういったものにした方がいいということで、その時点で、参  
事という職、参与という職、部長級の参与、課長級とみなす参事というのが当時置かれて、そ  
れ以外にもいろいろ呼び方が違うところもあるんですけれどもね、これについては全て、で  
きる限り取り払いましょうということで、部長級参事というのはいなくなりました。課長級  
参事で、今、残っている職責が3か所ありますけれども、これも解決していかなければいけ  
ないというふうに、実は思っているところであります。市民から見るとですね、主事補か  
ら始まって、部長までというので、厳密に言うとな種類ぐらいの呼び方がありまして、それ  
にこう給与表が付いていきますと、極めて複雑怪奇な形になっていますので、できるだけシ  
ンプルな方がいい。できるだけ、市民も、もちろん議員の皆さんもですね、分かりやすい方  
がいいというふうに僕も思っています。そして、その方がですね、意思決定の在り方等々  
については、やっぱり早いと思います。それで、こう縦の流れで言うとなですね、やっぱりいろ  
んなメンバーがこういい意見をあげてきたときに、それが伝わりやすい、議論しやすいとい  
う、いい点はたくさんあるんですが、やっぱり今度は行政には、その横との連絡をなかなか  
しない、横を話し合わないという癖があります。それを解消するために、この部長制をひい  
たときの、この理由の一つにですね、それを大きな理由として書いてあるんですね。実は、  
今のここにいる部長のメンバーというのは、おおむね、この2年から3年以内には退職してい  
くわけです。そして、後任の部長が座るのか、それとも、部長がなくなって、後任の担当の  
課長が座るのかということについては、非常に大事な問題だと思ってましてね、変えたとき  
のメリット。そして、どういうことが今度はデメリットで出てくるのかということもあ  
りますんで、やっぱり経験者のメンバーや、その卒業した人たちも含めてですね、いいところと悪  
いところ、これをちょっとよく検討しながら、慎重に進めて行こうということで、今、その

方向でもう動き出しています。それで、部長制をひいているところの状況、それを止めたところの状況もですね、県内でも、他県でもですね、できる限り、そういったところの状況もよく聞き取って、指宿市の組織体のために活用していきたいものだというふうに思っているところです。

**○7番議員（新宮領實）** 是非、実現に向けてお願いします。

次に、すぐやる課の設置について、お尋ねをします。市民から行政の対応が遅いとよく指摘されます。窓口は一元化してはどうでしょうか。個別に対応するのでは、管理される、対応しきれていないのではないかと。松戸市は53年続いており、非常に私は高く評価しているんですが、職員を研修して、そこを勉強させてはいかかかなと私は思います。すぐやる課の設置は市長の目玉になるのではないかと思いますので、是非、御検討いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 本市では、市民の皆様からの困り事や要望、相談など、その内容は多種多様にわたることから、内容に精通した部署において迅速かつ効果的な対応を行うこととしております。市民の声として、行政の対応が遅いという御指摘もあるようでございますし、一方、すぐやっただいてありがとうという声も聞かれているところでございます。今後も市民の声をお聴きし、より一層、迅速かつ効果的に対応することを心掛け、より良い市政運営に努めてまいりたいと考えております。従いまして、松戸市のすぐやる課といったような新たな部署の設置についてそのようなことは、今のところ、考えていないところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** この問題、おいおい市長の方でお考えになっていただくものと信じて、次に行きます。

地方公務員法で定年退職延長が認められたようですが、指宿市でも定年延長を行わなければならないのか、関連質問としてお尋ねしておきます。

**○総務部長（下吹越寿）** 公務員の定年延長につきましては、地方公務員法の改正に基づき、各種条例を定めているところでございます。今、申しましたように、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めるということが、地方公務員法に定められております。今般、改正された、先ほど言いました地方公務員法に基づき、定年延長について、制度の整備を図っていくことが必要であることから、今12月議会において、定年引上げに伴う条例改正等を提案させていただいているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** コロナ禍で市民は生活苦に本当にあえいでいるんですよ。公務員だけがね、なんか優遇されてね、市民は納得すると思いますか。どうですか。お答えください。

**○総務部長（下吹越寿）** 市民が納得するかどうかというのは、なかなかこう答えづらいところでございますけれども、やはり地方公務員法に基づいて、我々地方公務員というのは事務と待遇が定められておりますので、法に従いながらやらなければならないと思います。一方、



定年延長したときに、長年働いてきた職員でございますので、専門的な知識、経験を有した戦力となる人材が活用できることも考えられますし、能力に応じた配置と処遇が可能になることで、少子化、地元離れによる人員確保の問題に大きく寄与すると考えているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 自治体にはね、自治体の事情があるわけで、地方公務員法が決まったから、すぐね、我々指宿市もね、それを取り入れなきゃならないという理由はないんですよ。公民館長も成り手がいない。地域にね、もうさっそく、定年を迎える方は定年をしていただいて、公民館長でもしていただいて、地域に貢献したら、そういうところというのはお考えになりませんか。

**○総務部長（下吹越寿）** 公民館長の成り手がいないということですので、集落に代表される地域コミュニティは、お互いが支え合い、協力し合いながらその活動を行っております。その地域で生活する一人ひとりの実情を支えていく持続可能な地域社会を形成していくためには、それぞれの集落内の住民自らが当事者意識を持ちながら考え、取り組んでいくことが求められていると思います。その一員として、職員も自治会に加入し、各地域での行事等に積極に参加するようお願いしており、退職した職員についても引き続き、自治会活動に参加、参画していただけるものと考えております。ちなみにですけれども、我々の調べでは、職員OBの19名の方が自治会長、公民館長を担っているという現状でございます。

**○7番議員（新宮領實）** もう、最後です。これを機会にですね、もう再任用を廃止してですよ、会計年度任用職員として、ほとんどね、ボランティア精神ですよ、していただければ、会計年度任用職員とするんですよ、市長ね。そしてね、経費削減にもなってね、もう数億円のお金が減りそうな気がするんですけども、いかがですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃる、再任用職員と、その会計年度任用職員というのは、そもそも採用の中身というか、これ、法律の中でちゃんと定められておりますので、制度が違うということがあります。その採用の目的がそれぞれ違いますので、なかなかそれを、例えば再任用を止めてと、会計年度にということもありますが、再任用制度そのものが、退職した人が全てその任用されるというわけではございせん。地方公務員法においても、条例においても、そこで能力実証、何らかの能力実証をして、選考という形をとっておりますので、全てが任用されるわけではございませんので、申し添えたいと思います。

**○7番議員（新宮領實）** 今のね、答弁を聞かれてもね、指宿市民のね、このモニター見ていただいている方なんかね、そうですねって思っていらっしゃる方は一人もいないと思いますよ。市長ね、やっぱり財政再建の中でね、一丁目一番地というのは人件費削減じゃないでしょうか。職員削減もままならない中で、再任用廃止もやむなしではないでしょうか。市長、そのところは どう思いますか。

**○市長（打越明司）** 今の幾つかのやり取り、少し全体についてお話をさせてもらおうと思いま

すが、やっぱり市役所の場合もですね、僕は勤めた経験があまりないもんですから、若干違う文化を持っているなというふうに感じるころはありますけれども、やっぱり60歳定年を目指して、その頑張っているというメンバーが多いんですね。やっぱり60歳で退職金を受け取って、そこから再任用であったり、来年度以降、定年延長であったりということになってですね、どうもその、レギュラー、レギュラーというとはよくないんですが、その現役60歳までのですね、メンバーと比べると、その仕事に対する意気込みとかモチベーションとかということについては、僕はやっぱり考え方を少し改めなければならない点があるなというふうに感じているころはあります。その再任用であろうと、定年延長であろうと、そのしっかりと自分のやっぱり持ち場持ち場に対するその責任とですね、やり方を、持ってくれば、その全体の職員の採用の数にも随分影響が出てくるというふうに思います。会計年度の皆さんの採用も含めてですね、やっぱり一番工夫しなければならないのは、今、非常にこの複雑に仕事が多岐にわたっているの、これに、本当はどのぐらいの人間が当たるべきなのかというのをですね、一番しっかりとしないといけない。この適切な仕事量と適切な人間というのが分かれば、それをその定年をした方々、会計年度の皆さん、そして、市の職員できちっとこう考えて、シェアしていくということになるわけですけども、それが上手くできていないと、ある部署はとっても忙しそうにみんなが働いているけれども、ある部署は季節によってはね、もう手持無沙汰にしている職員がいたり、会計年度の方々がおられたりというのが散見されるようではですね、やっぱり市民の方々から見ても、遊んでいるんじゃないかというふうに、やっぱり思う面はあるかもしれません。一番、その仕事量と働き方と、それぞれの能力がこうきっちりと合うような形で、やっぱり組織をつくり、人事をしていくということは、何よりも肝心だなと。そしてまた、それぞれの仕事で、おれはもう一旦退職金を貰って定年したんだから、なんとなくやっていたらいいというようなモチベーションだったら、願わくばそれはもう市の職員としては、やっぱり不十分な役割しか果たしていませんので、そういうメンバーがやっぱり出て来ないような、やっぱり取組が、本当、必要なのかなというふうに感じているころであります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時19分  
再開 午後 1時15分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番議員（新宮領實） 質問に入る前に、12月広報紙に指宿港海岸整備状況の特集がありました。6月議会をお願いしておりましたが、さっそく対応していただきまして、ありがとうございました。これからは、また、せめて、1年に1回ぐらい、その状況を広報紙でお伝えくださいますようお願いいたします。この場をお借りして、皆さんには御礼を申し上げます。ありがとうございます。

土木政策ですので、土木課関連でお尋ねをしてみたいです。直近の設計業務委託は幾らぐらいになっていらっしゃるのでしょうか。

○建設部長（星倉淳一） 設計、監理業務委託について、御説明いたします。土木課では拡幅や線型などの改良が必要な工事につきましては、外部の業者に委託しております。その成果品を基に、設計や積算、監理・監督につきましても土木課職員が行っております。業務委託料につきましては、令和元年度の測量設計業務委託が4件で3,097万1,200円。測量だけの測量業務委託は12件で563万2,823円、合計16件で3,660万4,023円。令和2年度の測量と設計業務委託は2件で2,214万2千円、測量だけの測量業務委託は14件で652万3,309円、合計16件で2,866万5,309円。令和3年度の測量と設計業務委託は2件で2,631万円、測量だけの測量業務委託は13件で885万8,849円、合計で15件、合計15件で3,516万8,849円となっております。監理業務委託につきましては、土木課では行っておりません。

○7番議員（新宮領實） 一つ、ちょっと教えてください。測量はね、そんなに大した金額じゃございませんけれども、件数にして、割合でね。令和3年度の測量設計業務委託というのがございますよね、2件で2,631万。これはどこの現場なんですか。一つだけでもいいですけども、参考にしておきたいもんですから。

○土木課長（東恵一） 2件ございます。2件の方で申しますと、丹波校上通線と、あと大牟礼湯之里1号線という2路線でございます。

○7番議員（新宮領實） ちょっと聞こえませんでしたので、またあとから、この件は下に下りてお尋ねします。結構です、この件については。ゆっくり話してください。聞き取りにくいところがありますので、よろしく願います。

職員は測量から設計、見積もりまで、当然、されると思いますが、それでよろしいのでしょうか。

○建設部長（星倉淳一） 土木課の職員はですね、自分たちでの測量、自分たちでの設計、自分たちの現場監理までやっております。

○7番議員（新宮領實） 1人で現場を見るということはあるのか分かりませんが、年間で大体1人の方がね、どれだけの現場を見られているんですか。そういう見積もりをしたり、これ、私がやりましようとかね、そういうのがあるんですか。

○土木課長（東恵一） 土木課には建設係と維持係がございますけれども、それぞれ各担当で7本から8本ほど、現場を持っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） それは1人でということでしょうか。

○土木課長（東恵一） はい、そのとおりでございます。

○7番議員（新宮領實） 年間、そういけばですね、年間何箇所の改修、改良工事が完工するのでしょうか。

○土木課長（東恵一） 約30路線ほどでございます。

- 7番議員（新宮領實） 完工実績は幾らなんでしょう。
- 土木課長（東恵一） 事業費で申しますと、約2億5,000万円程度でございます。
- 7番議員（新宮領實） 2億5,000万、たったそんなもんですか。完工ですよ、全体。道路整備の。そんなもんなんですか。
- 土木課長（東恵一） 今、申しましたのが道路改良新設工事と言いまして、実際、道路の舗装、側溝、その改修工事の部分でございますので、それ以外の維持工事、そしてまた、通学路、急傾斜、そういう別事業もございまして、そこまで含めると、トータルで申しますと、約5億から6億ぐらいの工事費になると思います。
- 7番議員（新宮領實） 道路の改修、改良工事には2億5,000万程度ということで、理解でよろしいですね。技術者と言われる職員は、全て土木課の方々、全て技術者なんですか。
- 土木課長（東恵一） 全てではございませんで、事務の方もおられます。
- 議長（下川床泉） 新宮領議員、真ん中の方で喋ってもらえるようお願いいたします。
- 7番議員（新宮領實） こう行くんですから、すいませんね。こっちには行くんですけれども、申し訳ございません。その、今、技術者と言われる職員は何名いるかってお尋ねしましたけれども、何名と言われましたけれども。今、聞いていませんでしたっけ、これ。技術者って、議長が言うもんだから、こう、話が途切れてしまう。技術者と言われる職員はね、何名いらっしゃるんですか。
- 土木課長（東恵一） 土木課の中にはですね、技術者と言われる人間が、建設係で申しますと4名。維持係で申しますと3名。そして、私も含めまして、8名、いるところでございます。
- 7番議員（新宮領實） この8名というのはね、非常に少ないんじゃないですか。御自身でどう感じていらっしゃいます。
- 土木課長（東恵一） 確かに、議員のおっしゃられます、少ないということを痛感しているところでございます。
- 7番議員（新宮領實） 市長ね、正しくね、こういう8名しかいないところで、道路整備を担っているわけですよ。であればね、こういうところにね、その中途採用、そういうところを持って来るべきじゃないかなと僕は思うんです。これは冗談でしたけれども、せつかくこの問題が出ましたのでね、こちらとしては、もうはっきり言って10名ぐらいの人間が足りんなという話なんですよ。だから、こういうところのね、適材適所ですよ。いらんところの人間はいらない。だから、技術を持った人間というのはですね、非常にね、貴重だと思いますんで、これからの、もし、そういうことがありましたら、是非、そのところをお考えになっておいてください。はい、すいません、失礼しました、これは答弁いりません、もう。もうお考えになっていただいていると、僕は思って、もう敢えて、もう言いませんので、お願いします。すいません。続けていいですね。
- 職員的能力というのはね、意識、高いですか。

- 建設部長（星倉淳一）** 今の建設部の方にはですね、土木課とか建築課とか、都市海岸整備課、あと、建設監理がありますけれども、民間の方で働いて、それから戻ってきた方々も、中途採用の方も、実際いらっしゃいます。そういう方々がですね、民間で経験したことをですね、市役所のその土木の現場でですね、生かしておりますので、レベル的には民間にも負けないぐらいの力を持っているとされているところでございます。
- 7番議員（新宮領實）** それを聞いたかったんです。職員も充実している、そういう形であればね、言えばいろんなこう要望があがってきたときにね、ちょっと対応が遅いんじゃないですか。いかがですか。
- 建設部長（星倉淳一）** 今年の夏に関してはですね、草刈りの要望とかですね、道路補修関係がかなりありました。1年通してですね、草刈りとかやっていますけれども、やっぱり今年の夏はですね、暑かったみたいで、その維持管理部門に関してはですね、もう追いついていない状況でございました。
- 7番議員（新宮領實）** よく、なんだっけ、まちづくり公社をね、まちづくり公社じゃないと、その草払いができないみたいな感じで、よく言われるけれども、実際言って、業者さんもあるわけだから、足りなかったらね、そういうところを使いながら、対応するようにしていただければありがたいんですけども、どうですか。
- 建設部長（星倉淳一）** 1年を通してですね、まちづくり公社さんの方は草刈りはしていますけれども、夏だけはですね、どうしてもそこではもう間に合いませんので、業者さんの方にもですね、これから、維持管理の方でも発注してですね、外部の方でやっていただくような方向性で考えております。
- 7番議員（新宮領實）** 道路整備が進んでいない状況であります。市長ね、道路整備というのはね、市民が享受できる一番の事業であるんですね。今、お聞きした中でいけば、2億5,000万というのはね、非常に少なすぎて、だからいろんな要望に応えられないんじゃないかなと思うんですけども。もう箱物はもう終わってきた中でね、これから道路インフラというのにね、予算をね、掛けるべきじゃないかなと思うんですが、市長はどういうふうにお考えでございしますか。
- 市長（打越明司）** 今、建設部所管の仕事というのは、比較的、起債事業が多い分野であります。真水で、自主財源を使ってという部分は非常に少なく、できるだけ事業採択を受けて、災害であっても、必要なものについても、長期的にこうきちんと計画をつくった上で、起債を切っていくという形になりますので、ルールとしては毎年の公債費、返している借金、これを上回らない金額以内でですね、起債を活用して、適時、適切にやっていきたいというふうに思います。道路だけではなくて、やっぱりね、様々な分野で、土木行政の中でもありますね、結構な要望がたくさんあるのは事実です。やっぱり、維持業務の方で、今年はだから忙しかったって言っているのは、道路の状況を維持していく、特にね、盆前とか、今でも

ありますけれども、正月前とかなるとですね、なんとか早くやぶを払ってくれとか、枝を落としてほしいという要望はですね、非常に地域においては強いものがありまして、できるだけ応えられるように、その範囲において頑張っているところと。これからは、そのような計画的に、優先的な順位でやっていこうということで話しているところでもあります。

**○7番議員（新宮領實）** 私は市長から答弁いただきましたのはね、やはりそうだねって、やっぱり土木の道路インフラというのがね、市民の生活にも一番大事だよ。少しは予算を厚くしようかなっておっしゃっていただきましたんですけど、どうですか、そのところ。

**○市長（打越明司）** 十分にその必要性を理解した上で、ルールの中範囲内でね、最大限、努力をさせてもらうというふうにしたいと思います。自分で作ったルールですから、簡単に破るわけにはいかないと、そう思っています。

**○7番議員（新宮領實）** 道路インフラ整備の優先順位についてお尋ねします。果たして、その優先順位というのはどのようにして決まるのでしょうか。これまで、どの基準でこられたのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

**○建設部長（星倉淳一）** 道路インフラ整備の優先順位について、考え方を御説明いたします。道路の改良につきましては、随時、各自治公民館長や地域住民の方々から、拡幅改良、排水改善、舗装、補修などの要望が寄せられております。これらの地域からの要望を踏まえまして、道路状態や交通状況、拡幅の必要性など、諸条件を総合的に判断して、過疎債などの有効な起債を活用して、年次的な整備により、安全性、快適性の向上を図っているところでもあります。

**○7番議員（新宮領實）** 陳情、要望がですね、多いのがね、土木課であると思うんですね。その道路問題がほとんどだと思うんですけども、やはり優先順位を決定する中でですね、透明性のあるツールというのをお持ちなんですか。

**○建設部長（星倉淳一）** 要望についてですね、ちょっと御説明いたします。要望書をですね、受け付けまして、舗装や側溝整備が行われている、令和4年度における道路新設改良事業につきましては、実際、現在やっている改良計画が、路線で25か所あります。その1路線につきましては、完了までに約5年ほど要しているところなんです。要望はたくさんいただいておりますが、実際にですね、着手できていない箇所が、令和4年3月時点で118か所あるところです。新規の要望につきましては、現地着手まで約5年待ちの状態です。ただし、要望書に添付する同意書につきましては、用地買収の同意が100%得られるよう、同意書がいただければ、早く現地着手することが可能となっているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 100%って、そんなのがあるわけがないじゃないですか。本当に、それは少しお考えになっていただきながら、答弁をいただきたいんですけども。

全国の自治体では、優先順位の透明性を高めるため、道路整備の優先順位を定める評価基

準を設けているとお聞きしますが、御存じでしょうか。

○建設部長（星倉淳一） 申し訳ございません、ちょっと私の方では、勉強不足であります。

○7番議員（新宮領實） 私、揚げ足を取って言っているわけじゃないです。人の見方、感じ方というのはですね、千差万別なんですね。御自身たちが、ここが大丈夫かな、ここが大丈夫かな、ここからだね、ここからだなんて思っているかもしれませんけれども、この評価基準というのでいけばね、この評価基準、本当、嘘つかないと思うんです。バランスも必要かもしれませんけれども、都市計画を行う中でね、緊急性のあるものからね、対応するのが基本だと思うんです。ですから、是非ね、この優先順位という、評価基準というのをですね、どこの自治体でも点数制でしているみたいですが、全部ね。何が無い、何が無い、ここ、学校がある、例えば、通学路等がある。その点数制にして、ずっとしていったらね、その一番点数の高いものからね、順次、やっていくと。そういう形にすればね、非常に透明性が出てくると思います。だから、こういうのには得てしてですね、いろんな、例えば公民館長さんの圧力とかね、いろんなものが出てくるかもしれませんけれども、これさえしておけばね、これからまずやってみて、そして、緊急性の順番から付けていって、そのあとにですよ、バランスというのをですね、お考えになられて、ずっといろいろなところでですね、されていったらどうかと思いますけどね。是非、この優先順位、評価基準、是非、これちょっと勉強していただいて、御参考にしてください、お願いいたします。それでよろしいですよ。

関連してですね、せっかくですので、宮上玉利線についてお尋ねをします。先だって、部長以下3人のね、職員を現地案内しました。素直な感想をお聞かせいただいでよろしいですか。もう5分しかないけど。

○建設部長（星倉淳一） 先日ですね、議員と一緒に現場を見てまいりました。やはりですね、離合ができる箇所がやっぱりなくてですね、緊急車両のですね、消防車とか、救急車が来た場合にはですね、離合できることもかなり困難な状況でございました。一刻も早くですね、その要望にはですね、応えたいというのが、自分から思った、そのときの感想でございます。

○7番議員（新宮領實） 是非ですね、評価基準を、僕は待っておるんですけども、評価基準に照らし合わせていただければですね、最上に来ると確信しています。早急に取り組む、そういう、できたときに、早急に取り組む考えというのは、今のところ、部長はお持ち合わせございませんか。

○建設部長（星倉淳一） もう一度ですね、市道宮上玉利線につきましてはですね、現在、関連する土地の数が多くて、相続が発生しております。現在、地権者のですね、相続関係調査を行っている段階でございます。その緊急性は分かりますけれども、他の案件もございましてですね、できるだけですね、議員の要望には応えたいんですけども、やっぱり横並びを見ながらですね、頑張っていきたいと思っている所存でございます。

**○7番議員（新宮領實）** だからね、そういうのがありましたらね、是非、公民館長辺りに御相談いただきながらすれば、あの、場所、その方がどこの仕事か、そういうのも分かりますのでね、だから、そういうときに校区公民館長さんにいろいろお尋ねして、御協力いただけるようにしてください。

市長、宮上玉利線なんですけれども、是非ね、見るだけでもね、見てください。本当にね、緊急車両、消防車両も入って来ない状態です。その中に110世帯の人間がいる。そして介護施設もある。そこに、介護施設に入所されている方がですね、7・80名と聞きます。だから、有事のときにね、対応ができないというのがね、あるような気がしますんで、その件に関してはね、本当に待ったなしじゃないかなと僕は思っています。数100人という方々からですね、何100筆という方々から要望をいただいて、してありますので、是非、そのところ、見ていただければありがたいなって思うんですが、そのところを見ていただけますか。

**○市長（打越明司）** 通常もよくマイカーで通る路線でありますけれども、詳細にわたって、また、一度じっくり見させていただきたいと。徒歩で歩いてみたいと思います。

**○7番議員（新宮領實）** 是非、お願いをいたしたいと思います。

**○議長（下川床泉）** 立って。

**○7番議員（新宮領實）** すいません。もう頭がこんがらがってきました。市道、里道、私道整備。どの道に接していてもですね、納税はしているんです、皆さんね。市道だからね、やる。里道だからできません。私道だからやりませんというのは、あつてはならないと思いません。市道、里道、私道、区別せずに整備するでよろしいでしょうか。最後です、この件は。

**○建設部長（星倉淳一）** はい、そのとおりでございます。ちょっと里道について御説明いたします。里道の整備につきましては、受益者の整備に係る負担を減らすことを目的に、材料を支給する要綱や整備に係る経費の2分の1を補助金として交付する規則を定めております。住民の皆さんと市が一緒になって整備をお願いしているところであります。整備要望箇所がございましたら、どのような方法で整備ができるのか、一緒になって考えますので、まずは土木課の方に御遠慮なく御相談していただければと思います。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。

最後に、介護についてもお尋ねせんといかんだろうと思っていますから、お尋ねいたしたいと思います。いただいた資料によりますとね、在宅介護士は1,553人ということなんです。移乗介護、移動介護、排泄支援、入浴支援を受けざるを得ない方を何家族で介護されていらっしゃるんでしょう。

**○健康福祉部長（山元成之）** 正確な家族の数までは把握をしておりますが、日常生活動作で全面的に介助が必要な要介護認定3以上の方で、移乗等の支援が必要と思われる在宅の方は約200名程度と考えております。



○7番議員（新宮領實） 施設に入所できる家庭はいいが、家族で介護しなきゃならないところは大変だと聞く。それも、高齢者であればなおさらのことであるが、介護ロボット、アシストスーツとも言いますが、貸与する考えはないでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 介護ロボットの種類につきましては、介護保険サービスの適用を受けることから、在宅介護者のケアプランを作成する際に、要介護者の身体や生活状況に合わせて、リフトや移乗時のスライディングボードなど、介護保険サービスの対象となる福祉用具を選定して、介護者の負担軽減が図れるように支援を行っております。アシストスーツは介護者の体に装着することで、動作を補助する介護ロボットの一つであります。現時点では介護保険サービスの対象となっていないところでございます。

○7番議員（新宮領實） 購入するよりは、市からの貸与が望ましいと思います。介護保険サービスの対象にならないのであれば、指宿市が最初に取り組んではどうでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） アシストスーツ等の介護ロボットは、介護サービスを提供する事業者等におきまして、ベッドから車椅子へ移る動作等を支援する頻度が多いことから、国や県が事業者等に対して購入補助等を行い、介護ロボットの普及を進めている段階でございます。貸与する場合は、介護者の状況に合わせた機器の選定は、メンテナンスなどについてまだまだ課題もありますので、福祉用具取り扱い業者のリース状況や、国・県及び他自治体の状況等について、調査研究してまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 市長、早急に取り組んで、この件、取り組んでみませんか。介護というのは人でしかできないんですよ。介護者が潰れてしまっただけでは元も子もないし、誰が介護するんでしょう。お考えになりませんか、このアシスト。

○市長（打越明司） 自宅で介護をする場合、市内で、今、200名程度がいるのかなという答弁がありましたけど、私も実感として、義理の母の介護をずっとしてきておりましたので、介護をする側が非常に元気で、まだ体力がある場合にはね、何とかできるんですけど、やっぱり家が、そのバリアフリー化、きちんとできていること。車椅子が十分に往来できること。そして、やっぱりトイレとかお風呂とかいう、どうしても人手が足りないときに、例えば非力な女性であったりなりますと、なかなかですね、我が親を背負ったり、運んだりするのは簡単ではないと、そういう大変さというのは十分に分かっておりますが、施設においては、今は国の補助制度などを使いながらですね、試行的に挑戦をするという形で。ただ、我々、ちょっと検討したんですが、まだ、個人のそれぞれの介護者に貸し出すことについては、やっぱりどうしても、この貸し出しちゃうと、すぐ返してくるというふうにはなかなかならないと。だから、借りたら、これ便利だなとなると、ずっと同じところを使ってしまうという可能性もあってですね、やっぱり貸与型のロボットというか、このアシストスーツのこの導入については、幾つかやっぱり検討課題はあるなど、今はそういう認識でありまして、ただ、在宅においても施設においても、今、介護の人手不足であったり、介護者の高齢

化とか非力化とか、いろんなことがあって、随分現場は大変だということは、私もよく理解しております。

**○7番議員（新宮領實）** やっぱり介護をする中でですね、お金があつてですね、施設に預けることができる家庭だったらいいんですけども、どうしてもね、自分の家で介護してやらなきゃいけない。そうしたときにですね、もうそれを移動させるのに大変だと。腰痛めてきて、私が介護されなきゃいけないというところがね、あるということをですね、是非、御理解をいただきたいと思います。

時間がございます。本当ならばですね、申し訳ございません、自治会とか観光課、産業部長なんかね、もう今日はしっかり答弁するぞって思ってたかもしれませんが、明けて、来年の3月に、1番、2番という形でさせていただきますので、そのきを期待しておってください。今日はありがとうございます。一般質問を終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時45分 |
| 再開 | 午後 | 1時53分 |

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

**○5番議員（東勝義）** 5番、東勝義です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

打越市長が公約の第1番目に挙げておられた、財政再建について、収支の両面から質問させていただきます。令和5年度の骨格予算に取り掛かっている最中の質問でしょうから、現時点で回答できる範囲でお答えくださいますようお願いいたします。先ほど、質問に立っておられた同僚議員と同じような質問内容が含まれているところがありますので、何卒御了承ください。

まず、支出の面からの質問であります。

1、人件費についてですが、財政再建と言えば、全ての企業、自治体でも人件費の削減が第一にくるのではないのでしょうか。そこで、人件費を抑制するために、どのような見直しを考えているか、お答えください。

次に、補助金及び負担金についてですが、令和4年度骨格予算、約261億円の14.89%に当たる補助金等、約39億円についても、削減を考えなければならないのではないのでしょうか。そこで、補助金等を抑制するために、どのような見直しを考えているか、お答えください。

次に、収入の面から、収入の一つに当たるふるさと納税について質問いたします。全国各自治体のふるさと納税の合計額が、過去最高額を記録したとテレビで報道されていましたが、指宿市においては、現在、ふるさと納税はどのような状況か、お答えください。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 東議員から財政再建の中で、とりわけ人件費の抑制ということについての

質問がありました。人件費の抑制の方法については、るる、昨日から今日にわたって議論も行われているところでもありますけれども、その方法については、やはりこの事業を見直す、そして、組織の体制を見直すということによって、適切な職員数への人員削減、あるいは適切な管理職の職員の数、こういったものを見直しがまずは想定されるところであります。また、職員の給与につきましては、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員とのバランスを考慮して定めなければならず、本市におても条例の規定によって、国に準じた給料体制となっており、類似団体と本市との平均給料を比較したところ、類似団体の約31万4千円に対し本市は31万円と、類似団体を若干下回っているところではあります。しかしながら、現在は歳入と歳出のバランスを図るために、補助金、負担金の見直し、事務事業の見直し、新たな歳入確保などの行財政再建に、今、歳出、歳入双方からの見直し、取組を行っているところであります。このように様々な事業見直しをしながら、一般財源に大きく影響している人件費抑制についても、検討が十分に必要であると考えことから、今後も引き続き、事務事業、組織体制の見直し等を多方面から検討しながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

残余の質問については、関係部長から答弁をさせます。

**○総務部長（下吹越寿）** 補助金等の見直しについてでございます。市の歳入に見合った歳出構造への転換を図るため、今年度、補助金及び負担金につきましては、市の単独事業を中心に経営改善推進室において、見直しを行ったところであります。具体的には、指宿市補助金等の適正化に関する条例に基づき、公益性、必要性、有効性の三つの基本原則に基づき、補助金等の評価基準を定め、補助団体等が実施する補助事業等の内容及び実績等について、費用対効果や実施手法の効率化等の観点から評価を行っております。限られた財源、人材等の経営資源を無駄なく効率的に活用し、必要とされる事業に集中的に投入するため、補助金等の不断の見直しは必要だと考えているところでございます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 令和4年度のふるさと納税につきましては、昨日現在で5万9,698件、寄附額で11億234万円の寄附をいただいているところでございます。昨年度の同時期と比較いたしますと、寄附件数は3,837件の増加で、寄附額は1億2,985万円の増額となっており、約13%の増加となっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 質問の内容から、ちょっとふるさと納税から先に質問させていただきます。令和4年度、11億ということで、前年対比13%、前年が3,000件ぐらい少なくて、10億ということなんですけど、件数は増えて、金額的には余り増えていないんですけど、その原因というのとはなんとか分かればお答えください。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 件数的には増えておりますけれども、寄附額もですね、1億強増えているところです。その要因と考えられるところが、ふるさと納税は全国の自治体との競争がですね、激化しており、寄附額を増やすには、選ばれる返礼品づくりの取組やPRの強

化が必要不可欠となっております。そこで、小分け商品や簡単便利な加工食品、自宅で快適に過ごせるための商品など、消費トレンドに合わせた返礼品の開発や見直しを随時行っております。併せて、本市返礼品を知っていただくため、公式LINEなどのSNSやPRイベントを通じた返礼品の魅力の発信や、本市返礼品の寄附サイトへ誘導する広告などの強化を行ったところであります。また、そのほかにも、寄附額の上積みにつながる新規の寄附サイトの開設をはじめ、新たな取組として、クラウドファンディングによる寄附金募集を10月から開始したことも、寄附金の増額につながったのではないかと考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 今、私が南九州市、それから、南さつま市、近隣の市町村について、ちょっとふるさと納税の額について、ちょっと調べたんですが、なかなか周りの市町村も苦しんでいる状態であり、また、集めるところは集めている、減っているところは減っているという、差が出てきたと。このふるさと納税については、一応、いろんな方針で集めているというのがあるんですが、どういう方針があるのか、ちょっともう1回、お聞きします。どうぞ、お願いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 先ほど申し上げましたとおり、寄附金、全国的にですね、競争が激化しているという状況もありますので、本市としましては、公式LINEなどのSNSなどを使ったですね、PR活動、あと、返礼品に関しては、魅力のある返礼品の開発とか、そういう部分について特化してやっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ふるさと納税、私が産業建設委員会にいるときに、体験型のふるさと納税があるというのがあったんですが、この体験型というのはどういうものか、ちょっとお知らせくだされば助かりますけれども、お願いします。

**○ふるさと納税室長（上田和成）** 体験型のふるさと納税の商品につきましては、現在、宿泊と、それから、釣り体験をしたものがございます。ただ、今年度からしておりますので、徐々に皆さんに知っていただいて、寄附が集まってくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** この体験型というのは、釣りの体験もできて、それで納税をするということでもよろしいですか。

**○ふるさと納税室長（上田和成）** 釣り船に乗って釣りに行くと。それから、宿泊もそれについているというような体験でございます。

**○5番議員（東勝義）** クラウドファンディングについてで、今、先ほど市長も私もこのふるさと納税について質問があるのに、先ほど答えられたからびっくりしたんですけれども、クラウドファンディング、今、砂むしの方でやっています。私もちょっとそれについて調べて、さとふるでは35万円、ふるさとチョイスでは、今のところ1,269万3千円、それから、ふるなびでは5,456万円、計6,760万円というのが、クラウドファンディングによる、今、集めてい

る合計額なんですけど、このクラウドファンディングによる、この6,700万も、今、ふるさと納税が、今、産業振興部長が言われたそれに、11億に入っているんですか、それとも別でしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 入っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** このクラウドファンディングについては、3年前、私が、できれば自治体でガバメントクラウドファンディングを、是非やってほしいということで、再三再四言っていたんですが、やっと今、クラウドファンディングに取り掛かったと。今、この前も建設の方々と話をしたんですが、クラウドファンディングを使って、指宿駅に下りたときに湯煙を上げる、そういうクラウドファンディングで湯煙を上げて、指宿に来たんだと、湯の町に来たんだというのをば、是非、建設会社の方々がやりたいという話をしていました。それについて、やはり我々も、そのクラウドファンディングでなくてもいいし、できれば市の財政が苦しい中、そういういろんな体験型もだし、その事業もだし、クラウドファンディングによって、今、皆さん方の寄附をもらってやるということをやった方がいいんじゃないか、どんどんやった方がいいんじゃないかと思いますが、市長はどう思っておられますかね。

**○市長（打越明司）** 私は、公共クラウドについては、就任以降、ちょうど崖崩れがあって、しばらくでしたので、ここの再建に、最初、本当は今、3億3,000万、起債でやっていますけれども、これについて、やりたいもんだなというふうに思ったんですが、恐らくその金額を賄うのにあまり時間が掛かっていると、復旧が遅れるということもあってですね、今、その復旧とともに、さらにその、あの地域に付加価値をつけるために、是非、協力をしてほしいという形でさしてもらっております。私の方では、この、最初に寄附をしてくれた方々や、一定の金額以上の方々にはですね、可能な限り、直接、お礼の手紙を、その寄附者に出したりしているんですけども、やっぱり、このどういうところから寄附を貰っているかというのを、こう手紙を出すから分かるわけですけども、本当に万遍なく、全国から、どこかに集中するということもなくですね、集まってきているんだなということを改めて感じておりまして、願わくばそういう方々が、やっぱりデジタルな方々が多いとは思うんですけどもね、そういう人にアナログなお手紙を貰ったときの反応というのも、また、プラスに働いてくれるのではないかと、そんな願いを込めて、お一人お一人、お礼状を書かせてもらったりしているところですが、挑戦ができるのであれば、もっといろんな形でですね、もうこれからは、このふるさと納税そのものが、もう知恵比べだというふうな時代に、間違いなく入っていますから、一本調子で伸びて行くという時代ではないと。もう既にゼロサムゲームに入ってきていますので、そういう意味ではある程度固定化しつつあるこのマーケットの中から、やっぱりこう指宿のファンを獲得する方法というのを、本当に幅広く挑戦していかないといけないなど。すぐに、そのクラウドファンディングは頭にありましたから、チャンスを見ながら、この10月から始めたということで、いろんなことに挑戦していきたいと思いま

す。

**○5番議員（東勝義）** 今、体験型、それから、クラウドファンディングと、もう一生懸命、ふるさと納税を集めようということで、ふるさと納税室が一生懸命頑張っているのはありがたいことで、それでまた、ふるさと納税で体験型っていったって、納税した方が指宿に来てもらって、それで、指宿のよさを分かってもらおうというの、もっともっとやっていただきたい。釣りだけじゃなくて、登山だったりとか、宿泊をプラスして、皆さんで池田湖の周りをボートで回ったりとか、そういうことを、体験型をもっともっと増やしていただければなと思っております。よろしくお願いします。

次、行きます。返礼品の開発、これについて、返礼品は確かにLINEを見たところ、LINEも7,500名程度の方々がLINE登録をしているみたい、私もLINE登録をして、来れば、指宿からLINE登録でふるさと納税をという、来るんです、私はできないんですけども。そういうLINEで一生懸命頑張っている。そこで、もう1回、その返礼品なんかの品目はたくさんあるんですけども、魅力ある返礼品の開発というのが進んでいるのかどうなのか、お答えください。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 返礼品の開発や見直しについては、寄附者から選ばれる返礼品をつくるため、ふるさと納税事業の委託先であるいぶすき観光デザインを中心に、市と連携して消費需要に合った返礼品になるよう、事業所とともに取り組んでおります。今年度は、これまでに16事業者が新たに返礼品取扱事業者として登録し、開発された204品が新しい返礼品として寄附サイトに掲載されております。また、掲載写真の変更や紹介文の充実などの見直しを行った返礼品も308品となっているところです。事業者からの提案商品のほか、母の日などの記念ギフトやお中元など商戦に合わせた限定商品の開発や、毎月、返礼品をお届けする定期便などの開発も行っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 品目は増えて、お客様のというか、方々に、いろんなことを紹介するのはすごくいいことなんですけれども、やたらめったら、品目だけが多くなって、質は落ちるということはあってはならないと思うんですよ。やはり喜ばれる品目というのが大体決まっていますから、その品目に対して、やはり何割というのがあるでしょうけれども、そういう苦しい、なんかな、魅力のある品目を自分たちで考えるということ、日々、やっているんでしょうか、どうでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 当然、その喜ばれる返礼品の開発というのは、非常に重要だというふうに思っております。ですので、市、あと、委託先の観光デザイン、あと、事業者ですね、こういった方々と綿密な打ち合わせを行って、商品の開発に向けて、日々、努力はしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ふるさと納税までされた方々に、どういう品目が欲しいですか、こういうのがいいですか、どうですかというアンケートというのは、採ったことがあるんでしょう

か。

**○ふるさと納税室長（上田和成）** どういう品目がほしいかというようなアンケートは採っておりませんが、寄附者の方にですね、口コミをしていただくような取組を、これまでしてございます。その中で、どういうふうな意見があったかというのを取りまとめながらですね、寄附者の需要と言いますか、そこを把握しながら進めております。それで、商品開発につきましても、現在、小分けの商品であるとか、時短の商品であるとかというような形の消費ニーズに合ったものが好まれる傾向がございますので、商品開発につきましても、そちらを合わせながらですね、お客様に選ばれる商品づくりというのを、日々、進めているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** アンケート、うちにもアンケートが来て、今、QRコードでアンケートを送ることができるんですけども、一応、返礼品の中にアンケートを入れて、QRコードで、今、この商品に対しては良かったですか、悪かったですかと。それで、もうちょっとこういう改善が必要ですかとか、そういうアンケートを各返礼品の中に入れていく。そうして、返礼品を開発していくという方法がいいんじゃないかなと思うんですけども、どう思いますかね。

**○ふるさと納税室長（上田和成）** 返礼品だけに限ったアンケートではなくてですね、LINE登録をされる方に対しても市の方へのアンケートということで、プレゼントキャンペーンをしながらですね、そういう情報をいただくようにしております。ですから、返礼品だけというわけではなくて、いろいろな、その市のファンになっていただく取組を合わせながら市の中でどういうふうなことをした方がいいのかというのをまとめながら、事業全体を進めていくというような形で、集約等もしているところではございます。

**○5番議員（東勝義）** 是非、アンケートも一応、必要だと思います。いろんな方々のアンケートも必要だと思いますので、やっぱり私の意見を通す、通さんは別として、皆さんで、室で話し合ってくださいれば、またもう1回、まだ競争に乗っていく。収入の面は、やっぱりこれは大きな収入になりますから、是非、やっていっていただきたいと思います。

次、行きます。企業版ふるさと納税、これも私も総務水道委員長で、今度は、今回、いろんな勉強をさせていただきました。この企業版ふるさと納税とふるさと納税の違いについて、ちょっと御説明をお願いします。

**○総務部長（下吹越寿）** 私の方から、企業版ふるさと納税について御説明したいと思います。企業版ふるさと納税制度は、指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、内閣府に地方再生計画として認定された事業のみ、その事業費の範囲内で寄附ができる制度でございます。寄附額は10万円から可能で、寄附を行った企業は、税制上の優遇措置を受けることができるところでございます。

**○5番議員（東勝義）** この企業版ふるさと納税はいつから始まって、いままでの実績が分かれ

ば教えていただければ助かります。

**○総務部長（下吹越寿）** はい、実績でございます。本市では平成30年度から企業版ふるさと納税の募集を行っております。寄附額の実績につきましては、平成30年度が9社から計400万円。令和元年度が4社から160万円。令和2年度が8社から1,260万円。令和3年度が4社から1,130万円。令和4年度が、12月15日現在で3社から合計140万円の御寄附をいただいております。平成30年度から令和4年12月15日現在までの合計で、延べ28社から3,090万円の御寄附をいただいているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** この企業版ふるさと納税は、返礼品がいらなくて、企業にとっては、税制において非常に優遇されるということなのですが、どういう税制の優遇があるのか、お知らせください。

**○総務部長（下吹越寿）** ちょっと、例えばですけれども、普通に100万円の一般寄付をしますと、30万円が控除され、70万円が法人関係税の課税対象になりますが、企業版ふるさと納税は90万円が控除されます。100万円寄付したときに、90万円が控除されますので、残り10万円が課税の対象となり、全体として約9割相当額の税の軽減効果があります。実質的な企業の負担は約1割まで圧縮されることから、企業負担の軽減がされるというメリットがございます。

**○5番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。この企業版ふるさと納税は、指宿市の事業者もできるのかと言ったら、そうじゃなくて、指宿市に本社がない企業ができるということを取材で聞いたんですが、この指宿市に本社がない方々にとって、この企業版のふるさと納税はすごく有利ですよというような推進の仕方というのは、考えていらっしゃるんでしょうかね。

**○総務部長（下吹越寿）** 寄附を募るための取組といたしましては、現在、市ホームページにおける募集、郷土会や関係事業者への周知などに取り組んでいるところでございます。こうした現在の取組に加え、公式LINEの活用や包括連携協定を締結している関係事業者等へのPRを検討してまいります。また、パンフレットの作成等につきましても、他市の事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** 是非、このふるさと納税、ふるさと納税室もありますし、また、いぶすき観光デザインという名前も出ましたが、このいぶすき観光デザインも一生懸命活用してもらって、企業版ふるさと納税、また、ふるさと納税、一生懸命頑張っていたいただきたいと思えます。

次に行きます。人件費についてです。人件費については、先ほど同僚議員からもいろいろ多々、るる、質問はあって、業務量、それから、適正な人数、確かにそうだと思います。今、正規雇用人数で483名、指宿市が、任用が460名という、これが3月議会で部長が答弁した人数なんでしょうけれども、この人員削減って一概に言っても、やはり物価高騰、40代、



50代の方々の給与が高い方々は、物価高騰、なんら影響はないんじゃないかなと思うんです。ただ、20代、30代、とりわけ20代の方々の職員の給与について、これを下げろというのは、また、かわいそうなことであって、もう少し、この物価高騰については、この20代の方々に優遇するような措置というのがしてもらえないのかなと思っているんですが、それはどうでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃるように、若手の優遇策ということでございますけれども、今回の、今年の8月8日に人事院より人事院勧告がございましたので、その内容としまして、初任給ですね、初任給を3千円程度引き上げる内容。20代半ばに重点をおいた、若年層ですね、若年層の職員にも一定の改善が及ぶような改正の内容が、人事院勧告としてされております。これに伴い、国家公務員法に係る改正法が公布されたところでございます。また、今後、人事院勧告に基づき給与改定を行う予定としております。

**○5番議員（東勝義）** 人事院勧告によって、結局、20代の方々の給与は、初任給は上がるということでしょうか。今年からですか、来年からですか。

**○総務部長（下吹越寿）** この人勧に及ぶ補正につきましては、また、この議会に提案させていただきたいと思いますが、人事院勧告の内容で見れば、そのまま改正されれば、若い人の給料が3千円程度上がるということになっております。それと併せてですね、指宿市では中途というか、社会人経験の採用もしております。それにつきましても、できるだけその経験年数を踏まえた格付けというのを、どこの給与のどこに位置付けるかということも、経験年数を踏まえた格付けを行っているところでもございます。

**○5番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。一応、人件費削減というのは、市長が言われましたように、48か月の10か月では、なかなかできないんじゃないかなと。人間がどれだけ減れば、どんな仕事ができるとか、減らせばいい、そしてまた、人件費を削ればいいという問題じゃないのは十分分かっております。私も一応、ちっちゃいながら経営者の一人でありますから。それによって、やはり長い目で、市長も見てもらって、できれば1期4年じゃなくて、3期12年で、10か年計画というのを、市長、立ててもらって、やっぱり10か年で、私がいつも言うんだけど、大義を持って、鹿児島県で一番住みやすい指宿市をつくるんだと。10か年計画を立てると。その10か年計画によって、市政を進めて行くんだと。言えば、人件費の削減もだし、それから、市の持ち方もだし、その進め方、そういうのをば、できれば是非、市長につくってもらいたいなと思っているんです。市長が、48か月ってこの前も言いましたけれども、4年でできるのは僅かじゃないかなと、我々も一生懸命協力するんですけれども、それについて、やはり市長、やっぱり自ら、10年計画、5か年計画でもいいです、その計画をもって、いや、人件費削減もだけれども、この指宿市を何とか九州一にしたいとか、開聞岳があったりとか、池田湖があったり、風光明媚なこの指宿を立てるためにはどうしたらいいかということ、是非、行っていただきたいなと思っているんです。よろ

しく願います。

また、働き方改革によって、人件費を削減してもいいんですけども、人間を削減してもいいんですけども、時間外労働が増えると何もならないと。この時間外労働について、今のところ、指宿市では取り決め、1人何時間以上するとか、課によって何時間はするなどという、その取り決めがあるんでしょうかね。

**○総務部長（下吹越寿）** 働き方改革で時間外の縮減というのも、一つ、大きな問題でございませう。職員につきましては、人事院規則等に基づいて、45時間を超えないようにということ。それと、そういう取り決めをしながらですね、ただ、状況によっては特別に、災害等が発生したりとかですね、会計検査等が入ってきたりとか、予想しない業務も発生しますので、そういう場合は時間外が発生します。あと、そういう時間外が長く続くような職員については、その産業医による、そのメンタルな健康相談だとか、外部の講師、臨床心理士ですかね、そういう方をお願いをして、相談をしてもらったり、そういうケアというのも同時に進めているところでございます。それと、特に時間外につきましては、月1回、部長会を開いて、そこで全部長が共有、どこの職員がどういう時間外をしているというのを、30時間を超えてですね、超えたものについては、どういう職員がどういう内容でこう超えているんですよということを、部長会で共有している、そういう会議もしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 今、同僚議員も先ほども言いましたけれども、税務課は特に、もう今から忙しくなるでしょうから、大分時間外労働が増えてくると思うんですけども、やはりその時間外をすることで、しないところ、やはり人間の異動を、そう、スムーズにできるような方法というのが、今、あるんでしょうか、ないんでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** いろいろな策が、方法というのが取られることもあると思います。先ほども議員の方からありましたように、そのフラット化とかですね、チーム制、グループ制というのも一つの方法でございませうし、今、うちの取組としましては、係長以上は、発令は係長名でするんですけども、その下につきましては、課で辞令を公付する。何々課、主査を命ずると、そういうことで、一つの権限としましては、その課の下に係がいろいろありますけれども、この係が忙しいときには流動的にその配置を、課長に権限を与えていますので、そういうのも課長の方から、人事異動をして配置はするんですけども、そういう流動的にその業務が多いのを、課内の係ごとでこう調整するという事例はこれまでもありますし、実際、そういう活用もしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 動きのいいやり方で、上手く職員の方々が異動できるようなシステムを、是非、構築してもらいたいと思います。

次に行きます。ラスパイレス指数、これは給与体系を示す国家公務員と地方公務員の基本給与で表す指数なんですけど、前回、部長が県内でも高い方ですと。確かに、鹿児島県で令和2年度、97.2という数字が、令和3年度もです。市は99.1。令和3年度が99.0。これは、鹿児

島の県の指数よりも3ポイント高い数字が出ております。今、鹿児島県のホームページにラスパイレス指数のあれがあるんですけども、南九州市が98.0、南さつまが95.5、それと、枕崎が97。やはり、それについて、やっぱり指宿市は99.1というのは、非常に高いと。この高さの原因、その指数の高い原因というか、高いのはどうしてかというのは、お答えできませんかね。

**○総務部長（下吹越寿）** ラスパイレス指数というのは、言いにくいですが、通常、ラス、ラスということで言って、議員の方もラスで結構でございますので。ラスパイレス指数というのが、国家公務員の給料を基にしながら、その働いた学歴区分ごとの、その経験年数ですものですから、こう一概に給料をこう、市町村とこう地方自治体と国家公務員を合わすというのは、少し無理が、給与全体で比べるのでは、こう割と分かる部分もあるんですけども。ただ、一つのその給与の、自治体の我々が高いか低いかという、一つの指標になることは、もう確かでございます。原因とすればですね、やはりその高齢層のラスが、年齢区分、区分ごとに年齢を区切って比べるもんですから、その実態から申しますと、やはり高齢層って言った失礼なんですけれども、こう、ベテランのその職員のラスパイレスが100を超えているというようなことで、全体的にこう引き上がっているというような現状ではないかと思えます。

**○5番議員（東勝義）** そうなんです。今、部長が言われたように、指宿市は、失礼けれども、20代、30代の方々は93か4なんです。それで、高齢というか、45から58かな、それが100を超えているんです。そこを、労働組合もあるんでしょうけれども、やはりそこをある程度バランスよくする姿勢が、必要じゃないかなと思っているんですが、その取組については考えることはできるんでしょうか、できないんでしょうかね。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃいましたように、急々にというか、ここ1・2年でというのは、なかなか非常に難しい、ある程度、時間のかかる調整でございます。昨日から今日にかけて、すごくその人件費の問題について、いろいろこう議員の方からも、ほかの議員の方からも質問をいただいておりますけれども、やはり組織の再編もあるでしょうし、組織の再編をするということは、高齢層って言ったあれなんですけれども、ある程度管理職の数というのが、高齢層になっていくわけですので、組織のその再編だとか、それと、公務員の場合は職務職階制ですので、この役職にならないとこの級はあげないですよ、この、この役職だったらこの級ですよというのが決まるので、そういう役職のこのシンプル化って言ったらいいんですけれども、言ったらいいのか分かりません、そういう階層のその見直しとかですね、そういうのが、そういう手法を用いながら、ある程度長期的なその調整も必要じゃないかなと思っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** そうです、部長が言うように、この指数というのは、何年もかけなきゃいけないと。確かに、今、市長に言ったみたいに、4年でできるわけないんです。だから、

これをやはり何年もかけて、水準に合わせていく。指宿市の水準に合わせていく。それに向かって動き出すということが必要じゃないかなと思っているんです。よろしくをお願いします。

次です。職の区分、これ、言いにくいところでしょうが、同僚議員も言いました。この指宿市に、部長に失礼なんですけど、部長級が要るのかと。それと、もう一つ、いろんな職の階級があります。一般の企業ではこういう階級があまりないんじゃないかなというぐらい、どくらいあるんですかね、階級が。階級プラス、だから、それもうちょっと簡素化して、できないかなと思っているんです。その取組については考えていらっしゃいますかね。

**○総務部長（下吹越寿）** さっき言った、職務職階制ですので、市長も先ほど言いましたように、新人で入ってくる、主事補、主事から、上、我々部長まで、恐らく10何階もその役職名というのは関わってきますし、1級から、今、うちは7級制までとっていますけれども、そういう中で、先ほど申しましたように、どの級はどの職務の人だよということが決まっているわけです。そこら辺りを、職区分というか、そういう区分の見直しというのを、先ほどの答弁と同じような答弁になりますけれども、そういうことも必要ではないかなということですね。ただし、今回、令和4年4月1日に、4月の人事異動では、参与職を4名でしたかね、4名、これは部長級ですけども、4名削ったり、今、参事職というの、これは課長級ですけども、そこも見直しをして、特にその必要性があるところ、必要性というか、特にこう重要なのか、重点的に取り組むところに、今、参事をおいて、今、3名ほどおりますけれども、そういう管理職の見直しを早い段階でやったという取組でございます。

**○5番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。これも多分、労働組合の関係でなかなか難しいところだと思います。そこで今、着手するのが市長の手腕でしょうから、頑張りたいと思います。

また、次に行きます。補助金及び負担金についてです。この補助金も、今、言われたみたいに、やはり39億ぐらいあります。それについて、やはりこの補助金についても見直しをしたりとかしていかなきゃいけないと思うんですが、それについて、今、経営改善推進室が中心になってやっていると思うんですが、まず、その団体が何団体ぐらいで、どこまで行っているのか。聞き取り調査はどこまで行っているのか、分かれば何%ぐらいなのか分かれば、市長、お願いします。

**○総務部長（下吹越寿）** 団体の数は、ちょっと資料がないので分かりませんが、補助金等につきましては、約560件の予算となっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** その抑制をするために、今、見直しをやっていると。何を基準に見直しやっているか、お願いします。

**○総務部長（下吹越寿）** 補助金、負担金の見直しを、今、やっているんですけども、どういう流れでっていうことを説明させていただきます。手順につきましては、それぞれ補助金を

所掌する担当部署がありますので、そこで一次評価を行い、その後、経営改善推進室が一次評価の内容を精査した上で、評価基準に基づき、二次評価、この評価基準というのは、さっき言った、公益性、必要性、有効性と三つのことですが、そして、経営改善推進室の方で二次評価を行い、最終的には庁議において決定するという作業を進めております。補助金交付団体などの活動状況の把握につきましても、事業計画や実績報告書などを精査して、それでも活動内容が、その、収支内容について、詳細に確認しなければならない点があった場合は、補助金交付団体などに対して聞き取りを行い、評価を行っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 私が次に言う、活動内容や実績も踏まえて、今、やっているということでもよろしいですね。

次、行きます。総務水道委員長として、あるところを監査したんですが、年間360万いただく。それについて、繰越金が93万ある。この93万、こんなにあるんですかって聞いたら、コロナの影響で活動が2年間でできませんでしたと。93万、余っていますということで、活動ができなかったら、その分、返すんじゃないんですかって、違いますということで、一応、繰越金でやっている。繰越金を見ていたあと、今まで月1万の軽自動車積立金というのが、いつの間にか1万5千円になっていたんですよ。これ、この1万5千円、何でしたんですかっていったら、繰越金が余っているからしたみたいですよと、軽く言われたんです。こういう会計じゃ、非常によろしくない。だから、やっぱり我々もなんですけど、実績に応じた補助額、寄附金額を制定するし、また、実績がなかったとか、動きがなかったら返してもらおう。やはり、やりっぱなしじゃなくて、実績報告をして必ず返す。繰越金を持つなどとは言いません。ただ、余りにも繰越金が多いからって言って、勝手に積立金を多くするという方法、また、おかしいなと思って、一応、私はこれおかしくないですかということも言ったんですけども、そういう見直しについても、詳細にわたってしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 確かに、繰越金が多い団体がございます。今回の補助金等の見直しにおきまして、補助金交付団体などの収支決算書で繰越金の状況についても確認を行いました。その結果、繰越金が過大となっている11団体について、令和5年度以降の一定の期間です、ね、補助金額を縮小する予定としているところでございます。今後も補助金交付団体などの繰越金の状況把握に努め、適切な補助金の交付を行ってまいりたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** 是非、11団体、確かに11団体でも大きくなります。それを、やっぱり、是非、頑張ってくださいと思います。やっぱりね、監査しないとなかなか上手く行きませんので、監査は必要だと思います。それで、私がいつも言うんですけども、監査は市じゃなくて、民間に任せてほしいなということも言いたいんですけども、それは別な機会に言っておきます。

次です。いぶすき観光デザイン、このいぶすき観光デザイン、私が何回も何回も言うから、嫌だろうと思います。産業振興部長にとっても。負担金については、今後、来年の負担金についても、決まっているのか、決まっていないのか分かりませんが、どうしていく予定か、お知らせください。

**○総務部長（下吹越寿）** いぶすき観光デザインへの負担金についてでございますが、来年度の負担金額について、今、査定中というか、予算要求を受けて、そのヒアリングを経て、査定を行って、最終的に庁議の方と、市長の方で決めていくという手順になりますけれども、現在、いぶすき観光デザインは市からの負担金を主な運営資金としながら、ふるさと納税事業の委託による手数料収入、道の駅いぶすきの指定管理運営による販売手数料収入と、その他、収益事業による自主財源の確保に向けて、取り組んでいっているようにございます。いぶすき観光デザインは、現在、DMOの本登録を目指しております。本来、DMOの役割は地域の稼ぐ力を引き出すことであり、DMOそのものが稼ぐものではないため、自主財源確保の手段が乏しいことから、国はDMOの本登録要件として、自主財源の確保や行政からの補助金、委託事業など、安定的な運営資金の確保が必要であるとしております。このようなことから、市による一定の財政支援は不可欠だろうと考えております。今後につきましても、真に必要な負担金の精査を行い、自立的、継続的な活動を進めていただきたいと思いますところでございます。

**○5番議員（東勝義）** このいぶすき観光デザインは設立当初、できるだけ早いうちに自立をさせていくと。補助金なしで自立させていくと。国からの補助金並びに助成金を貰いながら、活動していくということで、議会にかかったわけです。これも、賛否拮抗して10対9だったかな、ぎりぎり通った案件なんですけど、いつまでこのいぶすき観光デザインに補助金をやらなきゃいけないのか。観光庁もですよ、DMOが自治体からの補助金に頼るのは望ましくないというのが出ているわけです。望ましくないということは、早く自立させなさいと。結局、第三セクターを指宿がつくったみたいなんなんですけど、やはり早く自立させるためには指導が必要だと思うんですけども、その指導について、常に行っているのか、お願いします。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃるように、いぶすき観光デザインがDMOとしての本登録が通りまして、そういう、自立していくというのが一番、目指すところでございます。ただ、一方、本来負担金でございますので、一定の負担金を支出するというのは、市が本来やらなくてはならないことに対して、一定のその反対給付をいただくわけですね。利益をするので、それに対する負担というのは、当然、しなければならないということ。ただ、その額が多いのか少ないのか、いいのか悪いのかという議論はありますけれども、現在のところ、一定期間、早く自立。ただ、いぶすき観光デザインとしましても、先ほど言いましたように、委託事業やら、道の駅の指定管理を受けるなどの、そういう自立に向けた取組も進んで

いるところがございますので、それに合わせながら、負担金の額というのは、適正な額の負担金が一定期間必要だろうと思っております。それがいつまでかというのは、なかなか難しいところがございます。

**○5番議員（東勝義）** 今、いぶすき観光デザインは彩花菜館を指定管理料を取っていると。今、言われたみたいに、彩花菜館の事業については、黒字か赤字か、市は、黒字というか、幾らぐらいの利益が出ているか、市は把握できるんでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** いぶすき観光デザインにつきましては、道の駅いぶすきの指定管理者ということでございますが、このいぶすき観光デザインからはですね、毎月、管理運営状況の報告を受けているところがございます。その状況の内容でいきますと、今年度の上半期の売上高は、前年比約141%の1億1,378万円。営業利益でいきますと、約1,141万円となっているところがございます。

**○5番議員（東勝義）** この利益、1,141万円、上半期。この利益については、どうするんですかね。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 一応、指定管理者であるいぶすき観光デザインとはですね、市に対して納付金をいただくという形になっておりまして、この納付金につきましては、その年間の純利益額ですね、25%を市の方に納付していただくということになっているところがございます。

**○5番議員（東勝義）** 25%って言えば、大体200万、200何万なのかな。いぶすき観光デザインには人件費として6,300万円、市は払っているわけですよ、今年。人件費としてというか、負担金として6,343万1千円、これが総務部長が言われた人件費なんでしょうけれども、その人件費は貰って、儲けは市に25%。あとはどうするのかな。そのいぶすき観光デザインの自主財源として積み立てて行くんですか。ずっと、その、私がおかしいというのは、独立しなさいというのに、人件費はやって、独立するっておかしくありませんか。私もだって、人件費を貰って、儲かったら自分のもんでいったら、わっぜ楽ですよ。だから、私が言うのは、いぶすき観光デザインは独立させるということをつくったわけですから。だから、できれば、今、指定管理をやった時点で、その儲けは、もう全部あっちが取って、その代わりに、指宿市は、職員の人件費はやりませんよというのをば、つくっていかなきゃいけないと思うんですけれども、どうでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 一応、いぶすき観光デザインに関しては、この指定管理ということですね、指定管理者の委託というか、委任になりますけれども、していただいているわけですが、公募、これについては、指定管理については、公募をしたところがございます。そういった中で、市としてはその仕様の中ですね、その売り上げ、純利益額の25%については、市に対して納付していただくということで、公募をかけているところです。その内容を熟知した上で、いぶすき観光デザインについては手を挙げていただいたというふう

に認識しております。

**○5番議員（東勝義）** いい言い方です、手を挙げていただいたというのは。だって、いぶすき観光デザインにやらずしかないわけですから。いい言い方だなと思うんですけども。やはりこれね、私、いつもいぶすき観光デザインについては言うんです。こう、法人を、DMO法人をとって自立させるということで、市はつくったと。今、いぶすき観光デザインの計画書もここにありますが、令和6年まで、全く動きがない、同じ金額だけ市から貰う計画を立てているわけです。自立させるって言いながら、自立するという意思が見えないんですけども、いぶすき観光デザインのことですから、市は何も言えないんでしょう。だから、話したらそこに我々は入り込めないもんだから、私、こういうことが大っ嫌いなんですけれども。だから、そこについて、やはり指宿市は負担金を6,000万も払うわけですから、やはりそんだけ払うんだったら、あなたたちは早く独立しなさいと、いつまでにしなさいと、いつまでにしないと補助金をやらないよというぐらいじゃないと、立ち上がっていかないんじゃないかなと。いつまで経っても、市の職員を送って、加勢をさせて。今、言ったみたいに、指宿はいぶすき観光デザインがいるから、こんなのは進むんだというけれども、いかなかったら済まないのかな。そういう感じに思うんですが、私の変な意見かもしれませんが、やっぱりそれは、総務部長、やはりこのいぶすき観光デザインというのは、もともとDMO、候補は何もならんのですよ。認定されなければ。認定させるために、KPI指数とかいろんなのをつくっていくと。KPI指数も全然つくっていませんもんね、これね。だから、やっぱりそこを、できれば市として補助金、6,000万は大きいです。11団体で多分幾らぐらいかって言ったら、5・600万かもしれませんけれども、6,000万というのは大きいんじゃないかなと思うんですけども、それについて、どうでしょうかね、答えられれば。私の思いは分かりますかね、お願いします。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃることはごもっともなところだと思います。今、いぶすき観光デザインは、今、令和4年の3月にDMO候補法人として登録されたばかりでございます。また、この候補に登録されてから3年以内にその本登録しなければならない、本登録を申請しなきゃならないとなっているようでございますので、いぶすき観光デザインとしては、令和5年度中に本登録の申請に向けた取組をすると聞いているところでございます。なお、負担金についてでございますけれども、今後の事業活動によって、いぶすき観光デザインとしてのプロパーの職員の雇用だとか、自主財源の確保などを目指していただきたいと思いますが、一方、予想しがたいコロナの状況だとか、そういう社会情勢が目まぐるしく変わることも予想されております。引き続き、負担額のその予算が伴うものであれば、そこにヒアリングやらやって、実績報告の精算などをして、負担金の支出が真に必要な範囲であることを、共通認識としてもっていきたいと考えているところでございます。KPIにつきましても、いぶすき観光デザインとしましては、旅行消費単価、延べ宿泊者数、来訪者満足度、



リピーター率を設定しているようでございますので、そういうのが、一つのそのKPIとしての目標値、観光デザインの目標値になるのではないかと考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 目標値は確かにあります。実績があがってないだけです。実績があがってれば、ここに書かれているはずなんでしょうけれども、分かりました。一応、これは令和5年度までということは、もう私も調べて分かっております。3年度以内に法人化しなければ、無理だというのは分かっております。だから、これに対して、やはり来年に向けて、やっぱり厳しい要求をしなければならぬんじゃないかなということで、今回、骨格予算の前にいぶすき観光デザインをあげたところです。やっぱりこれについては、独立が難しいようであれば、もう、存続に向けて、存続するのかもしれないのに向けても、やっぱり市長の判断が必要だと思うんです。市長、これ、今までいろいろ、るるやってきたんですが、総合的に考えて、今、私が今、部長級というのを、部長級が悪いとは言っていないです。ただ、課長、課長で横のつながりがないのであれば、やはり、市長、右腕になるのをば、2人ぐらいつくって、その方々が横の流れをして、市長はやっぱり10年後とか、将来に向けてやってもらいたいなど。副市長でも2人いてもいいし、これ、私が言えば、また、変な話なんですけれども、やはりこうして、市長も松下政経塾で、私も松下幸之助さんの指導者の条件というのが、もう私も大好きで読んでいますけれども、人をつくるです。市長もやっぱり人をつくっていくのに、やっぱり10年かかると思っているんじゃないかなと思うんですから、市長のことで、人間をつくることはできると思うんです。やはり信頼のおける部下をつくって、それで、自分の思いをみんなに伝えていけるという姿勢をつくってほしいなど、私は節をお願いしたいんですが、市長、どうのお考えでしょうか。

**○市長（打越明司）** 議員の提案のとおりだと思います。部長制を含めた、その我々に分かりやすい、その組織づくりをしていく場合に、その、今まで果たしてきた、例えばその第7級のこの部長職の皆さん、議会での各部を代表しての答弁をしたりとか、部内でのいろいろな、この調整や議論をしたりとか、そういったことにこう当たってきたわけですけれども、この職を仮になくする。6級の、課長級の皆さんが、それぞれの執行最高責任者になっていったということになりますと、そこにこう、指示をしたり話し合っていくのは、直接、全部市長ということになっていきます。もちろん、副市長もおりますので、やっぱりこの、今、言うように、十分に相談をできる、いろんなことについて意見交換をできる、判断を一緒にしていくことができる、そういう腹心とも呼べる同僚なり、右腕、片腕をですね、つくっていかないといけないということは、この1年間やりながら、非常にその必要性は大切だなというふうに思いますし、それをどういう形でね、分担をしながらやっていくのかということなども考えながら、その部長をどうするかということも考えているところです。

あわせて、そのいぶすき観光デザインについては、方向性としては、議員が、今、話している方向は、概ねそのとおりだというふうに思います。今年はいろいろね、イレギュラーな

こともあって、私の方で羅針盤がきちっとしないと、創生事業はやっぱり、その事業をやりながら計画をつくるというのは、ちょっとどうも納得いかないということで、今年から始まる予定だった地方創生事業、それはもう、基本的にはいぶすき観光デザインを中心に、進めて行く計画でありましたけれども、それを一旦全部取り下げて、内閣府に対しては、来年度はもっといいものを、もっと実現性の高い、きちんとした道筋を示したいと。そのときにはまた、協力をしてほしいということで、それについて、今、ずっと、これはもう、本庁サイドとか市役所サイドの方でね、マネジメントをして、今、新しいその観光戦略を、今、一生懸命みんなで議論をしている。3分の2のメンバーは民間の様々な分野の、若い方々が中心になって、今、やっている。そういった計画が、いよいよ来年から実行に移される。その実行をするのに、その、今の指宿市の手だけでいいのか、それとも、その大事な部分をいぶすき観光デザインの方にもお願いをして、任せてやってもらいながら、いぶすき観光デザインの方でもですね、やっぱり人を育てていくということを非常に意識しているはずですし、意識しなければならないというふうに思っています。本来であれば、そこが地力をつけて、財源も含めて、自主運営ができるようになっていけば、その分だけ、市の方の人間、今、人間を3人送っているわけですから、そういったものも浮いてくるわけですし、いろんな意味で、また、こう役割分担を明確にしておきさえすればですね、とても大きな力になるんだろうというふうに思いますが、比較的、似たような性格を持った団体がこう幾つかありますので、やっぱりこの整理、ここを将来的にどうしていくのかということもちゃんと頭に置きながらですね、やっていかないといけないと思っていますが、当面の目標は、早くDMOにしっかりなって、自由自在にですね、自分たちで、今、あそこはもうマーケティングをやったりとかいうような情報収集は熱心にやっているわけですから、そういった、そのマーケティングを含めた、これは市はやらないよという部分と、住み分けを明確にしていくということで、いぶすき観光デザインの重要な仕事をつくっていかねばいけないと。お互いにそこは自覚を持って進めていかねばならない、そんなふうに思っていますので、ちょっとそれは答弁を求められていませんでしたけれども、そんなことを考えているところです。

**〇5番議員（東勝義）** 私もちょうと厳しいことを言いました。DMOが来年、令和5年度までに法人資格を取らなければ駄目だということが、ちょっと分かったもんですから、これについてやはり、せっかく今まで何1,000万もというか、何億も突っ込んだわけですから、突っ込んだってわけというか、突っ込んだわけですから、やはりそこも市のために立ち上がってもらいたいと。市が、補助金を政府から持ってくる、国から持ってくるという方法を担ってほしいなということで、ちょっと厳しい質問になりましたけれども、やはりそこも皆さん方で、よく考えて、いぶすき観光デザインを指導してもらいたいなと思っております。

令和5年の骨格予算ですから、なかなか答えられなかった分もあると思うんですけれども、やはり市長、市民サービスの質を落とすことなく、財政再建をしてもらいたいと。やは

り、市民にも、我々にもだけれども、厳しくやるけれども、自分たちも厳しいところをしていくと。それなりに仕事をしていって、是非、私がいつも言うだけけれども、1期じゃなくて2期、3期、10年計画をもって、指宿市を、本当、九州で一番の、鹿児島で一番の市に育てていきたいなって思っております。よろしくお願ひします。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時14分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原五男議員。

**○4番議員（前原五男）** 4番、前原五男です。朝から、昨日から始まっているんですが、もう皆さんも大変お疲れと思いますが、最後まで一緒にお務めいただきたいと思います。

師走に入り、日没時間が早いと、日めくりも早いものですね。もう師走も中旬となりました。寒さも、また、格別です。今晚は、なんか5度ぐらいになるような話をしております。私もお家ではおっかんの形見の綿入れを着て、暖をとりながら、来たる春を待ちわびたいと思います。また、懐も寒い寒いという師走ではなく、暖かいといって、少額でも暖かいと思ひながら、この時期を過ごしたいと思ひます。ある心理学者が言っておりました。気持ちの持ち方で暖かいと感じてくるそうです。私もそのように、健康で暖かい、そういう生活を暮らしていきたいという努力もしております。そして、私は市民から議席を与えてもらったので、市民や知人、友人たちのその生活環境向上のために、日々、活動することに邁進しているのです。本当の意味で、皆さん方の代弁者であり、代理者でもあるわけです。従って、今日もこの議会ライブをたくさんの方々がスマホなどで私の一般質問を聞いてくれるということでした。そして、時間の許す限り、議員仲間の分も聞いてくださいと私は願ひしております。

それでは、一般質問に入ります。

まず、1番目。私、4年前に議席をいただいて、ずっとこの件で本当に本当に指宿のことを、議会、市民、本当に考えているんだろうかと、本当に悩みながら勉強もさせてもらいました。打越市長は選挙公約で、地熱についてはゼロベースで、市民間の議論する場をつくり、その推移を見守るとパンフにあります。この考えは今も変わりませんか、お尋ねいたします。地熱の恵みプロジェクトは、既に市議会で賛成多数を持って、国への事業申請を数回行ってきました。私たち、指宿の発展を願う議員団は、早くから地熱発電を現実にもらうために、東京に幾度なく陳情に行きましたが、なんと驚くことに、一部の方が国会議員を連れて、指宿では反対が多いなどと要望先に話をし、苦言を呈していた、これは事実であります。このように指宿発展の起爆剤になる、この事業を妨害して、頓挫させた経緯があり

ます。また、関係企業グループに難癖をつけ、元従業員からの二重帳簿の存在、先ほど議会でもやっておりましたね、などの確信が取れていない情報で、行政に監査、調査の見直しなどを要求し、議会を混乱させました。また、ある議員は、国税局、警察に告発したと一般質問を行いました。未だに結果報告はなされていません。また、花農家のハウスではお湯の温度が下がった、色が変わったとの苦情があり、困っているとの具体的な指摘があったので、私は直ちに所有者とは市役所同僚でありましたので、あんなところの現場に行くから案内してくれと依頼しましたが、これも今ではなしのつぶてです。そのハウスに、先週行ってみましたら、所有者は既に変更されており、現在の所有者からは湯の色、温度も支障がないとの回答です。私はなぜ執拗にこの地熱問題を取り上げるかということの理由は、指宿市の自主財源へ、試算では年5,000万円の収入になるとの当局からの説明でした。今、成功しておれば、2億円の収入です、自主財源になっているはず。この財政難のときの救世主になってもらいたいとの一心からです。若者の採用や、観光、農業などに活用を早くしてもらいたいとの思いが強いのです。市長はこの経緯をどのように評価していますか。

次に、二つ目、令和5年度、次年度の予算編成について質問いたします。令和5年度の目玉となる予算がありますか。令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査の意見が議会に出されましたが、実質赤字及び連結実質赤字額はなかったと報告、報告がありましたが、これに間違いはありませんか。端的にお答えください。

これで、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 前原議員から幾つかの御質問をいただきました。まず、地熱の恵み活用プロジェクトについてであります。私はこの2月の選挙で、新しい産業については、市民の中で余談を持たずに、偏見を持たずに議論を積み重ねていく。市民の中での様々な合意や納得、了解が最も大事だというふうに訴えさせていただきました。その考え方は、今も、これは地熱のプロジェクトのみならず、様々に市が、本腰を入れて、いろんなこの事業にこう加わっていく場合には、そういった議論は非常に大事だろうというふうに思っています。さらに、この地熱の議論というのは、昨日もゼロカーボンの話がありましたけれども、やっぱりこのゼロカーボン全体の中で、今、国が柱にしているゼロカーボン政策と、それから、もう一つはデジタル、この二つが、今、国の政策の中心になっていますが、指宿でもどのような形で取り組んでいくのかということ、やっぱり市民ベースでもですね、いい議論ができた方がいいと。そして、その中から、市はこういうことを考えるべし、こういうことに取り組むべしというような声をいただきながら、我々もそれを受け止めていくのが、非常に大事なプロセスだというふうに思っているところです。ですから、今のところですね、そういう話をさせていただいたのちもですね、そういう、早く議論の場をつくってくれよという要望はですね、実は残念ながら、まだ、あまりあがってきていないという状況であります。場合によっては、この地熱に特化したり、温泉に特化するというよりは、再生エネルギーを中心

とした、このゼロカーボンというものについて、指宿市がどういう形で取り組んでいくか。こういった議論の場所をつくっていかないといけない。また、指宿市としても、国の方が、今、推しの政策として、中心に据えていますから、これはやっぱり、できるだけ十分に活用していった方がいいというふうに思いますので、そういう新しいことに取り変わっていくというのを、手続として、やっぱり市民の中で議論をし、そこで合意をつくっていくという努力は、やっぱりこれからもしっかりとやっていかなければならないなというふうに感じているところでもあります。

残余のものにつきましては、関係部長の方から答えさせていただきます。

**○総務部長（下吹越寿）** 地熱の恵み活用プロジェクトの経緯でございますけれども、地熱の恵み活用プロジェクトにつきましては、議会の賛成を経て、JOGMECへ事業申請を行いました。採択されなかった経緯がございます。本事業に対しては、賛成、反対、様々な御意見もございました。一連の経緯の中からも、市にどのような役割が求められているのか、しっかりと受け止めてまいりたいと思います。

続きまして、予算編成についてでございます。新年度の目玉になる予算があるかということでございますが、令和5年度の予算編成につきましては、去る10月11日に各部署、支所長、所属長等を対象に予算編成説明会を行い、現在、財政課を中心に各部署へのヒアリングを行っている最中でございます。従いまして、令和5年度当初予算の内容等につきましては、まだお示しできる状況にないところでございます。令和5年第1回定例会において、提案し、御説明させていただきたいと思っております。

それと、健全化判断比率について御質問がありましたけれども、監査の方からの意見も踏まえて、議会にも報告させていただいておりますので、端的に間違いはないということをお答えさせていただきます。

**○4番議員（前原五男）** 市長からは、ゼロベースというよりも、もうちょっとかさ上げた、スタートからちょっと上がったような、スタートラインを考えているように受けたんですが、非常にこれはバトンタッチの仕方が早くて、また、打越市長は早くバトンタッチをもらいに行って、走っていくというような、その感じがしておるんですけども、私、なぜこういふことを言うかという、先ほど来、私から見ればですよ、経済政策として、打越市長も経済を勉強されてきた、政経塾に行かれた方なので、ちょっとその辺の話が分かるとは思いますが、真逆かも分かりませんが、私の方はどちらかというと、わりかしじゃぶじゃぶ使えという言葉はよくないかしらんけれども、お金はある程度、ばらまかないと、お金は回収できないんですよ。特に、公共というところは、皆さん御存じのとおり、3割自治なんです、私がいつも言っているように。その3割自治のところでお金を貯めて、自前で全部やろうとしたら、これは無理がきますよ。それよりも、早く投資して、そして、それを回収できる事業を早く採択して、そして、みんなが気持ちワクワクするような、そうい

う環境を早くつくってもらいたいと思うところです。

ちょっと話題を変えまして、申し訳なかったんですが、実は九電が地熱を始めてから、早いもんで25年が過ぎております。この間、苦情がこの九電にあったんでしょうか、地熱のことについて。聞いておったら報告を、ここで発表していただきたいなと思います。指宿市じゃなくて、当時は山川町です。山川町に行った経緯も、私、お話ししました。前、石油開発事業団かな、というところが来て、指宿出身の方もいました。地元がかわいいんでしょう。そして、地元のその温泉の恵みを活用したいということがあったんでしょう。だけども、そのときも非常に反対がありました。当時は肥後市長でありました。肥後市長は皆さんに分かるいろいろな反対があるので、湯権現って御存じですよ、道上の、あの上の方を掘削しました。成功したんだけど、どうしようかなって悩んでおりました。でも、いろいろ大栗田になる、ある業界のメンバーが非常に反対を強くして、そのまんま止めてあります。

今でも、その場所には行けます。湯権現のちょうど裏側に、セメントで通路を造って、ちゃんとおいてあります。このようにですね、反対があったために、山川町の方に行ったという経緯があるわけです。企業というのは、やっぱり気持ちよく受け入れてくれないと、誰が来るもんですか。皆さん、議員をはじめ、本当にお金をあちこちばらまきたいという人であれば、私たちがそうですけれども、早くお金を作らなくっちゃ。だから、私は今、質問として、九電の地熱のところで本当にいろんな苦情が来ましたかということをお聞きしたのはそこなんです。そして、観光にもですね、相当、九電は寄与していると思います。展示室がありますね、皆さん。行ったことありますか、山川発電所に。

**○議長（下川床泉）** 前を向いて、お願いします。前を見て。

**○4番議員（前原五男）** はい。ありますよね。このようにして、あそこには修学旅行とか、地域の人たちとかいろんな方々が見学に行っております。そういうことをですね、考えると、その反対した業界の人たちも相当な益を、波及効果をいただいているわけですよ。本当は、あのときは申し訳なかったと、素直に頭下げるぐらいの人たちでなければ、私はこの指宿は、打越市長が言っているようにワンチームになれないと思いますよ。やっぱり、素直さがなければ。あのときはすまんかったね。私の考え違いでした。一言でいいわけですよ。そういうことを考えて、今、もう総務部長が手を挙げようとしているんですが、九電の方にですね、いろんな苦情があったか、その辺を把握しているか、お聞きしたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 苦情等については、承知しておりません。

**○4番議員（前原五男）** そうです。今、このようにですね、端的にお答えすりゃ、分かるんです。私自身も聞いておりません。そしてね、打越市長、もうゼロベースじゃないというのは分かりました。今すぐでもね、いろんな意味で、とりかかっていたきたい。アンケートを採ってもらいたい。そして、一番、地域のですね、福元区の皆さんに、どうか皆さん、座談会をやりましょうとかですね、そういうふうによく立ち上がっていただきたいと思います。

が、いかがですか。市長にお伺いします。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほど市長の方も御答弁しましたように、やはり関係者、浴用、農業用等で使用されている皆さんや、地熱、温泉資源を活用したい事業者、専門家、意見を持つ市民の皆さんなどの共有する場を設けて行く必要があるだろうと思いますので、そういう取組が、まず、最初だろうと思っています。

**○4番議員（前原五男）** 思うんじゃないかと、行動です。お金のいらぬ行動は、区の人たちとか、責任者とか、すぐに連絡すれば集めていただけますよ。

それからですね、ここは市長、お答えください、将来的なことです。2050年、カーボンニュートラル、その実現に向けた取組、アプローチは、今、どのように考えていますでしょうか。環境省のペーパーでは、再生エネルギーの主力電源化に資する施策などにより支援するとなっています。早く手を挙げた方が勝ちだと思いますよ。市長、このへんはいかがなもんですか。どのようにカーボンニュートラルをアプローチしていくか、そのお考えを教えてください。

**○市長（打越明司）** 指宿市では、令和3年の4月9日、ちょうど1年半前ですけれども、2050年までに二酸化炭素排出量実現ゼロを目指すゼロカーボンシティに指定をされたところであります。本市の指定は、全国で360番目、県内では4番目のスピードでありました。市役所の地球温暖化防止実行計画において、市役所における2013年度の二酸化炭素排出量に対し、つまり、9年前ですが、に対し、2023年度までに15%の削減を目指しているところであります。具体的には、省エネに向けた取組として、会議室や給湯室などは必要なときだけ点灯すると。退出時には必ず消灯する。空調の設定温度は冷房28度以上、暖房20度以下を徹底し、また、必要のない場所は積極的に消す。省資源に向けた取組としては、必要以上に資料等を作成しない、両面コピーなど、印刷方法の工夫をして、コピー枚数を削減するなど、現在、取組を進めているところでありますが、昨日も、そしてまた、今も、このゼロカーボン、あるいは脱酸素ということについては、今、様々に議論や政策が展開されているところでありますので、指宿市といたしましても、今、光熱水道費なんかの、この圧倒的な値上げ状況や、様々なことから、この節約、節減ということも含めてですね、取り組んでいく必要があるなということを改めて思っているところでありまして、これは2023年度までの15%削減という目標になっておりますけれども、その後の取組も含めて、しっかりと計画、議論していかないといけないというふうに思っています。

**○4番議員（前原五男）** 今、縮減というかな、節電をしていこうという話です。先ほど、私が言ったように、電気も大いに使いなさい、その代わりに、電気が点いているときは勉強するんだぞと、子供たちにおしりを叩きながら勉強させる、あるいは仕事をしてもらう、そのような方向で、私は常々、前向きに考えている。市長も前々、先ほどの答で、前向きに考えているということは分かりました。もう少し、前に、前に押し出していただきたいなと思って

おります。

市長がかねがね話題にしている、環境に負荷をかけないんだよと。先ほどの節電もそうでしょう。地熱は、そのためにも地熱は生かしたいと思いませんか。既に地熱発電での電力を活用して、もう既にですよ、地熱の電力じゃなくて、水素発電へのシフトが模索されているんです。八丁原を、ホームページで見たいと思います。建設会社が、既に水素ガスを貯蔵するための研究を始めております。従って、指宿にある地熱の恵みを全市民に享受させる考えはありませんでしょうか。私は、これは大事なことだと思います。だから、先ほど言いましたように、メニュー事業、国策のあるメニュー事業については、チャンスと思ったら、私は100mを20秒で走りまわりましたが、打越市長は10秒台で走っているでしょうから、早く早く、バトンタッチを早く受けているわけですから、もっと早く走れるようにですね。ほかの地域に遅れてはなりません。私は足は遅いけれども、後ろから押す力はあると思います。取り残されないように、積極的に行動するつもりはありませんか。また、先ほどもちょっと言いました。市民の意識調査をするつもりはありませんか。この意識調査については、そんなにお金が掛かる問題じゃありません。どうか、行政の皆さん、一生懸命、この辺あたりを、脱酸素のですね、反対する者はいないと思います。どうか勇気をもって動いていただきたいと思いますが、その意識をですね、市長、お答えいただきたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** エネルギーの確保という面で、その方法、手段として地熱発電、水素を活用した発電というふうな提案、提案というか、お言葉がありましたけれども、まず、結論を急がずに、できるだけ時間をかけて、きちんと議論していくことが大事だと。先ほど、市長も答弁しましたように、まず、関係者と議論をしていくことが大事だと思っております。それと、市民の意識調査についてですけれども、まずは現在、浴用や農業用等で使用されている皆さん、温泉資源を活用したい事業者、専門家、意見を持つ市民の皆さんなどが協議する場を設けることが必要だと考えております。今のところ、そうした協議をする場を設けてほしいというような声が上がっていないところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 部長も関与していると思うんですけども、地熱の恵みプロジェクト、これは既に、20年前から入ってきているわけですよ。いつから頑張れるんですか。先ほども私、言いました。披露しました。メニュー事業は100%補助だったわけですよ。それが、今では75%です。もっと下がりますよ、これ。そんな悠長な話をしとって、指宿の財政のない中に、早くしないと、ますます負担がかかっていきます。市長もこの辺もよくよく、部課長とよく話をさせていただいて、いつ頃したらどうなるんだと、助成金は。やっぱりその辺の、天秤を使ったやり方をですね、早くしていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。温泉資源の保護及び利用に関する条例の全部改正についてです。この改正案は、総務委員会の発議でしたか。それとも、皆さんから、行政の方からの主導でし



たか。どっちだったでしょうか、お聞きします。

**○総務部長（下吹越寿）** 本条例の改正案につきましては、他市の条例等を参考に、総務水道委員会所管事務調査報で出された意見も踏まえ、学識経験者や顧問弁護士とも相談しながら条例案を作成し、今議会へ提案した次第であります。

**○4番議員（前原五男）** さすがです。行政主導です。

次、お聞きします。掘削などの許認可権限はどこにありますか。国ですか。県ですか。それとも、市長ですか。これも、はっきりとお答えください。

**○市長公室長（渡部徹也）** 温泉の掘削に関する許可事務は都道府県となっております。

**○4番議員（前原五男）** そうなんですね。私も見させていただきました、法律を。そしたら、やっぱり県が許認可権限を持っているということです。幾らですね、市が縛りを付けても、これについては、既得権益者だけのですね、その保護が中心と、私は思います。それじゃなくて、もちろん、その人たちも大事です。だけれども、その人たちだけでなく、お湯を貰って、持っていない人についてもですね、先ほど言ったように、農業用のハウスに活用するとか、いろんなやり方があるわけです。そして、地熱バイナリー発電やスマート農業や、新しい分野に活用していく人たちには、この条例改正案からは、なんか後ろに引っ張られるようなですね、モニタリングはたくさんやらなきゃならない、いろんなことで、とてもないけれども、この、これを一読すると、ああ、止めたというような感じになりますよ。既得権だけでなく、全市民に恵みを分かち合おうではないですか。市長はこの条例改正案をどのように評価されていますか、お聞きいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 本条例案の趣旨は、特定の分野を極端に規制したり、締め出したりするものではありません。浴用であれ、農業用であれ、地熱発電であれ、温泉の資源を利用する全ての事業者、そして、市民が将来にわたって温泉資源を持続的に活用していけるよう、できる限り、例外を設けず審議していく、そのための手続を定めたものでございます。それと、全市民に恵みを分かち合おうではないかということでございますが、本市にとっては、温泉資源は貴重な地域資源の一つであり、利用する全ての方々が温泉資源を大切に、将来にわたって持続的に活用できることが最も望ましいことと考えております。そのことが、温泉資源の恵みを、市民みんなで分かち合っていくことにつながっていくものと考えているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 今ですね、みんなの、全市民が享受できるようにというような方向でつくったと言っておりますけれども、本当にそうですかね。私、思うんだけど、温泉を利用している人は、下水道から河川に入っております。どうですか。ここでね、爆弾じゃないんですけども、よくよく考えてください。下水汚泥にどれだけ重金属が入っているかということです。これは温泉水がほとんどなんですよ。そこをね、地熱発電だけを還元井で返さないというのであれば、当然、温泉も還元井を造って、元に戻すべきじゃないでしょう

か、皆さん。一方だけね、言ったって、それは駄目ですよ、やっぱり。同じような責任を持たないと。これは重たいですよ、私は。だから、今まで黙っていました。重金属があるために、畑に還元できないんですよ。いわゆる、終末処理場にある程度、相当なお金を掛けて、運搬しているはずですよ。これは温泉水ですよ、よく考えると。私はまずいと思います。正直な話が。一方だけに重負荷をかけて、一方だけはこのうのと、前から私は温泉を使っているんだからって、下水道にそのまま垂れ流しさせるというのは、これはよくないと思います。本当はこういう言葉を使いたくなかった、垂れ流しというのは。それを考えてですね、皆さん、よくよくその辺をですね、みんなが同じように享受、享受って私は言いました。やっぱり、みんなが仲良くやっていくためには、どうすべきかということを考えないといけないと思いますよ。私はその地熱のときに、湯量が変わったとか、色が変わったとか、枯渇したとかというのであれば、当然、そこにはキャップをして止めるんだよというものも、今度の改正案に書いてありますよね。これを即座に、申請のときに、これを全て読みました。このとおりに履行しますというのを、一文取っつけば問題ないわけですから、だから、申請だけじゃ駄目なんですよ、本当言えば。私はこれを読んで、この内容を理解しておりますというのを取らないと。そういうことをですね、取りながら、どうか、市長、指宿の発展のためにも、一部の人だけの享受じゃなくて、全市民が、農業をする人とか、あるいは、温泉プールを造りたいという人もいるでしょう。あるいは露天風呂を造りたいという人もいるでしょう。みんながそういう産業に携わってこそ、指宿の発展があると思います。市長、この、ちゃんと止めるんだよという、これについて、強制権を持ってやれる方法ってありますよね、お聞きします。

**○市長公室長（渡部徹也）** 今回、条例案を提出をさせていただきました。内容につきましては、先ほど部長からもありましたように、決してその地熱発電を締め出すとか、法律を越えた規制をかけるとか、そういった趣旨のものではございません。手続を定めて、ルールに則ってやっていただければ、当然ながら、地熱発電は可能であるというところが、まず第1点でございます。実際に事業計画を事業者の皆さんから提出をしていただく際の様式にですね、事業者の方に、私どもは本条例、規則を全て理解した上で、この事業計画を出しますという形のを添えて、御提出をしていただくようなことも、今、考えているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** みんなが享受できるようにしてあるということを知って、私は安心しました。

もう時間がないので、予算編成についてお伺いします。土木、建設など投資経費に要する予算は、令和4年度に比較して何%で編成する予定ですか、お聞きします。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほどの答弁と被る部分がありますけれども、令和5年度の当初予算の普通建設事業につきましても、まだお示しできる状況ではないところでございます。先ほ

ど言いましたように、今、その財政課でヒアリングをし、そこで査定を行っていくという手順になりますので、予算案につきましては、令和5年第1回の定例会において提案し、説明させていただきたいと思います。

**○4番議員（前原五男）** 今、工事がですね、道路の舗装にしても、50m、100mぐらいですね、こんなですね、凸凹ができるような舗装するよりも、もう少しですね、頑張っただけでやっていただきたいと思います。そして、塗装も剥げたようなところがあればですね、道路線も剥げたようなところがあれば、悲惨な景色になるので、観光指宿のためにも頑張っただけでほしいと思います。

これで、私のですね、一般質問を終わります。

**○議長（下川床泉）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第93号上程

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第93号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（打越明司）** 今回、追加して提出をいたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第93号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、御説明申し上げます。

本案は、次の二つの事業実施に必要な事業費を補正するものであります。

まず、一つは、物価高騰に伴う子育て世帯支援事業の一環として、市内に住む18歳以下の子供に、1人当たり1万円を、デジタル地域振興券又は共通商品券で給付する、指宿市子育てどんどん応援事業であります。

本事業は、令和4年12月31日時点で本市に住所を有し、かつ、平成16年4月2日から令和4年12月31日までに生まれた子供たちを対象とした事業であり、鹿児島銀行のキャッシュレス決済であるペイどんのデジタル地域振興券か、指宿商工会議所と菜の花商工会が発行する共通商品券にて1万円を給付するものであります。ペイどんによるキャッシュレス決済は、市内加盟店での使用に限定できることから、地域活性化にもつながる事業となっているところであります。

もう一つは、出産、子育て応援交付金事業であります。

本事業は、国の令和4年第2次補正予算で創設された事業であり、全ての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができる環境整備を目指した事業であります。具体的には、経済

的支援として妊娠届出時に5万円を、出生届時にさらに5万円を支給するもので、令和4年4月1日以降に出産された方も対象となっております。また、妊娠期から出産・子育てまでの期間、保健師等による家庭訪問や検診時の面談などにより、個々の様々なニーズを拾い上げ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援も充実させるものであります。

なお、本事業における交付金10万円につきましては、妊娠中や産後の病院受診などにも活用できるよう、現金での支給としているところであります。

その他、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第93号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第13号）についてであります。別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,045万円を追加し、歳入歳出予算の総額を284億4,040万6千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。

内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事項について、繰越明許費の追加をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、御説明をさせていただきますので、15ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節1報酬から節19扶助費までの合計6,084万6千円の補正につきましては、物価高騰に伴う子育て世帯支援事業に係る扶助費等を計上したものであります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬から節19扶助費までの合計2,960万4千円の補正につきましては、出産・子育て応援交付金事業に係る扶助費等を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金8,167万4千円の補正につきましては、説明欄にお示しの交付金でありませぬ。

款16県支出金438万3千円の補正につきましては、説明欄にお示しの交付金であります。

款19繰入金438万8千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款21諸収入5千円の補正につきましては、説明欄にお示しの雇用保険料被保険者負担金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分  
再開 午後 4時05分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第93号（質疑、委員会付託）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第93号については、文教厚生委員会に付託をいたします。休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

12月19日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、12月19日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 高 田 チヨ子

議 員 前之園 正 和

# 第 4 回 定 例 会

令和4年12月23日

(第4日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和4年12月23日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第76号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第77号 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の全部改正について
- 日程第4 議案第78号 指宿市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第80号 指宿市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第81号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第8 議案第82号 指宿市敬老祝金支給条例の全部改正について
- 日程第9 議案第85号 指宿市立開聞児童館条例の廃止について
- 日程第10 議案第92号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第83号 指宿市ヘルシーランド条例の全部改正について
- 日程第12 議案第84号 指宿市山川砂むし保養施設条例の全部改正について
- 日程第13 議案第86号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第14 議案第89号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第90号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第91号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第87号 令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第93号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第19 議案第88号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予

算（第2号）について

- 日程第20 審査を終了した陳情
- 陳情第15号 来年2月以降、より一層の円安で輸入物価高になることが予測でき、そのため、公的部門の公債発行が困難になるため、ヘルシーランドでの地熱開発や生活必需品の備蓄を求める陳情
- 陳情第16号 今年12月以降、気温低下に伴い、新型コロナウイルス感染症だけでなく、様々な感染症の流行が予測され、新型コロナウイルスの後遺症が酷くなるため、それらの対策として、イベルメクチンの個人輸入を呼びかけること等を求める陳情
- 日程第21 議案第94号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第95号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第96号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第97号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第25 議案第98号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第99号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議案第100号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第28 閉会中の継続調査について
- 日程第29 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新 宮 領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一

10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 德 郎
16 番 議 員	高 田 千ヨ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

1. 欠席議員

1 番 議 員	中 村 昭 二
---------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	教 育 長	吉 元 鈴 代
総 務 部 長	下吹越 寿	市民生活部長	増 永 智 美
健康福祉部長	山 元 成 之	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	星 倉 淳 一	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
水道事業部長	坂 元 一 博	山 川 支 所 長	中 島 裕 一
開 聞 支 所 長	山 下 秀 一	市 長 公 室 長	渡 部 徹 也
総 務 課 長	山 下 浩 二	経 営 改 善 推 進 室 長	木 下 英 城
財 政 課 長	東 忠 孝		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	池 水 拓 也
主幹兼調査管理係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下知恵議員及び山本敏勝議員を指名いたします。

△ 議案第76号～議案第80号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第76号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、から、日程第6、議案第80号、指宿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第76号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、から、議案第80号、指宿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について、までの5議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、5議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第77号について。条例を改正する上で、根本的にどこに問題があったのか。また、基本理念は何かとの質疑に対し、これまでの条例では、既存の井戸を使って発電事業をする場合、同意、不同意の対象となっておらず、報告案件という形で協議会に諮っていたが、改正案では可能な限り例外を作らず、既存泉源を使った発電についても、審議の対象として全てをテーブルに乗せるという形を取っている。また、審議をする中で、温泉資源の持続的な利用を担保していくという基本的な考えであるとの答弁でした。

総務水道委員会から出された所管事務調査報告書の中に、条例に盛り込んでほしい事項として5項目出したが、全て網羅されているのかとの質疑に対し、顧問弁護士と協議し、妥当性、実効性の観点から、罰則規定については条例に盛り込むことを見送った。理由について

は、温泉法、あるいは電気事業法等の中に、既に罰則規定があること。また、罰則規定を設けていない他市の同様な条例とのバランスを考慮したこと。それと、資源エネルギー庁が定めている地熱のガイドラインの中に、条例に違反した場合、認定基準に適合しないとみなされ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条に規定された認定の取消しという大変重たいペナルティが明記させていることなどが理由であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第78号について。この条例改正により、定年後に再任用を希望した場合、全員採用しないといけなくなるのかとの質疑に対し、今回の定年引上げに伴う採用については、選考により任命権者が行うものであり、選考の結果、採用されない職員が生ずることも考えられる。過去においても、その選考の過程で採用されなかった者がいたと承知しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第80号について。この条例によって実際に関わる土地があるとすれば、どれくらいあるのかとの質疑に対し、方限名義の筆数については約700筆あるが、今は表題部だけなので、権利部の中で具体的に方限名義を変えたいという相談は年に1・2件程度あるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第76号及び議案第79号の2議案については質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第76号から議案第80号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は、可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第80号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第81号，議案第82号，議案第85号及び議案第92号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（下川床泉） 次は，日程第7，議案第81号，指宿市印鑑条例の一部改正について，から，日程第10，議案第92号，指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について，までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は，文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ付託されました，議案第81号，指宿市印鑑条例の一部改正について，議案第82号，指宿市敬老祝金支給条例の全部改正について，議案第85号，指宿市立開聞児童館条例の廃止について，及び，議案第92号，指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について，の4議案について，審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る12月5日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果，4議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第81号について。マイナンバーカードの使用が拡充されると情報漏えいが不安だが，セキュリティ対策はどのように考えているのかとの質疑に対し，コンビニ交付においては，店舗内のマルチコピー機を本人が操作するため，申請から交付まで他人の目に触れないので，個人情報保護される。また，証明書の取得は，専用のネットワークを使用して，通信内の暗号化と証明書取得後のデータを残さないようにすることにより個人情報の漏えい対策はされているので，交付された証明書は，スキャナーで読み取ると問い合わせサイトで改ざんされていないかどうか確認することができる。マルチコピー機は，画面表示や音声案内により，マイナンバーカードと証明書の取り忘れ防止などの対策も実施されているとの答弁でした。

マイナンバーカードの申請から交付までの時間が掛かりすぎるので，早くできないかとの質疑に対し，申請後，国に写真等のデータを送付してから，国からは1か月少々掛かっている。市役所に届いてからも，交付する前の設定作業などがあり，1か月半ほど掛かっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，議案第82号について。支給対象区分を8段階から5段階に変更するということだが，

予算的にどれくらい縮減されるのかとの質疑に対し、現在の8段階の場合、令和4年10月末現在で、令和5年度の該当者では1,800万円ほどになるが、改正後は1,000万円ほどになる見込みで、800万円ほどの減額になると予測しているとの答弁でした。

現行の8段階から、改正後5段階になることを補完する形で、社会福祉協議会から記念品が出るが、社協とは連携、協議がされているのかとの質疑に対し、改正を行うに当たり、社会福祉協議会とは協議している。今までは両方からもらっていたものを、市が支給する分と社協が支給する分を分けるということで、事務局長と会長間である程度了承をいただいている。正式には社協の役員会で決まる形になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第85号について。開聞児童館の登録児童がゼロということは、開聞地域全体に対象児童が全くいないということかとの質疑に対し、少子化により、地域内の児童数も減少している。開聞地域内にある保育園の園児数も減少しており、定員割れをしている現状であるとの答弁でした。

児童館の建物は、今後どのような運用、活用していくのかとの質疑に対し、現在は児童館の機能のほか、避難所と投票所という機能があるが、避難所としては、耐震がないので実際に使用された経緯はない。投票所としても開聞児童館自体が地域から離れた所にあることから、ほとんどの方が車を利用するので、今後の対応は選挙管理委員会で調整をしていくことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第92号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） 議案第82号、指宿市敬老祝金支給条例の全部改正について、反対の討論を行います。

敬老祝金支給条例の改正については、第2回定例市議会において、一度上程されましたが、出席議員の全員が反対して否決になりました。反対の理由はそれぞれでしたが、私たちは住民の福祉の増進を図ることを基本とするという地方自治法の基本理念に照らして、このような市民への犠牲、福祉の後退があってはならないとして反対をしました。また、あまり

にも性急すぎる、時期尚早だということからの反対もありました。そういう経緯の中で、今回の全部改正であります。第2回定例市議会以降、議会に対して、あるいは市民に対してどのような説明をし、理解を得てきたのでしょうか。時期尚早ではなく、時期はきたのでしょうか。全く理解を得るための努力をした姿が見えません。また、改正内容にしても、若干削減の幅は狭まったとはいえ、現行8段階から80歳、85歳、90歳、99歳の各年齢における祝い金をなくすものとなっています。8段階であれば、1,832人対象となっていたものが、改正によれば、資料によると、そのうち約7割弱がもらえなくなります。額にすれば、約1,800万円から約1,000万円になるとのことです。正に福祉の後退であります。財政上の問題だと言うかもしれませんが、手を付けるべき分野ではありません。

以上のようなことから、福祉の後退を許さず、市民の暮らしを守る立場から反対をいたします。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第81号、議案第85号及び議案第92号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号、議案第85号及び議案第92号の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 指宿市敬老祝金支給条例の全部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第83号及び議案第84号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第11、議案第83号、指宿市ヘルシーランド条例の全部改正について、及び、日程第12、議案第84号、指宿市山川砂むし保養施設条例の全部改正について、

の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ付託されました、議案第83号、指宿市ヘルシーランド条例の全部改正について、及び、議案第84号、指宿市山川砂むし保養施設条例の全部改正について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第84号について。条例では山川砂むし保養施設の開館時間が午後5時までになっているが、季節によって変えるのかとの質疑に対し、条例の中で開館時間については変更できることになっているので、開館時間の延長については検討して変更していくことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第83号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第83号及び議案第84号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号及び議案第84号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第86号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第13、議案第86号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第86号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について。燃料費高騰などの影響による光熱水費の増額ということだが、電気料が上がらない政策というのとは考えていないのかとの質疑に対し、今、様々な事情で燃料費が高騰し、電気料は年々上がっており、当初予算の1.5倍ぐらいになっている。このような状況を受けて、数社から燃料費の高騰を抑えるための提案等もあることから、今後は燃料費の減額ができないか検討したいと思っていると答弁でした。

国から、令和3年10月に脱炭素、カーボンニュートラルということで、各自自治体へ通達があったと思う。その中に、電気料を削減するために太陽光パネルを使う事業があるが、それについてどう考えているのかとの質疑に対し、ゼロカーボンに関する国からの通知というのは、窓口が環境政策課になっているが、職員を対象にゼロカーボンの研修会等を実施しており、国の補助事業を使ったゼロカーボンに向けた業者からの提案等もあることから、今後、検討していければと思っていると答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。防犯灯の電気代は年間どれぐらいかとの質疑に対し、今年度は690万円程度を見込んでいるとの答弁でした。

電気代が高騰しているが、防犯灯を設置するのに何か対策など考えていないのかとの質疑に対し、防犯灯も含めて、全体的に電気代が上がっているので、本市もゼロカーボンシティ宣言をしていることから、庁舎も全て含めた形で、何らかの対策や工夫が必要だろうと思っていると答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、財政課所管分につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

また、デジタル戦略課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第86号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、山川市民福祉課所管分について。屋根付きゲートボール場の雨漏りによって、グラウンドが傷んでいるということだが、屋根の補修については検討したのかとの質疑に対し、ゲートボール協会の役員の方々に簡易的な補修をしていただいた。山川支所の職員も簡易的ではあるが、屋根に上がって補修をしてきた。大雨が降ると雨漏りしてくるので、グラウンドの整備をするまで、あと1・2回、補修を計画しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。生ごみ処理機購入補助については、申請増により予算不足が生じているということだが、その要因は何かとの質疑に対し、室内における電気式の需要が高まっていると考えている。電気式は単価が高いので、その分予算不足が発生したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。新型コロナウイルスワクチン接種後に健康被害が出た場合の補償は国がするのか、それとも、指宿市として何らかの対応をするのかとの質疑に対し、予防接種法に基づく臨時接種となっている。健康被害に対する補償は国が全額を負担するとの答弁でした。

健康被害の認定は難しいと思うが、どのような状況であれば補償されるのかとの質疑に対し、健康被害を受けたと本人が考えていれば、健康被害の給付費の申請をすることになり、市町村での健康被害審査会を経て、その結果を県に進達して、県が国に進達をする。その後、国が審査判定をして結果が出るとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿商業高等学校所管分について。電気料金の高騰により予算を増額するということだが、指宿商業高校ではどんな節電対策を取っているかとの質疑に対し、電気料を最も使う要因は、空調関係になる。今年の夏は猛暑が続き、空調を絞って使うというのは厳しい部分があったが、しっかりと各教室の空調時間を管理しながら、できるだけ無駄な使用をしないようにしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について。電気料や光熱費の増額は今回の補正に入っているのかとの質疑に対し、今回の補正には入っていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、市民課、長寿支援課、地域福祉課、教育総務課、学校教育課、歴史文化課の各所管分につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

また、税務課、国保介護課、社会教育課の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第86号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。山川多目的研修館の故障した動力ミンチの買替えの予算ということだが、この機械についてはどれぐらいの利用がなされているのかとの質疑に対し、動力ミンチについては、主にみその加工に使用しており、令和3年度は24団体6,234kg、令和2年度は20団体5,192kg、令和元年度は19団体5,060kgの実績となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。南部揚水機場の電気料高騰に伴う補正ということだが、電気料の値上げというのは、何%ぐらい上がったのかとの質疑に対し、令和3年度と比

較すると約1.2倍、令和2年度と比較すると約1.5倍となっている。最も高騰の要因となっているのが燃料費等調整額で、令和4年4月で1kw当たり1.5円だったが、10月には3.45円で2.3倍となっている。この燃料費等調整額だけで10月は92万3千円となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について。国民体育大会事業費の備品購入費とはどういうものかとの質疑に対し、国民体育大会の開催準備を鹿児島県コロナ感染対策のガイドラインに基づき進めており、先催県の栃木県の視察もしたところ、様々な感染対策を取られていた。今回、臨時交付金を活用して、非接触型の検温消毒器、ペダル式の消毒液スタンド等の備品を購入し、国体後は基本的には体育施設等に常設したいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。砂むし会館砂楽のオイルサービスタンク周りの改修について、予算が高額だが、タンクの取替えだけでなく配管工事なども含まれているのかとの質疑に対し、タンクの取替えに伴って、燃料の送油ポンプ、返油ポンプ、配管の取替えが含まれているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。市営住宅の内装等の修繕料の見込み増ということだが、何戸分が見込まれるのかとの質疑に対し、今後必要な修繕料ということで、どこの分ということではなく、過去3年間の修繕件数及び修繕料を基に、現在の執行額に不足する額を計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。宿泊割引事業などの宿泊施設に対する補助について、これはいつまでという期限があるのかとの質疑に対し、現段階では3月末までの実施で考えているとの答弁でした。

スポーツ・文化交流大使を廃止し、今後は観光大使として活動していただくということだが、スポーツ・文化交流大使の予算を減額した分、観光大使の予算を増額する必要はないのかとの質疑に対し、観光大使に関わる予算については、現在の予算残額で対応できることから増額補正せずに、スポーツ・文化交流大使の予算の減額だけという対応をさせていただいたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、農業委員会事務局、商工水産課、建設監理課、土木課、都市・海岸整備課の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第89号～議案第91号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

○議長(下川床泉) 次は、日程第14, 議案第89号, 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について, から, 日程第16, 議案第91号, 令和4年度指宿市温泉供給事業会計補正予算(第1号)について, までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は, 総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので, 総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(東勝義) 総務水道委員会へ付託されました, 議案第89号, 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について, から, 議案第91号, 令和4年度指宿市温泉供給事業会計補正予算(第1号)について, までの3議案について, 審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては, 既に提案理由の説明がなされておりますので, 省略させていただきます。

本委員会は, 去る12月2日に審査いたしました結果, 3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑, 意見について申し上げます。

まず, 議案第89号について。水道光熱費の増額ということで, 動力費の分は747万6千円ということだったが, 一般の電気代はどれぐらい上がっているのかとの質疑に対し, 一般の分については, 5万3千円を増額しており約10%増, 動力費については, 約15%の増となっていたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第90号について。1,800万円の債務負担は、燃料価格高騰によるものかとの質疑に対し、債務負担については、価格高騰によるものではない。汚泥処理については、最終処分場のエコパークかごしまへ搬出する方法と、焼却後にセメントの原料に再利用する方法で行っている。令和5年4月分からの汚泥処理を行うに当たり、運搬業者の入札をする必要があることから、債務負担を計上するものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第91号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第89号から議案第91号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第91号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第87号及び議案第93号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第17、議案第87号、令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、及び、日程第18、議案第93号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第87号、令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、及び、議案第93号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日及び12月16日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第87号については、質疑、意見ともにありませんでした。

次に、議案第93号についてのうち、地域福祉課所管分について。給付方法がデジタル地域振興券と共通商品券の2通りになることで、その分委託料も掛かると思うが、なぜこの選択をしたのかとの質疑に対し、現金の場合は市外で使用することができるので、市内で使用していただくために二つの方法としたとの答弁でした。

デジタル地域振興券の利用可能店舗数と、利用する際の期限はどうなるのかとの質疑に対し、Payどんの加盟店185店舗と、コンビニ等のスマートコード加盟店の47店舗、計232店舗で利用でき、期間は令和5年3月12日から8月31日までを計画しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、健康増進課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第87号及び議案第93号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号及び議案第93号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第88号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第19、議案第88号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業

特別会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ付託されました、議案第88号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、原材料費の価格高騰に伴う予算の増額という説明があったが、どのようなものがどれくらい上がったのかとの質疑に対し、原則、年間で契約しており、主に使用する原材料の価格の高騰はないが、契約以外の原材料で、食用油が5月は680円だったものが9月には800円に、黒豚の肩ロースは税抜きで昨年度2,400円だったものが3千円ぐらいになり、そのほか、カットわかめなどの価格も高騰しているとの答弁でした。

次に、来年度からインボイス制度が始まるが、インボイス制度に未登録の事業者を排除するというようなことはないかとの質疑に対し、現在、そのようなことは考えていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第20、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第15号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ付託されました、陳情第15号、来年2月以降、より一層の円安で輸入物価高になることが予測でき、そのため、公的部門の公債発行が困難になるため、ヘルシーランドでの地熱開発や生活必需品の備蓄を求める陳情、について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日に審査いたしました結果、この陳情は、物価高騰に伴い、今後、国の公的部門の公債の発行が困難になるということで、ヘルシーランドでの地熱開発のシミュレーションをしたらどうかということだが、あくまでもヘルシーランドでの地熱開発というのは、地熱の恵み活用プロジェクトにのっとった形で進めて行くということで、価格高騰によって進めて行くものではないと考える。また、物価高騰に関しては、国の支援策があり、それに準じた形で市も行っていけばよいというふうに考えている。よって、この陳情は不採択とすべきであるという意見と、ヘルシーランドの地熱開発については、議会でも賛否が議論された。地中のことで分からないことをするよりも、国が進めているカーボンニュートラルの中の太陽光発電なり、自家発電したものを自家消費することで予算の削減ができると考える。生活必需品の備蓄については、国の方針にのっとって各自治体でやるべきではないかと思うことから、この陳情は不採択とすべきであるという意見と、ヘルシーランドの地熱開発については、あくまでもこれは地熱開発のプロジェクトの中で推進すべき問題であって、我々がこの陳情を採択とすることについてはいかなるものかと思っている。生活必需品備蓄については、国の施策もある。指宿市においても、消費期限との関係があって、それらの商品の入替えというのは、随時、業者と打ち合わせし、期限を守りながらやっているということから、この陳情は不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第15号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(下川床泉) 起立なしであります。

よって、陳情第15号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第16号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(新宮領實) 文教厚生委員会へ付託されました、陳情第16号、今年12月以降、気温低下に伴い、新型コロナウイルス感染症だけでなく、様々な感染症の流行が予測され、新型コロナウイルスワクチンの後遺症が酷くなるため、それらの対策として、イベルメクチンの個人輸入を呼びかけること等を求める陳情、について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日に審査いたしました結果、新型コロナウイルスワクチンの予防接種が始まった頃は、イベルメクチンの有効性について、確かな情報ではないが、ニュース等で話が出ていた。しかし、このイベルメクチンの個人輸入を市が呼び掛けるというのはおかしいのではないか。個人の裁量でやっていただければいいと思うので、不採択とすべきという意見と、イベルメクチンは、体内に寄生する糞線虫や疥癬の治療薬というところから始まっており、新型コロナウイルスの治療薬としては承認されていないので、不採択とすべきという意見と、イベルメクチンは、コロナに対しての治療薬ということでは、国もまだ認めてはいない。ただ、個人で輸入するのは自由にできるということであって、それを市議会でどうにかしてほしいということを進めていくということはどんなものか。ワクチン接種も5回目が始まり、飲み薬もできてきているので、これらを進めていくことのほうが重要であると思うので、この陳情は不採択とすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(下川床泉) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第16号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第16号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(下川床泉) 起立なしであります。

よって、陳情第16号は、不採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

○議長(下川床泉) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第94号～議案第100号一括上程

○議長(下川床泉) 次は、日程第21、議案第94号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、から、日程第27、議案第100号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第5号)について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(打越明司) 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件4件の計7件であります。

提案理由の説明の前に、一つ、議会に報告をさせていただきます。議員の皆様方も既に御承知のとおり、高病原性鳥インフルエンザが12月22日現在、国内22の道県で47事例発生しており、県内におきましても、出水市での発生をはじめ、南九州市、阿久根市での12例の発生が確認をされております。12月17日には、お隣、南九州市穎娃町の採卵農場で死亡したニワトリが確認され、簡易検査を行ったところ、鳥インフルエンザの陽性が判明し、18日から殺処分等の防疫措置が行われ、19日朝には3万5千羽の殺処分が完了したところであり、県内での殺処分は累計で約140万3千羽に及んでいるところであります。現在、市内におきまして

は、愛玩用のニワトリを含む15件の養鶏農家、24農場、60万羽余りの鳥が飼養されているところであり、全農家に確認を行いましたところ、異常を示すニワトリは確認されておりませんが、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にありますことから、本日の会議終了後、即座に指宿市特定家畜伝染病対策本部を設置することといたしました。対策本部は、万一、本市で伝染病の発生が確認された場合に、速やかに防疫措置等の対応策を講じることができる体制を整えることを目的としておりますので、御報告をさせていただきます。

それでは、改めまして、本日、提出いたしました7件の議案につきまして、提案理由を説明いたします。

まず、議案第94号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、ですが、本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の給料表及び勤勉手当の支給率を改定するため、これらの条例の所要の改定をしようとするものであります。

次に、議案第95号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び、議案第96号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、の2議案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

その他の議案及び詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（下吹越寿） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第94号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、改正内容を御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

まず、第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、一般職の勤勉手当について、令和4年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の95から100分の105に改定しようとするものであります。また、別表第1の給料表について、初任給及び若年層の給与月額を、平均で0.3%の引上げ改定をしようとするものであります。

次に、7ページを御覧ください。

第2条も指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1条と同じ条例の改正であります。施行期日が第1条と異なることから、条を分けて改正するところであります。改正の主な内容は、令和5年度以後の一般職の勤勉手当の支給割合を、6月、12月とともに、現行の100分の95から100分の100に改定しようとするものであります。

第3条及び第4条は、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、こちらも同一条例ではありますが、施行期日が異なるため、条を分けて改正しております。

まず、第3条では、特定任期付職員の給料表の1号級について、1千円の引き上げを改定しようとするものであります。また、令和4年12月の特定任期付職員の期末手当の支給割合を、現行の100分の162.5から100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に、第4条では、令和5年度以後の特定任期付職員の期末手当の支給割合を、6月、12月とともに、現行の100分の162.5から100分の165に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項において、第1条及び第3条の改定後の給料表並びに勤勉手当及び期末手当の支給割合の施行期日を公布の日とし、令和4年4月1日から適用しようとするもので、第2条及び第4条につきましては、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

次に、附則第3項で、改正前のそれぞれの条の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めております。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第95号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、改正内容を御説明申し上げますので、10ページを御覧ください。

まず、第1条で、議会議員の令和4年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の162.5から100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。第2条では、令和5年度以後の議会議員の期末手当の支給割合を、6月、12月とともに、現行の100分の162.5から100分の165に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項で、第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、令和4年12月1日から適用しようとするもので、第2条の施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

次に、附則第3項で、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めております。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第96号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、改正内容を御説明申し上げますので、12ページを御覧ください。

まず、第1条で、特別職の令和4年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の162.5から100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。第2条では、令和5年度以後の特別職の期末手当の支給割合を、6月、

12月とともに、現行の100分の162.5から100分の165に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項で、第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、令和4年12月1日から適用しようとするもので、第2条の施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

次に、附則第3項で、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めております。

次は、提出議案の13ページを御覧ください。

議案第97号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,599万2千円を追加し、予算の総額を284億6,639万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から説明させていただきますので、15ページを御覧ください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上しておりますが、これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、26ページからの給与費明細書を参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款19繰入金2,599万2千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○開聞支所長（山下秀一） それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の14ページを御覧ください。

議案第98号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の31ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ35万7千円を追加し、予算の総額を2億1,679万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から説明させていただきますので、40ページを御覧ください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費35万7千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の補正であります。なお、詳細につきましては、

41ページの給与費明細書を参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、39ページを御覧ください。

款4繰入金35万7千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、唐船峡そうめん流し整備等基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道事業部長（坂元一博） それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の15ページを御覧ください。

まず、議案第99号、令和4年度指宿水道事業会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を9万6千円増額し、水道事業費用を6億8,984万1千円に、営業費用を6億3,788万5千円にしようとするものであります。

支出の内訳につきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の増額であります。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を9万6千円増額し、1億2,249万5千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の16ページを御覧ください。

議案第100号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書の19ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を24万1千円増額し、公共下水道事業費用を7億8,983万9千円に、営業費用を7億3,512万5千円にしようとするものであります。

支出の内訳につきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の増額であります。

第3条におきまして、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を24万1千円増額し、4,334万円にしようとするものであります。

なお、23ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、御参照いただ

きますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時44分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第94号～議案第100号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第94号から議案第100号までの7議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号から議案第100号までの7議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

新宮領實議員。

○7番議員（新宮領實） 議案94・95・96・97各号について、一括して反対討論をします。

経費削減を言いながら、ましては身を切る改革もない中、それぞれの給与の賃上げはもっての外の論外と考えます。敬老祝い金の縮減を断行する中、これでは本末転倒ではないでしょうか。コロナ禍の中、生活苦にあえぐ市民の皆さんから、到底御理解いただけるものではないし、御支持もいただけません。反発を招くだけです。

以上のことを鑑み、反対とさせていただきます。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第98号から議案第100号の3議案を一括して採決いたします。

3議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号から議案第100号の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(下川床泉) 起立多数であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(下川床泉) 起立多数であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(下川床泉) 起立多数であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第14号)について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(下川床泉) 起立多数であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉会中の継続調査について

○議長（下川床泉） 次は、日程第28、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

文教厚生委員長及び広報特別委員長から、所管事務調査を行うため、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△ 議員派遣の件

○議長（下川床泉） 次は、日程第29、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、1月17日、鹿児島市で開催されます、鹿児島県市議会議長会主催の議員研修会及び2月上旬開催予定の議会報告会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 閉議及び閉会

○議長（下川床泉） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和4年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 松 下 知 恵

議 員 山 本 敏 勝

参 考 资 料

議 員 派 遣 書

令和 4 年12月23日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 令和 5 年 1 月17日 (1 日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか17人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

議 員 派 遣 書

令和4年12月23日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的

市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するため

1 指宿市議会基本条例第12条の規定に基づく議会報告会

- (1) 派遣場所 指宿市内
- (2) 期 間 令和5年2月上旬（数回）
- (3) 派遣議員 議長ほか17人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。